

川 本 町
一般廃棄物処理基本計画(第5次計画)
(中期計画 令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

邑智郡総合事務組合

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の位置づけ.....	1-1
第2節 計画の期間.....	1-2
第3節 計画対象廃棄物.....	1-3

第2章 地域特性

第1節 自然環境.....	2-1
第2節 社会環境.....	2-4
第3節 都市環境.....	2-7
第4節 総合計画.....	2-9

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 廃棄物処理の現状と課題.....	3-1
第2節 ごみ処理の目標.....	3-34
第3節 施策の体系.....	3-50
第4節 重点施策.....	3-51
第5節 排出抑制の推進（排出抑制計画）.....	3-58
第6節 リサイクルの推進（再資源化計画）.....	3-63
第7節 適正処理の推進（ごみ処理計画）.....	3-65
第8節 その他の計画.....	3-78

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 水環境・水質保全の状況.....	4-1
第2節 生活排水処理の現状と課題.....	4-4
第3節 生活排水処理計画.....	4-19

検討資料

第1章

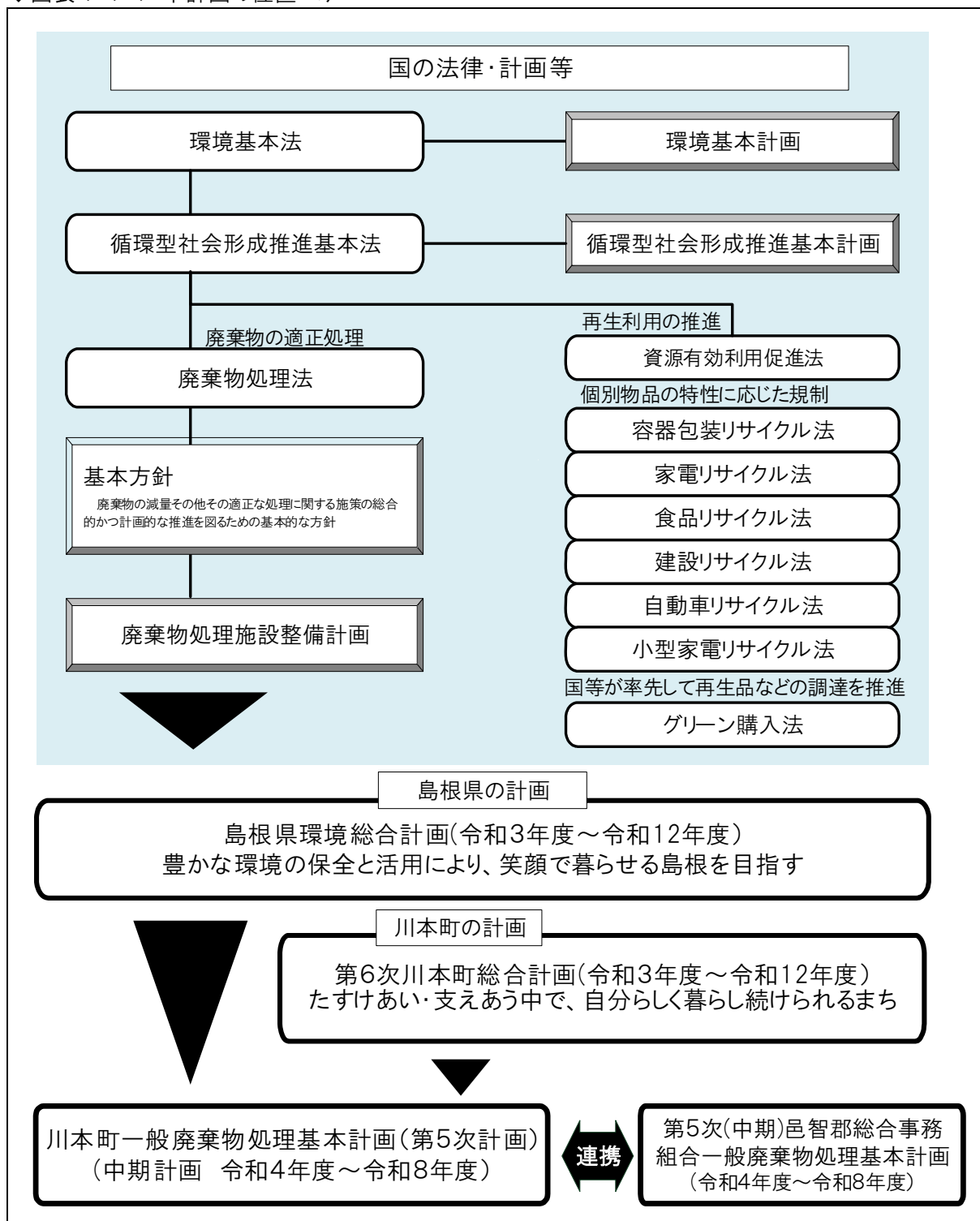
計画策定の趣旨

第1節 計画の位置づけ

川本町一般廃棄物処理基本計画（第5次（中期）計画）（以下「本計画」という。）は、川本町（以下「本町」という。）が廃棄物処理法第6条に基づき策定したものである。

本計画は、図表 1-1-1 に示すように、国の法律・計画並びに島根県環境総合計画と整合したものである。

◆図表 1-1-1 本計画の位置づけ

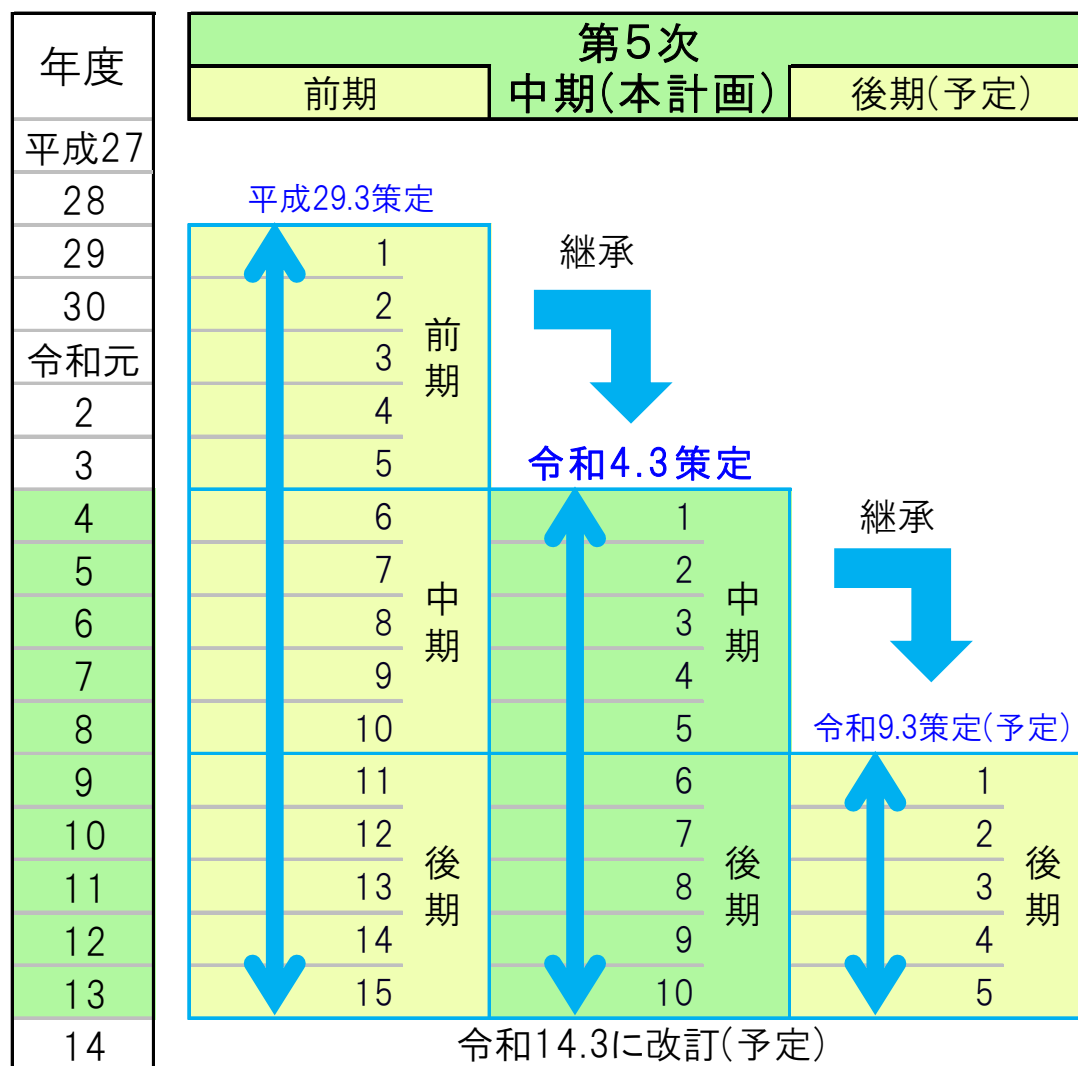


注) 法律名は略称とした。

第2節 計画の期間

本計画は、既定計画である「川本町一般廃棄物処理基本計画（平成 29.3）」（以下「前期計画」という。）を継承する中期5年間ににおける計画として位置づけるものである。

◆図表 1-2-1 計画の期間



計画目標年度 ⇒ 令和 13 年度

- ・ 計画の期間を 10 年間とし、計画目標年度を令和 13 年度とする。

基準年度 ⇒ 令和 2 年度

- ・ 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すものである。本計画では、令和 2 年度とする。

数値目標年度 ⇒ 令和 8 年度

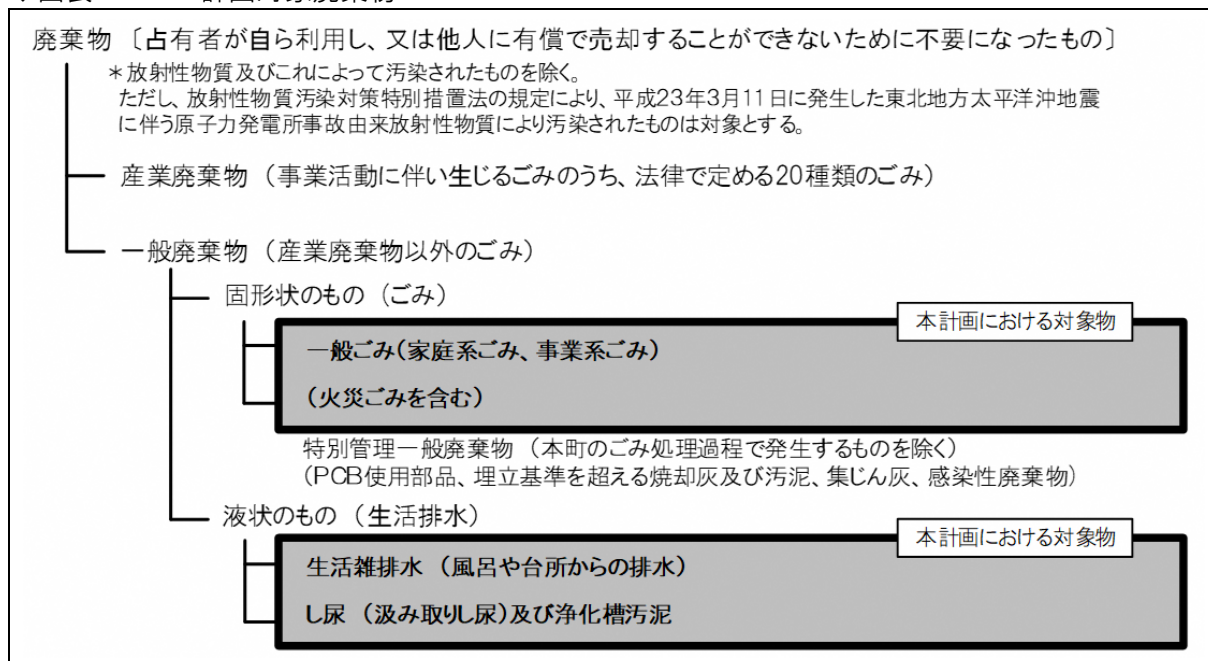
- ・ 本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、数値目標年度を 5 年後の令和 8 年度とする。

第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とする。

なお、ごみのうち、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-3-2 に示すとおりとする。

◆図表 1-3-1 計画対象廃棄物



◆図表 1-3-2 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	処理・処分先
PCB使用部品	・本町では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。
集じん灰	・本町では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。 （本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く）
感染性医療系廃棄物	・本町では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
家電リサイクル法適用物	・家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店引き取りとする。
パソコン	・資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。
その他本町で指定する処理困難物 （収集も処理もできないごみ）	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 ・あぜなみ、稲ハデ（鉄製）、農薬、農薬のいれもの（紙以外）、農業用ビニール・ナイロン、ハウス用パイプ、肥料袋、エンジン式農業機械（草刈機・チェーンソー等）、漁網 ・オートバイ、電動カート、タイヤ及びホイール（自動車・オートバイ）、バッテリー（車、オートバイ等）、自動車部品、発煙筒（使用前）、発電機 ・ガスボンベ（LP・プロパン等）、炭酸ガスボンベ（再充填使用を前提とするボンベ）、火薬類（使用前の花火等）、消火器、廃油（家庭用食用油以外）、毒物・劇薬指定品、薬品類、 ・家庭用大型給湯機、金庫（事業系・法人のもの）、小型焼却炉、コピー機（大型のもの）、スプリングマットレス（スプリングと布に分離してあれば受入可能）、太陽熱温水器（パネル含む）、ドラム缶、墓石、軽トラック1台を超える多量の瓦・コンクリート破片・ブロック・レンガ、ボタン電池

注）放射性廃棄物について

国においては、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境汚染により人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが緊急の課題となっていることを踏まえ、平成23年8月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故より放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）を公布した。よって、当該廃棄物についてはこの法律によるものとする。

第2章

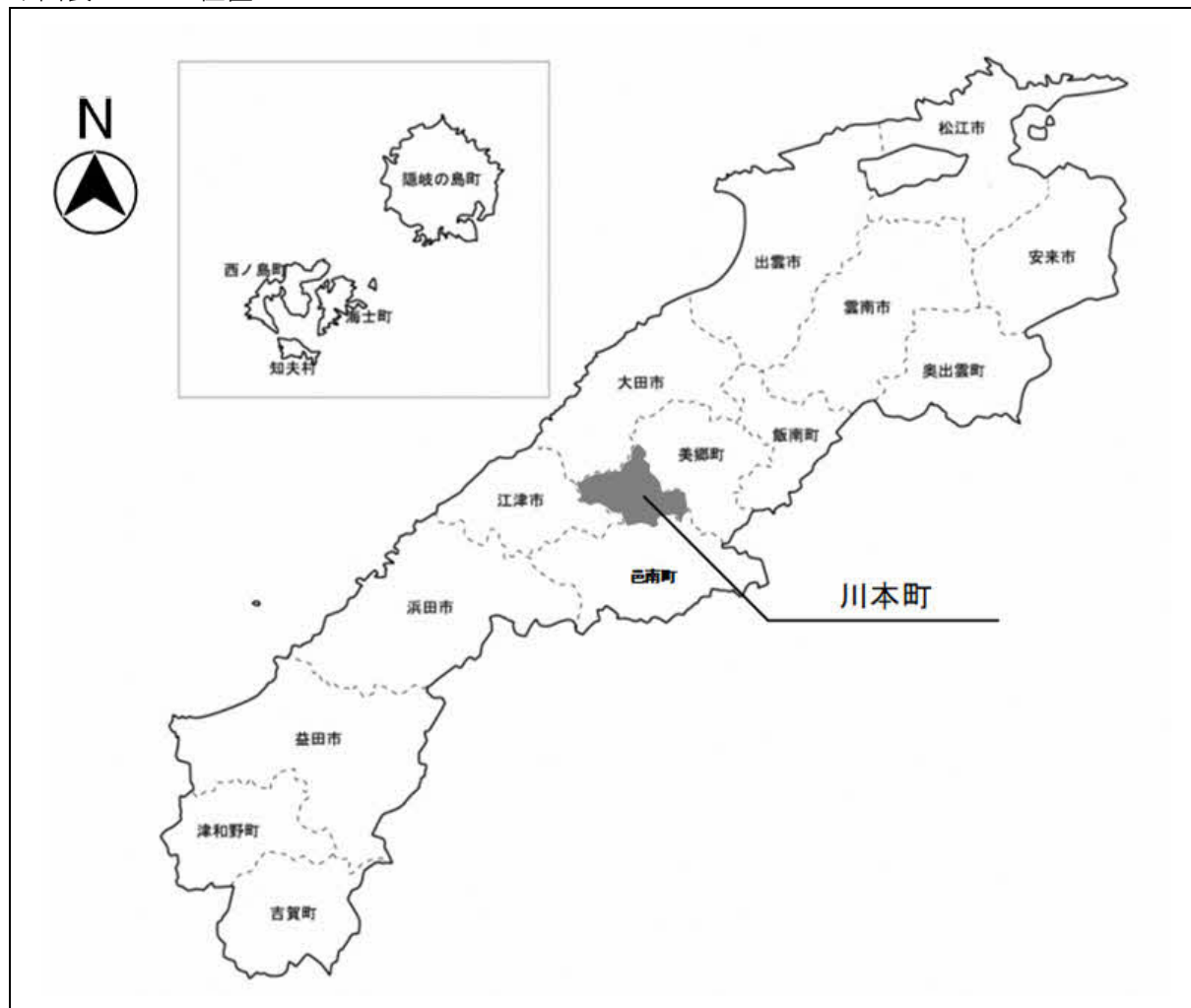
地域特性

第1節 自然環境

1. 位置・面積

本町は、島根県の中中部、中国地方全体の中央部に位置し、北は大田市、東は美郷町、南は邑南町、西は江津市と接している。令和3年4月1日現在の面積は106.43km²(国土地理院『全国都道府県別面積調』)である。

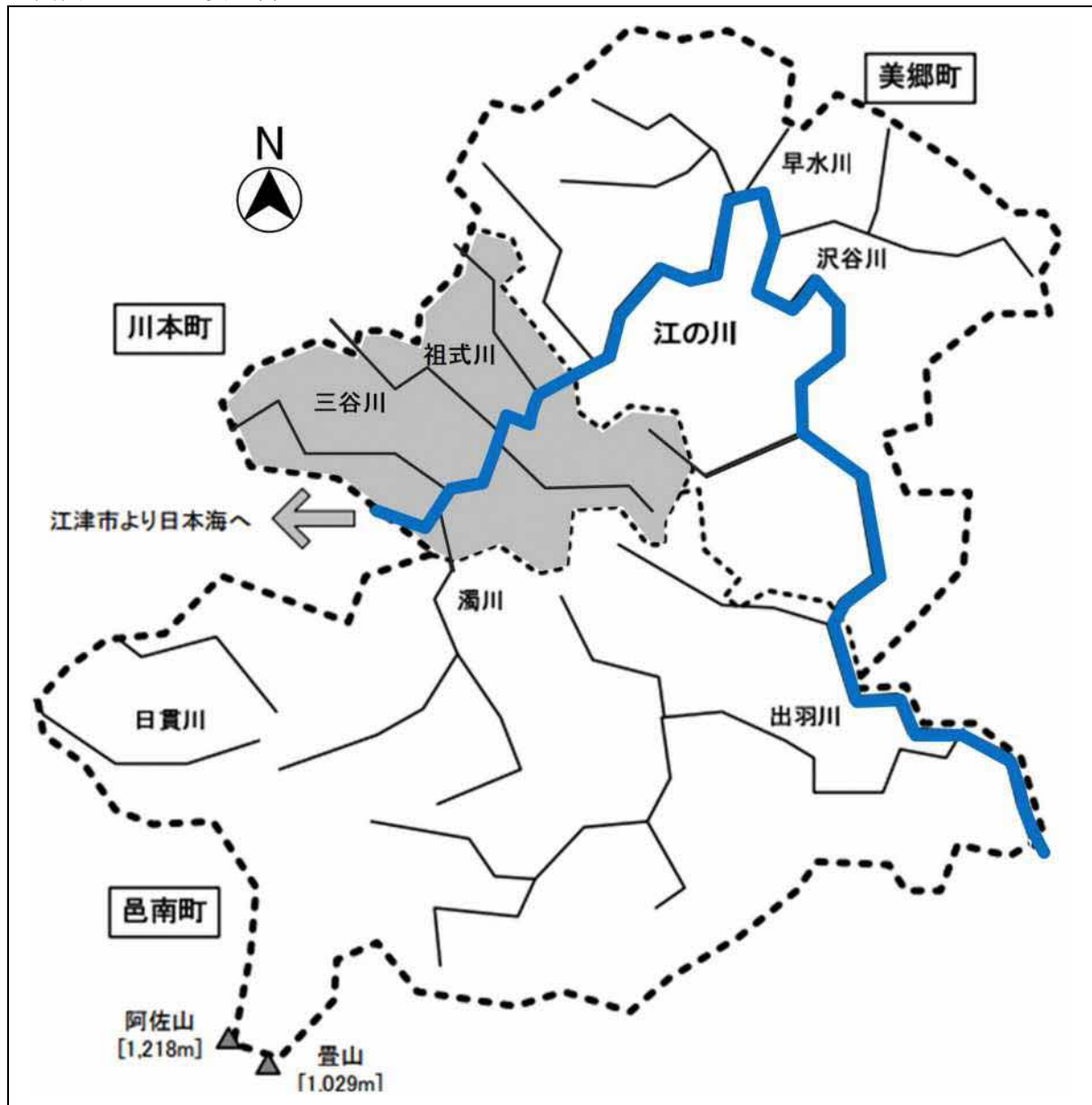
◆図表 2-1-1 位置



2. 地 勢

本町の中央部には、中国地方最大の江の川が東北から西南へ約15kmに渡り貫流し、町内を江北と江南に2分している。江の川の沿岸部は浸食によって起伏に富んだ急峻で複雑な地形が形成されている。

◆図表 2-1-2 主要山岳と河川



3. 気 候

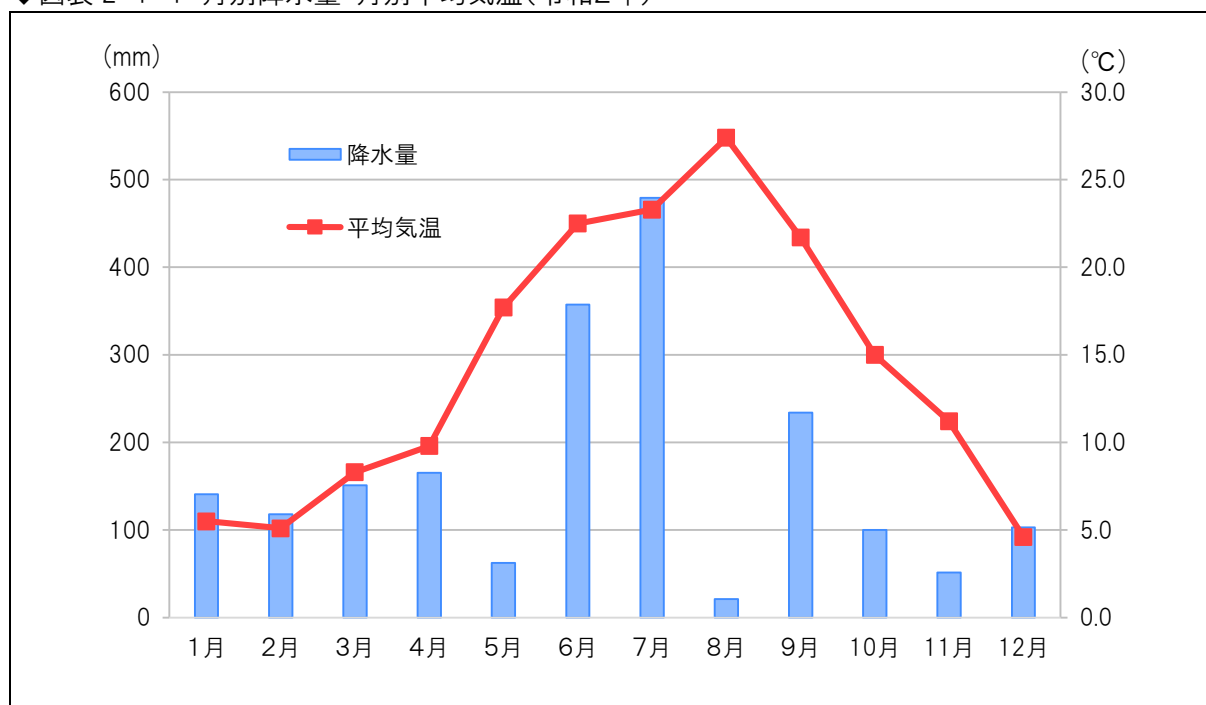
本町における過去5年間の年間平均気温は14.2℃、平均降水量は2,007.9mmであり、山陰特有の低温多湿型気候で日照時間も短い。特に冬季は降水が多く、積雪もある。

◆図表 2-1-3 気象概要

区分 年月		川本町地域気象観測所			
		気温(℃)			降水量
		平均気温	最高	最低	
平成28年		14.7	36.2	-6.7	2234.0
平成29年		13.7	37.3	-4.8	2038.5
平成30年		14.1	37.2	-7.3	2259.0
平成31年(令和元年)		14.3	37.5	-3.3	1523.5
令和2年		14.3	36.9	-2.5	1984.5
	1月	5.5	16.6	-1.2	141
	2月	5.1	19.1	-2.5	118
	3月	8.3	22	-1.7	151
	4月	9.8	25.9	-0.3	165.5
	5月	17.7	29.6	5.4	62.5
	6月	22.5	33.9	12.8	357.5
	7月	23.3	33.8	16.6	479.5
	8月	27.4	36.9	20.3	21
	9月	21.7	36.5	11.7	234
	10月	15	27.5	4.9	100
	11月	11.2	25.4	2.4	51.5
	12月	4.6	14.9	-2.2	103
平成28～令和2年平均		14.2	37.0	-4.9	2007.9

資料:気象庁ホームページ「気象観測(電子閲覧室)」

◆図表 2-1-4 月別降水量・月別平均気温(令和2年)



資料:気象庁ホームページ「気象観測(電子閲覧室)」

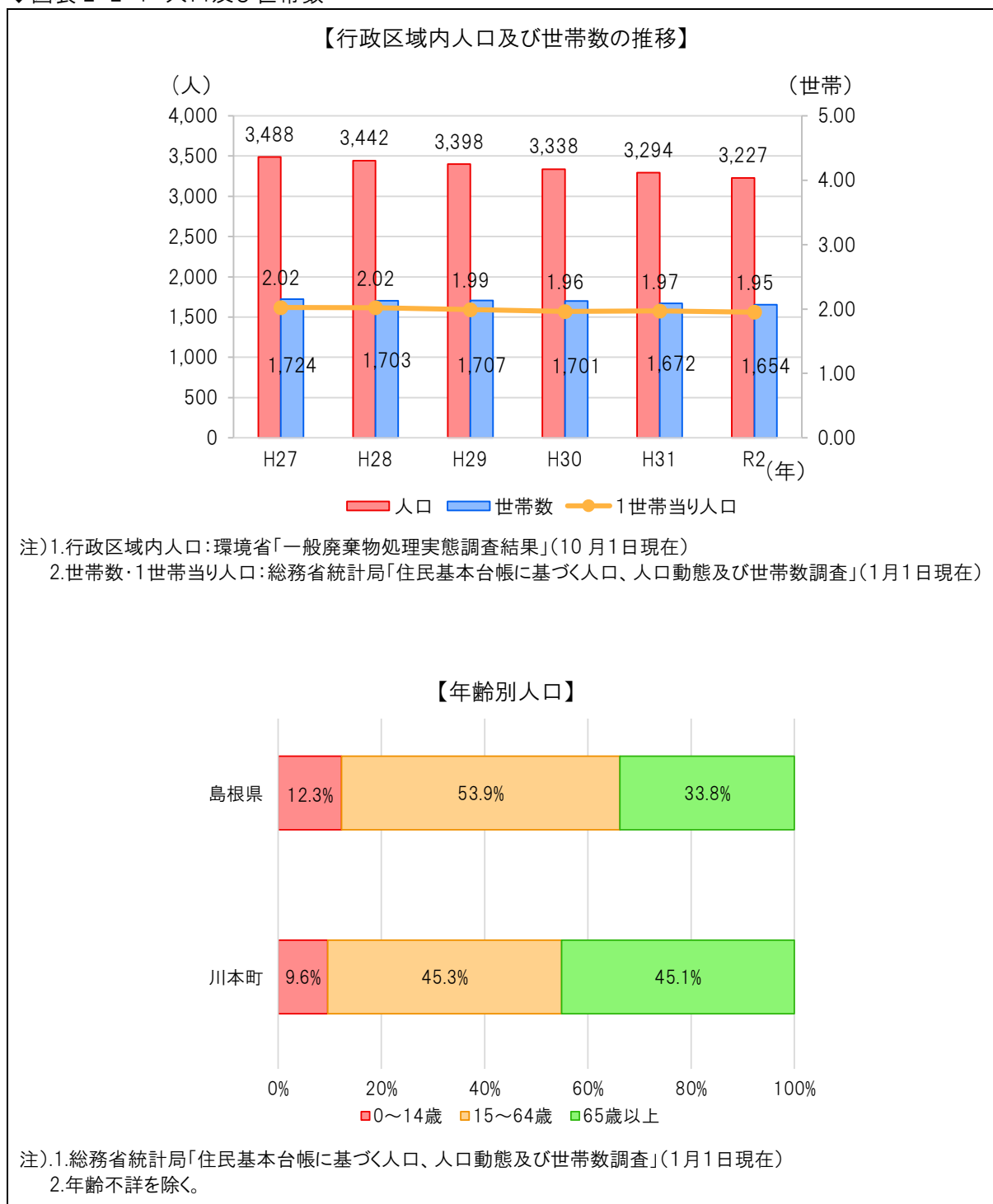
第2節 社会環境

1. 人口及び世帯数

本町の人口は、減少傾向が継続しており、令和2年10月1日現在で3,227人である。世帯数もまた、緩やかな減少傾向を示しており、その結果、一世帯当たり人数は減少し、核家族化の傾向が見られる。

年齢別では、65歳以上の高齢人口が45.1%を占め、島根県合計と比べ65歳以上の割合が高い。

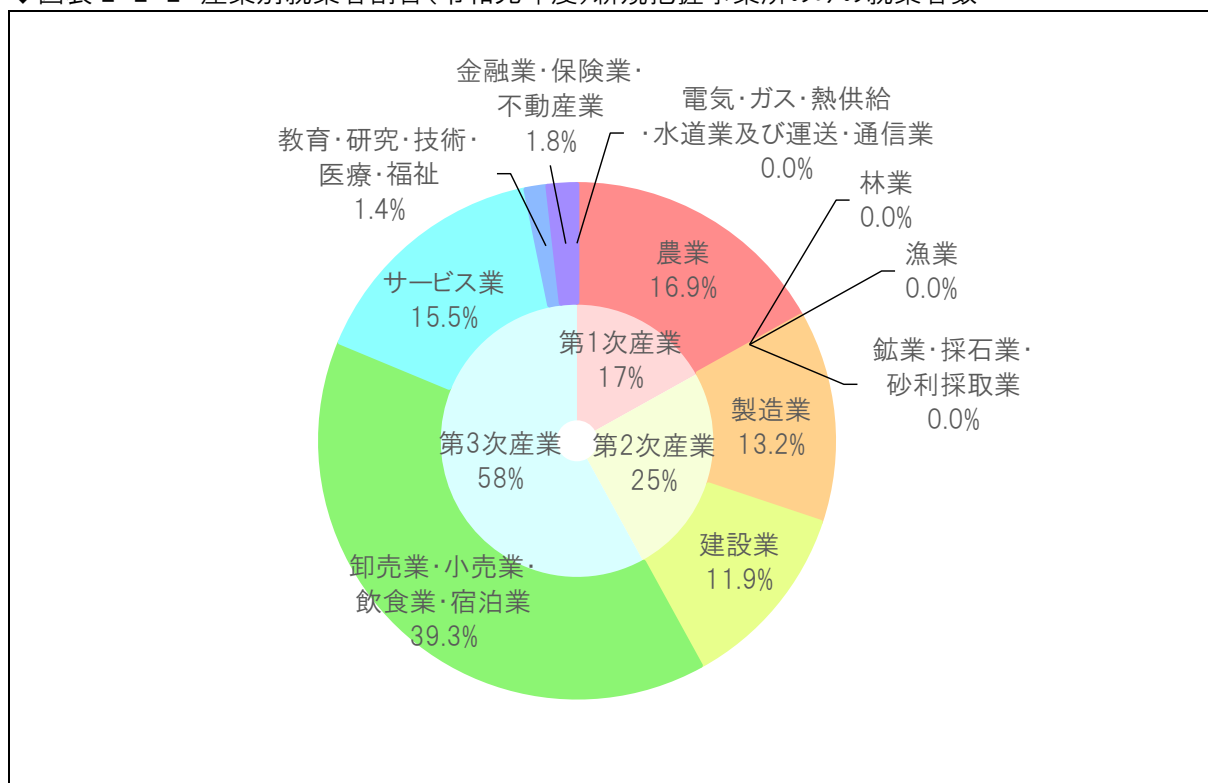
◆図表 2-2-1 人口及び世帯数



2. 産 業

本町の新規把握産業別就業者割合は、第3次産業の割合が58%と最も多く、次いで第2次産業の25%、第1次産業の17%である。小分類別では、卸売・小売業・飲食店・宿泊業（39.3%）、農業（16.9%）が高い割合を示している。

◆図表 2-2-2 産業別就業者割合(令和元年度)新規把握事業所のみの就業者数



資料: 経済センサス基礎調査 甲調査(民営事業所)

3. 観 光

本町の観光入込客数は、平成27年以降徐々に減少傾向にある。令和2年に道の駅インフォメーションセンターかわもとが島根県観光動態調査に追加されたことにより令和2年における観光入込客数は132,986人と大幅な増加となったが、道の駅インフォメーションセンターかわもとを除いた観光入込客数は25,535人であり、前年比で減少した。月別の観光入込客数の特徴として、夏休みの8月や秋の行楽シーズンである10月、11月に多い。

◆図表 2-2-3 観光施設別観光入込客数

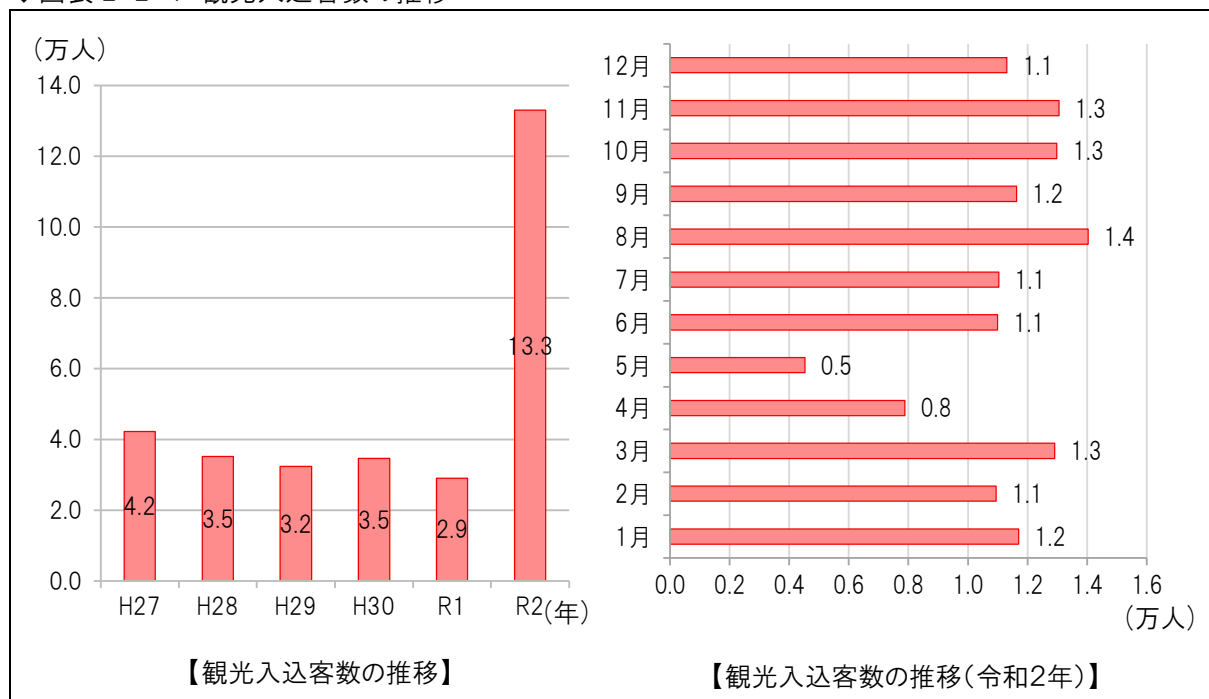
単位：人/年

観光施設名	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ふれあい公園笹遊里	3,107	2,210	2,518	637	827	280
湯谷温泉 弥山荘	33,929	29,375	27,963	29,723	23,861	22,689
音戯館	5,259	3,611	1,885	4,330	4,352	2,566
道の駅インフォメーションセンターかわもと	-	-	-	-	-	107,451
計	42,295	35,196	32,366	34,690	29,040	132,986

資料：島根県「島根県観光動態調査結果」

注）1.道の駅インフォメーションセンターかわもと：開駅年度は平成19年であるが、令和2年から島根県観光動態調査に追加された。

◆図表 2-2-4 観光入込客数の推移



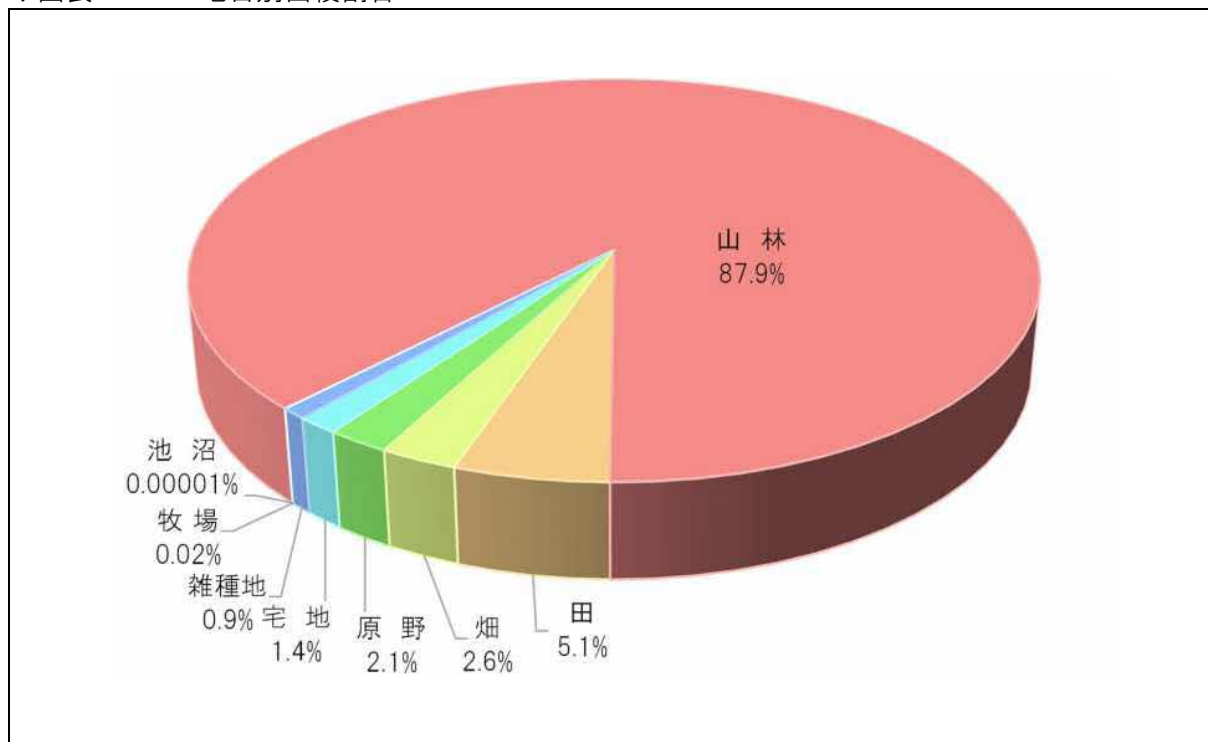
資料：島根県「島根県観光動態調査結果」

第3節 都市環境

1. 土地利用状況

本町は、山間部に位置することから山林が9割弱を占め、田の5.1%以外は3%未満に過ぎない。

◆図表 2-3-1 地目別面積割合



資料:「しまね統計データベース平成30年版」

2. 道路整備の状況

本町の主要道路は、江津市へ通じる国道261号である。平成27年度に、2市2町を通る大邑広域農道（湯谷、長谷区間）が開通し、関係市町の地域発展に大きな効果を発揮することが期待される。

舗装率は、国道、県道で約100%、町道で約83%を示しているが、県道、町道における改良率は低い。

◆図表 2-3-2 道路整備の状況

	実延長(km)	改良済延長(km)	改良率(%)	舗装済延長(km)	舗装率(%)
国道	6	6	100	6	100
県道	69	42	62	69	100
町道	157	80	51	130	83
計	232	128	55.6	205	88.4

注) 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

資料:「しまね統計データベース平成30年版」

3. 水道

本町における水道(すべて簡易水道)の普及率は88.2%である。

◆図表 2-3-3 水道の普及状況

	行政区域内人口	給水人口	普及率
川本町	3,225人	2,844人	88.2%
島根県	675,537人	650,836人	96.3%

注) 行政区域内人口は令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口より

資料: 島根県ホームページ「健康福祉部薬事衛生課 令和元年度島根県の水道」

4. 汚水処理施設整備状況

本町の汚水処理は集落排水処理施設および合併処理浄化槽により行われており、その普及率は64.7%である。

◆図表 2-3-4 汚水処理施設整備状況

	行政区域内人口	処理人口	普及率
川本町	3,225人	2,085人	64.7%
島根県	675,537人	549,479人	81.3%

注) 行政区域内人口は令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口より

資料: 島根県ホームページ「令和元年度末における汚水処理人口普及状況」

第4節 総合計画

1. 第6次川本町総合計画

本町では、令和3年3月に『第6次川本町総合計画』を策定している。当計画は「たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち」を将来像にしている。

【計画名称】 第6次川本町総合計画

【計画の期間】 令和3年度から令和12年度

【策定年】 令和3年3月

【目標人口】 2,890人（令和12年度）

【ごみ処理に係る施策】

- ごみや廃棄物の適正処理推進
- 不法投棄対策の充実

【生活排水処理に係る目標】

- 下水道の普及促進

第3章

ごみ処理基本計画

第1節 廃棄物処理の現状と課題

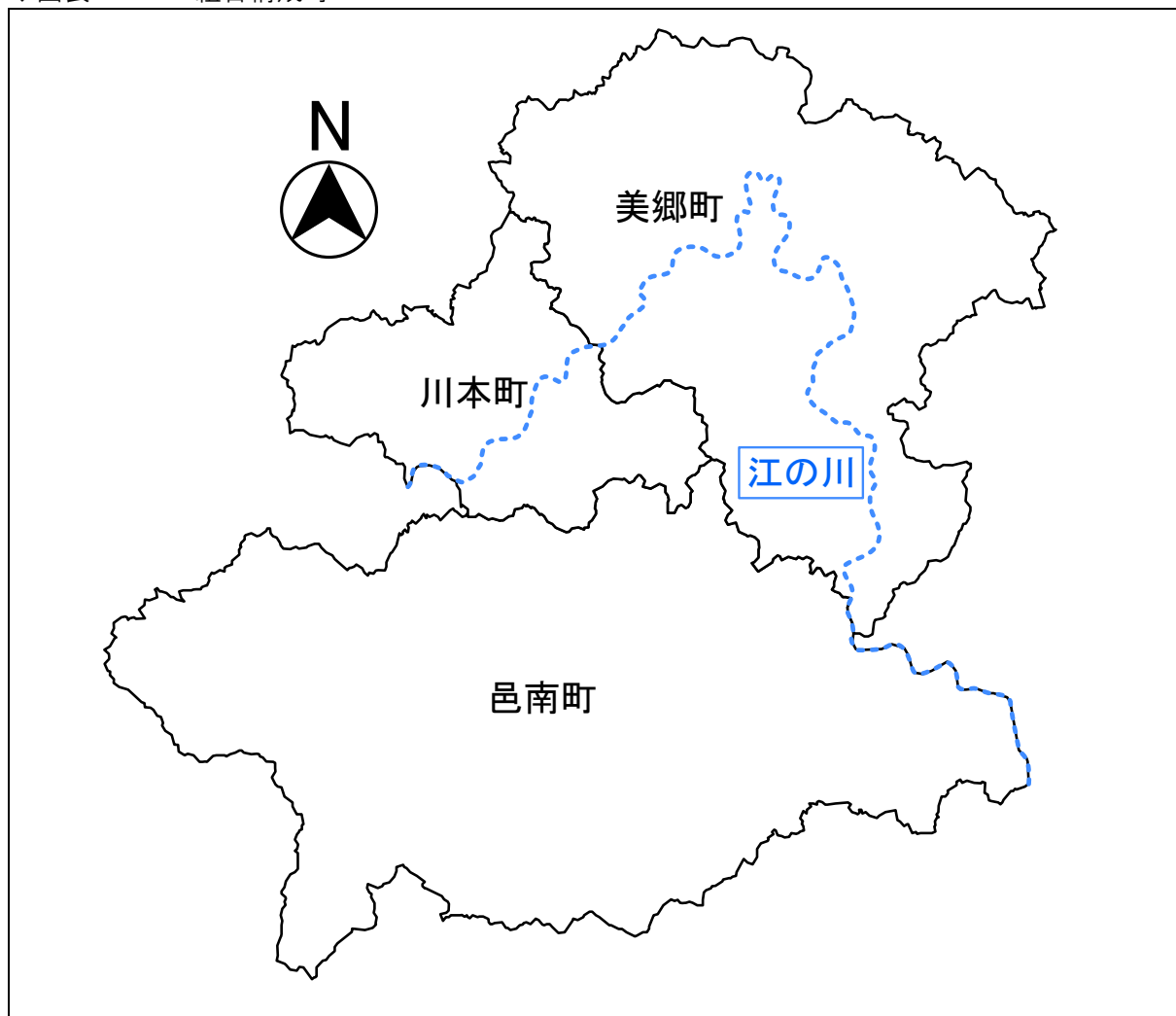
1. 清掃事業の変遷

本町のごみ処理は、昭和47年6月に旧邑智町と川本町の2町で邑智町川本町清掃組合を設立、昭和48年5月に邑北ごみ処理場を供用開始して本格的に始動した。

その後、平成6年4月に邑智町川本町清掃組合（川本町、旧邑智町）及び邑南地区ごみ処理組合（旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）の統合により、邑智郡町村総合事務組合を設立した。

平成16年10月の町村合併（美郷町：旧邑智町、旧大和村、邑南町：旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）に伴い、名称を邑智郡町村総合事務組合から邑智郡総合事務組合（以下「組合」という。）に変更したものである。

◆図表 3-1-1 組合構成町



まず、処理・処分施設についてみると、組合設立時において、必要となる施設を邑智クリーンセンターに集約して設置した。具体的に施設の整備履歴をみると、平成10年4月にゴミ焼却施設（12t/8h）を、平成11年4月にリサイクルプラザ（5t/5h）及び埋立処分地施設（14,300m³）を供用開始した。加えてゴミ減量とリサイクルの推進のために、平成16年4月に同敷地内にリサイクルセンター（1.7t/5h）を供用開始、平成22年8月に同敷地内にRPF原料となるものなどを民間委託するためのストックヤードを設置した。また、平成22年度は可燃ゴミの安定的な処理を継続するため、ゴミ焼却施設の基幹改良工事による長寿命化を図った。

次に、分別区分についてみると、平成11年度より、可燃ゴミ、プラスチックゴミ、資源ゴミ（ビン、カン）、資源ゴミ（新聞、広告・雑誌・書籍・紙箱類、段ボール、紙パック）、不燃ゴミ、粗大ゴミ、有害ゴミの7種11分別を開始した。その後、平成16年度のリサイクルセンター稼働に合わせ、ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙の3種類を追加して、現在の10種13分別に至っている。

◆図表 3-1-2 ゴミ処理の変遷

年 月	内 容
S47.5	○ 邑南地区ゴミ処理組合(旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町)を設立
S47.6	○ 邑智町川本町清掃組合(川本町、旧邑智町)を設立
S48.3	○ 邑南ゴミ処理場(ゴミ処理施設 10t/8h、破碎施設5t/5h、最終処分場 20,000m ³)を設置
S48.5	○ 邑北ゴミ処理場(ゴミ処理施設 10t/8h、破碎施設5t/5h、最終処分場 7,417m ³)を設置
H6.4	○ 邑智町川本町清掃組合(川本町、旧邑智町)及び邑南地区ゴミ処理組合(旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町)を統合し、川本町、旧邑智町、旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町、旧桜江町の5町2村で邑智郡町村総合事務組合を設立(ゴミ処理については旧桜江町を除く)
H10.4	○ 笹畑クリーンセンター(ゴミ焼却施設)(12t/8h)を設置
H11.4	○ 笹畑クリーンセンター(リサイクルプラザ5t/5h)及び(埋立処分地施設 14,300m ³)を設置 ○ 分別区分を可燃ゴミ、プラスチックゴミ、資源ゴミ(ビン、カン)、資源ゴミ(新聞、広告・雑誌・書籍・紙箱類、段ボール、紙パック)、不燃ゴミ、粗大ゴミ、有害ゴミの7種 11 分別に変更
H16.4	○ 笹畑クリーンセンター(リサイクルセンター)(1.7t/5h)を設置 ○ 分別区分にペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙を追加し、10 種 13 分別に変更
H16.10	○ 町村合併に伴い組合名を邑智郡総合事務組合に変更
H22.6	○ 搬入ゴミの一部を委託処理し、RPF化
H22.8	○ スtockヤードを増設
H22	○ ゴミ焼却施設の基幹改良工事による長寿命化を実施 ○ 2軸破碎機を導入
H23.4	○ 可燃ゴミの指定袋のサイズを変更
H24.4	○ ゴミ袋の販売を各町へ移管。(袋の製作は組合)
H27.2	○ 笹畑クリーンセンターを邑智クリーンセンターに名称変更
H31.2	○ 新可燃ゴミ共同処理施設建設工事実施
H31.4	○ 最終処分場施設整備工事(最終処分場既設埋立地の拡幅増設による延命化)実施

注) 旧桜江町は江津市との合併に伴い、H16.10に組合(し尿処理)より脱退した。

※RPFとは

「RPF」とは Refuse Paper & Plastic Fuelの略で、古紙及び廃プラスチックを主な原料とした固形燃料のこと。リサイクルが困難となった古紙・廃プラスチックを用いることで資源の有効利用促進と、化石燃料の代替品として使用することで温室効果ガス排出抑制に資することができる燃料である。

2. ごみの分別流れ

本町から排出されるごみの分別区分は基本的に、「燃えるごみ」、「資源物」、「不燃ごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」の5分別であるが、このうち「資源物」を「古紙類・紙パック」、「ビン」、「カン」、「PETボトル」、「容器包装プラスチック」、「容器包装紙」の6区分とし、さらに「古紙類・紙パック」を「新聞紙・折込広告」、「広告・雑誌・書籍」、「段ボール」、「紙パック」に細分化した10種13分別としている。

◆図表 3-1-3 収集ごみの分類等

区 分		品 目	分 別 の 注 意
(1)	① 燃えるごみ 1	木くず、生ごみ、紙くず、食用油、DVDなどのディスク、使用済みカイロ、貝がら、古着、布類、マスク、ゴム類、食品のついたアルミ製品、プラスチック(容器包装プラスチック以外)衛生用品(医療系施設、介護施設からのものを除く)、革製品、草木類など	・生ごみは水分をよく切る ・油は固めるか紙や布などに吸い込ませる ・オムツは汚物を除く ・金属はできるだけ取り除く ・ゴムホース、木くずなどは80cm以下
(2) 資源物	② 古紙類・紙パック	新聞紙、折込広告 2 広告・雑誌・書籍 3 段ボール 4 紙パック 5	・新聞紙・折込広告、広告・雑誌・書籍、段ボール、紙パックは別々に紐で十字にくくり、まとめて出す ・段ボールは1m×1.5mまでの大きさにする ・金文字・金箔印刷物、油紙、カーボン紙、写真、防水加工紙、金属類、セロテープ、粘着テープ、フィルム類等を混入させない
	③ 容器包装紙 6	紙箱(菓子箱・たばこの箱・ティッシュの箱・ラップの箱など)、アイスのカップ・フタ、紙袋、包装紙など	・異物は取り除く ・箱はつぶす ・洗ったら水切りをする ・汚れたものは燃えるごみ
	④ 容器包装プラスチック 7	レジ袋、食品トレイ、カップ麺の容器、ペットボトルのキャップ、卵パック、プリンなどの容器豆腐の容器、菓子袋、発泡スチロール、シャンプー・ケチャップ・マヨネーズの容器など	・アルミや紙製フタ、内容物などの異物は取り除き洗って水切りをする ・汚れが取れにくいものは燃えるごみ
	⑤ ビン 8	透明なビン、茶色ビン、黒色ビン、青色ビン、緑色ビンで食品や飲料が入っていたビン(化粧品のビン、油ビン、割れたビンは不燃ごみ)	・化粧品・油・割れたビンは不燃ごみ ・フタは外して分別する ・農薬ビンは販売店に返却
	⑥ カン 9	ジュース、ビール、コーヒーのカン等(コーヒー等のボトル缶の金属製フタ、汚れたカン、のりや菓子や油の入っていたカンは不燃ごみ)	・たばこの吸い殻等の異物を入れない ・カンの高さは25cm未満 ・つぶさないで出す(つぶれたものは不燃ごみ)
	⑦ PETボトル 10	飲料用、しょうゆ、焼酎が入っていたもの(油やソースなどが入っていたものは燃えるごみ)(フタやラベルは容器包装プラスチック)	・つぶさないで出す(切ったりつぶしたり色を塗ったものは燃えるごみ)
	⑧ 不燃ごみ 11	割れたガラス・陶磁器、天ぷらガードなどアルミ製品、金属類、小型家電(電池は取り除く)、メガネ、カメラ、かさ、化粧ビン、包丁、カミソリ・針、金属を含むおもちゃなど(長辺50cm以上のものは粗大ごみ)(スプレー缶は使い切り穴をあける)	・割れたガラス、包丁、針、カミソリは新聞紙などに包み、指定袋に「危険」と表記する
	⑨ 有害ごみ 12	ボタン電池以外の電池(ボタン電池やリサイクルマークがある小型充電式電池は販売店に引き取りを依頼)、水銀体温計・温度計・血圧計(乾電池と水銀体温計等は別の袋に入れる)、蛍光管(ひもでくるか購入時の箱に入れる)	・中身の見える透明袋に入れ「有害ごみ」と表記する(蛍光管を除く) ・10kg程度まで入れる
	⑩ 粗大ごみ 13	布団・絨毯、家具、掃除機、自転車、ストーブ、自転車、ソファ、(冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコンは販売店に引き取りを依頼)	・できるだけ解体する ・燃料、電池を取り除く

注)専用袋・シールに地区名、氏名を記入する。

ごみの処理手数料は、家庭系収集ごみについては指定袋、シールにより処理経費の一部を徴収している。具体的にみると、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみとも平成11年度より導入しており、現在の可燃ごみ35リットル有料指定袋の価格は1枚66円/枚としている。また、資源ごみは、分別排出を促す観点から、可燃ごみ、不燃ごみより低価としている。

なお、組合事務として行っていたごみ指定袋の製造、販売、管理のうち、販売、管理については平成24年4月に本町に移管した。

◆図表 3-1-4 家庭系収集ごみ処理手数料 (指定袋(シール)1枚の値段) 単位:円(税込)

ごみ種類	袋サイズ	H11	H12	H14	H15	H21	H23	H26	H29	R1
可燃ごみ (プラごみ)	10 ^{リットル}	50	50	30	31.5					
	15 ^{リットル}					31.5	31.5	32.4	32.4	33.0
	25 ^{リットル}	80	80	60	63.0					
	30 ^{リットル}					63.0				
	35 ^{リットル}						63.0	64.8	64.8	66.0
	45 ^{リットル}	20	20	15	資源ごみとした					
不燃ごみ	(シール)	30								
	25 ^{リットル}		30	30	31.5	31.5	31.5	32.4	32.4	33.0
資源ごみ	(シール)	30								
	カン・ビン	袋		30	15					
	カン	45 ^{リットル}				15.7	15.7	15.7	16.2	16.2
	ビン	25 ^{リットル}				15.7	15.7	15.7	16.2	16.2
	プラ製容器	45 ^{リットル}				15.7	15.7	15.7	16.2	16.2
	紙製容器	45 ^{リットル}				15.7	15.7	15.7	16.2	16.2
	ペットボトル	45 ^{リットル}				15.7	15.7	15.7	16.2	16.2
粗大ごみ	(シール)	30	30	30	30.0	31.4	31.4	32.4	32.4	33.0

注) 令和元年10月より消費税が8%から10%に引き上げられた。

◆図表 3-1-5 ごみ直接搬入処理手数料(税込)

家庭系ごみ(事業活動以外のもの)	40 円/10kg
事業系ごみ(事業活動により生じたもの)	80 円/10kg

※ごみの分別区分について

本計画においては、島根県及び国との指標の比較等を行うことから、ごみの分別区分について、一般的な名称を用いている。

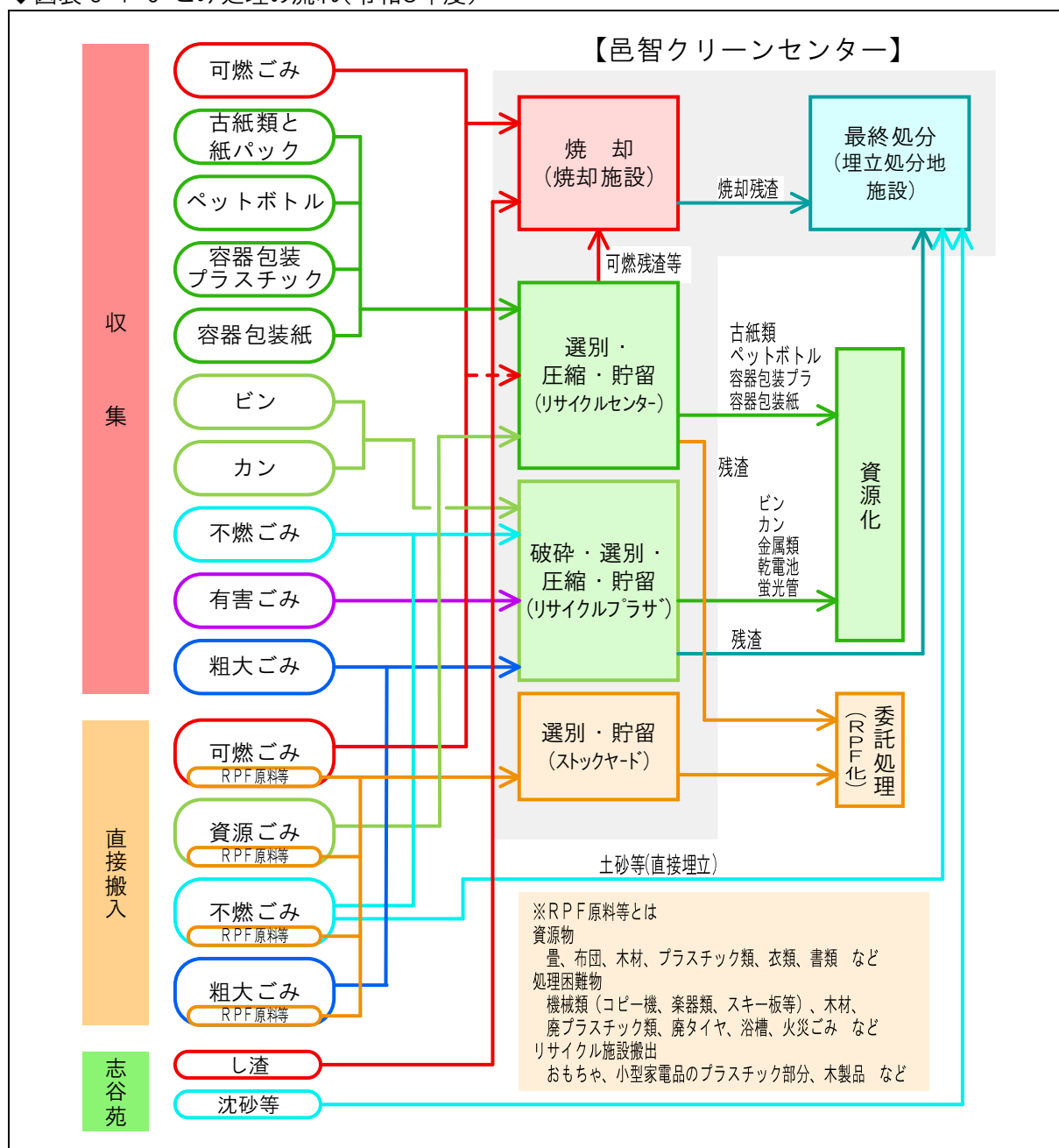
- ・燃えるごみ → 可燃ごみ
- ・資源物 → 資源ごみ
- ・PETボトル → ペットボトル

3. ごみ処理の流れ

ごみの処理・処分は、邑智クリーンセンターに集約整備したごみ焼却施設、リサイクルプラザ、リサイクルセンター、埋立処分地施設により行っている。

まず、可燃ごみは、ごみ焼却施設にて焼却処理を行い、焼却残渣は、同センターの埋立処分地施設にて最終処分している。次に、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ及びビン、カン、リサイクルプラザにて選別・破碎・圧縮処理し、資源物を回収した後の破碎残渣は、埋立処分地施設にて最終処分している。加えてペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙はリサイクルセンターにて選別、圧縮処理し、資源化に適さないものは焼却処理及び埋立処分している。古紙類と紙パックはリサイクルセンターで一時保管し、直接資源化している。直接持込みされるもののうち、RPF原料となるものや収集資源ごみ残渣は、RPF化している。

◆図表 3-1-6 ごみ処理の流れ(令和3年度)



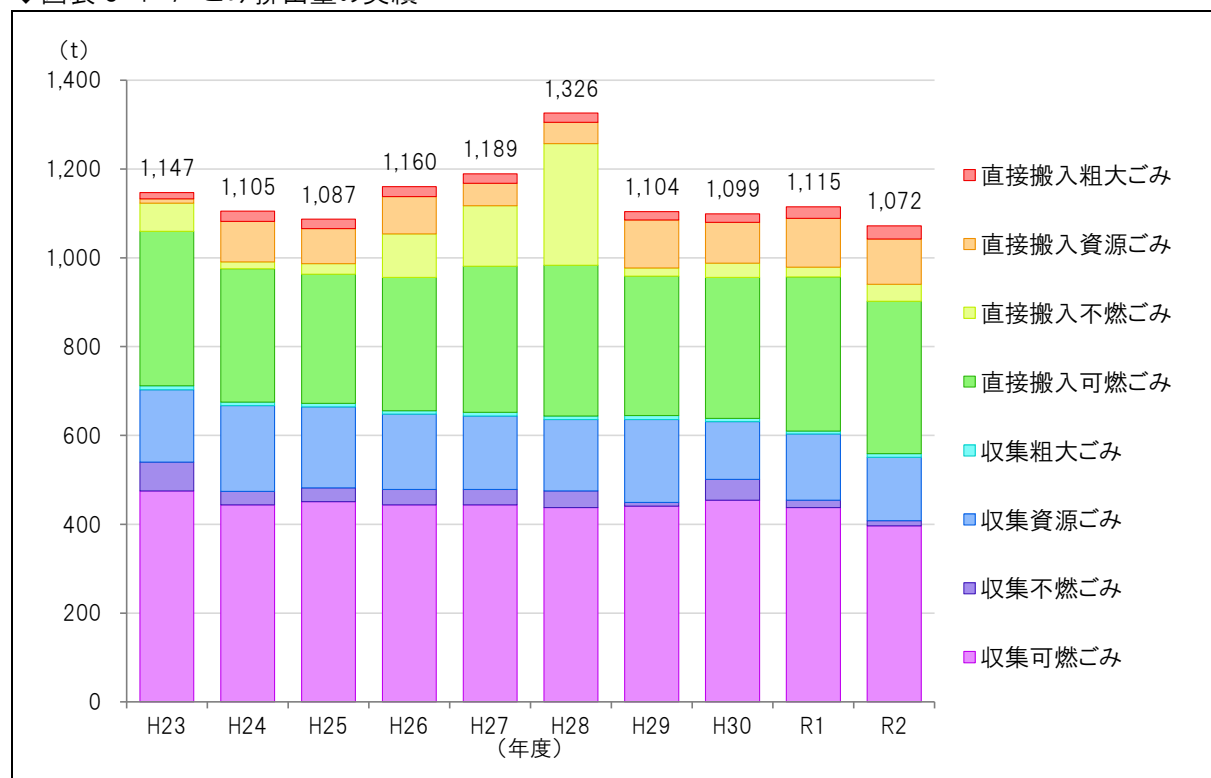
4. ごみ排出量の実績及び性状

4-1 ごみの排出量の実績

本町のごみ排出量は、平成29年度を境に減少し、近年は減少傾向にある。ごみ種類別には平成29年度から直接搬入資源ごみの増加、直接搬入不燃ごみの減少が顕著である。

令和2年度のごみ排出量は1,072tである。

◆図表 3-1-7 ごみ排出量の実績



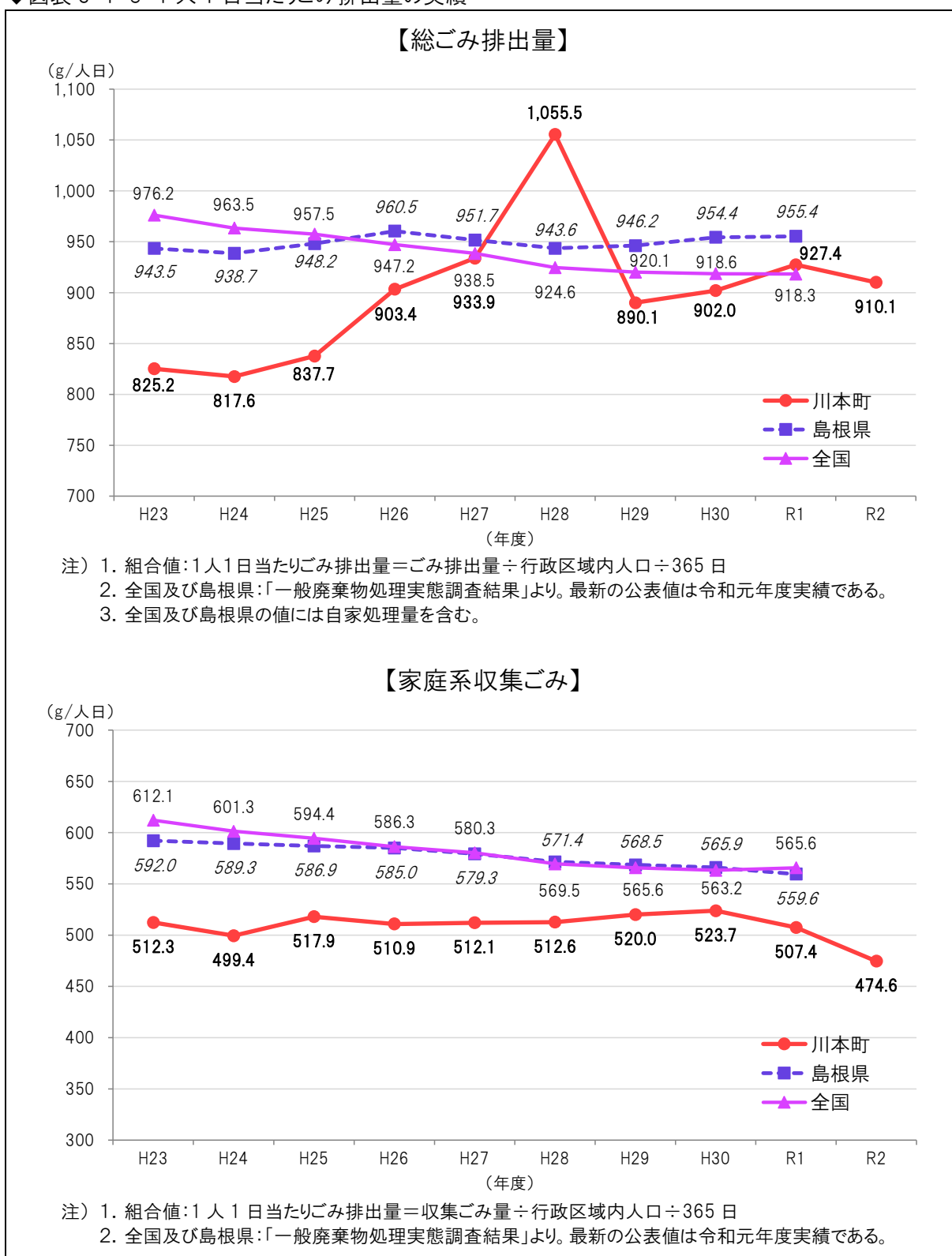
	単位: t/年									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集可燃ごみ	475	444	451	444	444	438	441	454	438	397
収集不燃ごみ	65	30	31	34	34	37	8	47	16	11
収集資源ごみ	163	193	182	170	166	161	187	130	149	143
収集粗大ごみ	9	8	8	8	8	8	9	7	7	8
直接搬入可燃ごみ	348	300	291	300	329	339	314	318	347	343
直接搬入不燃ごみ	63	16	24	98	136	274	18	32	22	38
直接搬入資源ごみ	10	91	79	84	51	48	108	92	110	102
直接搬入粗大ごみ	14	23	21	22	21	21	19	19	26	30
合計	1,147	1,105	1,087	1,160	1,189	1,326	1,104	1,099	1,115	1,072
収集ごみ	712	675	672	656	652	644	645	638	610	559
直接搬入ごみ	435	430	415	504	537	682	459	461	505	513

資料: 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

本町の総ごみ排出量は、平成28年と令和元年度をのぞき全国平均及び島根県平均以下である。しかしながら、全国平均が減少傾向にある中、本町平均は増加傾向にあり、本町においては、過去10年間で85g/人・日程度増加している。

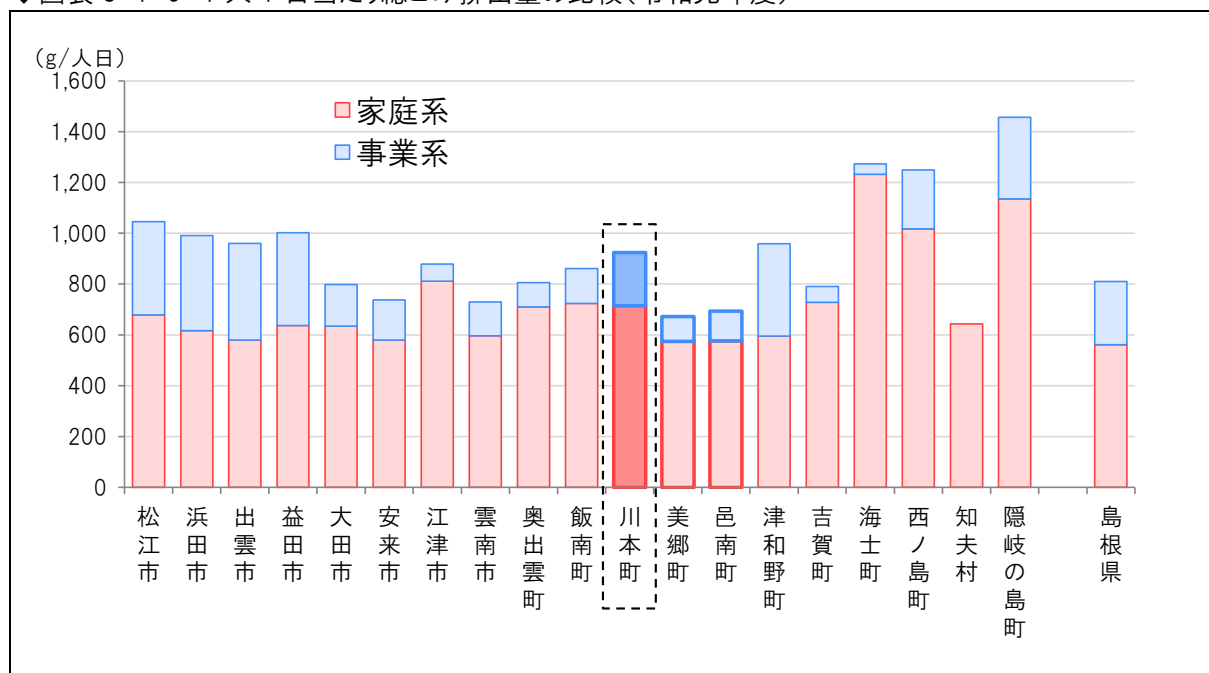
家庭系収集ごみの1人1日当たりごみ排出量も増加傾向にあったが、令和元年度に減少に転じている。また、全国平均及び島根県平均との比較では大幅に少ない状況にある。

◆図表 3-1-8 1人1日当たりごみ排出量の実績



本町の1人1日当たり総ごみ排出量と島根県の各自治体の値を比較すると、本町の値は組合構成町において高く、島根県平均より高い。

◆図表 3-1-9 1人1日当たり総ごみ排出量の比較(令和元年度)



資料: 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

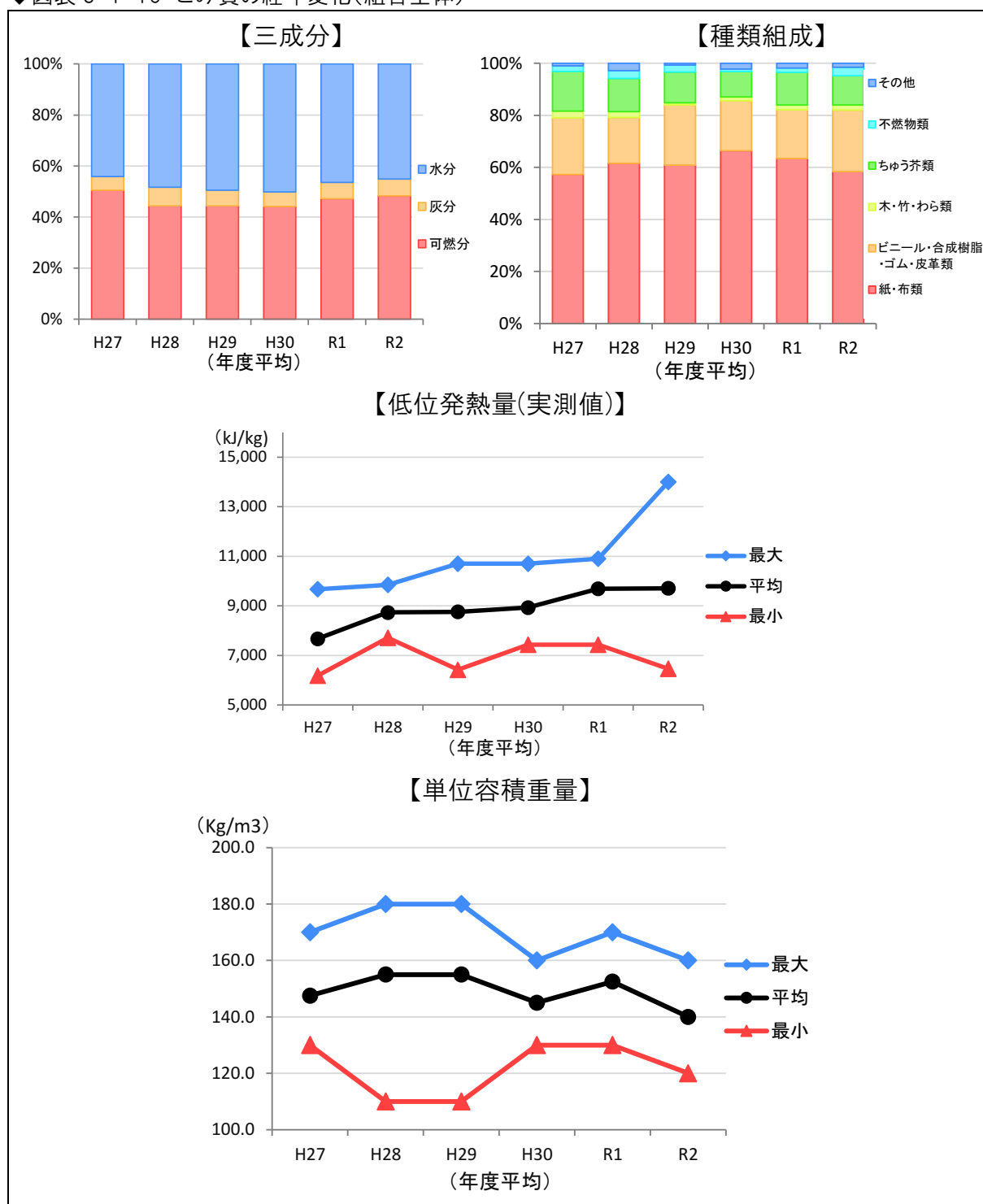
4-2 ごみの性状

4-2-1 可燃ごみ定期検査結果

本町から排出される可燃ごみの性状については、邑智クリーンセンター（ごみ焼却施設）で年に4回実施している組成調査結果を整理した。

組合の三成分（水分、灰分、可燃分）では、水分が概ね50%程度を占めており、種類組成では、紙、布類が最も多い。ごみ低位発熱量は概ね8,000kJ（キロジュール）/kg程度から10,000kJ（キロジュール）/kg程度で上昇傾向にある。

◆図表 3-1-10 ごみ質の経年変化(組合全体)

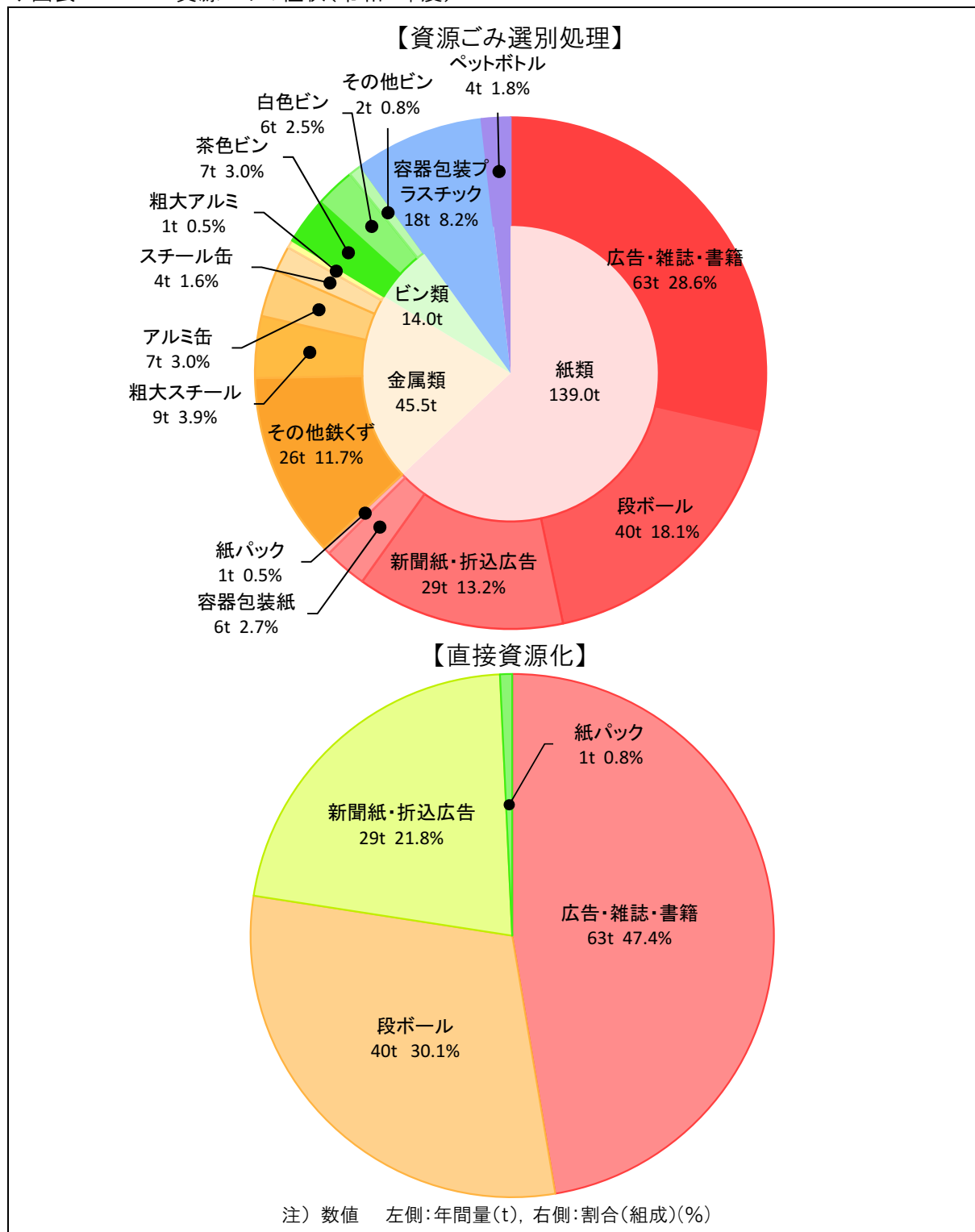


4-2-2 資源ごみ

資源ごみ（可燃ごみから資源化されたものを含む）の性状は、邑智クリーンセンター（リサイクルセンター及びリサイクルプラザ）での処理内訳を基に整理した。なお、リサイクルセンターストックヤードに一時保管され直接資源化される古紙類・紙パックについてもここで扱うものとした。

処理内訳は、広告・雑誌・書籍が63tで28.6%と最も多く、次いで段ボール40tで18.1%、新聞紙・折込広告29tで13.2%続いている。

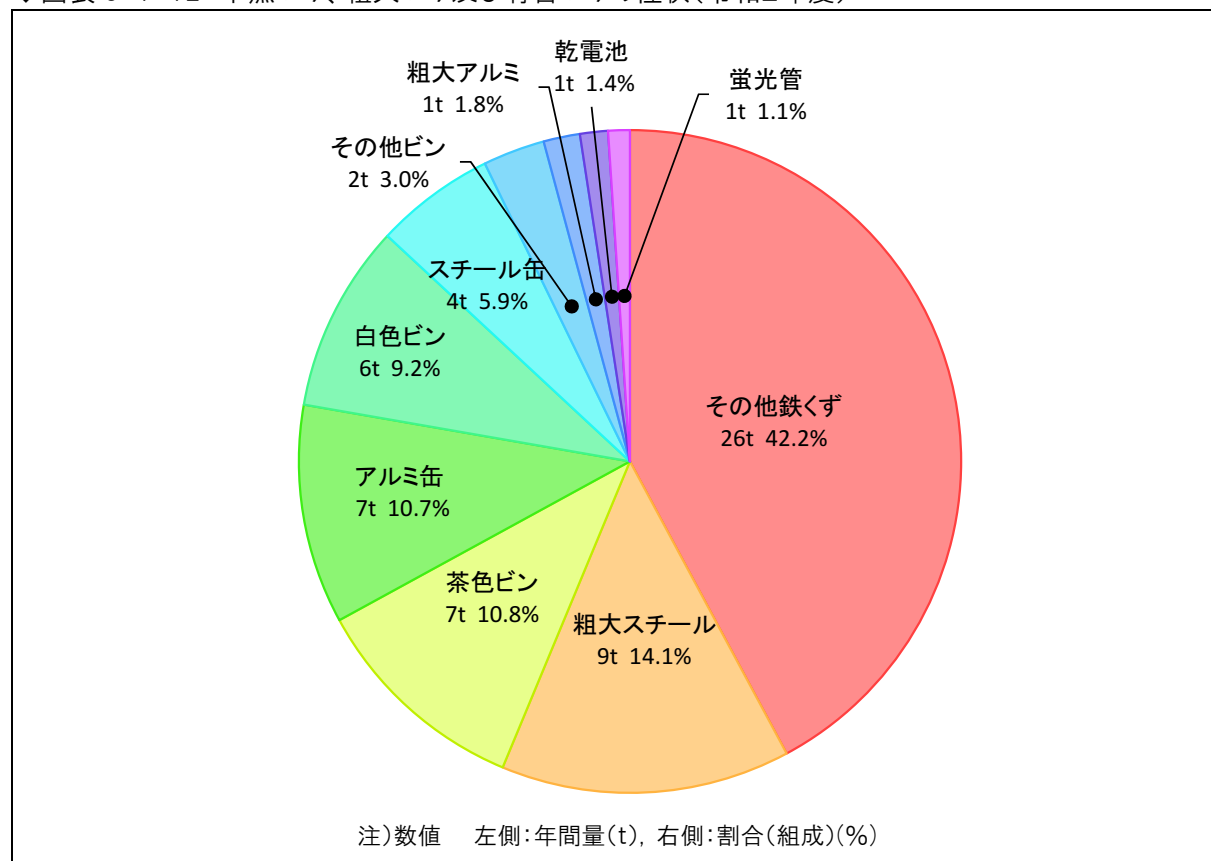
◆図表 3-1-11 資源ごみの性状(令和2年度)



4-2-3 不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみ

不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみの性状は、邑智クリーンセンター（リサイクルプラザ）での処理内訳を基に整理した。なお、不燃ごみの内37 tは直接最終処分されており、ここでは扱わないものとした。

◆図表 3-1-12 不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみの性状(令和2年度)



5. ごみの排出抑制等の実績

本町におけるごみ排出抑制、再生利用の実績を以下に示す。

5-1 事業者等による資源回収

本町では、5店舗が環境に配慮した取り組みを行う「しまエコショップ」として認定されている。登録基準は3Rの実践、省エネ・省資源の実践、環境配慮型経営の実践など5区分（35項目）のうち、異なる区分で2項目以上の実践をすることで申請・登録となる。

◆図表 3-1-13 しまエコショップ認定店の状況(令和3年現在)

自治体	認定状況
川 本 町	町内スーパー、コンビニ、道の駅、金融機関等5店舗

資料:しまエコショップホームページ

5-2 ちゅう芥類のコンポスト化

本町では、家庭から排出される生ごみの減量を図るため、住民を対象に家庭用生ごみ堆肥化装置の購入に対して助成金の交付を実施している。令和2年度末までの助成基数は333基である。

◆図表 3-1-14 生ごみ堆肥化装置に関する助成状況

町別	開始時期	助成対象	助成金額
川 本 町	(コ)H9.4～(継続中) (電)H12.4～(継続中)	住民	(コ)購入金額の1/2, 3,000円以内, 2基/世帯 (電)購入金額の1/3, 20,000円以内, 1基/世帯

注) 表中の記号は、(コ):コンポスト容器, (電):電気式を示す。

◆図表 3-1-15 生ごみ堆肥化装置の助成実績

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
コンポスト	基	2	1	1	1	2	-
	世帯数	1	1	1	1	2	-
電気式	基	1	3	1	3	-	4
	世帯数	1	3	1	3	-	4

5-3 啓発事業

本町では、前記以外にも、スマホアプリを活用した分別の促進や、広報及びチラシによる啓発事業を実施している。

◆図表 3-1-16 その他の排出抑制施策の状況

施 策	概 要
広報、チラシによる啓発	ごみの分別や減量化のための情報をチラシや広報等で配布又は周知する。
スマホアプリによる分別の促進 R元. 2～ (継続中)	「川本ごみ分別アプリ」導入 機能:収集カレンダー、収集日の通知、ごみ分別辞典(分別方法検索)等

6. 中間処理・最終処分の実績

6-1 ごみ焼却量

組合全体の焼却量は、増減を繰り返しながらも減少傾向にある。また、焼却処理後の残渣は最終処分している。

◆図表 3-1-17 ごみ焼却施設の処理実績(組合全体)

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2本町実績
年間焼却量(t)	2,975	2,909	2,988	2,995	2,892	2,835	686
焼却残渣量(t)	395	395	409	425	417	414	95
焼却灰(t)	253	246	249	260	254	247	57
飛灰(t)	142	149	160	165	163	167	38
焼却残渣率	13.3%	13.6%	13.7%	14.2%	14.4%	14.6%	13.8%
焼却日数(日)	285	265	263	269	277	287	287
稼働率	77.8%	72.6%	72.1%	73.7%	75.7%	78.6%	78.6%
1日処理量(t/日)	10.4	11.0	11.4	11.1	10.4	9.9	2.4

- 注) 1. 焼却残渣率(%)＝焼却残渣量÷焼却量
 2. 稼働率(%)＝焼却日数÷365 または 366
 3. 一日処理量(t/日)＝年間焼却量÷焼却日数
 4. 端数処理により、合計が一致しない場合がある。
 5. 焼却量にはし渣を含む。

6-2 資源化量

6-2-1 邑智クリーンセンターでの資源化

(1) リサイクルプラザ（粗大ごみ処理施設）の資源化量

リサイクルプラザでは、不燃ごみ、ビン・カン、粗大ごみ及び有害ごみについて、破碎・圧縮・選別等の処理を行っている。令和2年度組合において粗大スチール、粗大アルミ、その他鉄くず、スチール缶、アルミ缶、乾電池・蛍光灯等、白色ビン・茶色ビン・その他ビンを357t資源化し、破碎残渣162tを最終処分している。本町においては61tを資源化し、破碎残渣37tを最終処分している。

◆図表 3-1-18 不燃ごみ・粗大ごみ及び有害ごみの資源化実績(組合全体)

単位:t

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2本町実績
粗 大 ス チ ー ル	53	60	48	54	50	49	9
粗 大 ア ル ミ	9	9	8	8	5	6	1
そ の 他 鉄 く ず	106	118	103	126	133	147	26
ス チ ー ル 缶	9	17	11	12	11	20	4
ア ル ミ 缶	38	34	23	34	23	37	7
乾 電 池 ・ 蛍 光 管 等	6	18	6	14	12	8	1
白 色 ・ 茶 色 ビ ン ・ そ の 他 ビ ン	102	112	102	103	88	88	14
資 源 化 合 計	324	368	302	350	322	357	61
資 源 化 不 適 物	122	113	128	173	169	162	37

- 注) 1. 業者への資源化物の引渡し量実績。
 2. 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

(2) リサイクルセンター(資源ごみ処理施設)の資源化量

リサイクルセンターでは、資源ごみ及び可燃ごみの一部について、圧縮・選別等の処理を行っている。令和2年度組合において935t(ストックヤード分を含む)を資源化し、資源化不適物として可燃性残渣31tを焼却処分している。本町においては161tを資源化し、可燃性残渣5tを焼却処分している。

◆図表 3-1-19 資源ごみ・可燃ごみの資源化実績(組合全体)

単位:t

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2本町実績
古紙類	880	852	822	852	791	779	132
紙パック	4	4	4	4	4	5	1
容器包装紙	39	37	36	35	36	33	6
容器包装プラ	115	105	106	102	101	97	18
ペットボトル	28	26	28	29	27	21	4
施設回収	446	426	187	171	164	151	28
直接資源化	620	598	809	851	795	784	133
資源化合計	1,066	1,024	996	1,022	959	935	161
資源化不適物	31	35	29	33	31	31	5

注) 1.業者への資源化物の引渡し量実績 2.端数処理により、合計が一致しない場合がある。

6-2-2 RPF(古紙及びプラスチックを主原料とした固形燃料)化の実績

焼却量や最終処分量の削減を目的に、可燃ごみ中のプラスチック類等をRPF化するため、平成22年度より直接搬入可燃ごみや資源化不適物の一部を委託処理している。

◆図表 3-1-20 RPF化の実績(組合全体)

単位:t

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2本町実績
RPF化	459	479	442	548	579	698	161

注) 1.端数処理により、合計が一致しない場合がある。

6-3 最終処分量

6-3-1 邑智クリーンセンターの実績

埋立処分地施設の最終処分量は令和2年度組合において329t/年である。本町の最終処分量は75t/年である。

◆図表 3-1-21 埋立処分地施設の最終処分実績(組合全体)

単位:t

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2本町実績
直接埋立	129	343	3	3	0	0	0
焼却残渣	395	395	408	423	159	167	38
不燃物残渣	148	146	147	173	169	162	37
合計	672	884	558	599	328	329	75

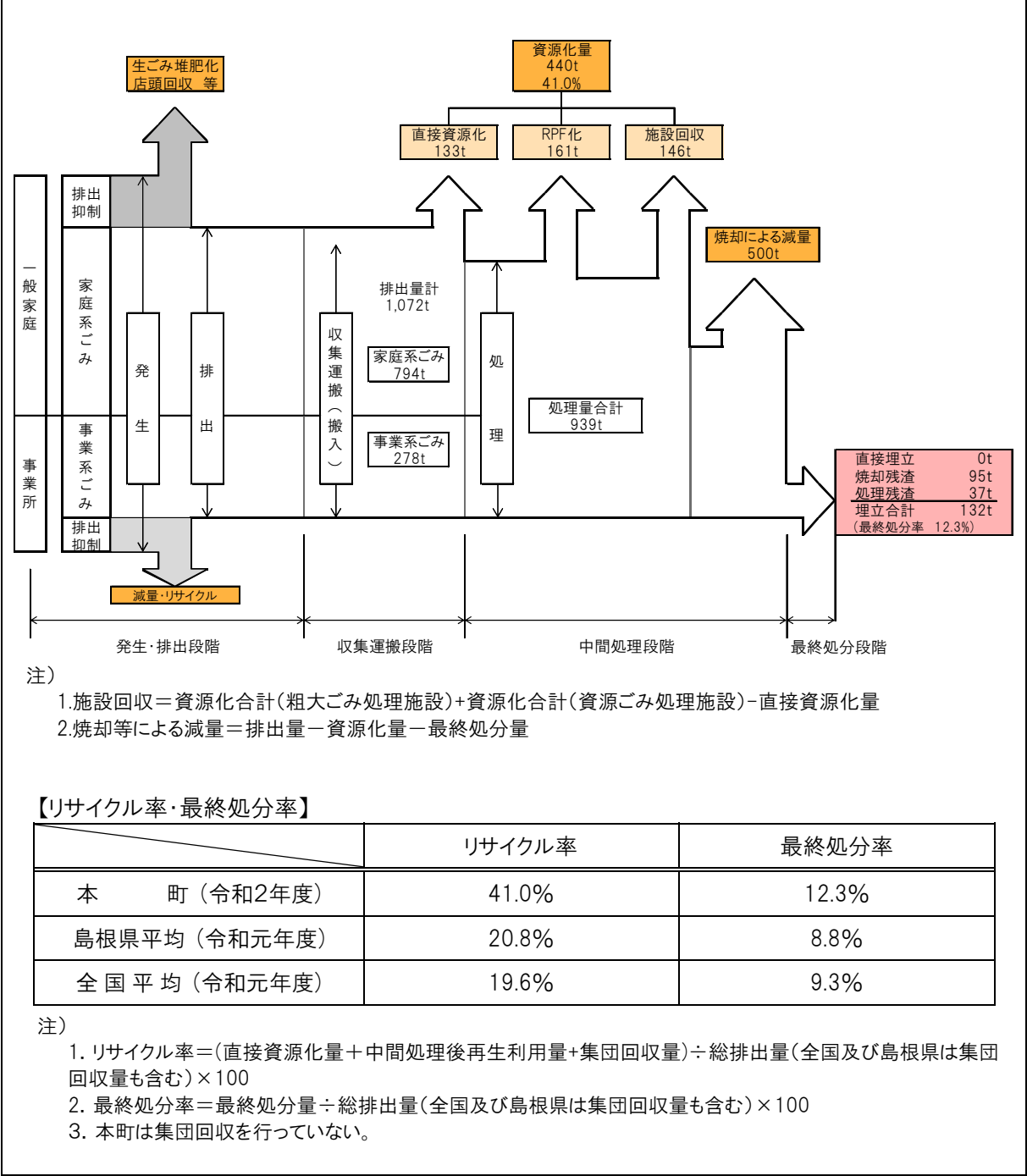
注) 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

6-4 ごみ処理のまとめ

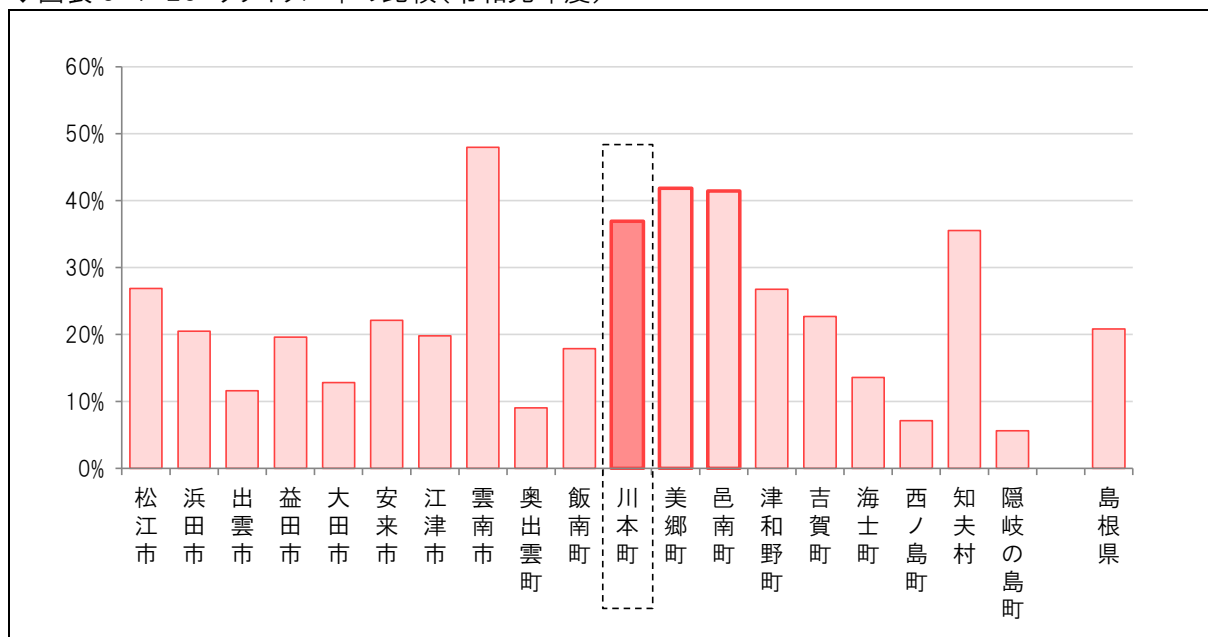
本町の令和2年度における排出量は1,072tである。このうち資源化量は440t/年、焼却処理による減量は500t/年、最終処分量は132tである。

リサイクル率は41.0%（令和2年度）で、島根県平均20.8%（令和元年度）及び全国平均19.6%（令和元年度）より2倍程度高い水準である。

◆図表 3-1-22 本町におけるごみ資源化・減量の流れ(令和2年度)

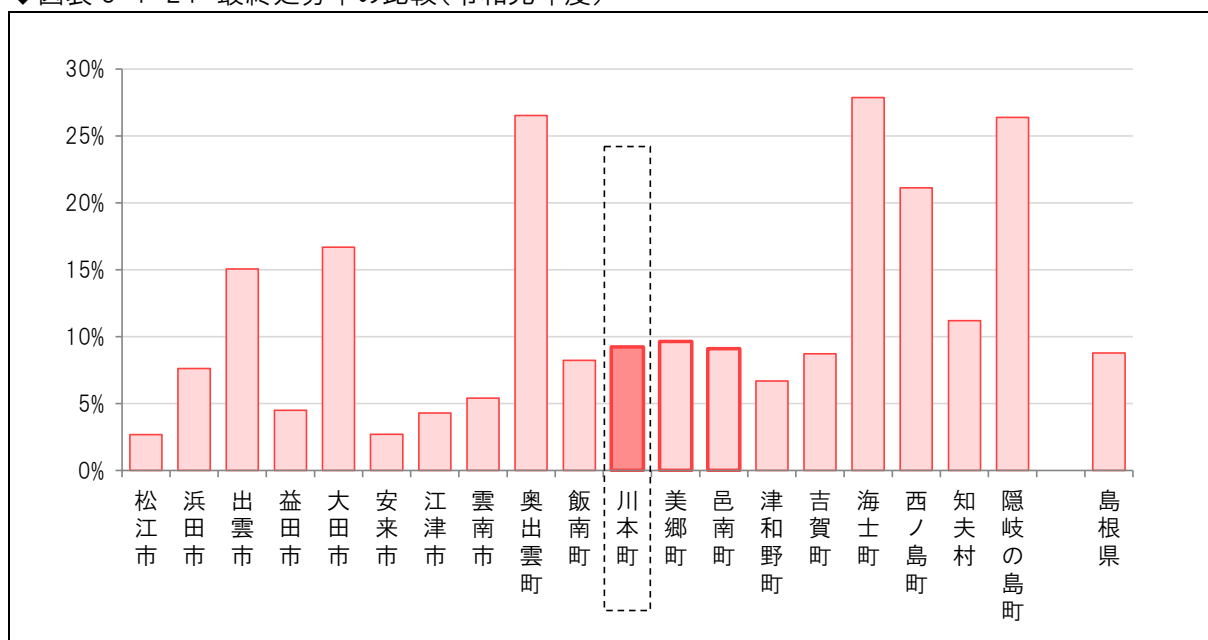


◆図表 3-1-23 リサイクル率の比較(令和元年度)



資料:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

◆図表 3-1-24 最終処分率の比較(令和元年度)



資料:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

7. ごみ処理体制

7-1 収集・運搬システム

本町から排出されるごみの排出方法はステーション方式、手数料は資源ごみ（古紙類・紙パック）及び有害ごみ以外は全て有料とし、収集・運搬は民間委託により行っている。また、事業所からのごみは施設への直接持込みとしている。

なお、組合事務として行っていたごみ指定袋の製造、販売、管理のうち、販売（収集処分手数料）、管理については平成24年4月に本町に移管した。

◆図表 3-1-25 収集体制と排出方法等

区分		排出場所	収集頻度	収集形態	排出方法
燃えるごみ		ステーション	週2回	委託	指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
古紙類・ 紙パック	新聞紙・折込広告	ステーション	月1回		古紙類・ 紙パック
	広告・雑誌・書籍	ステーション	月1回		紐で十字にくくる (10kg まで)
	段ボール	ステーション	月1回		紐で十字にくくる (10kg まで)
	紙パック	ステーション	月1回		紐で十字にくくる (10kg まで)
容器包装紙		ステーション	月2回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
容器包装プラスチック		ステーション	週1回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
ビン		ステーション	月1回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
カン		ステーション	月1回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
ペットボトル		ステーション	月2回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
不燃ごみ		ステーション	月1回		指定袋(10kg まで) (地区名、氏名を記入)
有害ごみ		ステーション	年2回		中の見える透明な袋 (「有害ごみ」と記入) (地区名、氏名を記入)
粗大ごみ		ステーション	年2回		手数料シールを貼る (10kg につき 1 枚)
直接搬入ごみ	家庭系 (令和4年3月 31 日まで)	—	・平日 搬入時間9:00～15:00 ・土日祝(年6回のみ) 搬入時間9:00～15:00	収集ごみ同様に分別 (指定袋は不要)	
	事業系 (令和4年3月 31 日まで)	—	・平日 搬入時間9:00～15:00 ・土日祝(年6回のみ) 搬入時間9:00～15:00	収集ごみ同様に分別 (指定袋は不要)	
直接搬入ごみ	家庭系 (令和4年4月1日から)	—	・平日 搬入時間9:00～16:00 ・毎月第3日曜日 搬入時間9:00～16:00	収集ごみ同様に分別 (指定袋は不要)	
	事業系 (令和4年4月1日から)	—	・平日 搬入時間9:00～16:00	収集ごみ同様に分別 (指定袋は不要)	

注) 1. 新可燃ごみ処理施設が供用開始となる令和4年4月より、直接搬入ごみの搬入時間は9:00～16:00に変更となる。また土日祝日の搬入可能日は家庭系直接搬入ごみのみ可能となり、毎月第3日曜日となる。

2. お盆及びゴールデンウィーク、年末年始は例外となるため、町のホームページや広報紙等で告知する。

7-2 中間処理・最終処分システム

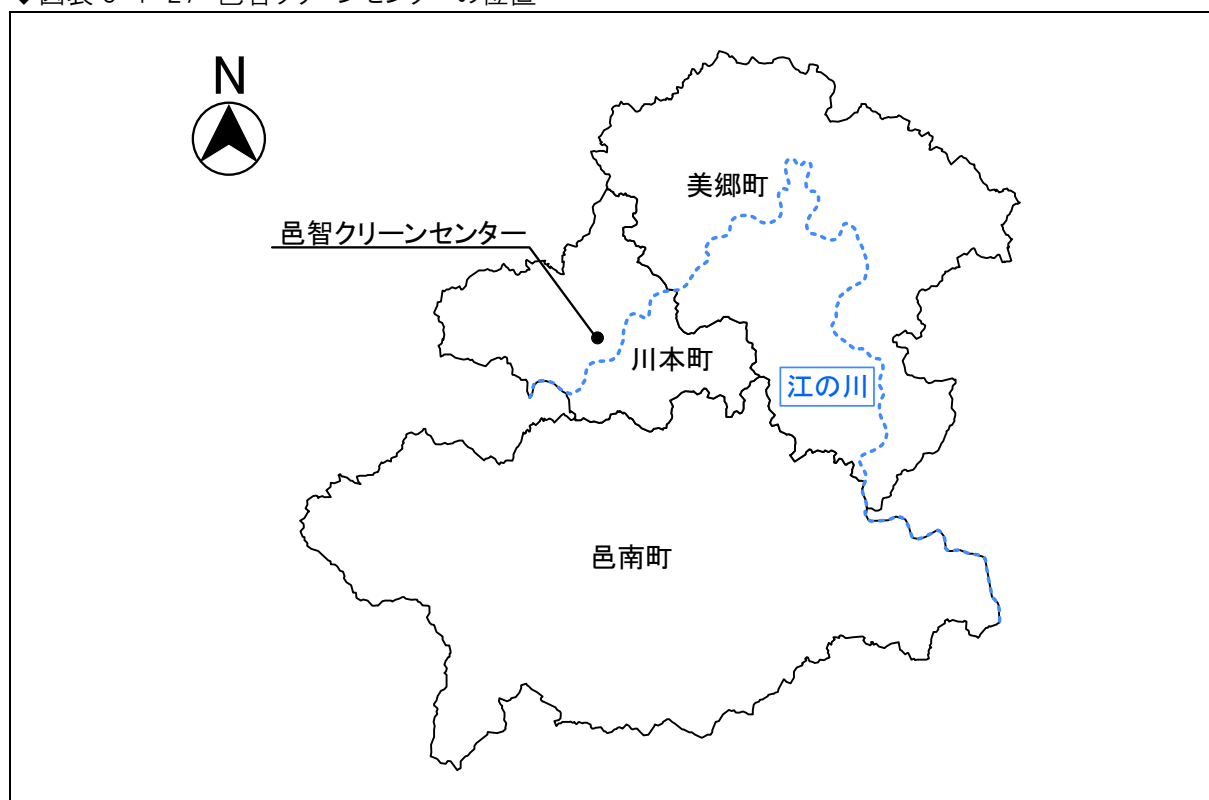
7-2-1 施設の概要

本町から排出される可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみは、邑智クリーンセンターで中間処理後、焼却残渣や資源化不適物を埋立処分地施設に最終処分している。

◆図表 3-1-26 邑智クリーンセンターの概要

施設名	処理対象ごみ	中間処理方法	供用開始年月
ごみ焼却施設	可燃ごみ	焼却	平成 10 年4月
可燃ごみ処理施設(仮称)	可燃ごみ	焼却	令和4年4月予定
リサイクルプラザ	不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別・圧縮・貯留	平成 11 年4月
	有害ごみ	貯留	
	資源ごみ(カン)	選別・圧縮・貯留	
	資源ごみ(ビン)	選別・貯留	
埋立処分地施設	焼却残渣・資源化不適物・沈砂	—	平成 11 年4月
埋立処分地施設	焼却灰、焼却飛灰固化物、 不燃物処理残渣、沈査、ガレキ	—	令和4年4月予定
リサイクルセンター	資源ごみ(ペットボトル)	選別・圧縮・貯留	平成 16 年4月
	資源ごみ(容器包装プラスチック)	選別・圧縮・貯留	
	資源ごみ(容器包装紙)	選別・貯留	
	資源ごみ(古紙)	選別・貯留	
ストックヤード	資源ごみ	貯留	平成 22 年8月

◆図表 3-1-27 邑智クリーンセンターの位置



◆図表 3-1-28 邑智クリーンセンターの施設



7-2-2 ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は、平成10年4月に供用を開始し、可燃ごみの中間処理（焼却処理）を行っている。

ごみ焼却施設における令和2年度の処理量は2,835t/年、年間焼却日数は287日であり、稼働日当たりの処理量は9.9t/日（2,835t/年÷287日/年）である。この処理量は、公称能力（12t/8h）の約82.3%である。平成22年度に施設の延命化のため基幹改良工事を行った。

あわせて、直接搬入可燃ごみに含まれるプラスチック類、木材や剪定枝をRPF化し、適正処理の困難なものを委託処理するため、2軸破碎機とストックヤードを平成22年度に整備した。

また令和4年4月より川本町、美郷町、邑南町、大田市で共同整備を行う新可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる。処理方式は現ごみ焼却施設と同じ方式のストーカ炉であり、公称能力は40t/16h(20t/16h×2炉)となる。

◆図表 3-1-29 ごみ焼却施設の概要

名	称	邑智クリーンセンターごみ焼却施設
所	在	地 島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地6
供	用	期 間 平成 10 年4月～令和4年3月
処	理	方 式 機械化バッチ燃焼焼却炉(ストーカ式)
公	称	能 力 12t/8h(6t/8h×2炉)
排	ガ	ス 処 理 方 式 バグフィルタ
ガ	ス	冷 却 方 式 水噴射冷却方式
飛	灰	処 理 方 式 薬剤処理
排	水	処 理 方 式 クローズドシステム
熱	利	用 なし

名	称	邑智クリーンセンター可燃ごみ処理施設(仮称)
所	在	地 島根県邑智郡川本町大字川下 879 番地8
供	用	開 始 令和4年4月予定
処	理	方 式 准連続式燃焼焼却炉(ストーカ式)
公	称	能 力 40t/16h(20t/16h×2炉)
排	ガ	ス 処 理 方 式 有害ガス除去装置+高性能集じん機(バグフィルタ)
ガ	ス	冷 却 方 式 水噴射冷却方式
飛	灰	処 理 方 式 薬剤処理
排	水	処 理 方 式 クローズドシステム
熱	利	用 熱回収率 10%以上/焼却廃熱を利用した温水供給(場内利用)等

7-2-3 リサイクルプラザ・リサイクルセンター

リサイクルプラザは、分別収集した不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみ、カン、ビンを種類別に選別し、資源化を行うことを目的としている。

家電リサイクル法施行後、処理対象物量の減少など、処理対象物にみあった処理方法について検討が必要となっている。

リサイクルセンターは、分別収集した資源ごみを種類別に選別し、資源化を行うことを目的としている。

令和2年度リサイクルセンター及びリサイクルプラザで処理及び選別された1,484tの処理対象物の内、粗大スチール、粗大アルミ、その他鉄くず、乾電池・蛍光灯等、カン、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙、古紙類、牛乳パックの年間資源化量は1,291t/年である。

◆図表 3-1-30 リサイクルプラザの概要

名	称	リサイクルプラザ
所	在 地	島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地6
供	用 開 始	平成 11 年4月
公	称 能 力	5t/5h
処理 方式	不 燃 ご み	破碎・磁力選別・不燃可燃選別・アルミ選別・圧縮・貯留
	粗 大 ご み	切断機・破碎・磁力選別・不燃可燃選別・アルミ選別・圧縮・貯留
	有 害 ご み	貯留
	資 源 ご み (カ ン)	選別・圧縮・貯留
	資 源 ご み (ビ ン)	選別・貯留

◆図表 3-1-31 リサイクルセンターの概要

名	称	リサイクルセンター
所	在 地	島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地6
供	用 開 始	平成 16 年4月
公	称 能 力	1.7t/5h
処理 方式	資 源 ご み (ペ ッ ト ボ ト ル)	選別・圧縮・貯留
	資 源 ご み (容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク)	選別・圧縮・貯留
	資 源 ご み (容 器 包 装 紙)	選別・貯留
	資 源 ご み (古 紙 類 ・ 牛 乳 パ ッ ク)	選別・貯留

7-3 最終処分システム

埋立処分地施設の現在の埋立対象物は、破碎処理後の不燃物、焼却残渣及び沈砂であり、令和2年度の最終処分量は329t/年（沈砂を含む）であった。令和元年度時点での残余容量は2,083m³であり、施設計画処分容量の15%程度であることから、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事を行った。

◆図表 3-1-32 最終処分場の概要

名 称	埋立処分地施設
所 在 地	島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地6
埋 立 開 始 年 月	令和4年4月
埋 立 面 積	7,300m ² (令和4年2月現在)
埋 立 容 量	40,300m ³
埋 立 方 式	セル方式とサンドイッチ方式の併用
浸 出 水 処 理 方 式	前処理→生物処理(接触ばっ気)→凝集沈殿→砂ろ過+活性炭+キレート吸着→消毒
浸 出 水 処 理 能 力	30m ³ /日
廃 棄 物 の 種 類	焼却灰、焼却飛灰固化物、不燃物処理残渣、沈査、ガレキ

8. ごみ処理行財政の実績

8-1 ごみ処理行政の組織

本町におけるごみ処理行政の担当部署は、町民生活課環境生活係である。

◆図表 3-1-33 ごみ処理行政の組織及び事務分掌

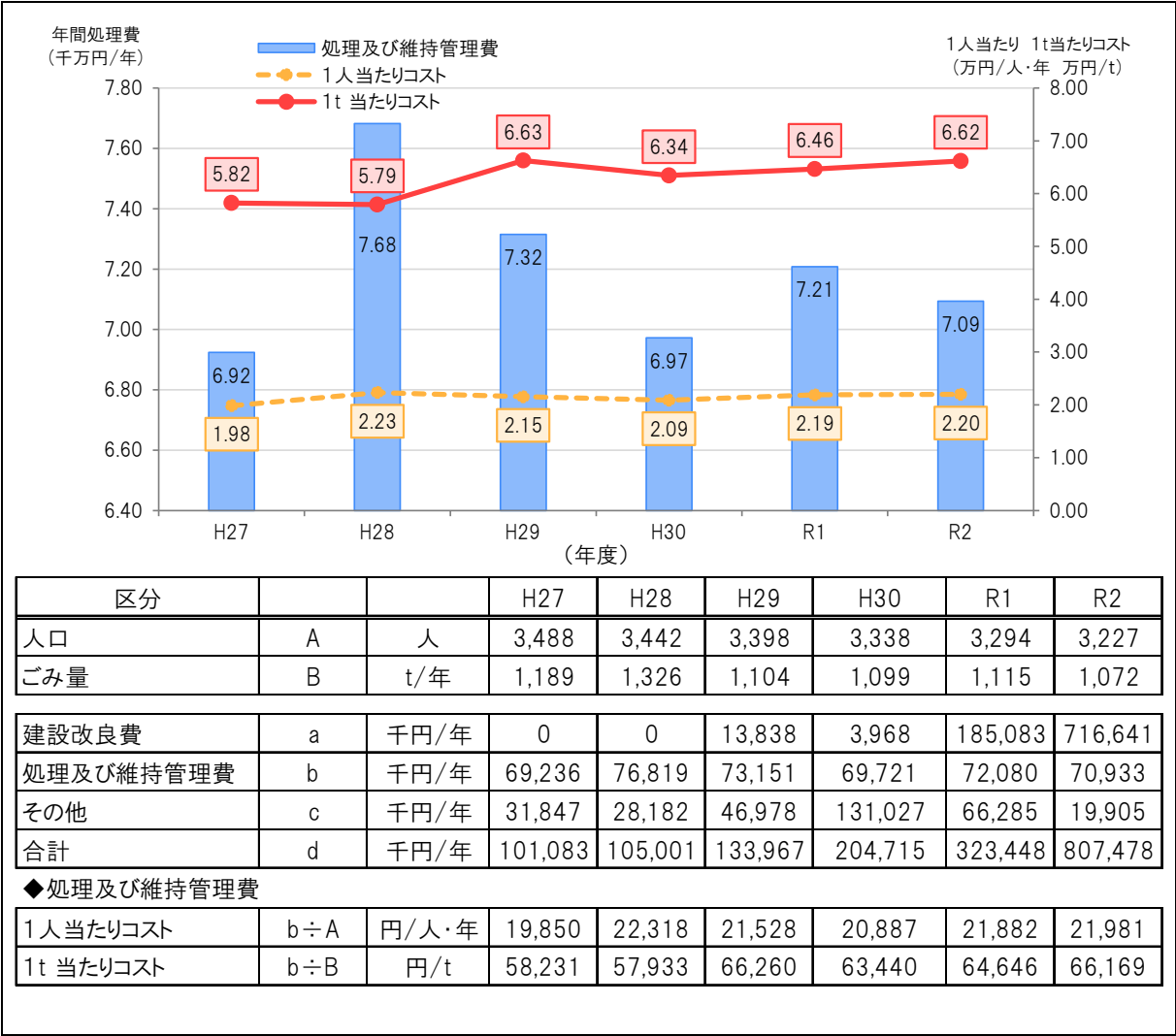
町民生活課環境生活係	○ 環境衛生に関すること。 ○ 公害対策に関すること。 ○ 一般廃棄物処理業許可に関すること。
------------	---

8-2 ごみ処理に要する経費

建設・改良費を除く年間処理経費は、令和2年度において約9,083万円である。

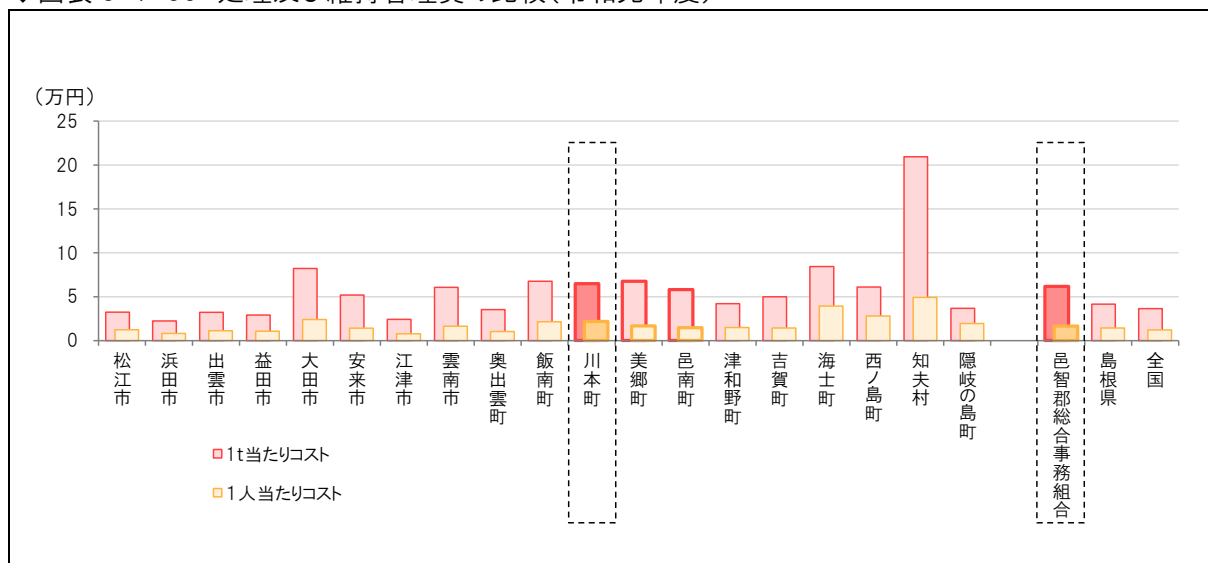
処理及び維持管理費に関しては、住民1人当たり、ごみトン当たりとした場合、本町では各々約2.2万円/人、約6.6万円/tである。島根県内他市町村との比較では、住民1人当たり、ごみトン当たりとも上位（高額）にあり、ごみ排出量が少ないことも一因であると考えられるが、処理の効率化も必要性があるものと判断される。

◆図表 3-1-34 ごみ処理経費の推移



資料：環境省ホームページ「一般廃棄物処理実態調査結果」

◆図表 3-1-35 処理及び維持管理費の比較(令和元年度)



資料:環境省ホームページ「一般廃棄物処理実態調査結果」

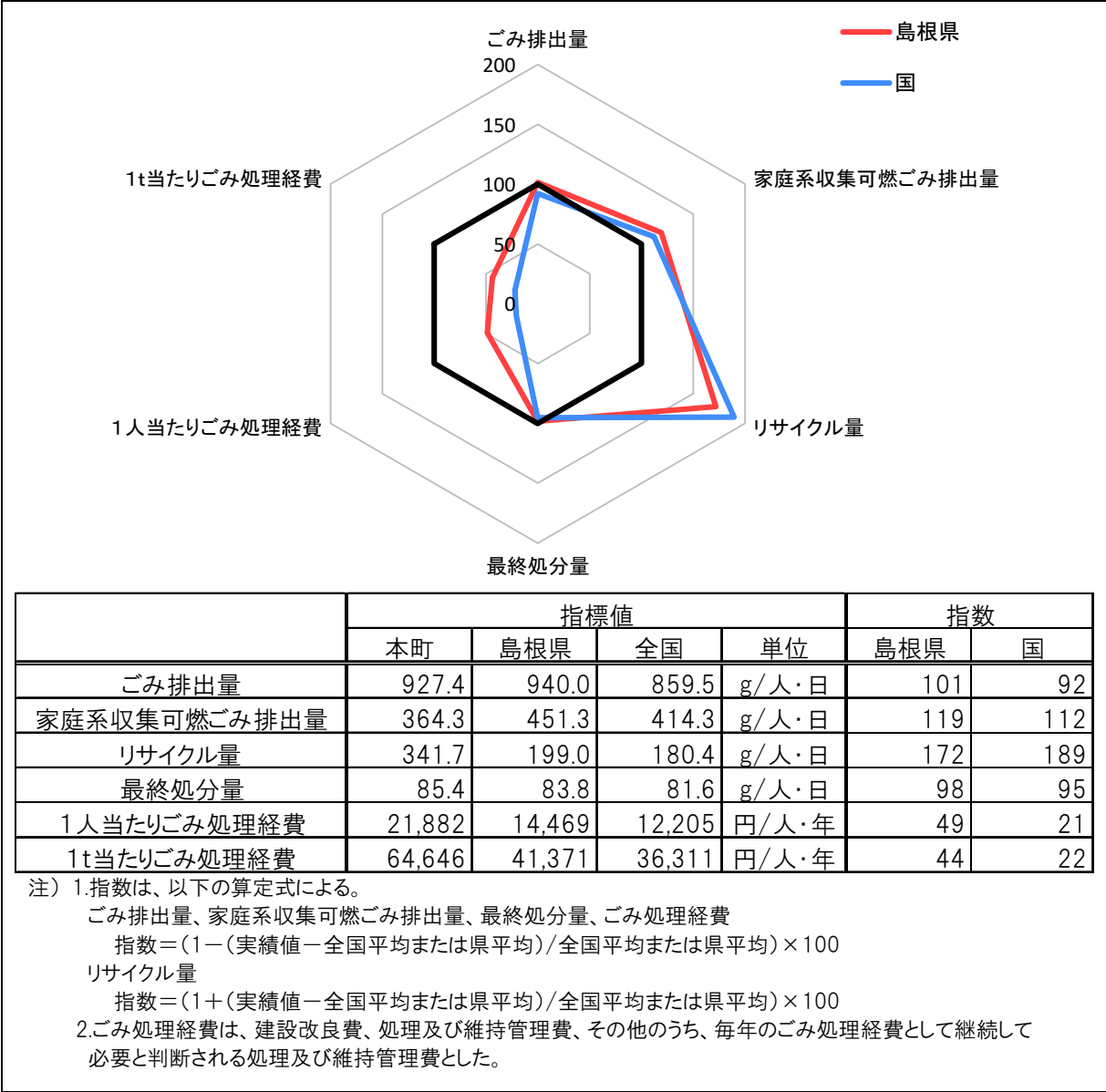
9. ごみ処理の評価

本町のごみ処理について、令和元年度実績を基に6つの指標（1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの家庭系収集可燃ごみ排出量、1人1日当たりのリサイクル量、1人1日当たりの最終処分量、1人当たりの年間ごみ処理経費、1 t 当たり年間ごみ処理経費）を全国平均、島根県平均と比較して評価した。具体的には、全国平均値あるいは島根県平均値を100として本町の値を指数化し、レーダーチャート図として示した。なお、レーダーチャートに示される六角形が大きいほど良好な状況にあることを示す。

本町の評価は、6つの指標のうち全国平均を下回るのはごみ排出量、ごみ処理経費、最終処分量で、その他は全国平均を上回っている。県平均を下回るのはごみ処理経費、最終処分量である。

ごみ処理経費が特に大きく下回っている理由として、小規模施設にてごみ処理を行っていることが想定される。

◆図表 3-1-36 ごみ処理の評価(令和元年度)



10. 関係各市町の動向

可燃ごみ処理については、市町村合併等により広域処理が進んでおり、合併後の市町村単独で処理している自治体は、島しょ部を除き、松江市、出雲市、奥出雲町となっている。出雲市において平成15年より大田市、雲南市・飯南町事務組合の一部分の地域の可燃ごみを対象に共同処理を行ってきたが、平成24年11月、出雲市が次期可燃ごみ施設を単独で建設・処理を行う意向を表明し、令和3年度に共同処理を終了した。

一方で、資源ごみ・不燃ごみは、広域化のメリットが得にくいこともあり、単独での処理体制としている自治体が大半である。

◆図表 3-1-37 可燃ごみ処理体制の状況(令和3年度)

自治体	処理体制	施設状況
松江市	単独(溶融)	エコクリーン松江:255t/日(H22)
安来市	民間委託(焼却)	安来市清瀬クリーンセンター:52t/日(H19より休止)
奥出雲町	単独(焼却)	仁多可燃物処理センター:20t/日(S56)
出雲市	単独	新出雲エネルギーセンター:200t/日(R3)
川本町	邑智郡総合事務組合(焼却)	邑智クリーンセンター:12t/日(H10) 新可燃ごみ処理施設:40t/日(R4 供用開始予定)
美郷町		
邑南町		
江津市	浜田地区広域行政組合(溶融)	エコクリーンセンター:98t/日(H18)
浜田市		
益田市	益田地区広域市町村圏事務組合(焼却)	益田地区広域クリーンセンター:62t/日(H19)
吉賀町		
津和野町		
海士町	単独(焼却)	海士町清掃センター:7t/日(H11)
西ノ島町	単独(焼却)	西ノ島町ごみ焼却施設「清美苑」:5.3t/日(H30)
知夫村	単独(焼却)	知夫村ゴミ焼却場:1.6t/日(H27)
隠岐の島町	単独(焼却)	島後清掃センター:25t/日(H6)
大田市	中間処理後、出雲市へ委託処理(R4から邑智郡総合事務組合へ委託)	大田可燃物中間処理施設:45t/日(H14)
雲南市	大東・加茂・木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合(ごみ燃料化)
	掛合・吉田	雲南市・飯南町事務組合
飯南町	(中継施設)	いいしクリーンセンター:8.4t/日(R3)

◆図表 3-1-38 資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの処理体制の状況(令和3年度)

自治体		処理体制	施設状況
松江市		単独	西持田リサイクルプラザ:16t/日(H10) 川向リサイクルプラザ:64t/日(H14) エコステーション松江:59t/日(H14) 美保関不燃物処理場:5t/日(H7) 姫津クリーンセンター:11t/日(H10)
安来市		単独	安来市高尾クリーンセンター:20t/日(H5) 安来市広瀬一般廃棄物処理前処理施設:4t/日(H3) 安来市伯太農産廃棄物処理施設:6.9t/日(H3)
奥出雲町		単独	仁多クリーンセンター:7t/日(H11)
雲南市	大東・加茂・木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合	リサイクルプラザ:12.5t/日(H16)
	掛合・吉田		いいしクリーンセンター:2.4t/日(H15)
飯南町			
出雲市		単独	平田不燃物処理センター:20t/日(S63) 佐田クリーンセンター:3t/日(H6) 出雲クリーンセンター:50t/日(H7) 出雲リサイクルセンター:45t/日(H8) 斐川クリーンステーション:13t/日(H8)
大田市		単独	大田リサイクルセンター:4.9t/日(H13) 大田市不燃物処分場:8t/日(H27) 大田市容器包装リサイクルセンター:2t/日(H23)
川本町		邑智郡総合事務組合	邑智クリーンセンター リサイクルプラザ:5t/日(H11) リサイクルセンター:1.7 t/日(H16)
美郷町			
邑南町			
江津市		単独	島の星クリーンセンター:14t/日(H7) 江の川リサイクルセンター:2.8t/日(H14)
浜田市		単独	浜田市不燃ごみ処理場:20t/日(H4) 民間処理施設
益田市		単独	益田市リサイクルプラザ:16t/日(H15)
海士町		単独	海士町リサイクルセンター:5t/日(H11)
隠岐の島町		単独	島後リサイクルセンター:2.7t/日(H13)
吉賀町		鹿足郡不燃物処理組合	鹿足郡不燃物処理組合 リサイクルプラザ:6.1t/日(H16)
津和野町			

資料:環境省廃棄物処理技術情報「一般廃棄物処理実態調査結果」

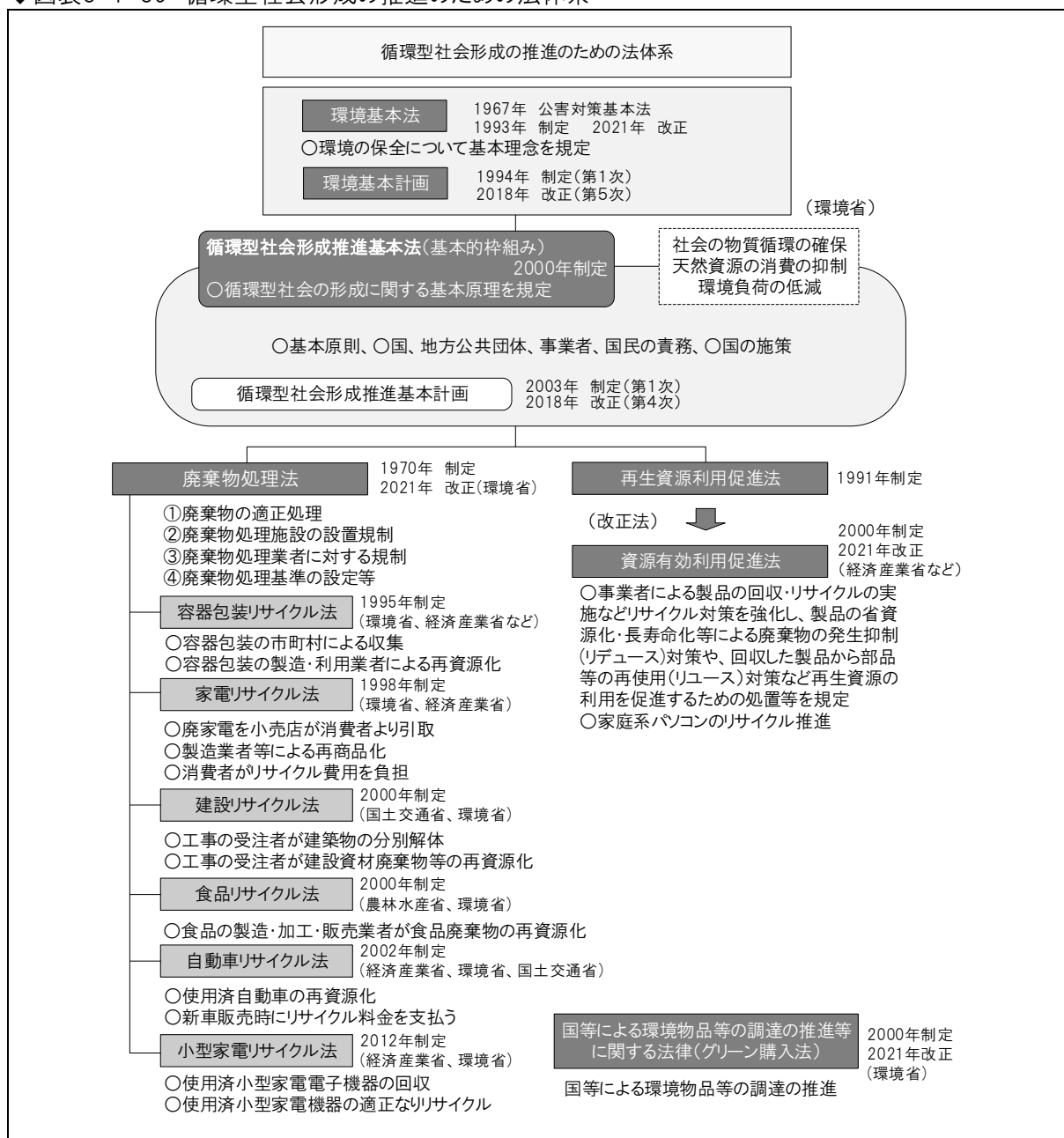
11. 関係法の整備状況

国においては、「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環基本法」という。）を平成12年6月に制定した。循環基本法において廃棄物の処理に関しては、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されており、ごみの減量が最も重要視されている。また、循環基本法と一体的に廃棄物処理法についても改正が行われ、さらに、リサイクル関連個別法も公布・施行されている。

近年の廃棄物処理法においては、有害使用済機器の適正な保管の義務付けや、廃棄物の不適正処理への対応を強化した内容などが改正されている。

また新たな法制度として、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和3年6月4日成立、同年6月11日に公布となった。なお施行日は公布後1年以内で、政令で定める日となる。

◆図表3-1-39 循環型社会形成の推進のための法体系



12. 国等の上位計画

12-1 第4次循環型社会形成推進基本計画

国においては、循環基本法に基づき、「第4次循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を平成30年6月19日に閣議決定しており、その概要は以下に示すとおりである。

◆図表 3-1-40 第4次循環型社会形成推進基本計画の概要



◆一般廃棄物の減量化

	H22 年度	H29 年度	R7年度目標
排出量合計	約 976 グラム	約 920 グラム	約 28%減(対H12)/約 850 グラム
家庭系ごみ(1人1日平均排出量)	約 540 グラム	約 505 グラム	約 34%減(対H12)/約 440 グラム
事業系ごみ年間排出量(総量)	約 1,297 万トン	約 1,301 万トン	約 39%減(対H12)/約 1,100 万トン

注) 排出量合計、事業系ごみ年間排出量は資源化量を含み、家庭系ごみは資源化量を除く。

資料:環境省ホームページ

12-2 循環型社会形成推進交付金制度（廃棄物処理施設設置補助）

国は、平成17年度から従来の廃棄物処理施設国庫補助制度を廃止し、新たに広域的な観点から循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金制度」を創設した。

これは、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的とした、①地方の自主・裁量性の極めて高い制度である、②戦略的な目標設定と事後評価を重視している、③国と地方が構想段階から協働し循環型社会づくりを推進するの3点を特徴としている。

また、交付の対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体である。

交付金の額は、算定対象事業費の1/3を市町村に一括交付するものである（ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2）。

現時点における制度は、目的の違い等から3つの制度となっている。

◆図表3-1-41 各交付金制度の目的及び対象事業

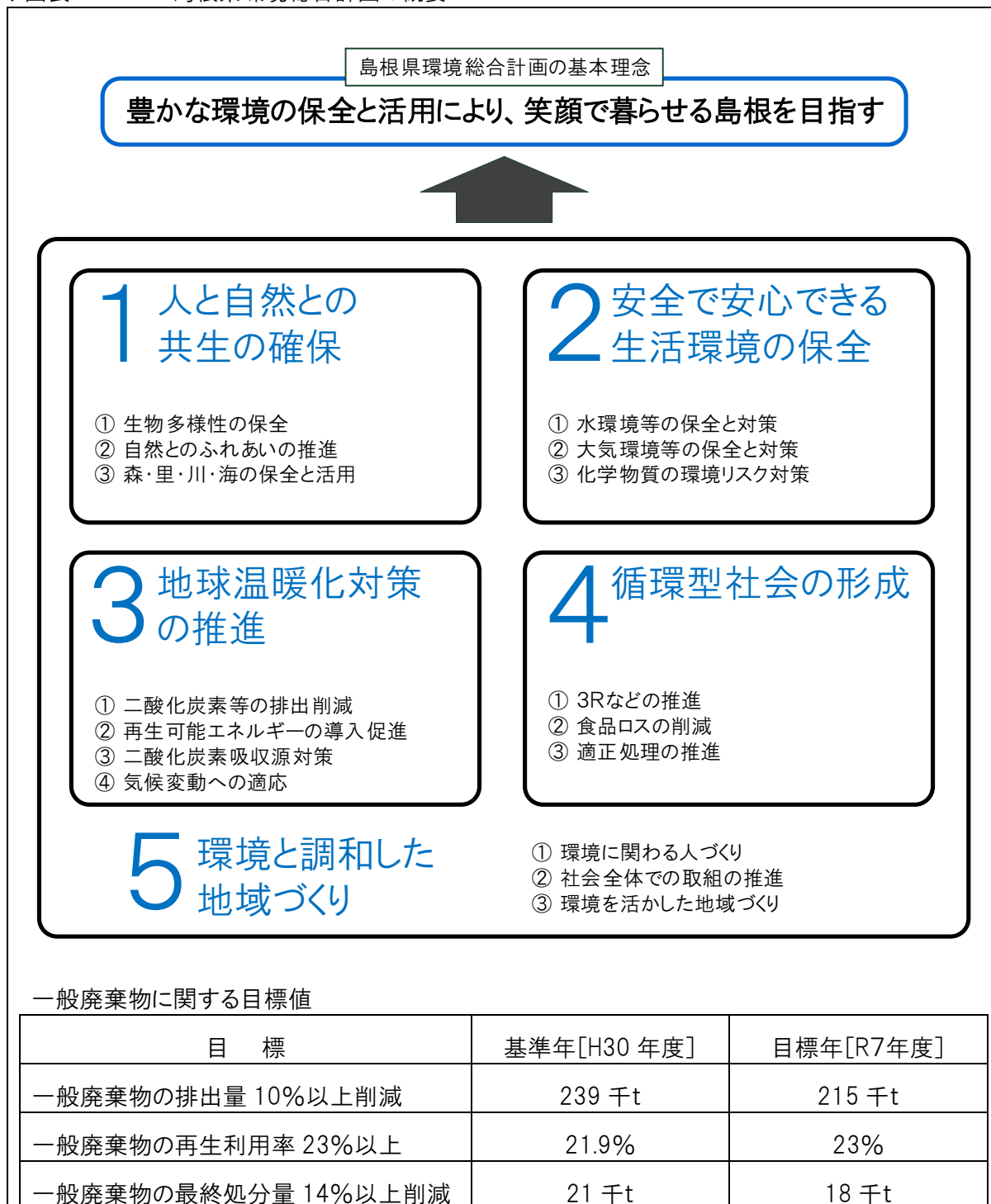
制度	目的	対象事業(対象施設)
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)	廃棄物処理施設におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業 施設整備に関する計画支援事業 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業
廃棄物処理施設整備交付金	廃棄物処理施設整備計画に示す災害対策の強化、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保	マテリアルリサイクル推進施設、 エネルギー回収型廃棄物処理施設、 エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設 最終処分場、最終処分場再生事業、 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 施設整備に関する計画支援事業 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業 災害廃棄物処理計画策定支援事業
循環型社会形成推進交付金	循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するため	マテリアルリサイクル推進施設、 エネルギー回収型廃棄物処理施設、 エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設 高効率原燃料回収施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場、最終処分場再生事業、 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 漂流・漂着ごみ処理施設、コミュニティプラント 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業 廃棄物処理施設根幹的設備改造 可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設 施設整備に関する計画支援事業 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

12-3 島根県環境総合計画

島根県では、令和3年3月に環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、循環型社会推進計画の3計画が同時に改定年度を迎えたことから、新たな環境問題を含めた諸課題・諸施策を共有し、効果的・効率的な施策展開を図るため、環境基本計画をベースに諸計画を盛り込んだ「島根県環境総合計画」を新たに策定した。

島根県環境総合計画の概要は、以下のとおりである。

◆図表 3-1-42 島根県環境総合計画の概要



資料：島根県ホームページ

13. ごみ処理に関する課題

本町では、今後、ごみの排出から処理・処分に至るごみ処理において、以下の課題に取り組む必要がある。

13-1 排出に関する事項

ごみの排出抑制が必要
〔家庭系〕 ● 収集ごみ排出量は、平成23年度以降増加傾向にある。高齢化社会が進む今日においてもできる限りの排出抑制を推進し、焼却量や最終処分量の削減が必要である。 ● ごみの排出抑制は、第5次(前期)計画と同様に、排出量の多い可燃ごみを対象とし、食品ロスなどによるごみの発生を抑制し、加えて資源ごみの分別徹底を実施することで可燃ごみの排出抑制を推進する必要がある。 〔事業系〕 ● 直接搬入ごみは、事業所からのごみが含まれており、排出者責任に則って事業所自ら処理を行うべきものである。事業者に対し、独自の取組によるごみの減量化や資源化について指導していく必要がある。
ごみの分別徹底が必要
● 組合の分別は、10種13分別として資源化に取り組んでおり、リサイクル率が島根県内ではトップクラスであるなど、一定の成果がある。また、家庭系収集可燃ごみの令和2年度実績は、第5次(前期)計画時の目標値を達成している。そのため現状の排出量を維持することを目標に、引き続き可燃ごみとして排出している資源物(プラスチック類等)の分別徹底が必要である。 ● また、事業系ごみについても家庭系と同様に分別徹底を図ることが焼却対象ごみの減量につながるため、事業者に対し、独自の取組による資源化について指導していく必要がある。なお、独自の取組が困難である事業者等に関しては、家庭系ごみと同様の分別排出について指導していく必要がある。
新たな社会的動向への対応が必要
● 現在、食品ロス問題は国連や各国政府が食品ロス削減に向けた数値目標を掲げるなど、社会的問題として注目されている。日本においても各自治体や企業において取り組みがなされるなど、社会全体での対策が急務であり、組合においても食品ロスの削減対策を実施することが必要である。 ● プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和3年6月に成立したことで、今後容器包装以外のプラスチック類の市町村による分別回収・再商品化する仕組みが設けられる。組合においても、国の方針に従いプラスチック資源の分別収集を検討・実施する必要がある。

13-2 収集・運搬に関する事項

行政サービスの維持向上が必要
● 行政サービスとしての収集運搬体制を維持することが必要である。特に、高齢化社会が進んでいく中、高齢者や要介護者等に対するごみ収集運搬のあり方を検討していく必要がある。

13-3 中間処理に関する事項

安定かつ適正処理が継続できる可燃ごみ処理体制の構築が必要

- 組合の焼却施設は、平成22年度に基幹的設備の更新を行い10年間の延命化を目標とした。その後設備の更新から11年が経過しており、目標とした10年間の延命化を達成した。しかし、施設の老朽化が進み、今後のさらなる施設運営の維持は困難である。一方で、周辺自治体では、出雲市において平成15年より大田市、雲南市・飯南町事務組合の一部分の地域の可燃ごみを対象に共同処理を行ってきたが、平成24年11月、出雲市が次期可燃ごみ施設を単独で建設・処理を行う意向を表明し、令和3年度末に共同処理を終了した。
- こうした状況を踏まえ、効率的な可燃ごみ処理を行うために、令和4年4月より川本町、美郷町、邑南町、大田市で共同整備を行う新可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる。

リサイクル施設の再構築が必要

- 組合のリサイクル施設は、組合設立時に整備したリサイクルプラザ、容器包装リサイクル法に対応するために整備したリサイクルセンターである。このうち、リサイクルプラザについては、家電リサイクル法の施行後、処理対象物量が減少するなど、現状のまま維持していくことによる財政負担増が懸念される。
- 効率的なリサイクルを行うため、特に粗大ごみや小型家電について、委託処理も含めた処理体制を再構築する必要がある。
- 国のプラスチック資源循環促進に関する制度化等の動向を注視し、組合においても国の方針に整合する取組が必要である。

13-4 最終処分に関する事項

最終処分量の削減が必要

- 組合の最終処分量(率)は、近年、全国及び島根県平均に比べやや多くなっている。埋立物の有効利用等の検討が必要である。
- 加えて、最終処分場の容量には限りがあるため、できる限り長く使用するためにごみ排出抑制を推進し、最終処分量を削減することが必要である。

最終処分場の適正管理が必要

- 組合の最終処分場は、平成31年4月から令和4年3月まで最終処分場延命化工事が実施された。
- 今後もごみの飛散や悪臭防止対策のための覆土、浸出水の調整等、適正な管理が必要である。

13-5 その他の事項

災害時の一般廃棄物及び災害廃棄物処理体制の構築が必要

- 令和2年4月に川本町災害廃棄物処理計画を策定した。また令和3年8月には災害時における廃棄物の迅速かつ円滑な処理等に関し、民間事業者(総合リサイクル業)と協定書を締結している。
- 今後は、新可燃ごみ処理施設における処理、さらには広域的な処理など、発生する災害の規模に応じた処理体制の構築が必要である。

第2節 ごみ処理の目標

1. 基本方針

本町の将来像は、総合計画において「たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち」としている。

こうした将来像を実現するためには、廃棄物処理体制の充実はもちろん、住民や事業者が循環型の日常生活や事業活動に取り組むことが必要である。

ごみ処理の基本方針は、第5次（前期）計画を継承して「①3Rの推進」、「②住民・事業者・行政の協働による取組の推進」とし、加えて「③ごみ処理の効率化の推進」とする。

◆図表 3-2-1 ごみ処理の基本方針

◆ 将来像

たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち

◆ ごみ処理の基本方針

① 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

- ・ 循環型社会の形成には、住民の日常生活や事業者の事業活動を循環型に転換することが必要である。
- ・ そのため、住民の日常生活や事業活動において、ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)を推進するものとする。

② 住民・事業者・行政の協働による取組の推進

- ・ 循環型社会の形成は、住民や事業者が具体的な取組を実践することから始めることが必要である。
- ・ そのため、住民・事業者・行政の協働による取組を推進するものとし、各々は、それぞれの役割を確実に実行するものとする。

③ ごみ処理の効率化の推進

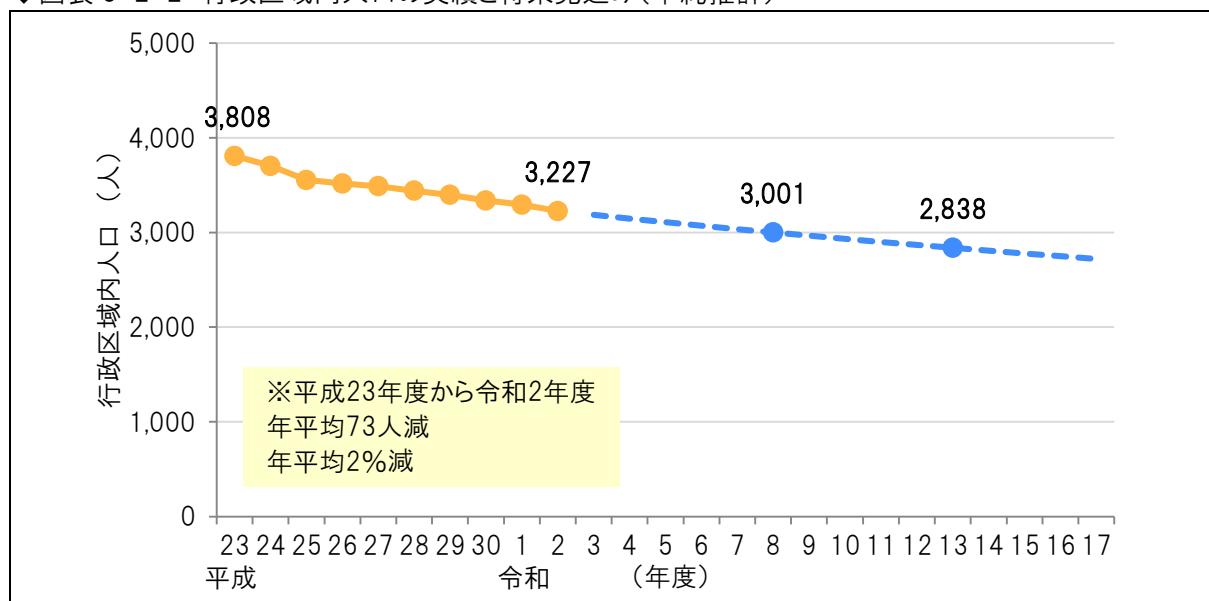
- ・ 安定したごみ処理を継続していくためには、ごみ処理の効率化が必要である。
- ・ そのため、処理体制の再編など、効率化が図れる処理システムを構築していくものとする。

2. ごみ排出量等の将来見込みと既定計画の進捗

2-1 行政区域内人口の実績と将来見込み(単純推計)

本町の行政区域内人口は減少傾向にあり、令和2年度実績は3,227人である。行政区域内人口は、国立保障人口問題研究所による将来推計人口を参考に将来推計しており、計画目標年度の令和13年度には1割弱程度減の2,838人と見込んでいる。

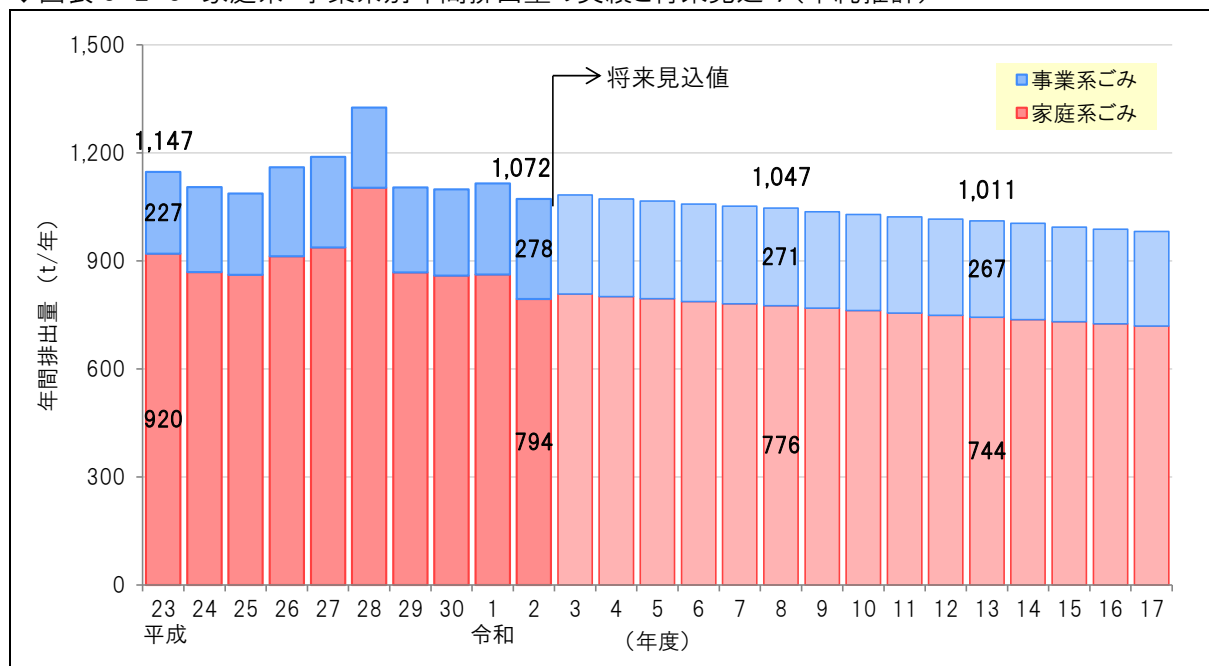
◆図表 3-2-2 行政区域内人口の実績と将来見込み(単純推計)



2-2 家庭系・事業系別年間排出量の実績と将来見込み(単純推計)

本町の家庭系・事業系別年間排出量は、いずれも減少傾向にある。家庭系ごみについては、行政区域内人口の減少と共に徐々に減少するものと見込んでいる。

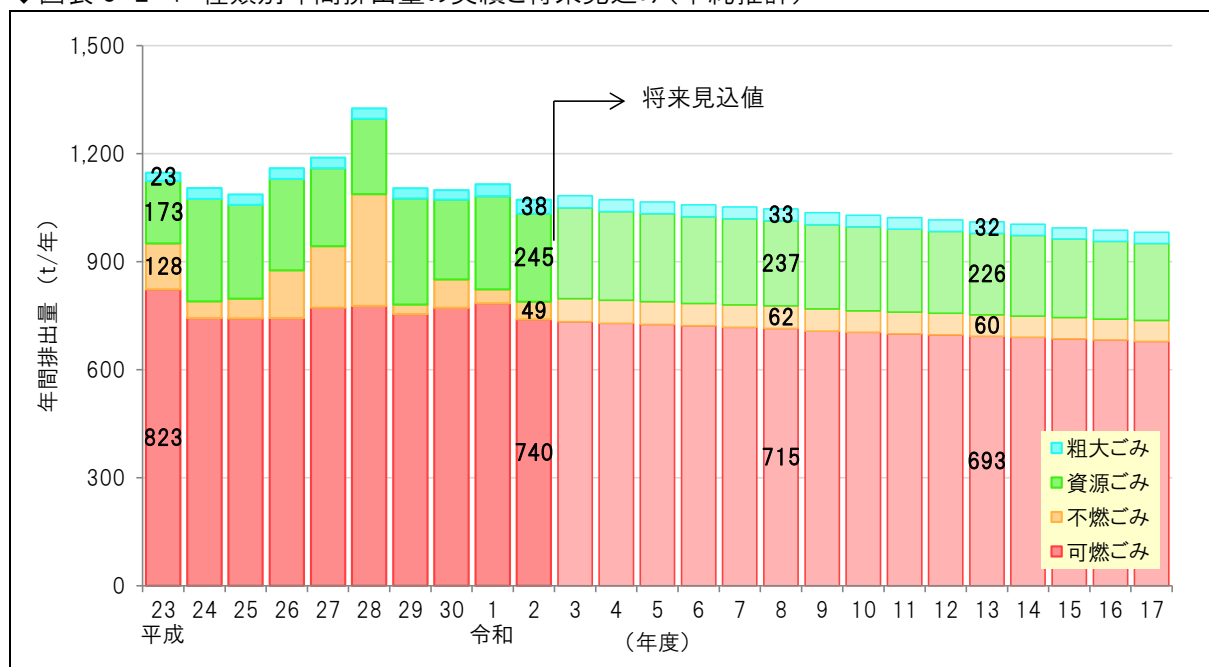
◆図表 3-2-3 家庭系・事業系別年間排出量の実績と将来見込み(単純推計)



2-3 種類別年間排出量の実績と将来見込み(単純推計)

本町の種類別年間排出量は減少傾向にある。今後も、行政区域内人口の減少と共に徐々に減少し、同様の傾向で推移するものと見込んでいる。

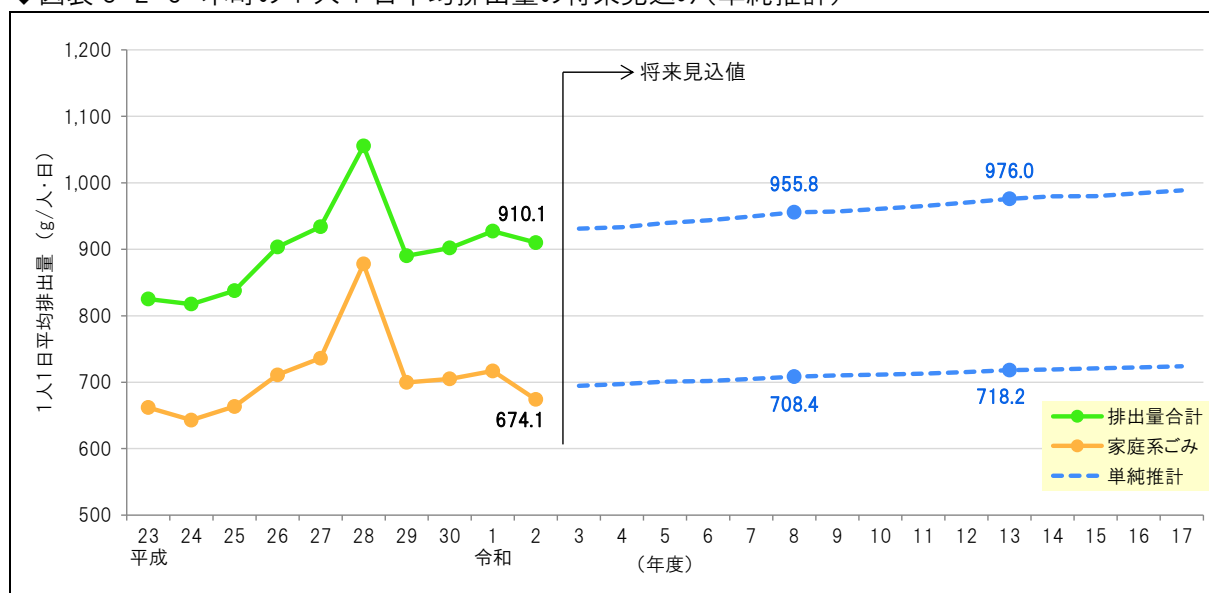
◆図表 3-2-4 種類別年間排出量の実績と将来見込み(単純推計)



2-4 1人1日平均排出量の実績と将来見込(単純推計)

本町の1人1日平均排出量は、排出量合計、家庭系ごみとも増加している。この増加傾向の主因は、高齢化によるワンウェイプラスチックの利用増加などによる家庭系ごみの増加にある。

◆図表 3-2-5 本町の1人1日平均排出量の将来見込み(単純推計)



3. 既定計画の数値目標値の達成状況（進捗）

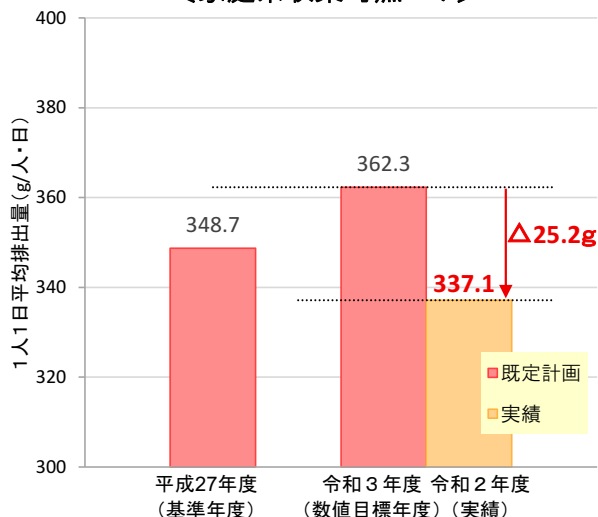
3-1 既定計画の目標値

既定計画では、ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量に関し、以下の目標値を設定している。
排出抑制目標は、収集ごみ、直接搬入ごみに関し、可燃ごみを対象に目標値を設定している。

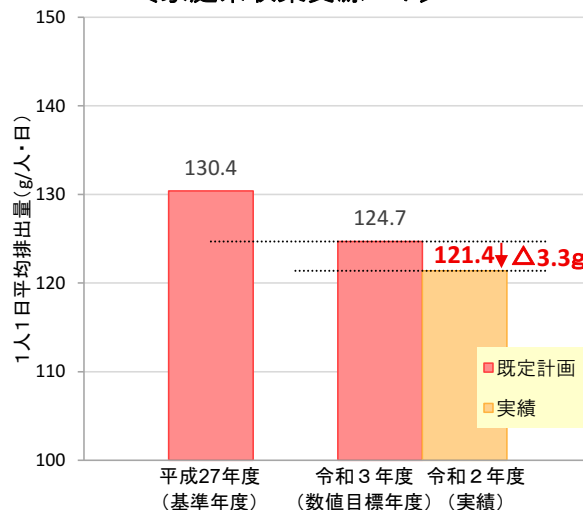
〔排出抑制目標〕

- 家庭系収集可燃ごみの排出抑制目標は、長期的な排出量として適正処理の目安を 400g/人・日とし、排出抑制及び分別徹底により単純推計より約 25 グラムを排出抑制するものとして令和 13 年度の目標量を 375.0g/人・日、令和 3 年度の目標量を 362.3 g/人・日とする。
- 家庭系収集資源ごみの排出抑制目標は、分別徹底により単純推計から令和 13 年には 5 グラム増（120.2g/人・日）、令和3年度には 3 グラム増(124.7 g/人・日)を目標とする。

〔家庭系収集可燃ごみ〕

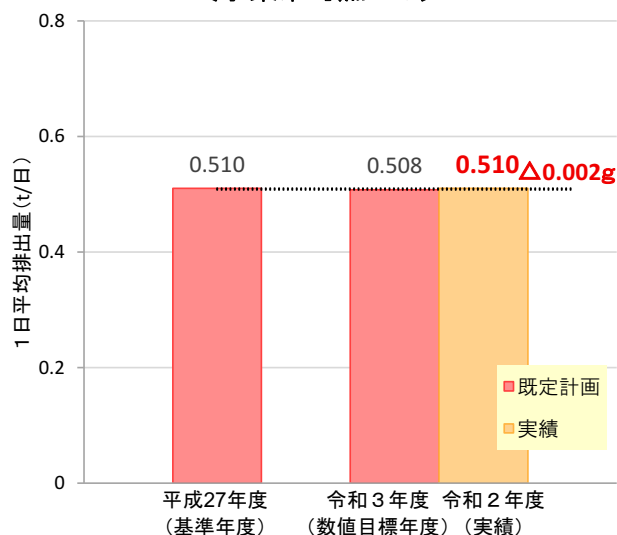


〔家庭系収集資源ごみ〕



- 事業系可燃ごみの排出抑制目標は、令和 13 年度までに平成27年度実績より概ね 5%削減するものとし、令和 13 年度に 0.48トン、令和3年度に 0.51トンとする。

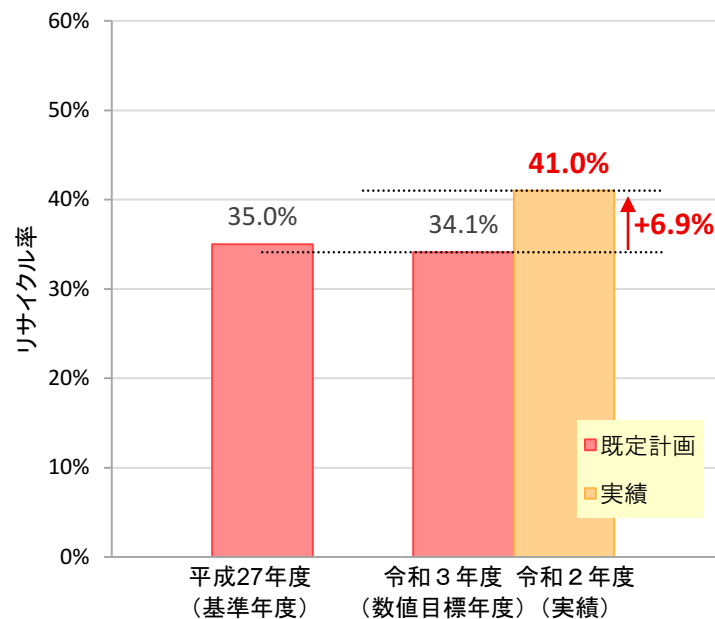
〔事業系可燃ごみ〕



資料：川本町一般廃棄物処理基本計画(第5次計画:前期計画 H29 年度～H33 年度)抜粋 ※R2 は実績を追記

〔リサイクル目標〕

- リサイクル目標は、分別徹底により令和3年度にリサイクル率を 34.1%とし、令和 13 年度には 38.7%とする。

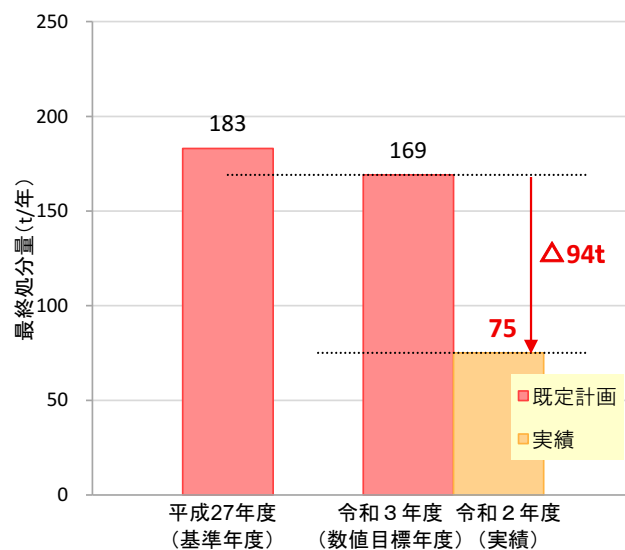


資料: 川本町一般廃棄物処理基本計画(第5次計画: 前期計画H29年度～H33年度)抜粋 ※R2は実績を追記

- 注) 1. 平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことにより、平成31年度から令和3年度の工事期間中は焼却残渣(主灰)の資源化を行った。
2. 第5次(前期)計画目標値について、前期計画策定当初は新可燃ごみ処理施設の整備・稼働に合わせて(令和4年4月から)焼却残渣の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋立てとなった。

〔最終処分目標〕

- 最終処分目標は、令和3年度に排出抑制により最終処分量を 169トンとし、令和 13 年度には 106トンとする。



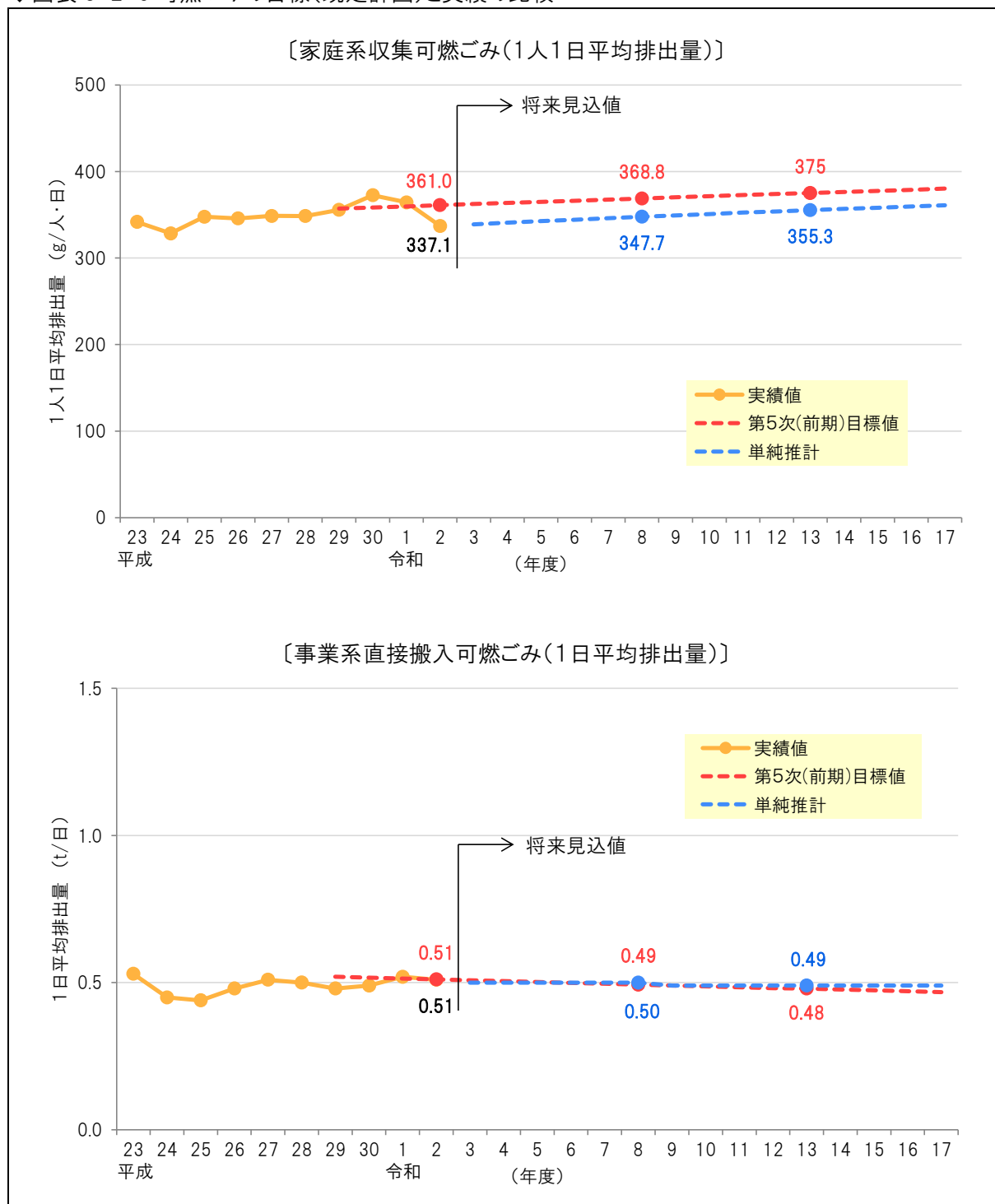
資料: 川本町一般廃棄物処理基本計画(第5次計画: 前期計画 H29 年度～H33 年度)抜粋 ※R2 は実績を追記

- 注) 1. 平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことにより、平成31年度から令和3年度の工事期間中は焼却残渣(主灰)の資源化を行った。
2. 第5次(前期)計画目標値について、前期計画策定当初は新可燃ごみ処理施設の整備・稼働に合わせて(令和4年4月から)焼却残渣の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋立てとなった。

3-2 排出抑制目標の進捗

家庭系収集可燃ごみの1人1日平均排出量は増加し続けているが、第5次（前期）計画における目標量以下で推移している。事業系直接搬入可燃ごみについてはわずかに減少傾向にある。

◆図表 3-2-6 可燃ごみの目標(既定計画)と実績の比較

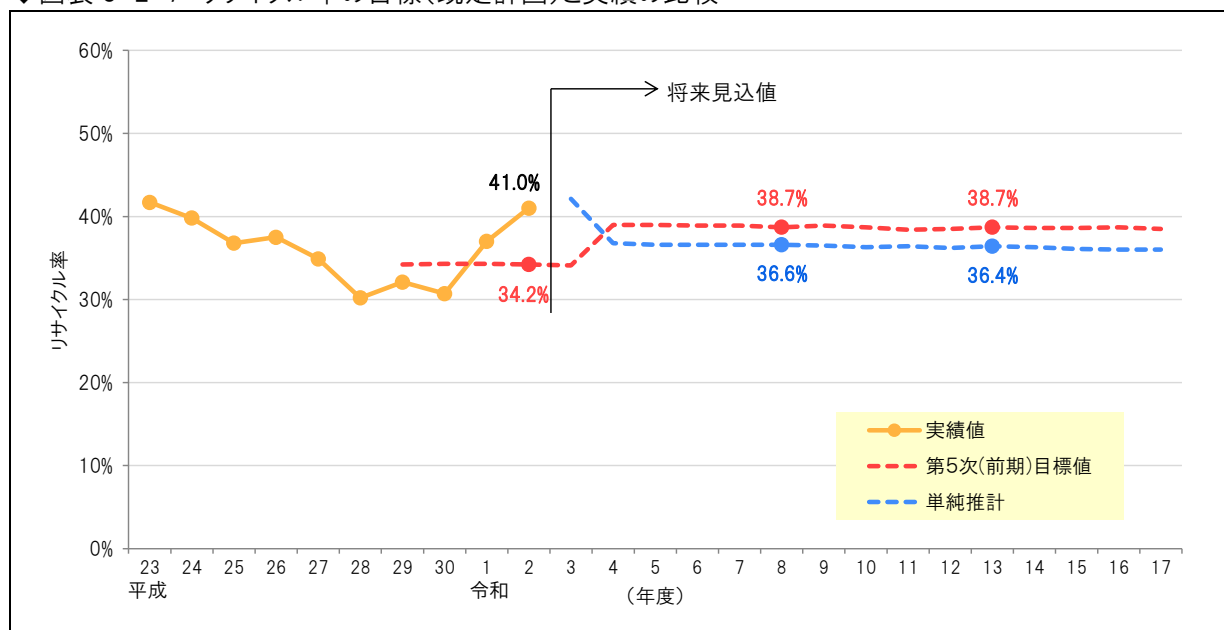


3-3 リサイクル目標の進捗

リサイクル率は、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことで平成31年度から令和3年度の期間に焼却残渣（主灰）を資源化したため、大幅に増加した。また第5次（前期）計画目標値について、前期計画策定当初は新可燃ごみ処理施設の整備・稼働に合わせて焼却残渣（主灰）全量の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋め立てとなったため、目標値にずれが生じている。

リサイクル率はわずかに減少傾向にあり、新聞等の販売量の減少や、業者の独自回収等が行われていることが一因であると考えられる。

◆図表 3-2-7 リサイクル率の目標(既定計画)と実績の比較



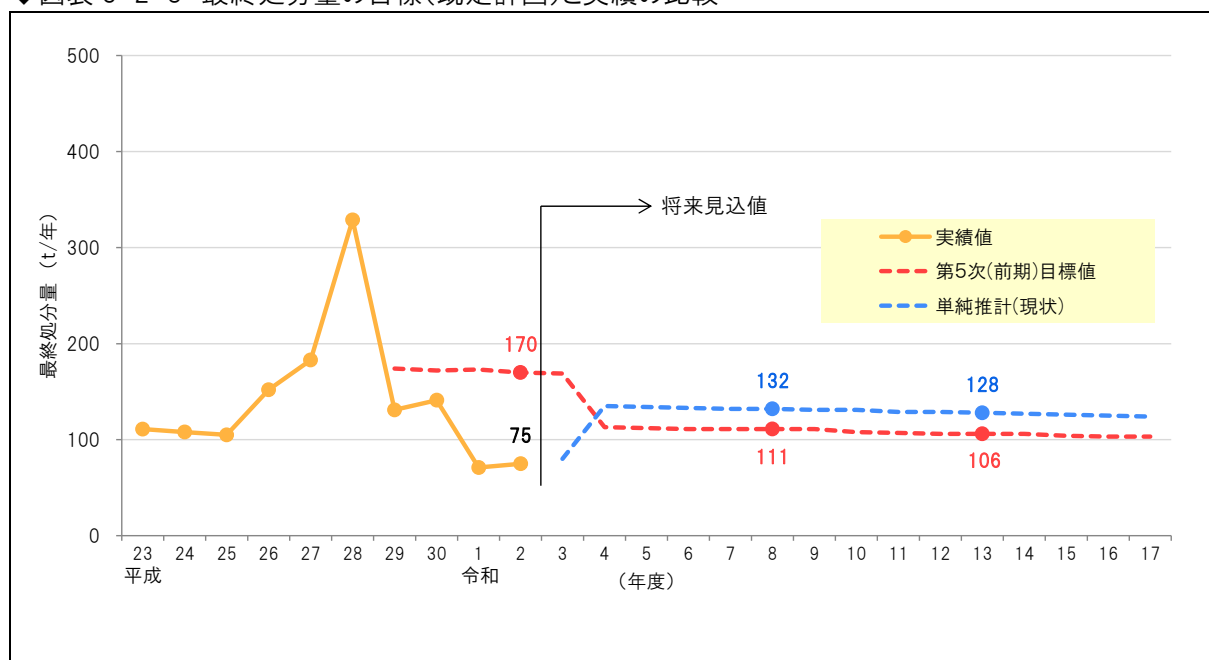
3-4 最終処分目標の進捗

最終処分量は平成28年度までは増加傾向にあり、特に平成28年度は災害ごみによる直接埋め立て量の増加がみられた。

平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことで平成31年度から令和3年度の期間に焼却残渣（主灰）を資源化したため、最終処分量は大幅に減少した。また第5次（前期）計画目標値について、前期計画策定当初は新可燃ごみ処理施設の整備・稼働に合わせて焼却残渣（主灰）全量の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋め立てとなったため、目標値にずれが生じている。

最終処分量は減少傾向にあり、これは人口減少に伴った事業系直接搬入可燃ごみや家庭系収集可燃ごみの減少による焼却残渣量の減少が一因であると考えられる。

◆図表 3-2-8 最終処分量の目標(既定計画)と実績の比較



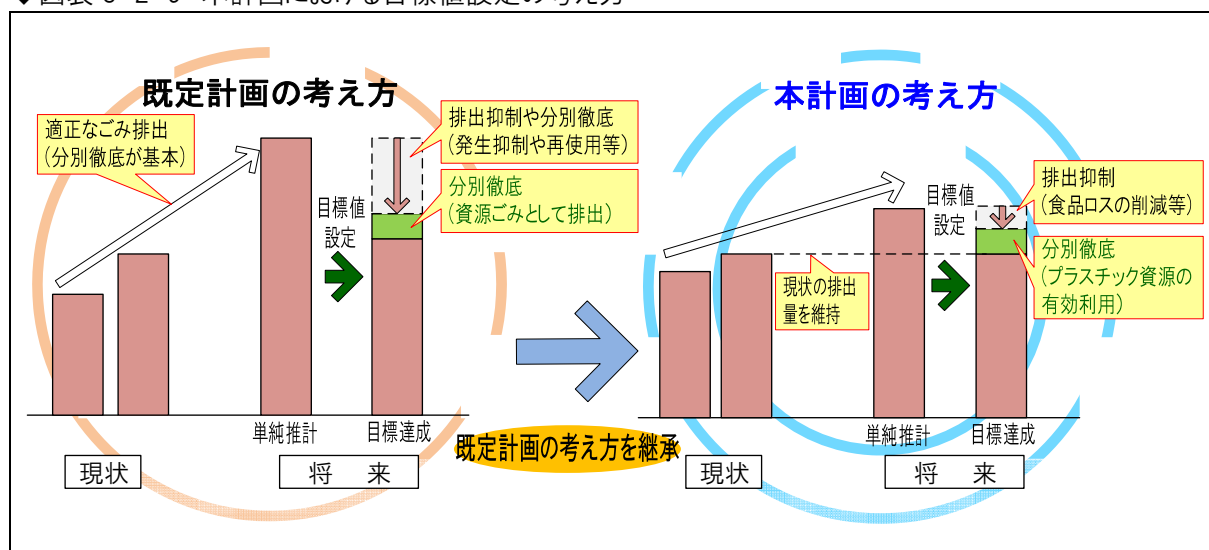
4. 目標値の設定

4-1 目標値設定方針

組合の1人1日平均排出量は、令和2年度752.8グラムである。この量は全国平均918グラム（令和元年度実績）に比べ大幅に少なく、第四次循環型社会形成推進基本計画（環境省）において国が示す850グラム（2025年度目標）を現時点で100グラム程度下回っている。

既定計画（第5次前期計画）期間内において取り組みの成果が発揮され、令和3年度（既定計画における数値目標年度）目標値を概ね達成する見込みとなっていることから、本計画においては、既定計画における目標値設定の考え方を継承し、微増傾向にある単純推計値に対して目標値を設定し、現状の排出レベルを維持することを目標とする。

◆図表 3-2-9 本計画における目標値設定の考え方



また既定計画目標値について、規定計画策定当初は新可燃ごみ処理施設の整備・稼働に合わせて焼却残渣の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋め立てとなったため、リサイクル率は減少、最終処分量は増加と目標値にずれが生じている。

◆図表 3-2-10 既定計画目標値と本計画目標値（本町）

	令和2年度 実績	令和13年度 既定計画目標値	令和13年度 本計画目標値
家庭系収集可燃ごみ	337.1g/人・日	375.0g/人・日	337.1g/人・日
家庭系収集資源ごみ	121.4g/人・日	120.2g/人・日	131.7g/人・日
事業系可燃ごみ	0.51t/日	0.48t/日	0.49t/日
リサイクル率	41.0%	38.7%	37.7%
最終処分量	75t/年	106t/年	125t/年

4-2 排出抑制目標

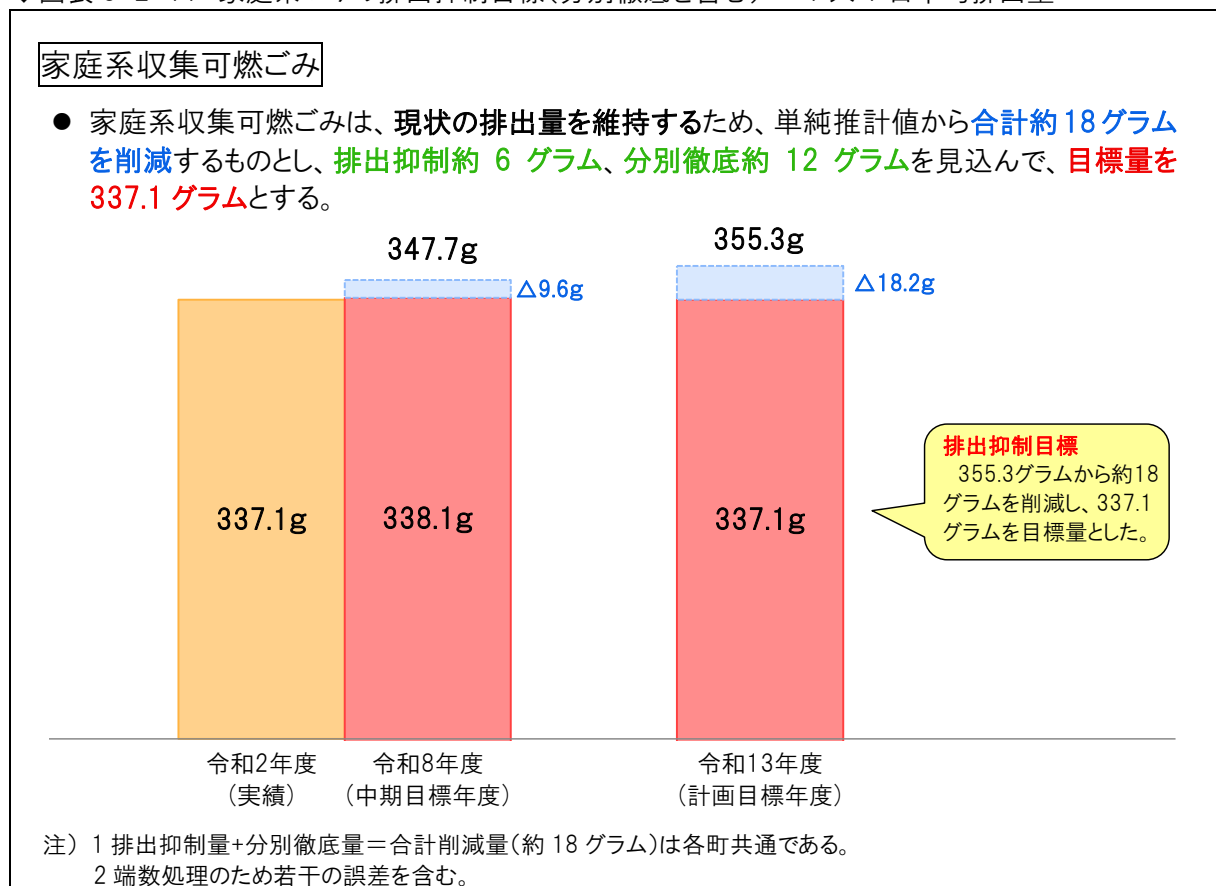
4-2-1 家庭系ごみ

家庭系ごみの目標値は、第5次（前期）計画と同様に、排出量の多い可燃ごみを対象として設定した。具体的には、発生抑制によるごみ減量に加え、分別徹底による可燃ごみの排出抑制を進めるものとし、あわせて資源ごみの増について数値目標を設定した。

まず、家庭系収集可燃ごみの令和2年度実績は337.1グラムであり、第5次（前期）計画時の目標値の361.0グラムを達成していることから、現状の排出量を維持することを目標とした。

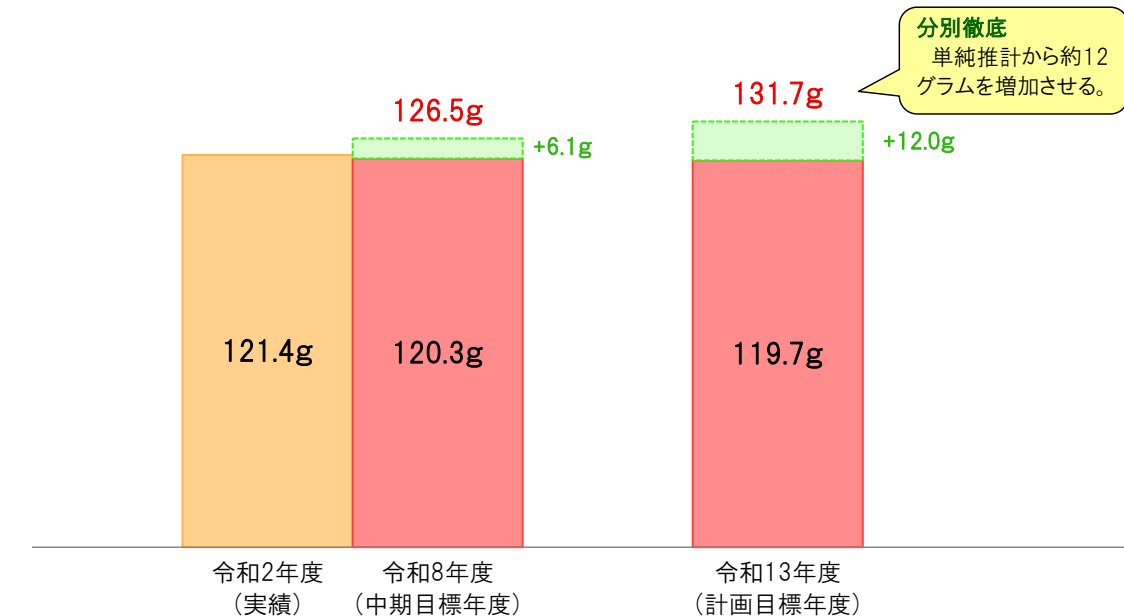
増加する排出量に対し現状の排出量を維持するため、ごみの減量と分別徹底により約18グラムを削減し、計画目標年度の家庭系収集可燃ごみの目標量を337.1グラムとした。なお、約18グラムのうち12グラムは分別徹底により資源ごみとして分別排出するものとした。この目標値は、長期的な目標としたため組合、組合構成町（川本町、美郷町、邑南町）で共通とした。

◆図表 3-2-11 家庭系ごみの排出抑制目標(分別徹底を含む)・・・1人1日平均排出量

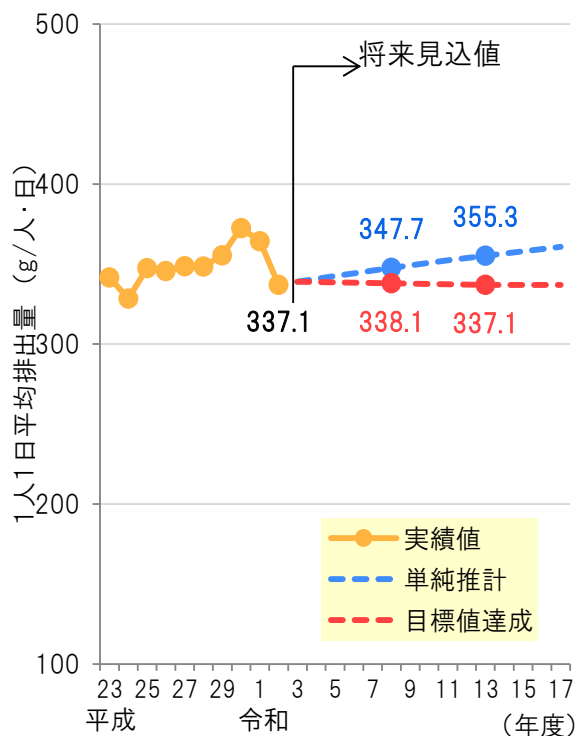


家庭系収集資源ごみ

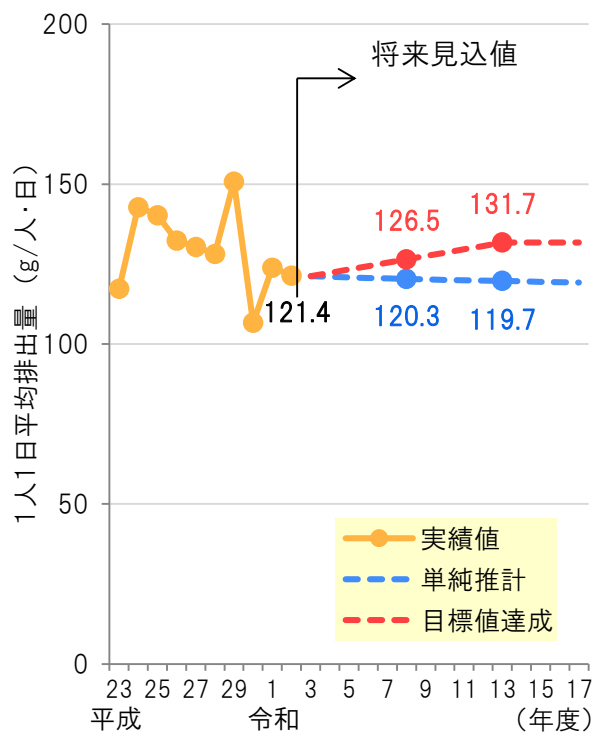
- 家庭系収集資源ごみは、**分別徹底により12グラム増**を見込む。



家庭系収集可燃ごみ



家庭系収集資源ごみ



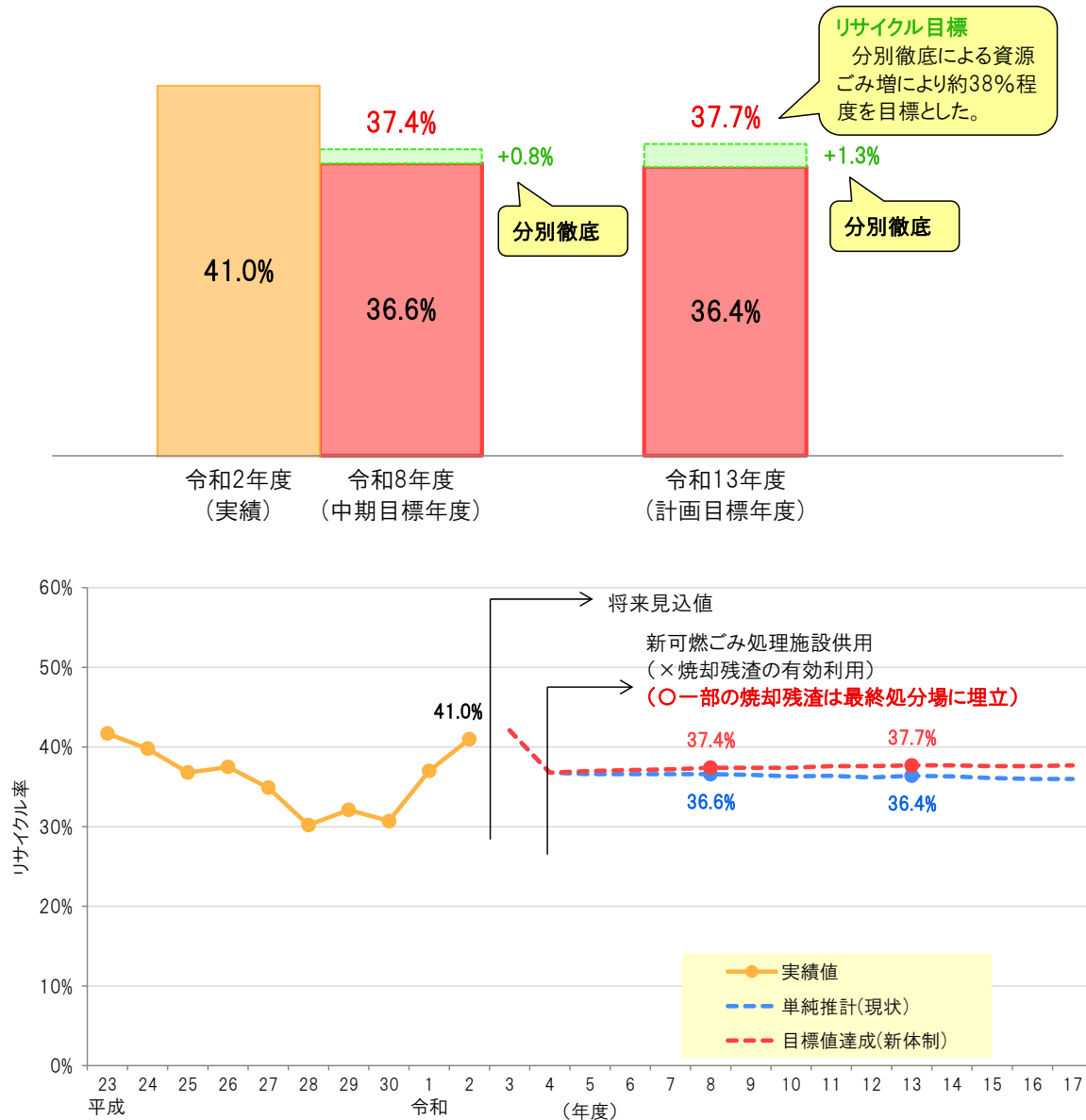
なお事業系ごみは、近年の排出実績が各町ともに横ばいから減少の推移となっていることから、今後も概ね横ばい傾向が継続することが予想されるため、削減及び分別目標値は設定しないこととした。

4-2-2 リサイクル目標

リサイクル目標は、リサイクル率を指標とする。リサイクル率の実績は、資源化している紙類の減少等により徐々に減少している。そのため、分別徹底による現状レベルの維持を基本とし 37.7%を目標とした。

◆図表 3-2-12 リサイクル目標…リサイクル率

- リサイクル目標は、令和 13 年度においてリサイクル率を **37.7%**とする。



4-2-3 最終処分目標

最終処分目標は、年間最終処分量を指標とする。最終処分量の実績は減少傾向にある。そのため、分別徹底による現状レベルの維持を基本とし、令和13年度においての目標量を125トンとした。

なお、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことで平成31年度から令和3年度の期間に主灰を資源化したため、最終処分量は大幅に減少した。また第5次（前期）計画目標値について、前期計画策定当初は新可燃ごみ処理施設の整備・稼働に合わせて焼却残渣（主灰）全量の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣は最終処分場に埋め立てとなったため、将来見込値は令和2年度よりも増加する見込みである。

◆図表 3-2-13 最終処分目標…年間最終処分量

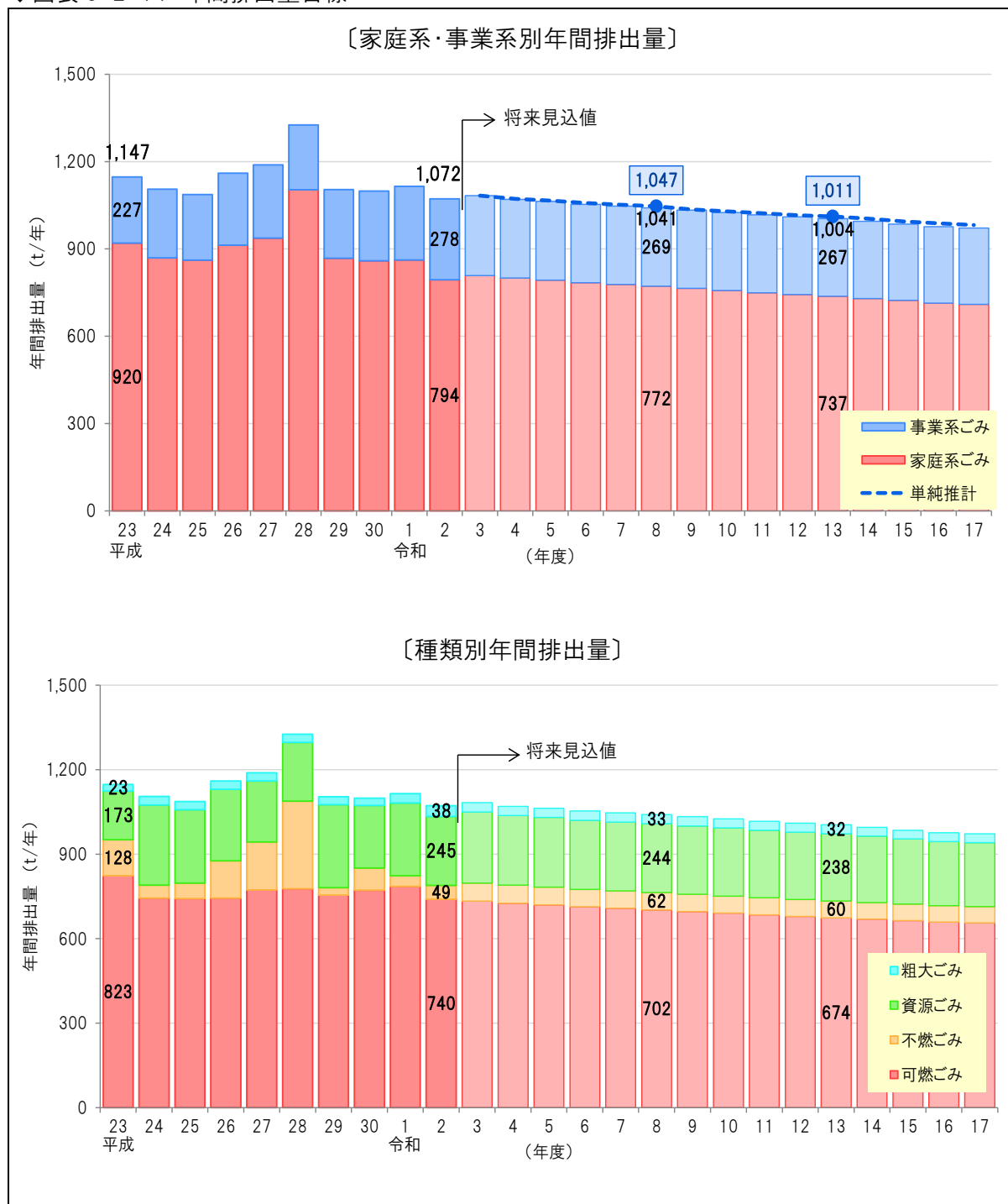


4-3 総括

将来のごみ排出量は、目標値を達成することで現状のまま推移（単純推計）した場合に比べ令和13年度において0.6%程度の抑制を見込む。

ごみ種類別には、主として可燃ごみを減少させ、資源ごみの1人1日平均排出量の増加を見込む。

◆図表 3-2-14 年間排出量目標



本計画において見込将来ごみ排出量等に関し、国、島根県が示す排出量の削減や再生利用率等の目標値と実績値による排出量を比較した。

国の目標項目である「総排出量」「家庭系ごみ排出量」「最終処分量」は第四次循環基本計画と比較をした。「再生利用率」においては、第四次循環基本計画の目標は「出口側の循環利用率」でありエネルギー回収量も含まれることから、組合ではエネルギー回収を行っていないために比較対象として不適当であった。よって「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の目標である「再生利用率」と比較をした。

国では平成12年を基準年とし（県は平成30年を基準年）、目標年度の令和7年度において総排出量目標値を約850g/人・日、家庭系ごみ排出量を約440g/人・日と設定している。その他、再生利用率（リサイクル率）は増加、最終処分量については削減させるものとしている。

「総排出量」

国及び県の目標値に関して、削減率（%）及び1人1日平均総排出量（g/人・日）で目標に届かない見込みである。総排出量に関しては、事業系ごみ排出量を含む値であり、大幅な削減は困難であることから、家庭系ごみ排出量において国及び県の目標値達成を目指すものとする。

「家庭系ごみ排出量」

本計画における排出抑制目標値を達成したとしても、国の目標値を90グラム程度上回る見込みである。しかし、組合では家庭から排出される直接搬入可燃ごみ及び直接搬入不燃ごみのうち、紙類やプラスチック類をRPF原料として選別し、有効利用している。この資源ごみとして排出されてはいないが、資源として利用しているものを除く家庭系ごみ排出量は令和7年度383.6g/人・日となる見込みである。

「再生利用率」

国及び県の目標値を令和2年度現在ですでに達成している。令和7年度においてはビン・カンや古紙類等の減少により令和2年度実績よりも低下することが見込まれるが、国及び県の目標値を大幅に達成した状態を維持する見込みである。

「最終処分量」

国及び県の目標値に関して、削減率（%）ベースでは達成が困難な状況である。これは新可燃ごみ処理施設の供用開始後、焼却残渣（主灰）を全量埋立てとすることが要因として挙げられる。よって将来の焼却残渣の有効利用を再開するよう検討する。

◆図表 3-2-15 目標達成状況

国 目標	目標値	R7(対H12率)	達成／未達成
総排出量	約850g/人・日	944.8g/人・日	未達成
家庭系排出量	約440g/人・日	527.6g/人・日	未達成
再生利用率	約27%	37.2%	達成
最終処分量	約70%減	41.5%減	未達成
県 目標	目標値	R7(対H30率)	達成／未達成
総排出量	約10%減	4.7%減	未達成
再生利用率	約23%	37.2%	達成
最終処分量	約14%減	7.1%減	未達成

川本町	国基準年度	県基準年度	国・県目標年度
	平成12年度	平成30年度	令和7年度
総排出量 川本町	714.3g/人・日	902.0g/人・日	944.8g/人・日
国	1,134.7g/人・日	918.4g/人・日	850.0g/人・日
県	951.2g/人・日	954.7g/人・日	916.1g/人・日

家庭系排出量 川本町	245.3g/人・日	552.3g/人・日	527.6g/人・日
国	738.5g/人・日	594.0g/人・日	440.0g/人・日

最終処分量 川本町	127.8g/人・日	115.7g/人・日	118.2g/人・日
国	227.9g/人・日	82.5g/人・日	67.1g/人・日
県	211.3g/人・日	82.2g/人・日	76.7g/人・日

注) 1. 家庭系ごみ排出量及び目標値は資源化物をのぞく値である。
2. 再生利用率には RPF 化量も含まれる。

◆図表 3-2-16 目標達成状況(家庭系ごみ排出量から RPF 化量をのぞいた排出量実績)

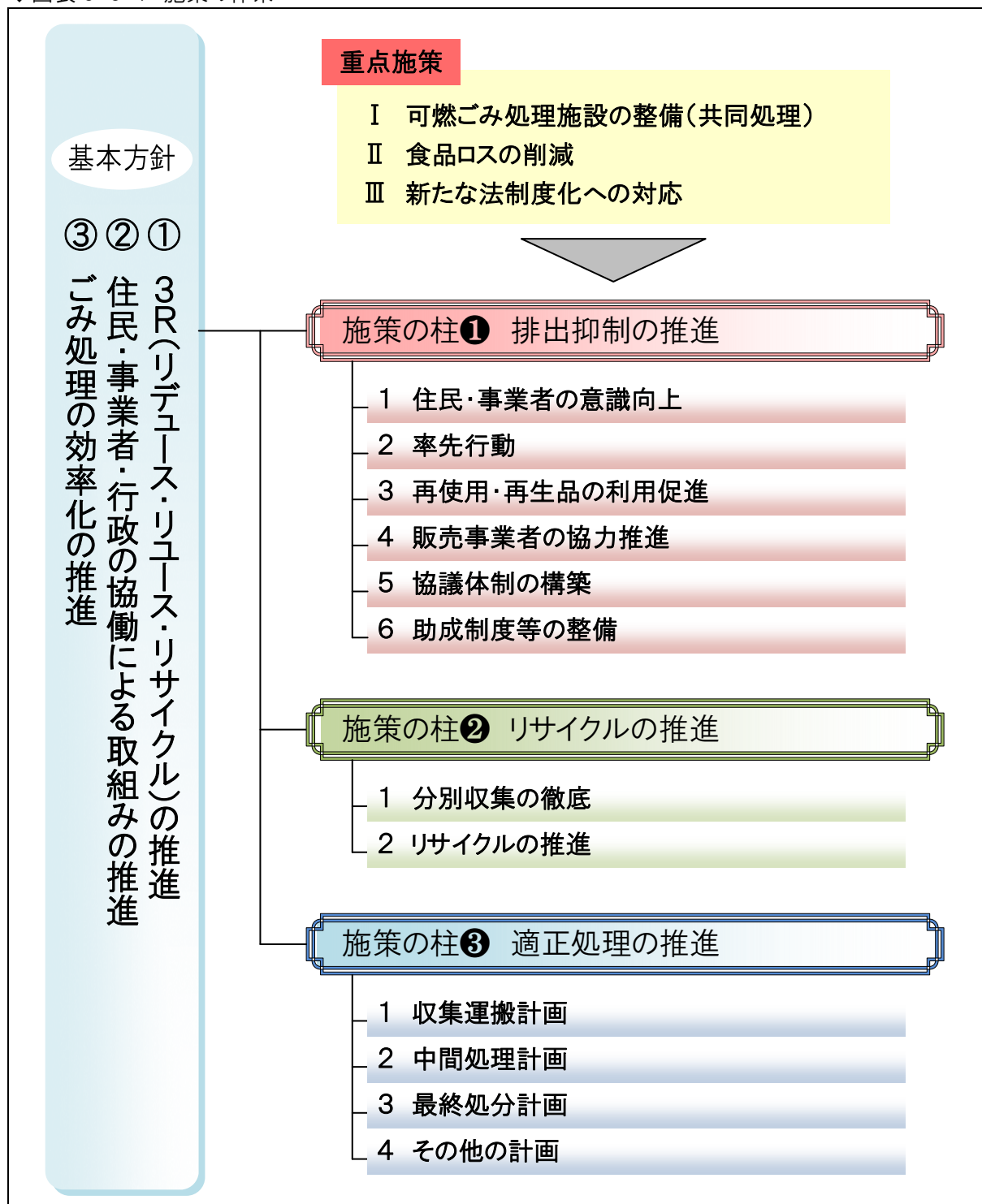
川本町	国基準年度	県基準年度	国・県目標年度
	平成12年度	平成30年度	令和7年度
家庭系排出量 川本町	245.3g/人・日	552.3g/人・日	527.6g/人・日
RPF化量	0.0g/人・日	102.3g/人・日	144.0g/人・日
RPF化をのぞいた 家庭系排出量	245.3g/人・日	450.0g/人・日	383.6g/人・日
家庭系排出量 国	738.5g/人・日	594.0g/人・日	440.0g/人・日

第3節 施策の体系

本計画の施策は、「3Rの推進」、「住民・事業者・行政の協働による取組みの推進」、「ごみ処理の効率化の推進」を基に、3つの施策の柱を中心に展開していくものとする。

また、ごみ処理の効率化の推進のための処理システムの再構築等は、重点施策と位置付け中期計画期間（令和4年度～令和8年度）において確実に実施していくものとする。

◆図表 3-3-1 施策の体系



第4節 重点施策

1. 共同処理体制による可燃ごみ処理施設の整備

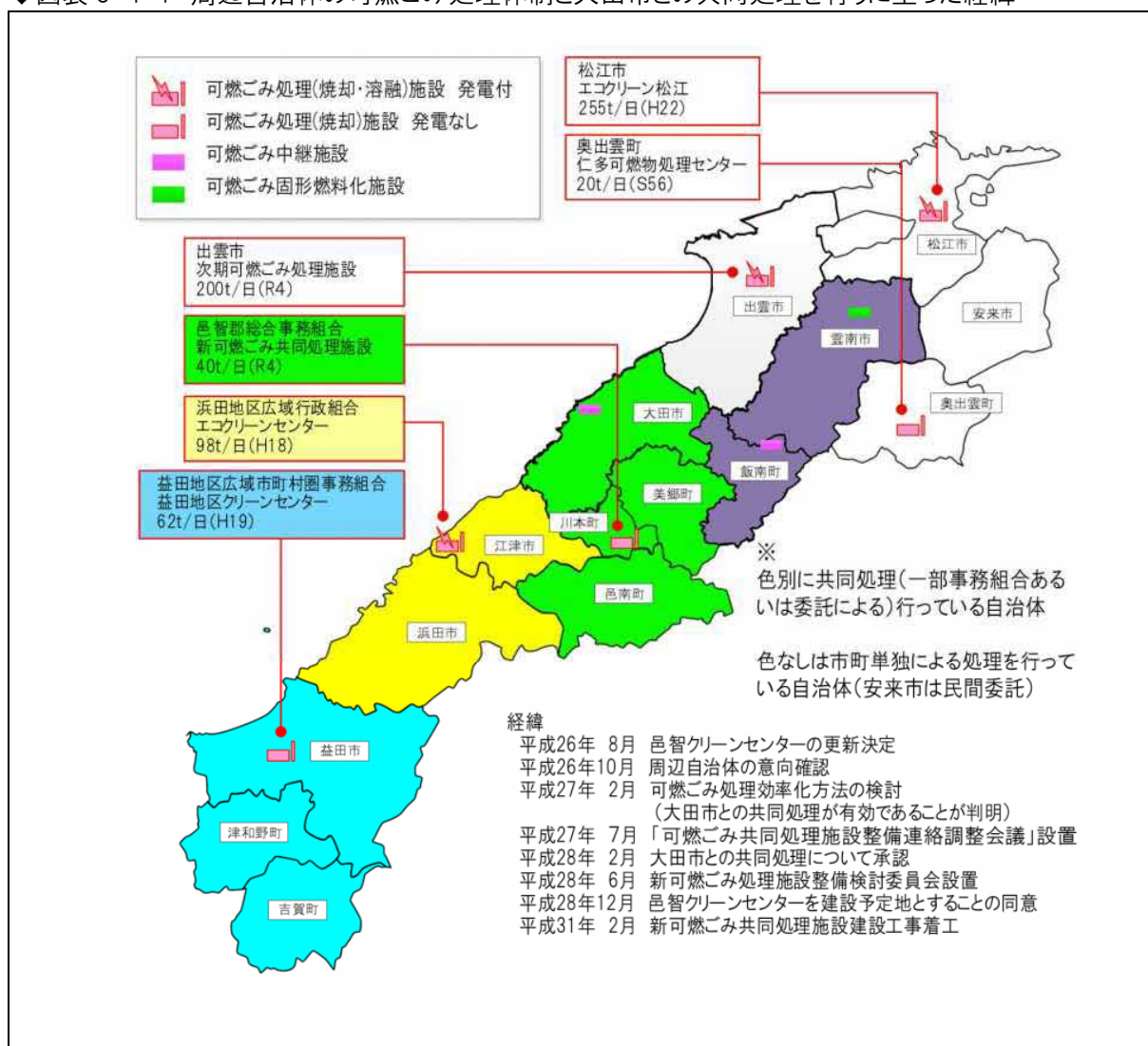
1-1 共同処理体制

島根県市町村の可燃ごみ処理体制は、ダイオキシン類対策を背景とした広域化が進められ、組合の邑智クリーンセンターもその一環として整備された。その他、出雲市において平成15年より大田市、雲南市・飯南町事務組合の一部分の地域の可燃ごみを対象に共同処理を行ってきたが、平成24年11月、出雲市が次期可燃ごみ施設を単独で建設・処理を行う意向を表明し、令和3年度末に共同処理を終了した。

一方、組合の焼却施設は、老朽化等に対応するため、平成22年度基幹的設備改良工事を行い長寿命化を図った。その後、順調な運転管理を続けているものの、10年を経過し施設更新の時期をむかえた。

このように、当該地域において処理体制の再編が課題となったことから、ごみ処理効率化に向けた共同処理に関する検討を行い、組合は大田市との共同処理を実施するに至った。

◆図表 3-4-1 周辺自治体の可燃ごみ処理体制と大田市との共同処理を行うに至った経緯



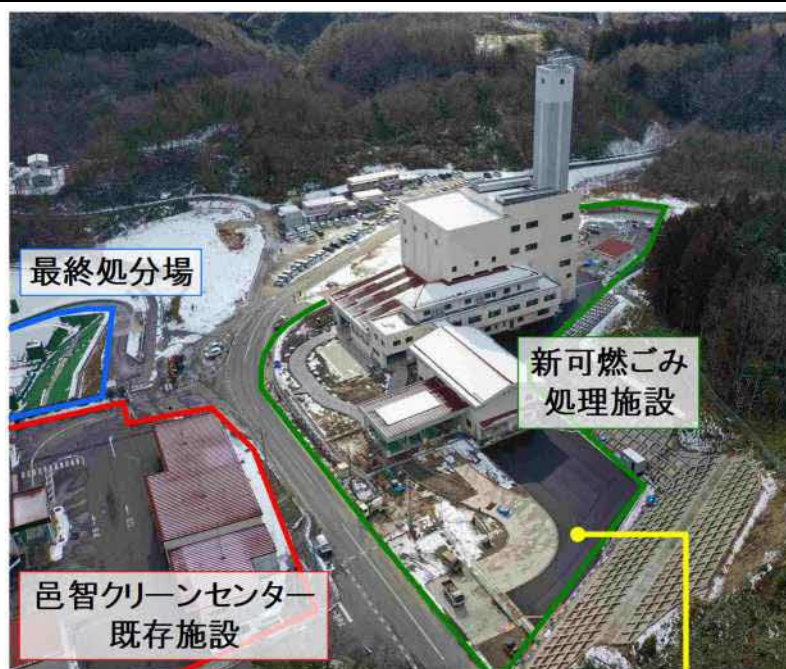
1-2 施設整備概要

新可燃ごみ処理施設は、現邑智クリーンセンター焼却施設と同じ焼却方式を採用する。処理能力は、1日40トンとし、焼却工程で発生する熱を回収し、場内給湯等に有効利用する。また、施設立地地域の環境を保全するため、ダイオキシン類はもちろん、新たに法制度化された水銀についても排ガス対策には万全を期する。

◆図表 3-4-2 新可燃ごみ処理施設の整備概要

施設建設用地	邑智郡川本町大字川下 879 番地 8
施設方式	熱回収施設(焼却施設)
処理能力	40t/日
運転方式	間欠運転式(稼働時間 16 時間程度)
排ガス対策	有害ガス除去装置+高性能集じん器(バグフィルタ)
有効利用	熱回収率 10%以上 / 焼却廃熱を利用した温水供給(場内利用)など
供用開始予定	令和4年4月

施設配置



2. 食品ロスの削減

2-1 食品ロスの現状

まだ食べることができる食品が、生産・製造・販売・消費等の各段階において廃棄されることを「食品ロス」という。現在、これからの未来に向けて、食品ロスを減らすためのさまざまな取り組みが行われている。

世界では、年間 13 億トンもの食料が廃棄されており、そのうち日本では 612 万トン（平成 29 年度推計値）もの食料が廃棄されている。これは東京ドーム 5 杯分とほぼ同量であり、日本人 1 人 1 日当たり、お茶碗 1 杯分を廃棄している計算となる。

◆図表 3-4-3 施設整備概要



資料：農林水産省・環境省調べ、FAO、総務省人口推計（平成 29 年）

食品ロスを放置すると、大量の資源損失となるだけでなく、食料生産・運搬・廃棄等の段階で多量のエネルギーを消費していることから地球環境に多大な悪影響を与えている。また、将来的な人口増加による食料危機に対して、適切な対応が困難となる。よって食品ロスの削減は、先進国及び途上国どちらにとっても、避けて通れない喫緊の課題である。

現在、地球上には約77億もの人々が生活をしているが、途上国を中心に8億人以上（約9人に1人）が十分な量の食料を口にできず、栄養不足で苦しんでいる。その一方で、先進国では余った食料がまだ食べることができるが廃棄されているのが現状である。日本の食料自給率は先進国の中でも低く、多くの食料を海外からの輸入に頼っている。しかしながら、多くの食品ロスを生み出しているという状況は、社会全体で解決していかななくてはならない課題の一つである。

2-2 食品ロスの削減と日本の目標

国連や各国政府は、食品ロス削減に向けて具体的な数値目標を掲げ、効果的な方法を探っている。こうした流れを受け、日本でも自治体や企業での積極的な取り組みが全国規模で広がりつつある。

食品ロスや貧困、地球環境の悪化に関して国際的な関心が高まる中、2015年の国連サミットでは、食料の損失・廃棄の削減などを目標とする「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択された。2030年までの達成を目指す国際社会共通の持続可能な開発目標（SDGs、Sustainable Development Goals）として17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）が示され、各国や地域で積極的な取り組みが始まっている。

SDGsのターゲットの一つに、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」という目標（ターゲット12.3）が盛り込まれており、食品ロスの削減を通じてこのターゲットを達成するには個人、事業者、自治体、NPO法人など、さまざまな方面からの協力が不可欠である。

◆図表 3-4-4 SDGs「世界を変えるための17の目標」



資料：国際連合広報センター

日本の目標

国は事業系食品ロスを、2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を立てている。同様に家庭系食品ロスについても2030年度までに半減させる目標を設定している。私たち一人ひとりが身近なところから食品ロス削減を意識する事が、目標達成には必要不可欠である。

◆図表 3-4-5 事業系食品ロス量の推移と削減目標



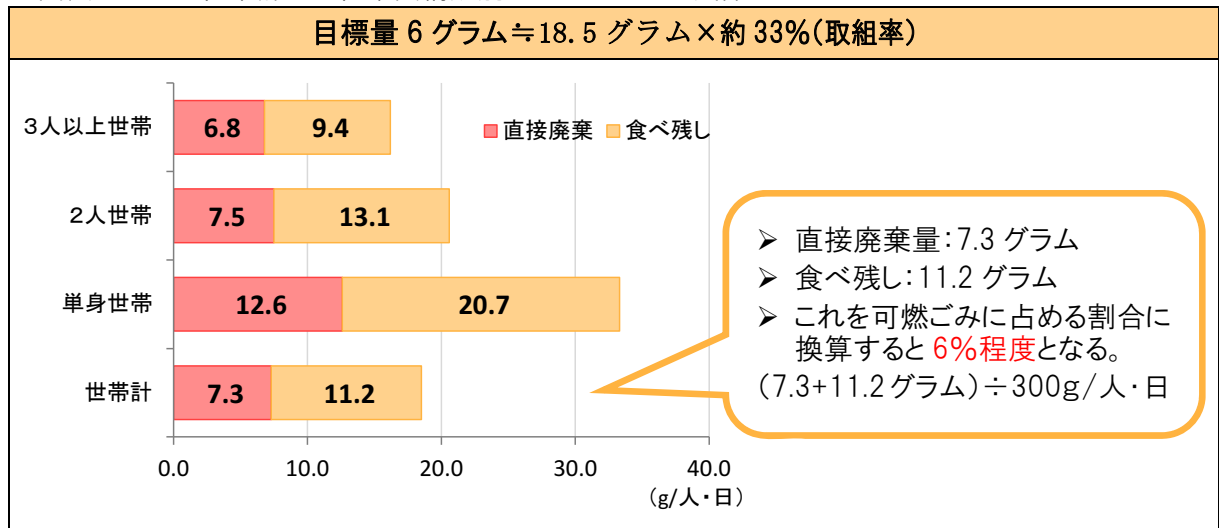
資料：農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」

食品ロスの削減・・・目標 食品ロス6グラム削減

農林水産省の全国調査によると、賞味期限切れ等により廃棄された食品（直接廃棄）が 7.3 グラムであり、食べ残したことにより廃棄された食品が 11.2 グラムであった。これを可燃ごみ中の割合に換算すると 6 %程度となる。

手付かず食品の削減方法を広く啓発し、約 3 人に 1 人の住民が取り組むものとして 6 グラムの食品ロスを削減する。

◆図表 3-4-6 世帯計及び世帯員構成別の1人1日当たり食品ロス量



資料: 農林水産省「平成26年度食品ロス統計調査(世帯調査)」

2-3 具体的施策

食品ロス削減推進法（正式名称：食品ロスの削減の推進に関する法律）では、毎年10月を食品ロス削減月間、10月30日を食品ロス削減の日と定めている。組合管内においても、食品ロスの削減に向けた取り組みを広げていくため、普及啓発に努める。

◆図表 3-4-7 生ごみ対策に関する具体的施策

具体的取組	川本町	組 合
普及・啓発 手つかず食品削減の取組として、エコクッキングなどを推奨する。町有線テレビ放送や広報紙など媒体を活用し、事例を紹介するなど、普及・啓発に取り組む。	継続	支 援
生ごみ堆肥化装置設置事業 ごみの自家処理を促し、ごみの減量化を図ることを目的に、生ごみ堆肥化装置の購入費助成を継続する。	継続	—

3. 新たな法制度化への対応

3-1 新たな法制度化の概要

プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が令和3年6月に成立したことにより、今後、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置が講じられる。

具体的には、メーカー等が務めるべき環境配慮設計に関する指針が策定され、この指針に適合した製品であることを認定する制度が新設される。小売業者や飲食店などには使い捨てのスプーンやストローなどプラスチック製品の提供の削減が求められる。また、家庭から排出されるおもちゃやハンガーなどのプラスチック製品を市町村が分別収集・再商品化する仕組みなども設けられる。

◆図表 3-4-8 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

基本方針

- ① プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ② ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ③ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化

設計・製造 プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

環境配慮設計指針の策定・認定制度 → 消費者が自由に選択できる社会へ



リデュース



解体しやすい



素材代替

～内容～

- ✓製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定。
指針に適合するプラスチック製品の設計を認定する仕組みを設ける。
- ✓国は率先して認定製品を調達する（グリーン購入法上の配慮）。
またリサイクル材料を利用する設備を支援することで、認定製品の利用を促進する。

販売・提供 使い捨てプラスチックをリデュース

小売・サービス事業者等による使い捨てプラの使用合理化 → 消費者のライフスタイル変革へ



～内容～

- ✓使い捨てプラスチックの提供事業者（小売・サービス業等）が使い捨てプラの排出抑制のため取り組むべき判断基準の策定を行う。
- ✓主務大臣の助言・指導のほか、多量に使い捨てプラを提供する事業者に勧告・公表・命令の措置を行う。

排出・回収・リサイクル

排出されるプラスチックを広く回収・リサイクル

あらゆるプラスチックの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進



～内容～

①市区町村の分別収集・再商品化

- ✓容器包装リサイクル法を活用し、市町村と再商品化事業者が連携した再商品化の仕組みを導入することで、プラスチック資源の分別回収を促進する。
- ✓主務大臣が認定した場合、市区町村による選別・梱包等を省略し再商品化事業者が実施可能となる。

②製造・販売事業者等による自主回収

- ✓プラスチック製造・販売事業者が使用済みプラスチック製品について自主回収・再資源化計画を作成する。
- ✓自主回収・再資源化計画を主務大臣が認定することにより、事業者は廃棄物処理法の業許可が不要で再資源化が可能となる。

③排出事業者の排出抑制・再資源化

- ✓排出事業者が排出抑制や再資源化等促進のため取り組むべき判断基準を策定する。
- ✓事業者は再資源化計画を作成し、主務大臣が認定することにより、廃棄物処理法の業許可が不要で再資源化が可能となる。
- ✓主務大臣の助言及び指導のほか、多量にプラスチックを排出する事業者に勧告・公表・命令の措置を行う。

資料：環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」

現在、組合管内では、容器包装リサイクル法ルートを活用した容器包装プラスチックの資源化を実施している。プラスチック資源循環促進法の施行後は、国の方針に従い、プラスチック製のおもちゃやハンガー等、容器包装以外のプラスチック類の分別回収について検討する。

◆図表 3-4-9 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

方法等	概要
分別収集による場合	➤ 容器包装プラスチック程の排出量は見込めないことから、月 1～2 回程度の収集を検討。
拠点回収による場合	➤ 回収ボックスの設置（各町役場、支所等）

第5節 排出抑制の推進(排出抑制計画)

1. ごみ排出抑制に関する基本的方向

ごみの発生・排出削減のために、事業者は「環境に配慮した事業活動」に取り組み、住民（消費者）は「環境・資源問題、廃棄物処理に配慮した生活に転換」し、行政は「啓発・支援」を行うものとする。

2. 具体的施策と取組

2-1 住民・事業者意識の向上

施策1.「リサイクル講習・啓発」

重点施策関連

継続・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・リサイクルやごみ処理に関する講習会の支援や情報提供を行う。
- ・組合の施設を活用した講習会や啓発展示を行い、住民がより身近にリサイクルやごみ処理について学ぶことのできる場を提供する。



〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は講習会に積極的に参加し、リサイクルやごみ処理に関する意識を高める。
- ・事業者は積極的に地域活動に参加する。

施策2.「先進事例の紹介」

重点施策関連

継続・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・3RやSDGs、廃プラスチック及び食ロス問題等に関する先進的な取り組み事例について、広報紙等により住民や事業者に広く紹介する。

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民及び事業者は先進的事例を学び、日々の生活に活用する。

施策3.「ごみ減量推進・分別徹底の啓発」

重点施策関連

継続・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・ごみの減量等を目的に、過剰包装の改善のほか、ごみ分別の徹底及び資源化物の排出方法について啓発活動を行う。
- ・「家庭ごみの分別と出し方のしおり」「ごみの出し方ポスター」について、適宜更新を行う。

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民及び事業者は、町や組合が発行するチラシ及びしおり、ポスター等の内容を参考に正しい分別を行い、排出する。
- ・住民は簡易包装の商品を優先的に選択するなど、ごみをつくらない生活を心がける。
- ・事業者は製品の販売に際し、過剰包装とならないような販売方法を検討・実践する。

施策4.「環境学習の充実」

重点施策関連

検討・継続・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・未来を担う小・中学生だけでなく、その親世代（成人）も含めた施設見学等の環境教育を行い、家庭で実践できる環境にやさしい生活方法やごみの減量方法等の啓発を実施する。
- ・各種地域イベントで環境学習ができるブースを設け、住民が誰でも自由に環境教育に触れられる場を提供することで、意識の向上を図る。

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は施設見学及び地域イベント、公民館活動等に参加し、積極的に環境教育に触れる。
- ・事業者は地域の活動に参加するほか、関連イベントのポスター掲示等によるPRに協力する。



施策5.「マイバック運動の推進」

継続

〔行政の役割〕(本町)

- ・買い物時にはごみの削減を目的に、ビニール袋や紙袋を利用せずマイバックを持参するよう呼びかけるなど、マイバック運動を推進する。

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は買い物時にマイバックを持参するよう努める。
- ・販売事業者は、マイバッグの持参を推進する。



2-2 率先行動

施策6.「再生品の調達」

〔行政の役割〕(本町・組合)

・グリーンマーク（出典：公益財団法人古紙再生促進センター）やしまねグリーン製品（出典：島根県）マークなどがついた、廃棄物の発生抑制や資源循環を促進する製品や環境配慮製品を率先して調達する。

継続



〔住民・事業者の役割〕

・住民は各種環境ラベル等を目印に、再生品や環境配慮製品を積極的に購入・利用するよう努める。

施策7.「しまエコショップの利用」

〔行政の役割〕(本町・組合)

・3Rや省資源に取り組む店舗が登録するしまエコショップ登録制度について、その内容や仕組み、登録店を住民や事業者に広く周知する。

継続

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民はしまエコショップを優先的に利用するよう努める。
- ・事業者はしまエコショップの新規登録を検討、また登録を継続するよう努める。

2-3 再使用・再生品の利用促進

施策8.「不要品交換の推進」

〔行政の役割〕(本町)

- ・再利用等に向けた事例など啓発活動を行う。
- ・民間団体や住民等が行うフリーマーケットの開催について周知を行う。

継続



〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は、再使用・再生品の利用促進への意識を高め、取り組みに努める。
- ・事業所は関連イベントの実施等に協力する。

2-4 販売事業者の協力推進

施策9.「販売店協力の要請」

〔行政の役割〕(本町)

継続

・スーパー等において行っている食品トレイ、牛乳パック等の資源回収や簡易包装の実施を一層進めるため、回収品目の追加や、まだ資源回収を行っていないスーパー等の販売店に対し協力を呼びかける。

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は協力店にて積極的に資源回収を利用し、トレイは洗ったうえで回収ボックスに出すなど、適切な資源化に協力する。
- ・事業者は協力店となり、回収品目の拡大を検討・協力する。



2-5 協議体制の構築

施策 10.「協議体制の充実」

〔行政の役割〕(本町)

継続

- ・住民団体、事業者、行政が一体となつてごみ問題を意識し、考え、かつ行動をしていくための協議体制を構築する。
- ・住民や事業者からの要望等を踏まえ、効率的な施策を検討・実施する。

〔住民・事業者の役割〕

・住民・事業者は、協議の場において、身の回りのごみに関する問題や行政に対する意見・要望などを提言する。



施策 11.「ごみステーションの管理」

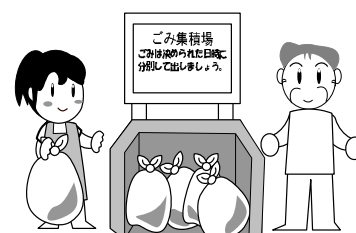
〔行政の役割〕(本町)

継続

- ・ごみステーションの適切な管理や不法投棄への対応、パトロールを行う。

〔住民・事業者の役割〕

・住民・事業者はごみステーションの管理や不法投棄への対応・パトロールに協力する。



2-6 助成制度等の整備

重点施策

施策 12.「助成制度の充実」

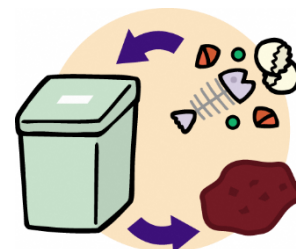
継続・充実

〔行政の役割〕(本町)

- ・ごみの減量を目的に、生ごみの堆肥化を促進するための助成事業の効果を検証し、コンポスト（生ごみ堆肥化容器）や生ごみ処理機の利用促進を図る。

〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は、助成制度を活用する。



3. 施策のスケジュール

ごみの発生・排出削減のための施策は、これまでの施策を継続することとする。重点施策、重点施策関連であるものは、数値目標年度（令和8年度）までの5年間に於いて充実させるものとする。

◆図表 3-5-1 排出抑制施策のスケジュール

施策 No.	取り組む施策	R4	R5	R6	R7	R8
1	リサイクル講習・啓発 重点施策関連	継続・充実				
2	先進事例の紹介 重点施策関連	継続・充実				
3	ごみ減量推進・分別徹底の啓発 重点施策関連	継続・充実				
4	環境学習の充実 重点施策関連	検討・継続・充実				
5	マイバック運動の推進	継続				
6	再生品の調達	継続				
7	しまエコショップの利用	継続				
8	不要品交換の推進	継続				
9	販売店協力の要請	継続				
10	協議体制の充実	継続				
11	ごみステーションの管理	継続				
12	助成制度の充実 重点施策	継続・充実				

第6節 リサイクルの推進(再資源化計画)

1. リサイクルの推進に関する基本的方向

ごみの資源化促進のため、ごみの分別収集によるリサイクルを進めることにより、バージン資源の保全など地球環境保全に資するとともに、焼却量の削減によるダイオキシン類排出量の削減や、最終処分量の最小化など地域の環境保全に資するものとする。

2. 具体的施策と取組

2-1 分別収集の徹底

住民が排出するごみは、現在 10 種 13 分別収集としている。分別徹底や排出方法の正確性が図れない場合、資源ごみは選別処理の困難性が高くなり、再資源化が困難となることが想定される。可燃ごみについては、焼却過程において異物が混入すると装置の破損を招き、施設の停止や補修費の増加を招くことも想定される。よって、再資源化の促進と安定した処理を維持していくため、分別徹底に関する施策を実施するものとする。

施策1.「分別徹底に関する広報・啓発等」

重点施策関連

継続・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・分別徹底に向けた広報・啓発を行う。
- ・施設見学など、参加者が理解しやすいように工夫した啓発活動を行う。
- ・「家庭ごみの分別と出し方のしおり」「ごみの出し方ポスター」の配布のほか、公式スマホアプリを活用しつつ、住民が容易に分別方法を知り得る環境を提供する。



〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は出前講座やイベント等に積極的に参加し、分別徹底の必要性について理解したうえで実践を試みる。

2-2 リサイクルの推進

施策2.「資源回収業者の協力要請」

継続

〔行政の役割〕(本町・組合)

- ・資源化物は、委託収集及び許可業者による収集、直接搬入のほかに、民間の資源回収業者による回収も行われている。行政は更なるごみの減量を目的に、資源回収業者に資源回収促進の協力を要請する。

〔住民・事業者の役割〕

- ・資源物はリサイクルの推進に向けて正しく分別を行う。

施策3.「プラスチック等のRPF化(有効利用)」

継続

〔行政の役割〕(組合)

・ 容器包装以外のプラスチックや木製品等については、民間ノウハウを活用したRPF化により有効利用する。

〔住民・事業者の役割〕

・ 分別の徹底に努める。

3. 施策のスケジュール

リサイクルの推進のための施策は、これまでの施策を継続するものとする。重点施策関連であるものは、数値目標年度（令和8年度）までの5年間において充実させるものとする。

◆図表 3-6-1 リサイクルの施策のスケジュール

施策 No.	取り組む施策	R4	R5	R6	R7	R8
1	分別徹底に関する広報・啓発等 重点施策関連	継続・ 充実				
2	資源回収業者の協力要請	継続				
3	プラスチック等のRPF化(有効利用)	継続				

第7節 適正処理の推進(ごみ処理計画)

1. ごみ処理方法及び処理主体

本町管内から排出されるごみについて、排出者別・ごみ種類別に排出から処理・処分に至る工程ごとに処理主体を明確化した。

◆図表 3-7-1 処理方法と処理主体

区 分	排 出	収集運搬	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系 ごみ	住 民	組 合	組 合	焼 却 破碎選別 資 源 化	組 合	埋立処分
事業系 ごみ	事業者	事業者 (許可業者)				

注)

1. 組合が処理主体となる収集運搬や中間処理に委託を含む。
2. 事業系ごみの収集運搬に関する許可(許可業者)は、本町による許可とする。
3. 可燃ごみの処理主体は組合であるが、処理体制は大田市も含めた共同処理を前提とする。

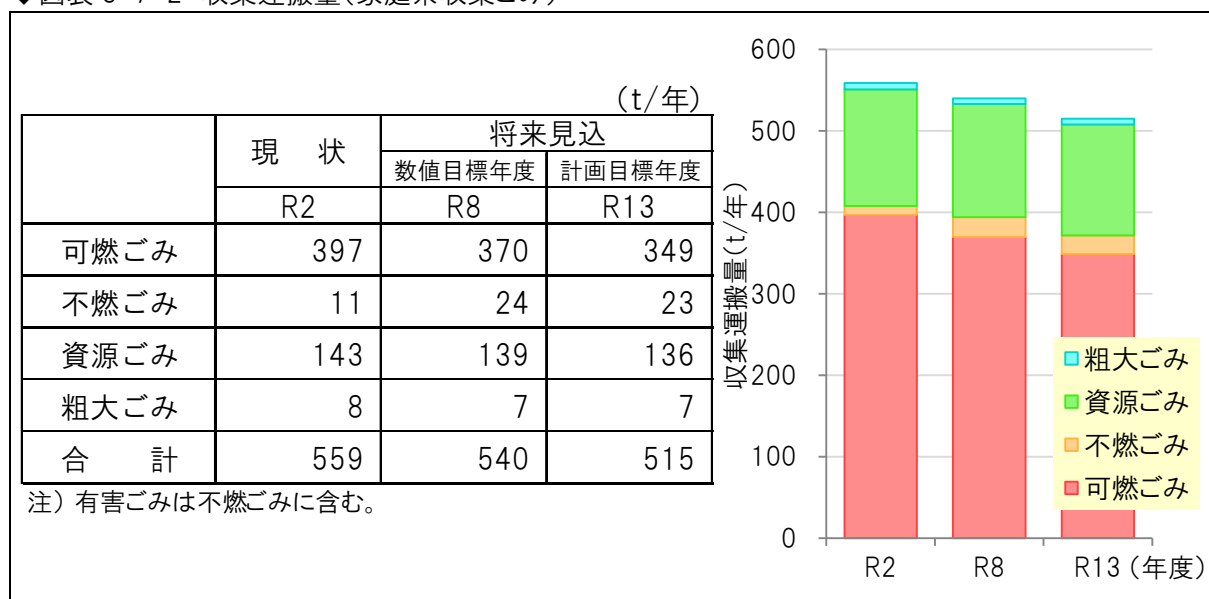
2. 収集運搬計画

- ・計画収集区域は、行政区域全域とする。
- ・収集運搬作業は、排出者である住民とのごみの受け渡しを行うため、行政サービスの向上が図れる収集運搬体制を維持していく。
- ・高齢化社会が進んでいくことを踏まえ、福祉のまちづくりを推進できる収集運搬体制を整備する。

2-1 収集運搬量

本町の家庭系収集ごみの年間合計収集運搬量は、行政区域内人口の減少に応じて減少すると見込んでいる。そのうち、可燃ごみ年間合計収集運搬量も同様に減少すると見込まれるが、増加している住民1人1日平均排出量を抑制することで令和8年度に370トン、令和13年度に349トンと見込んでいる。

◆図表 3-7-2 収集運搬量(家庭系収集ごみ)



2-2 収集運搬体制

収集運搬の処理主体は組合であるが、具体的には以下により行うものとする。

◆図表 3-7-3 収集運搬体制

	可燃ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
家庭系収集ごみ	委託（組合）				
家庭系直接搬入ごみ	住民あるいは許可業者				
事業系ごみ	事業者あるいは許可業者				

注) 一般廃棄物の収集運搬に関する収集運搬許可は、本町による。

2-3 収集運搬に関する施策

施策1.「住民サービスの維持・向上」

新規・継続・**充実**

〔行政の役割〕(組合)

① 収集頻度

ごみの収集・運搬に関し、住民サービスの向上は、収集頻度を多くすることがあげられるが、一方で、収集・運搬の負担を増やし、ごみ処理経費の増大や排気ガスによる二酸化炭素排出量の増加を招くこととなる。

現在、本町では住民の理解と協力を得てステーション方式による分別排出と収集・運搬を組合により実施しているところであるが、住民の高年齢化が進んでいる今日において、ごみ分別を前提としたごみ出しは困難なものとなる。

今後とも、収集・運搬に関する住民サービスの維持と、行政負担のバランスを考慮して収集・運搬体制を組合と連携して整備していくものとする。

〔行政の役割〕(本町)

② 収集カレンダー

本町では、広報紙及び公式スマホアプリ等を活用し、ごみに関する各種情報を配信している。住民の居住地域に応じたごみ収集日カレンダー機能、収集日の通知機能のほか、ごみの分別方法が確認できるなど、住民が便利かつ容易にごみを排出できるようなサービスを提供している。また公式スマホアプリ（川本ごみ分別アプリ）を令和元年2月から導入しており、今後ともサービスの維持・向上を図るものとする。

施策2.「収集委託業者指導等」

継続

〔行政の役割〕(組合)

本町の家庭系収集ごみは、すべてのごみ種類について組合により民間業者に委託して収集運搬を行っている。

収集作業は、定時性を失う場合、遅れたごみ排出により、収集されないごみが残る苦情の原因となる。また、収集されないままステーションにごみが残ると、カラスや猫によるごみの散乱を招き、公衆衛生の維持ができなくなる。

こうした点を回避するため、収集委託業者に対し、定時性のある収集を行うよう指導していくものとする。

なお、分別不徹底のごみについては、収集を行わない措置により住民の分別徹底を促しており、委託業者に対してもその趣旨を説明し、実行するよう指導するものとする。

施策3.「直接搬入ごみの搬入可能時間の拡大」

〔行政の役割〕(本町・組合)

継続・充実

組合において、新可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる令和4年4月より、家庭系及び事業系直接搬入ごみの搬入時間が1時間延長となり、住民及び事業者の利便性向上を図るものである。なお、土日祝日の搬入は家庭系直接搬入ごみのみ可能で、毎月第3日曜日となる。

◆図表3-7-4 家庭系直接搬入ごみ搬入時間の変更前・変更後

	変更前(令和4年3月31日まで)	変更後(令和4年4月1日から)
搬入時間	【平日】 9:00～15:00	【平日】 9:00～16:00
	【土日祝(年6回のみ)】 9:00～15:00	【毎月第3日曜日(年12回)】 9:00～16:00

注) お盆及びゴールデンウィーク、年末年始は例外となるため、町のホームページや広報紙等で告知。

施策4.「家庭系ごみ及び事業系ごみ収集運搬許可」

〔行政の役割〕(本町)

継続

家庭で大量に発生したごみや事業者が事業活動に伴い排出するごみは、これまで排出者自らが処理施設に搬入していた。しかし、家庭系ごみについては、高齢化等の社会情勢の変化に伴い、収集運搬業者への需要が増加している。事業系ごみについても、清掃を業として行っている事業者や介護を行っている事業者のごみの運搬に関する専門業者への委託などの需要があきらかとなっている。それらの状況を踏まえ、ごみの収集運搬に関し、本町において平成25年度より許可制を導入している。

許可については、ごみの排出状況と現在の許可業者の収集運搬状況から状況に応じて判断していくこととする。

◆図表3-7-5 収集運搬許可の目的と許可方針

目的	- 事業者が排出する一般廃棄物について、事業者自らの責任による処理を進める。 - 建築物清掃業により排出される一般廃棄物は、現状において建築物管理者自らによる運搬が必要であるため、これを業者委託により運搬できるようにするなど、効率的な収集運搬を促進する。 - 家庭系ごみのうち、一時多量ごみなど、通常のごみ収集に排出できないごみの効率的な運搬を促進する。
許可方針	- 法及び町条例に基づく許可条件を満たしていること。 - 排出事業者に対して分別指導等ができること。 - 施設への搬入において、処理側の負担が軽減できるよう、収集運搬量の平準化(一時保管等の対応)が可能であること。

◆図表3-7-6 収集運搬許可数の実績(令和元年度)

	川本町
収集運搬許可数	13件

注) し尿処理の収集運搬許可業者は含まない。

資料: 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

施策5.「拠点回収モデル事業」

継続

〔行政の役割〕(組合)

組合では、収集運搬の効率化とリサイクルの推進を目的として、平成19年度より拠点回収モデル事業を実施している。この事業のねらいは主に収集運搬の効率化であるが、資源ごみの品目によっては住民の利便性を低下させてしまうことも懸念される。また、回収拠点は、従前のステーションとは異なり、広範囲なエリアを対象とするため、その運営についても地域の協力が不可欠である。

一方で、住民にとっては、収集ごみとして排出する場合に必要な指定袋の購入が不要となるなど、コスト感を持って取組むことができる。

これまでの実績では、年間20～30トン程度を回収（収集）しており、住民1人当たり90グラム程度である。この回収量は、家庭系収集資源ごみの1人1日平均排出量（令和2年度実績107.2グラム）に比べやや少ないものの、一定の効果が得られていると考えられる。

以上を踏まえ、拠点回収モデル事業を継続しつつ、意向などを調査したうえで、対象品目、拠点エリアの大きさ等を検討し、他地域への普及など資源ごみ収集のあり方について検討を行っていくものとする。

◆図表 3-7-7 拠点回収の概要

モデル地区	邑南町高海地区
排出場所	自治会館（回収容器を設置）
収集頻度	2回/月（第2・4月曜日）
ごみの種類	容器包装プラスチック、容器包装紙、カン、ビン、ペットボトル、段ボール、紙パック、新聞、雑誌、乾電池、蛍光灯、不燃物等

◆図表 3-7-8 今後の調査検討方針

項 目	方 法	内 容
住民の意向・取組状況	アンケートによる	要望、問題点、利用有無、頻度
利用実態(回収量)	計量データ等による	住民1人1日当たりごみ排出量
定期収集との兼ね合い	一定期間の調査による	従前のステーションに排出される量



施策6.「小型家電の分別」

継続

〔行政の役割〕(組合)

平成24年に法制度化された「使用済み小型電子機器再資源化促進法」（以下「小型家電リサイクル法」という。）に対し、組合では、邑智クリーンセンター（リサイクルプラザ）での負荷軽減から仕分け作業により回収し、委託処理している。

しかし、仕分け作業は施設のプラットホームで行うなど、安全かつ安定した処理ができない。そのため、リサイクルプラザの処理機能の見直し等も踏まえた施設整備が必要となる。

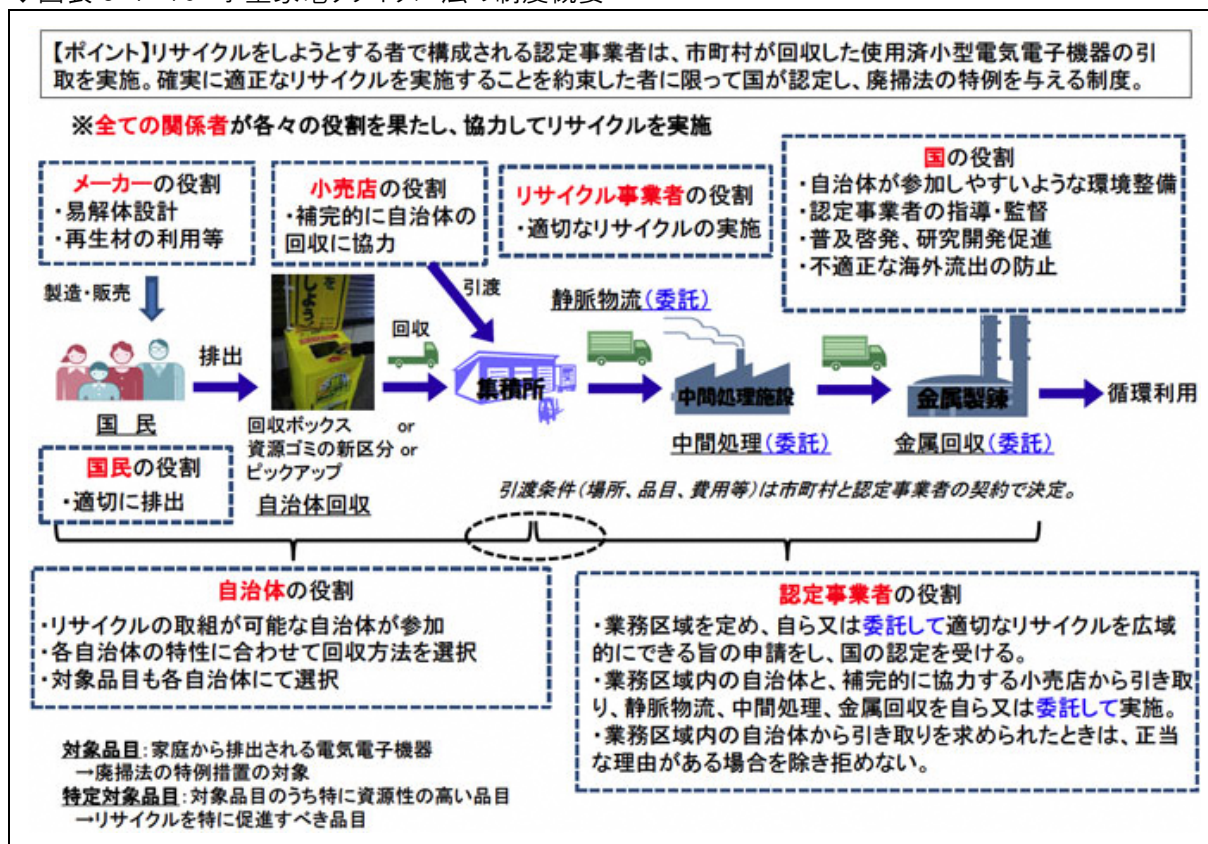
また、処理（再資源化）は、金属回収等にとどまっており、法に基づく引き渡し（再資源化）は行っていない。

以上を踏まえ、小型家電を効率的に回収、再資源化するための処理体制整備を必要に応じて組合と協議する。

◆図表3-7-9 小型家電回収状況

排出方法	収集方法	処理・保管方法	処理方法
従来どおり不燃ごみ・粗大ごみとして分別	現収集体制による	行政により選別・保管 (現施設の空スペースを活用)	専門業者へ委託 (金属等を回収)

◆図表 3-7-10 小型家電リサイクル法の制度概要



資料：中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
「小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会(第10回)より」

施策7.「福祉向上のための収集」

重点施策

検討・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

高齢者や要介護者・要支援者等は、今後、高齢化の進行等により増加が予想されるため、こうした住民への収集サービスについて検討が必要である。

本町の収集方式であるステーション方式は、決められた場所にごみを自ら出す必要があるため、山間部などごみステーションが遠い場合、高齢者や介護等が必要な住民にとっては負担が大きくなっている。



高齢化社会に向けた効率的な収集運搬のあり方について、協議・検討していくものとする。

施策8.「事業系ごみの収集」

重点施策

検討・充実

〔行政の役割〕(本町・組合)

現在、組合管内では、事業系ごみの収集を行っておらず、排出事業者が自ら施設に搬入するか、収集運搬許可業者に委託して搬入されている。

本町において、収集サービスの向上と効率的な収集運搬を図るため、事業系ごみの収集（定期収集）のあり方について、協議・検討していくものとする。

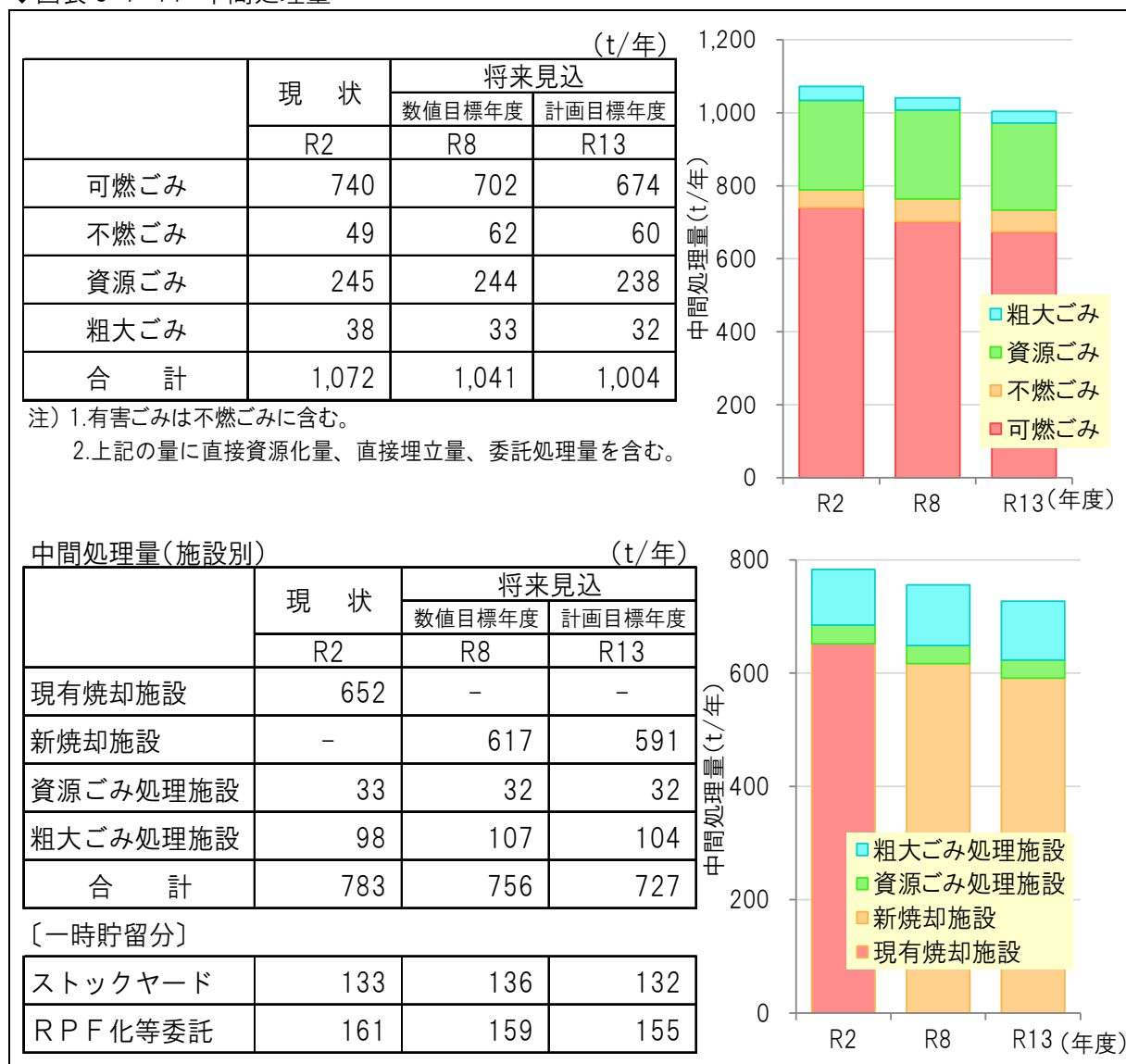
3. 中間処理計画

- ・計画処理区域は、行政区域全域とする。
- ・ごみ処理が安定かつ長期的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行うものとする。
- ・可燃ごみの処理は、共同処理による効率化を図るものとする。

3-1 中間処理量

本町の中間処理量合計は、行政区域内人口の減少に応じて減少すると見込んでいる。そのうち、可燃ごみ年間量も同様に減少すると見込まれるが、増加している住民 1 人 1 日平均排出量等を抑制することで令和 8 年度に 702 トン、令和 13 年度に 674 トンと見込んでいる。

◆図表 3-7-11 中間処理量



3-2 中間処理に関する施策

施策9.「可燃ごみ処理施設の維持管理」

新規

〔行政の役割〕(組合)

令和4年4月より川本町、美郷町、邑南町に新たに大田市を加えた4市町で共同整備を行う新可燃ごみ共同処理施設が供用開始となる。（詳細は第1節 6-2-2 ごみ焼却施設を参照）

周辺自治体との共同処理を実施することで、施設の維持管理の効率化及び経済的有利性、エネルギー回収による環境負荷の低減を図る。

今後は、新焼却施設の適正な維持・管理に努め、定期的な検査と計画的な補修を行い、安定的な処理を行っていくものとする。

施策 10.「リサイクル関連施設等に関する整備検討」

新規

〔行政の役割〕(組合)

リサイクル関連施設は、資源ごみ（ビン・カン）、不燃ごみ、粗大ごみを処理するリサイクルプラザと、資源ごみ（古紙、ペットボトル、容器包装プラスチック）を処理するリサイクルセンターを維持管理している。

そのうち、リサイクルプラザは組合設立時に整備した施設であり、家電リサイクル法の施行により大型家電（テレビや冷蔵庫など）が処理対象外となったことで処理量が減少した。また、小型家電製品等は複数の素材で製造されているため、破碎設備での処理を行うと設備の維持管理費（特に点検補修費）は負担増となるなど、組合のごみトン当たり処理費の高額化の一因となっている。

こうした点を踏まえ、旧焼却施設解体後の跡地利用を含め、リサイクル施設関連施設の再整備やストックヤードの拡張等について検討を行うものとする。

4. 最終処分計画

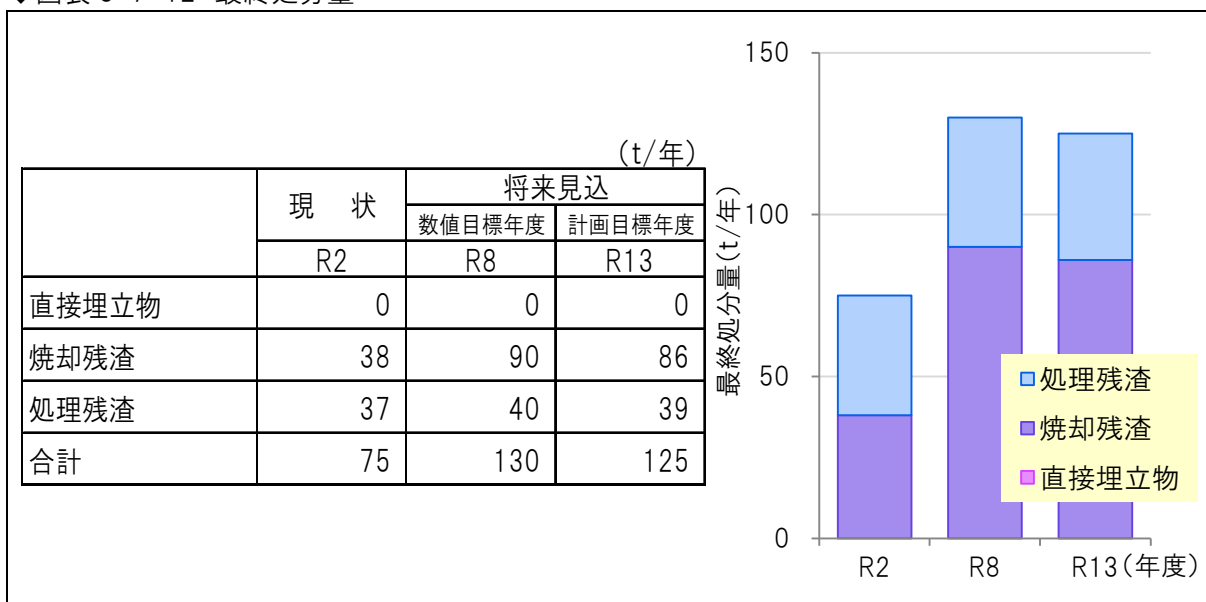
- ・ 計画処理区域は、行政区域全域とする。
- ・ 分別徹底により資源化を促進し、もって最終処分量を削減する。
- ・ 最終処分場の維持管理を引き続き行い、地域環境保全に努める。

4-1 最終処分量

本町の最終処分量合計は、令和2年度で年間75トン程度である。なお、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事が行われたことで平成31年度から令和3年度の期間に主灰を資源化したため、図表中の令和2年度焼却残渣量には主灰が含まれていない。

以降、主灰は最終処分場に埋立てとなったため、令和2年度から令和8年度には最終処分量が増加しているが、長期的には減少傾向にある。

◆図表 3-7-12 最終処分量



4-2 最終処分に関する施策

施策 11.「最終処分場の維持管理」

継続

〔行政の役割〕(組合)

組合の最終処分場は、平成11年度より埋立てを開始しており、残余容量が少なくなったことから、平成31年4月19日から令和4年3月25日まで最終処分場延命化工事を実施した。

今後も最終処分場の機能を適正に維持していくため、定期的な検査と計画的な補修を行い、安定的な処分を行っていくものとする。

なお、最終処分場の維持管理は、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（平成10年6月16日 総理府・環境省令 第2号）に基づいて行う。

◆図表 3-7-13 最終処分場延命化工事の概要

区分	工事概要
処分場	✓ 既設処分場 14,300m ³ を 26,000m ³ 拡張。(合計 40,300m ³)
浸出水処理施設	✓ 増設に伴う浸出水の増加に対応できるよう、既設浸出水処理施設(20m ³ /日)を新浸出水処理施設(30m ³ /日)に更新。

5. 施策のスケジュール

適正処理の推進のための施策は、これまでの施策を継続するものとする。重点施策や新規の施策であるものについては、数値目標年度（令和8年度）までの5年間において充実させるものとする。

◆図表 3-7-14 適正処理の施策のスケジュール

施策 No.	取り組む施策	R4	R5	R6	R7	R8
1	住民サービスの維持・向上	新規・継続・ 充実				
2	収集委託業者指導等	継続				
3	直接搬入ごみの搬入可能時間の拡大	継続・ 充実				
4	家庭系ごみ及び事業系ごみ収集運搬許可	継続				
5	拠点回収モデル事業	継続				
6	小型家電の分別	継続				
7	福祉向上のための収集 重点施策	検討・充実				
8	事業系ごみの収集 重点施策	検討・充実				
9	可燃ごみ処理施設の維持管理	新規				
10	リサイクル関連施設等に関する整備検討	新規				
11	最終処分場の維持管理	継続				

6. その他の計画

6-1 不法投棄対策

不法投棄防止に関しては、各種啓発パンフレットの配布や防止看板の設置等を行うとともに、ごみを捨てにくい環境づくりに取り組むものとする。また、関係機関等と連携してパトロールを実施していくものとする。



6-2 在宅医療系廃棄物対策

家庭から排出される在宅医療系廃棄物には、医師等の訪問を伴わずに患者自らが行う医療処置により、感染性のある物質が付着した注射針等が含まれている可能性がある。収集運搬業者の意図せぬ感染や負傷事故を防ぐためにも、安全で適切な廃棄システムを構築する必要がある。

組合においては在宅医療系廃棄物に関して、原則として医療機関・販売業者等を通じ、専門業者等で処理を行うものとし、収集運搬及び処分については行わないものとする。そのため、適正処理について医療機関に要請する。

6-3 感染症に罹患した場合の廃棄物対策

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染者による廃棄物を家庭及び事業所から排出する際には、感染拡大を防止するために、国の「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に準拠した処理を行うことが求められている。本町において、感染症に罹患した場合の廃棄物の処理方法について住民に広く周知するなど、廃棄物が感染経路とならないように対策を実施する。

6-4 災害時の一般廃棄物及び災害廃棄物対策

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められるため、処理体制を構築する必要がある。新ごみ処理施設では一定量の災害廃棄物の処理能力を有しているが、大規模な災害が発生した場合には処理能力を超える災害廃棄物が発生することも推測される。そのため、国及び県、自治体、地元の廃棄物処理業者との連携体制の構築が必要である。

本町では地域防災計画及び災害廃棄物処理計画が策定済みであり、災害発生時には計画に基づく対応を実施する。実際に発生した災害廃棄物の処理については組合とも協議・検討を行い適正に処理する。

6-5 脱炭素社会への貢献

地球温暖化の防止対策として、化石燃料使用量を減らし、施設の更新にあたってはエネルギー回収に努める。また、令和4年4月から供用開始となる新可燃ごみ共同処理施設では、熱利用のかたちでエネルギー回収を実施し（熱回収率10%以上）、回収した焼却廃熱は場内の温水供給に利用する。

また、組合のごみ処理施設等から排出する二酸化炭素排出量を把握し、削減目標に取り組むことで、脱炭素社会の実現に寄与する。今後の社会情勢や法規制といった計画の前提に大きな変化が生じた場合は必要に応じて目標や取り組み等の見直しを行う。

第8節 その他の計画

1. 施策推進のための体制づくり

ごみの発生・排出削減や再資源化の促進は、排出者である住民や事業者が積極的に取組むことから始まる。そのためには、行政も加えた三者による協働が不可欠である。そのため、行政と住民・事業者をつなぐ協議会等の体制が不可欠である。

具体的には、住民、事業者、行政による協議会等により住民、事業者への施策に反映していくものとする。

2. 事業者の協力

ごみ減量のため、製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備について組合と連携して島根県・国等の関係各機関への要請を行っていく。

同時に、本町管内の流通・販売事業者に対しても、過剰包装の自粛や資源ごみ回収等の取組を行うよう要請していくものとする。

さらに、本町管内から排出されるごみの減量・再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠である。そのために、島根県下において登録されている廃棄物再生事業者等に対して組合と連携して、ごみ資源化への協力要請を行うとともに、管内の廃棄物再生事業者による安定した再資源化等を推進していくものとする。

3. 地域の諸計画との関連

本計画の上位計画としては、「第6次川本町総合計画」、島根県が策定した「島根県環境総合計画」が位置づけられる。

こうした関連計画は、組合にとって大局的なごみ処理の方向性を示すものであることから、これらの諸計画を鑑みた上で、本計画の見直しや実施計画を策定していくものとする。

また、ごみの量、質を変化させる要因となり得る諸計画については、あらかじめその動向に注視し、必要に応じて対応していくものとする。

第4章

生活排水処理基本計画

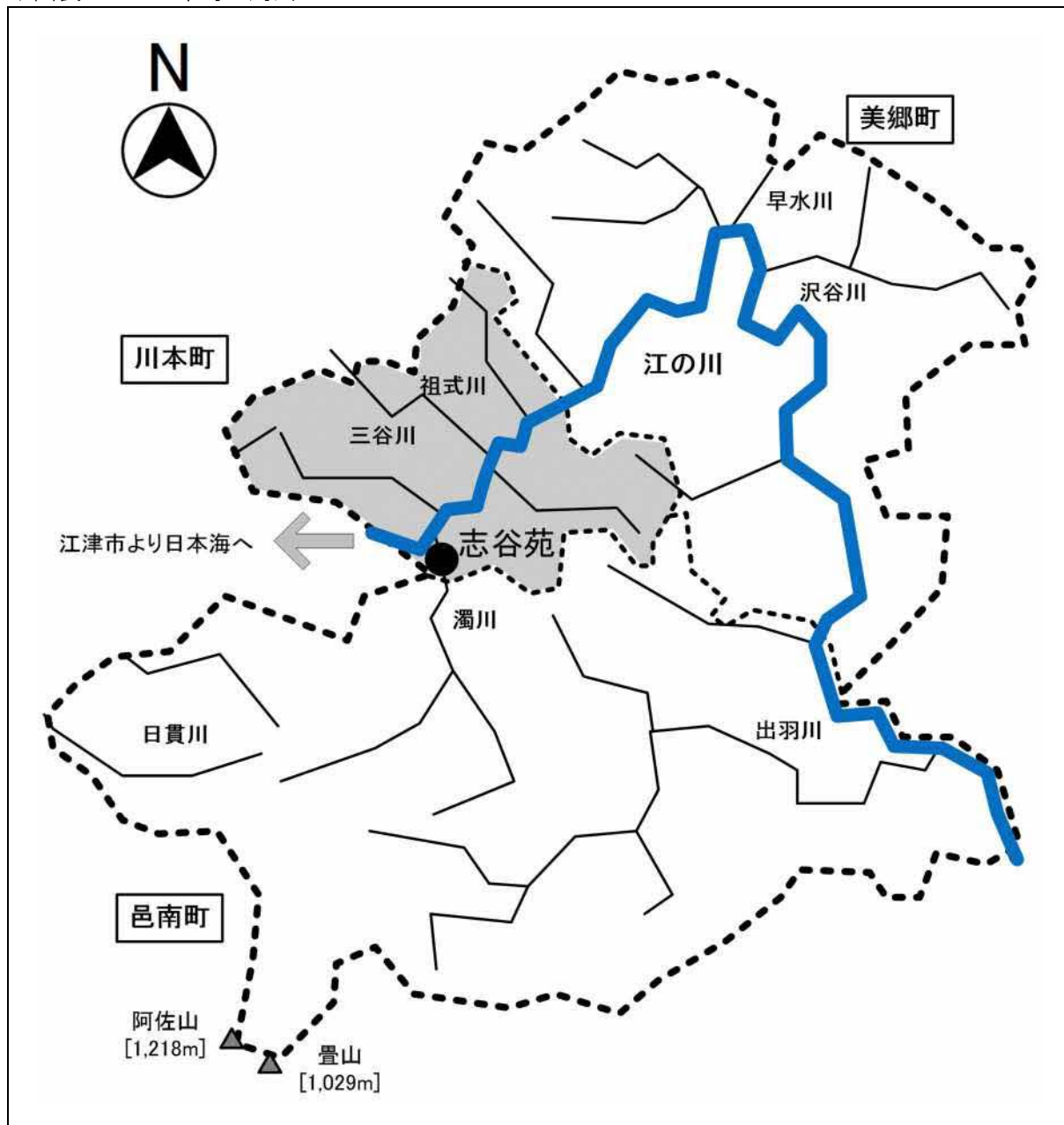
第1節 水環境・水質保全の状況

1. 水環境の状況

本町は一級河川江の川水域にある。江の川は、本町の北東において隣接する美郷町から流入し、本町をふたつに分断したのちに江津市へと流下し日本海に注いでいる。

その他には、江の川に流入する祖式川、三谷川、濁川等の河川がある。

◆図表 4-1-1 本町の河川

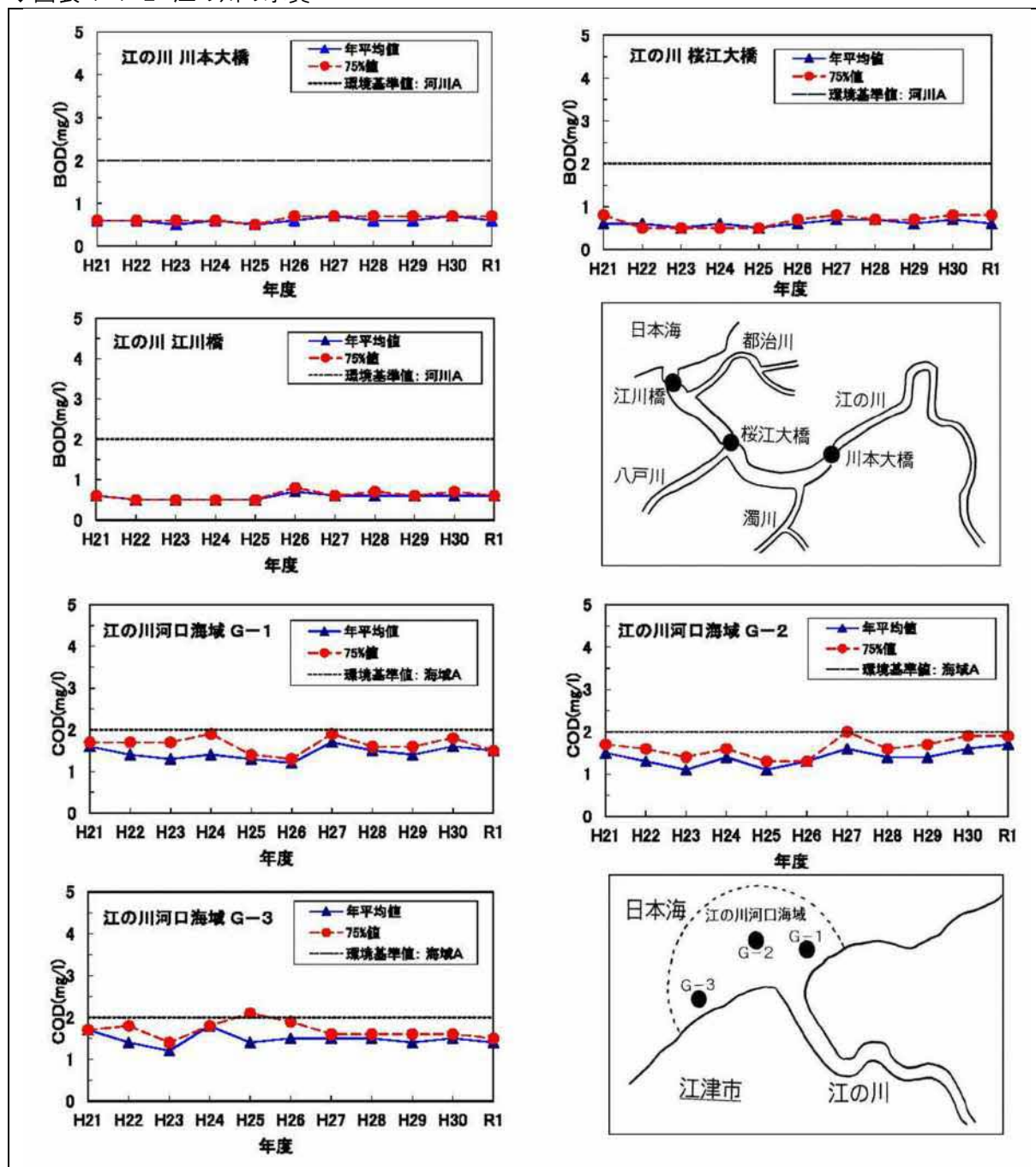


2. 水質の状況

本町を流れる江の川における水質状況を図表4-1-2に示す。

江の川の水質は、本町川本大橋地点において生物化学的酸素要求量(BOD)が環境基準値(2mg/L)の1/2程度と良好な状況にある。また、江の川の河口部でも環境基準値を満たしている。

◆図表 4-1-2 江の川の水質



資料：島根県環境生活部「令和元年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」

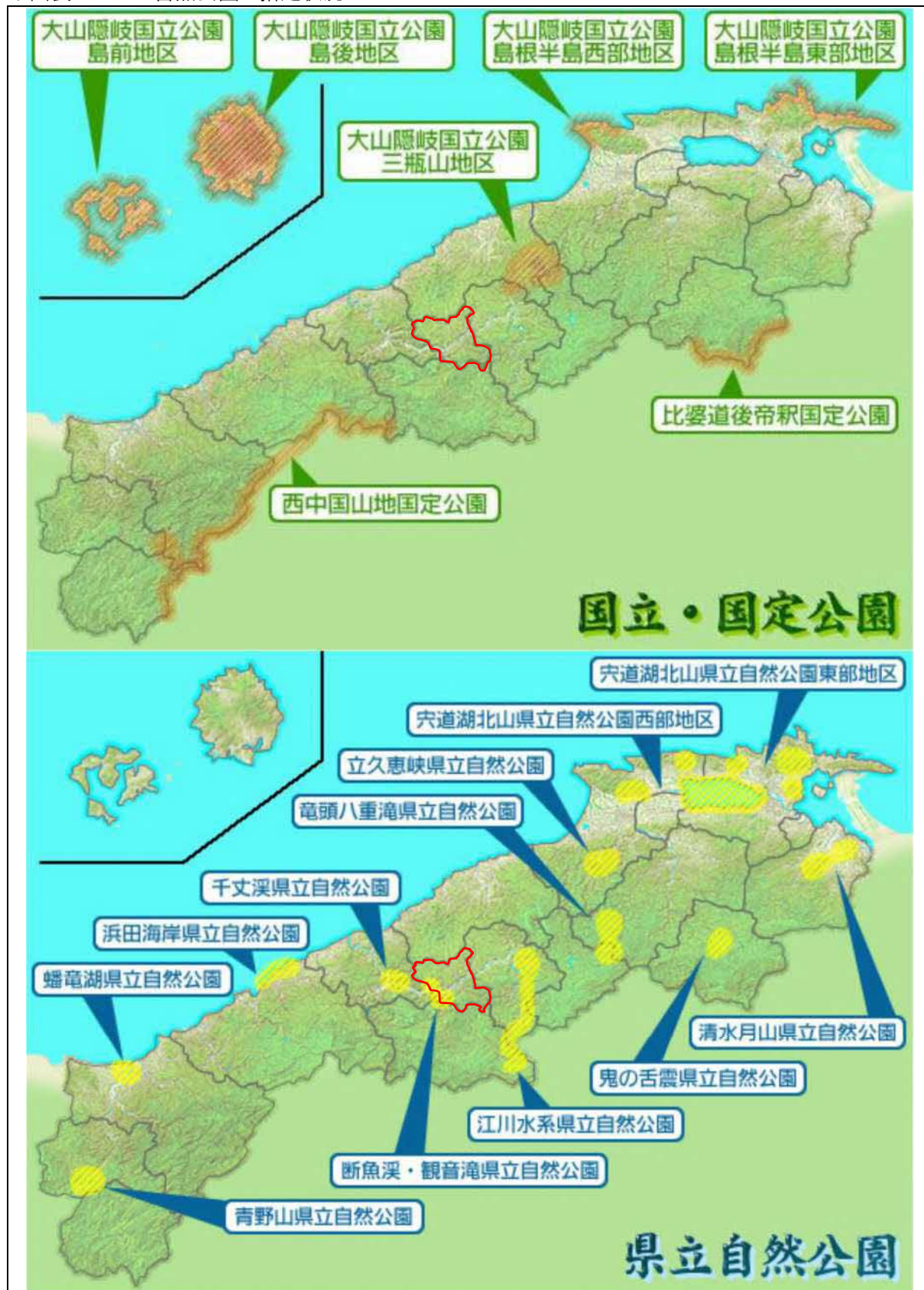
※水質汚濁に関する指標

- 河川域の水質に関する有機物汚濁の指標は、生物化学的酸素要求量(BOD)とされている。なお、海域はプランクトンが生息するため、化学的酸素要求量(COD)とされる。
- 江の川の環境基準は、河川域、海域ともA類型の指定を受けており、BOD、CODとも2mg/Lである。(環境基準は、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として環境基本法に基づき設定されており、行政上の政策目標とされている。)

3. 水質保全に関する地域

本町は豊かな自然に恵まれており、自然公園が存在する。邑南町、江津市桜江町地域の境界付近には断魚溪・観音滝県立自然公園がある。

◆図表 4-1-3 自然公園の指定状況



第2節 生活排水処理の現状と課題

1. 清掃事業の歴史的変遷

本町のし尿処理においては、旧邑智郡町村で邑智郡環境衛生組合を設立（旧桜江町は途中から加入）し、共同処理を行っていた。その後、平成6年4月に邑智町川本町清掃組合（川本町、旧邑智町）及び邑南地区ごみ処理組合（旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）の統合により邑智郡町村総合事務組合が設立したことをうけて、邑智郡環境衛生組合よりし尿処理事務を継承した。平成16年10月には、構成町村が町村合併したことにより名称を邑智郡町村総合事務組合から邑智郡総合事務組合に変更し、江津市と合併した旧桜江町が組合から脱退した。

し尿処理施設については、邑智郡環境衛生組合により昭和42年に共同処理施設を建設、昭和52年に新施設に更新し、適正処理を行ってきた。平成9年4月に新しいし尿処理施設「志谷苑」を供用開始し、現在まで処理を行っている。なお、平成15年3月にはダイオキシン類対策特別措置法により処理場の焼却設備の維持管理の負担が増加することとなったため、負担軽減と汚泥の資源化を目的として汚泥搬出設備を新設し、脱水汚泥を外部委託処理している。加えて、平成22～23年には浄化槽汚泥比率の上昇に対応するため、処理設備の一部改造工事を行った。維持管理に関しては、専門業者によるノウハウを活用したコスト削減、安定処理を目的に、平成26年4月より設備機器の補修整備を含む包括的運転管理委託を開始した。

◆図表 4-2-1 し尿処理の変遷

年 月	内 容
S41.5	○ 邑智郡環境衛生組合設立（川本町、旧邑智町、旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）
S42.8	○ し尿処理施設竣工、供用開始
S44.11	○ 邑智郡環境衛生組合設立に旧桜江町が加入
S52.10	○ 新し尿処理施設の更新、供用開始
H6.4	○ 邑智郡町村総合事務組合を設立（邑智郡環境衛生組合よりし尿処理事務を継承）
H9.4	○ 新し尿処理施設の更新、供用開始
H15.3	○ 汚泥搬出設備の新設・改造
H16.10	○ 町村合併に伴い組合名を邑智郡総合事務組合に変更（旧桜江町は江津市に合併し組合を脱退）
H22～H23	○ 反応槽を汚泥処理対応のため設備を一部改造
H26.4～	○ 施設の維持管理について、設備機器の補修整備を含む包括的運転管理業務委託に移行

2. 生活排水処理の流れ

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、本町の許可する業者によって収集・運搬が行われ、組合が処理・処分を行っている。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設「志谷苑」に搬入し、衛生処理を行っている。処理後の処理水を地先水域へ放流するとともに、処理過程で発生したし渣及び沈砂は組合の邑智クリーンセンター（最終処分地施設）に搬入し、し渣は焼却処理後に残渣を埋立処分、沈砂は直接埋立処分としている。脱水汚泥は民間委託により資源化している。

※生活排水処理形態別人口等の名称

①公共下水道人口	⇒「公共下水道人口」
②集落排水処理施設人口	⇒「集落排水人口」
③補助事業による小型合併処理浄化槽人口	⇒「補助合併人口」
④小規模集合排水処理人口	⇒「小規模集排人口」
⑤簡易排水処理人口	⇒「簡易排水人口」
※④⑤を併せて「小規模集排等人口」とする。 ※以上を総称して『政策的人口』とする。	
⑥その他の合併処理浄化槽人口	⇒「その他合併人口」
⑦単独処理浄化槽人口	⇒「単独浄化槽人口」
⑧汲み取りトイレ人口	⇒「し尿収集人口」
⑨自家処理人口	⇒「自家処理人口」

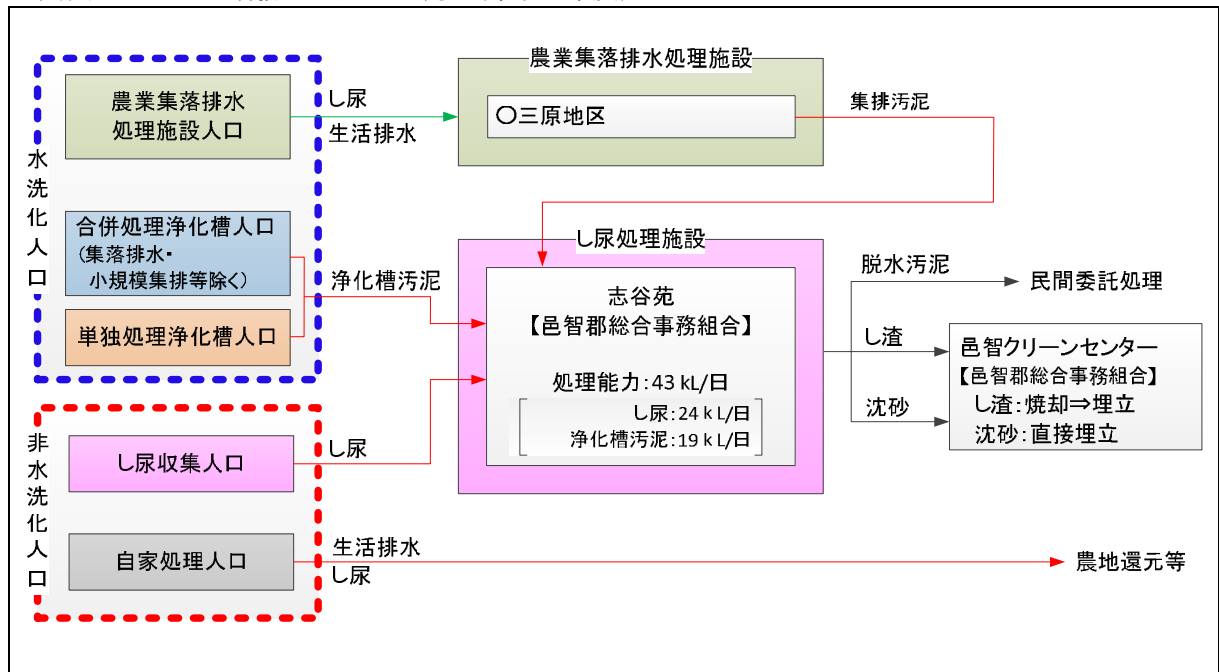
※し尿等の名称

①汲み取りトイレの生し尿	⇒「し尿」
②単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の汚泥	⇒「浄化槽汚泥」
③浄化槽汚泥のうち、集落排水処理施設の汚泥	⇒「集排汚泥」
④公共下水道の汚泥	⇒「下水道汚泥」
⑤し尿処理施設の前処理で回収される夾雑物	⇒「し渣」
⑥し尿処理施設の貯留工程で回収される砂分等	⇒「沈砂」
⑦し尿処理施設の主処理工程で回収される汚泥	⇒「余剰汚泥」
⑧脱水後の「余剰汚泥」	⇒「脱水汚泥」

※浄化槽

・浄化槽法において「浄化槽」とは、いわゆる合併処理浄化槽のことを示すが、本計画においては、「合併処理浄化槽」ということとした。
・なお、集落排水処理施設の終末処理場は、浄化槽法に規定される浄化槽であるが、ここでは、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設など、細分化して表現するものとした。
・また、単独処理浄化槽は、現存する浄化槽について表現するものとした。

◆図表 4-2-2 生活排水の処理の流れ(令和3年度)



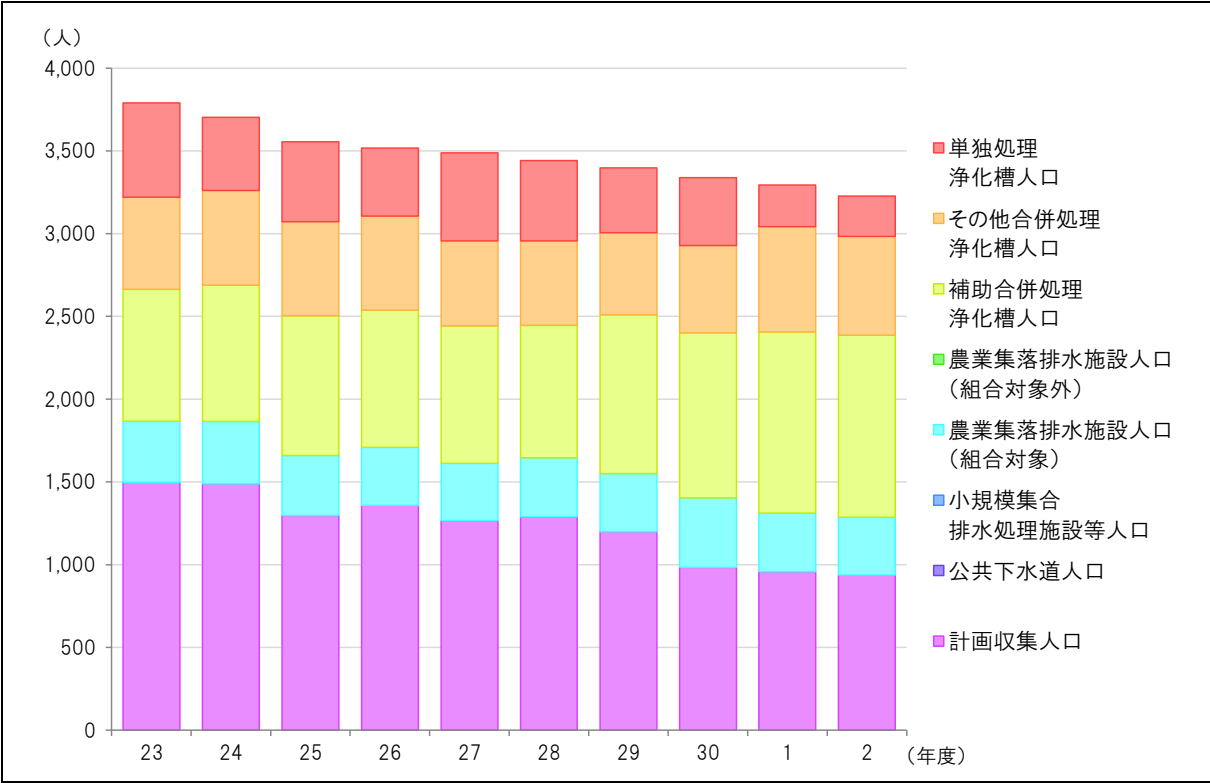
3. 処理形態別人口

3-1 処理形態別人口の実績

本町の処理形態別人口は、合併処理浄化槽人口の増加により、し尿収集人口は減少している。

生活雑排水（台所やお風呂の排水）を処理している人口の割合（生活排水処理率）は令和2年度において63.4%である。

◆図表 4-2-3 処理形態別人口の実績



項目		年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人 口 等	行政区域内人口	[人]	3,790	3,703	3,555	3,518	3,488	3,442	3,398	3,338	3,294	3,227
	計画処理区域内人口	[人]	3,790	3,703	3,555	3,518	3,488	3,442	3,398	3,338	3,294	3,227
	非水洗化人口	[人]	1,498	1,488	1,297	1,359	1,266	1,290	1,200	983	958	937
	計画収集人口	[人]	1,498	1,488	1,297	1,359	1,266	1,290	1,200	983	958	937
	自家処理人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口	[人]	2,292	2,215	2,258	2,159	2,222	2,152	2,198	2,355	2,336	2,290
	公共下水道人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コミュニティプラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口	[人]	2,292	2,215	2,258	2,159	2,222	2,152	2,198	2,355	2,336	2,290
	合併処理浄化槽人口	[人]	1,722	1,773	1,775	1,748	1,690	1,667	1,806	1,945	2,085	2,047
	小規模集合排水処理施設等人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口	[人]	369	378	362	350	347	357	350	421	354	349
	組合処理対象人口	[人]	369	378	362	350	347	357	350	421	354	349
	組合処理対象外人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補助合併処理浄化槽人口	[人]	796	823	845	829	830	799	960	996	1,094	1,100
	その他合併処理浄化槽人口	[人]	557	572	568	569	513	511	496	528	637	598
	単独処理浄化槽人口	[人]	570	442	483	411	532	485	392	410	251	243
計画処理区域外人口		[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率			45.4%	47.9%	49.9%	49.7%	48.5%	48.4%	53.1%	58.3%	63.3%	63.4%

注）H23に外国人人口は含まない。

◆図表 4-2-4 生活排水処理形態別人口割合(令和2年度)



注) 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

3-2 農業集落排水

農業集落排水施設は、1 処理区が整備されており、既に整備事業が完了し供用を開始している。

◆図表 4-2-5 農業集落排水処理の整備状況

地区	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理水量 (日最大m ³ /日)	供用開始年月日
三原地区	22	398	169	平成14年5月1日

注) 処理人口=整備人口

3-3 合併処理浄化槽

本町では、農業集落排水施設の整備区域以外における生活排水処理を進めるため、住民が設置する合併処理浄化槽の設置費の一部を補助している。

◆図表 4-2-6 浄化槽設置基数

(基)

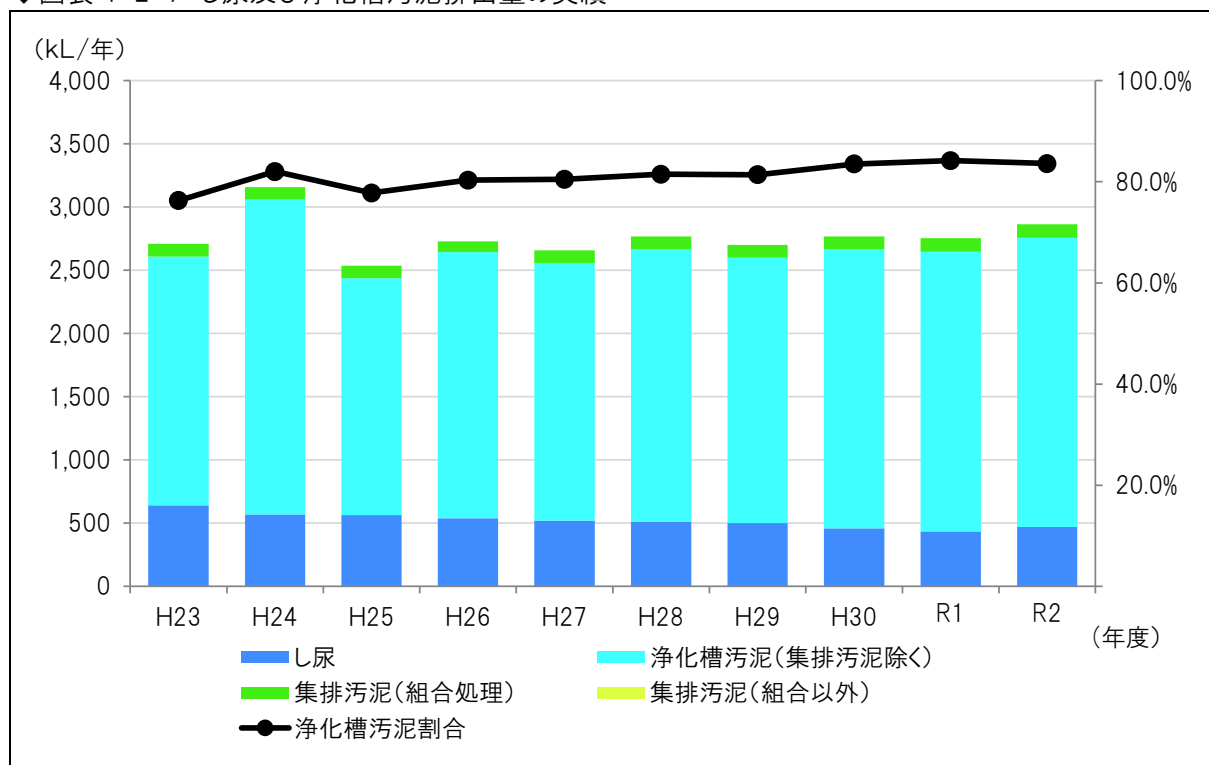
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	累計
基数	15	16	10	10	14	9	448

4. し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

4-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

本町のし尿の排出量は年々減少しており、令和2年度において470kLである。浄化槽汚泥の排出量は増加傾向であり、令和2年度は2,395kL（集排汚泥含む）である。これらの構成割合は、令和2年度においてし尿16.4%、浄化槽汚泥83.6%であり、浄化槽汚泥の割合が年々高くなっている。

◆図表 4-2-7 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績



		単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
排出量	し尿	kL/年	641	570	564	538	519	512	502	458	435	470
	浄化槽汚泥（集排汚泥除く）	kL/年	1,967	2,489	1,874	2,105	2,039	2,154	2,098	2,207	2,211	2,287
	集排汚泥（組合処理）	kL/年	101	99	97	86	101	103	101	103	108	108
	集排汚泥（組合以外）	kL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	kL/年	2,709	3,158	2,535	2,729	2,659	2,769	2,701	2,768	2,754	2,865
割合	し尿		23.7%	18.0%	22.2%	19.7%	19.5%	18.5%	18.6%	16.5%	15.8%	16.4%
	浄化槽汚泥		76.3%	82.0%	77.8%	80.3%	80.5%	81.5%	81.4%	83.5%	84.2%	83.6%

資料：組合資料、各町資料(組合以外の農集汚泥)

4-2 収集運搬体制

本町より排出されるし尿及び浄化槽汚泥、集排汚泥の収集・運搬は、本町の許可業者により行われている。なお、浄化槽の保守点検は、同じ業者により収集・運搬と同時に行われている。

収集・運搬は、バキューム車により1回/月（1世帯当たり）の頻度で行われている。収集手数料は、128円/18Lである。

◆図表 4-2-8 収集運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
形態	許可(1社)	許可(1社)
車 輦	バキューム車:7台(積載量 23kL)	バキューム車:7台(積載量 23kL)
頻 度	1回/月(1世帯当たり)	
収集手数料(18L)	128 円	

4-3 中間処理の状況

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設「志谷苑」で処理している。志谷苑は平成9年4月に供用を開始した施設で、公称能力は43kL/日である。

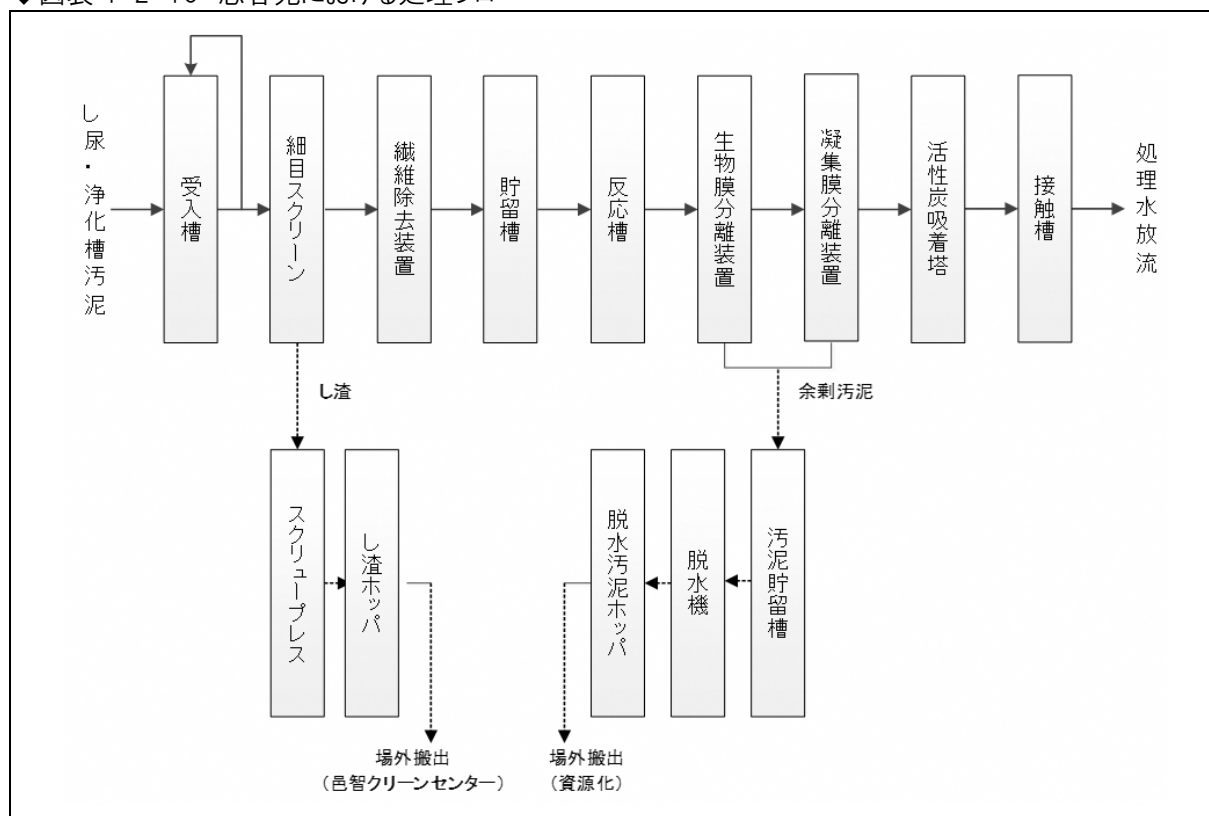
志谷苑の処理方式は、希釈水が不要で排水量が少なく、放流河川への負荷の少ない膜分離高負荷脱窒素処理方式である。計画処理量は、し尿が24kL/日、浄化槽汚泥が19kL/日である。

処理工程において、処理水以外にし渣、沈砂、余剰汚泥が発生する。余剰汚泥は脱水機で脱水汚泥としたあと場外搬出し、民間委託により資源化している。し渣、沈砂については、組合の管理する邑智クリーンセンターに搬入し、し渣は焼却処理後に、沈砂は直接埋立処分している。

◆図表 4-2-9 施設の概要

施設名	志谷苑	
所在地	島根県邑智郡川本町大字因原701番地1	
敷地面積	約5,254 m ²	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	
公称能力	43kL/日(し尿24kL/日、浄化槽汚泥19kL/日) 貯留槽(し尿100m ³ 、浄化槽汚泥80m ³ 、予備260m ³)	
供用開始	平成9年4月(平成14年度改造:汚泥搬出設備) (平成22～23年度:反応槽を一部改造)	
管理体制	委託(維持管理人員:4人)	

◆図表 4-2-10 志谷苑における処理フロー



志谷苑の処理対象物は、組合管内で発生するし尿及び浄化槽汚泥のうち、各組合構成町が独自で処理している集排汚泥を除いたものと、受託処理している江津市桜江町地域のし尿及び浄化槽汚泥（集排汚泥除く）である。

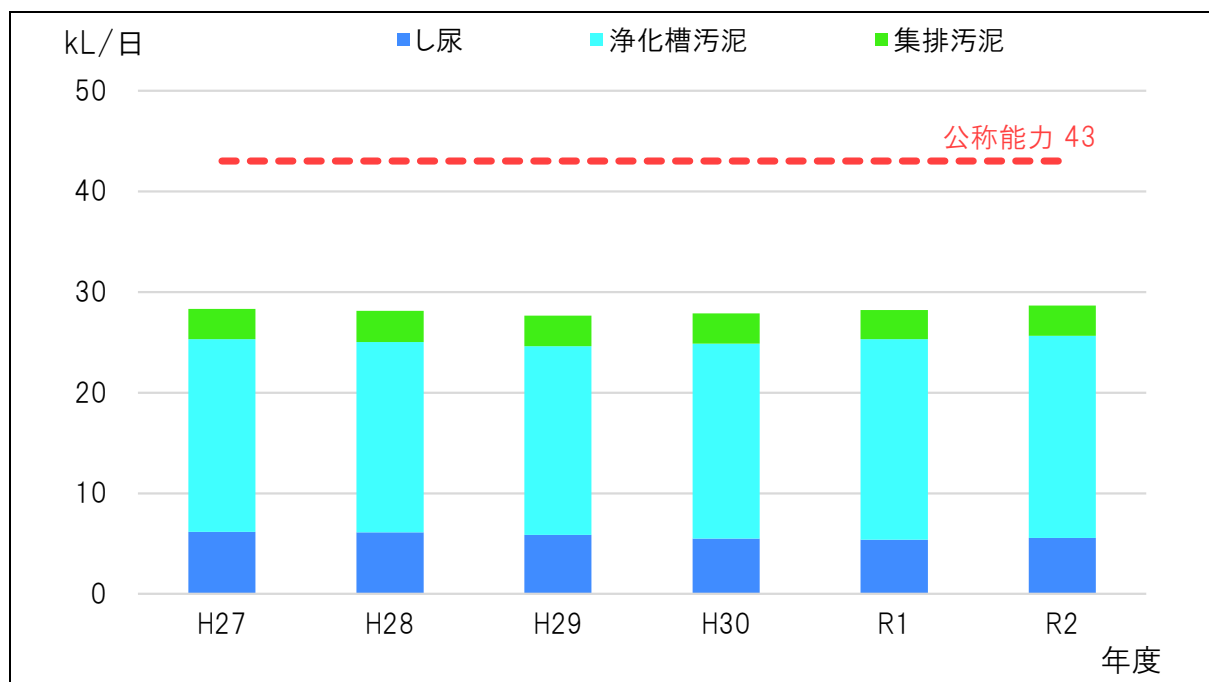
処理量は概ね横ばいで推移しており、令和２年度は 30.96kL/日と公称能力の 72%である。処理内訳をみると、浄化槽汚泥の割合が増加し、平成 30 年度に 80%を超え、令和２年度では 80.5%が浄化槽汚泥である。

本施設は、供用開始以降 20 年あまりが経過しており、前処理設備や汚泥脱水機等の主要な設備装置は、一般的な耐用年数を超過している状況にある。加えて、土木・建築設備については、建屋の内外でコンクリートのクラックや欠落、外壁塗装・水槽防食塗装の浮きや剥離等の経年劣化が顕在化している状況にある。

以上を総合的に勘案すると、本施設の再整備について検討する時期を迎えている。

◆図表 4-2-10 処理施設の処理実績（組合全体）

			H27	H28	H29	H30	R1	R2
中間処理量	し尿	kL/年度	2,248	2,233	2,147	2,008	1,973	2,037
		kL/日	6.15	6.12	5.88	5.51	5.41	5.57
	浄化槽汚泥	kL/年度	6,997	6,902	6,840	7,072	7,278	7,334
		kL/日	21.61	21.10	20.99	21.65	22.35	22.37
	集排汚泥	kL/年度	1,098	1,133	1,110	1,092	1,044	1,100
		kL/日	3.01	3.09	3.05	2.98	2.87	3.02
	計	kL/年度	10,343	10,268	10,097	10,172	10,295	10,471
		kL/日	30.77	30.31	29.92	30.14	30.63	30.96
し尿割合		%	21.7	21.7	21.3	19.7	19.2	19.5
汚泥割合		%	78.3	78.3	78.7	80.3	80.8	80.5



4-4 最終処分状況

志谷苑のし尿処理工程で発生する余剰汚泥は、脱水処理した後、民間業者への委託処理により資源化している。

また、し渣及び沈渣は、組合が管理する邑智クリーンセンターに搬入し、沈砂は直接埋立、し渣は焼却処理後に埋立処分している。なお、脱水汚泥の資源化は、志谷苑の焼却炉休止に伴い平成15年6月から行っており、それ以前は脱水汚泥及びし渣を志谷苑の焼却設備で焼却処理したうえで埋立処分としていた。

令和2年度における資源化量は413t、し渣・沈砂は、最終処分場延命化工事のため埋立てを行っていない。

◆図表 4-2-11 資源化量と最終処分の実績(組合全体)

	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2
資源化量(脱水汚泥)	(t)	466	384	415	387	363	378
資源化量(清掃汚泥)	(t)	28	33	33	34	36	36
資源化合計	(t)	494	418	448	421	399	413
最終処分量(沈砂)	(t)	1	2	2	2	0	0

4-5 し尿処理行政の組織

本町におけるし尿処理行政の担当部署は、町民生活課環境生活係である。

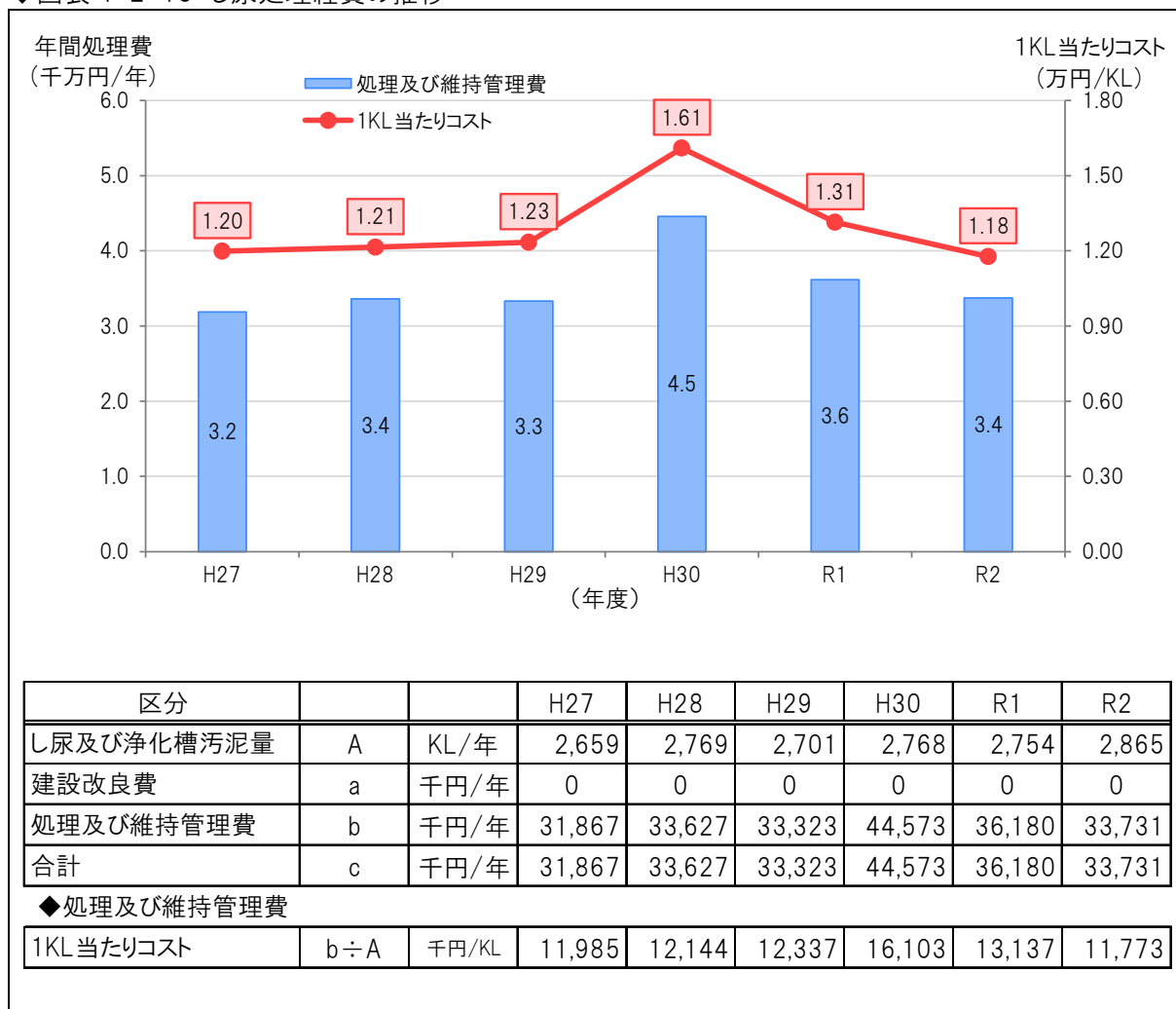
◆図表 4-2-12 し尿処理行政の組織及び事務分掌

町民生活課環境生活係	○ 環境衛生に関すること。 ○ 公害対策に関すること。 ○ し尿の収集許可に関すること。
------------	--

4-6 し尿処理に要する経費

建設・改良費を除く 1 KL 当たり年間処理経費は、令和 2 年度において、11,773 円/KL である。

◆図表 4-2-13 し尿処理経費の推移



5. 関係市町村の動向

周辺自治体のし尿処理体制は、組合による共同処理としている自治体もあるが、市町村合併により単独で処理している自治体が多くみられる。

◆図表 4-2-14 し尿処理体制の状況

自治体	し尿処理体制	施設状況
松江市	単独処理	川向クリーンセンター：71.4kL/日(H10)
浜田市	単独処理	浜田浄苑：125kL/日(H8)
出雲市	単独処理	出雲環境センター：193kL/日(H16)
益田市	単独処理	久城が浜センター：108kL/日(H4)
大田市	単独処理	大田し尿処理場：80kL/日(H7)
安来市	単独処理	安来市対仙浄園汚泥再生センター：36kL/日(H25)
江津市	単独処理	江津浄化センター：46.4kL/日(H30)
雲南市	雲南広域連合	【汚泥共同処理施設】 雲南クリーンセンター：144m ³ /日(H29)
飯南町		
奥出雲町		
川本町	邑智郡総合事務組合	志谷苑：43kL/日(H9)
美郷町		
邑南町		
吉賀町	鹿足郡事務組合	し尿処理施設(クリーンパルにちはら)：27kL/日(S59)
津和野町		

注) 汚泥共同処理施設は、下水汚泥、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥、し尿を一括処理する施設。

6. 国等の上位計画

6-1 国の整備方針

国においては、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき平成30年6月に「廃棄物処理施設整備計画」を定めている。

この整備計画は、計画期間を平成30年度から令和4年度とし、循環型社会の形成に向け計画期間中に廃棄物処理施設整備事業及び関連する施策により実現を図るべき重点目標と、当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を、国民に明らかにするものである。

また、この整備計画においては、生活排水処理に関する目標及び指標を設定している。これによると、令和4年度での浄化槽処理人口普及率を70%、合併浄化槽の基数割合を76%、省エネ型浄化槽の導入によるCO₂排出削減量を12万トンCO₂とすることを目標及び指標として設定している。

◆図表 4-2-15 国の目標及び指標

項目	目 標	指 標 ^{注)1}	事業の概要
浄化槽	し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 53%(H29 見込み) ↓ 70%(R4)	効率的な污水处理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、面的整備の一層の推進を図る。また、地域の状況に応じて高度処理型浄化槽 ^{注)2} の普及を図る。
		浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合 62%(H29 見込み) ↓ 76%(R4)	残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進する。特に、老朽化した単独処理浄化槽、公共所有の単独処理浄化槽について、重点的に転換を実施する。
		省エネ型浄化槽の導入によるCO ₂ 排出削減量 5万トンCO ₂ (H29 見込み) ↓ 12万トンCO ₂ (R4) (補助指標：先進的省エネ型浄化槽導入基数) 家庭用17万基、中・大型7千基 (H29見込み) ↓ 家庭用42万基、中・大型18千基(R4)	先進的省エネ浄化槽を導入するとともに、家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し、浄化槽システム全体の低炭素化を図る。

注) 1 指標の定義

全人口に対して、戸別の浄化槽(し尿と生活雑排水を併せて処理するものに限る。)を利用する人口の割合

$$\frac{\text{浄化槽の整備人口}}{\text{総人口}}$$

注) 2 高度処理型浄化槽とは

窒素又は磷を除去するもの、窒素及び磷を併せて除去するもの、BOD(生物化学的酸素要求量)を高度に処理するものがある。環境省において、高度処理型浄化槽の設置補助は、設置費用(本体費用と工事費用)が通常の浄化槽の設置費用より高いことから、補助の基準額についても通常の浄化槽に比べ高い基準額を設定し、設置を推進している。対象地域は、湖沼法の指定湖沼、閉鎖性海域、水源地域などである。

6-2 島根県生活排水処理ビジョン第5次構想

島根県においては、生活環境の改善や水環境の保全を図るため、第1次構想：「全県域下水道化構想」、第2次構想：「新・全県域下水道化構想」、第3次構想：「汚水処理施設整備構想」、第4次構想：「生活排水処理ビジョン」と、これまで4回にわたり、市町村と一体となり汚水処理施設の長期的な整備方針を策定し、汚水処理施設の整備を推進してきた。その結果、第4次構想において目標としていた平成30年度の汚水処理人口普及率80%は概ね達成することとなった。

一方で、全国と比較すると島根県の汚水処理施設の整備は遅れており、整備手法の見直しなどによる効率的な汚水処理施設整備を進めていく必要がある。

また、集合処理施設への接続率の低迷、人口減少に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化など新たな課題も挙げられることとなった。

このような課題を踏まえ、新たな構想として、平成31年度から令和8年度を計画期間とする第5次構想：「島根県生活排水処理ビジョン」を平成31年1月に策定している。

島根県生活排水処理ビジョンにおいては、目標年度において島根県の汚水処理人口普及率を87%（普及率が低い県西部と地区と隠岐地区の普及率向上を目指す）とする方針が示されている。

【島根県生活排水処理ビジョンにおける構想推進に向けての施策】

視点1：快適な生活環境

施	平成38年度（2026年度）末の汚水処理人口普及率を87%以上とする
策	普及率が低い県西部地区と隠岐地区の普及率向上を目指す

視点2：きれいな水環境

施	平成38年度（2026年度）末の集合処理施設への接続率を90%以上とする
策	合併処理浄化槽への転換を推進する

視点3：資源の循環

施 策	汚水処理施設で発生する資源・エネルギーの有効利用を推進する
--------	-------------------------------

視点4：持続的な汚水処理

施	汚水処理施設の老朽化に対し計画的な維持管理を推進する
策	汚水処理施設の総合的な防災・減災対策を推進する

視点5：健全な経営

施	広域化・共同化、官民連携の導入などにより持続的な経営を推進する
策	分かりやすい情報の発信により住民の関心・理解の向上を図る

7. 生活排水処理に関する課題

7-1 生活排水処理の向上

本町において、生活排水を処理していない計画収集人口（汲み取り人口）及び単独処理浄化槽人口の割合は令和2年度において36.6%である。公共用水域への汚濁負荷を低減させるためには、引き続き、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設の整備あるいは活用が不可欠である。

今後とも一層の水環境の保全に努めるとともに、生活排水の適正な処理、汚水衛生処理率の向上を図ることが必要である。

7-2 生活排水処理対策の啓発

本町の水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く住民に啓発し、また台所などの発生源における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていくことが必要である。

7-3 し尿処理施設の再整備

組合のし尿処理施設である志谷苑は、供用開始以降20年あまりが経過しており、主要設備はいずれも一般的な耐用年数を超過し、土木・建築設備については、経年劣化が顕在化している状況にある。

こうした状況下において、継続した点検整備を実施してきたことにより施設の稼働に大きな問題は生じていないものの、施設の再整備について計画的な検討が必要である。

7-4 し尿処理施設の運転管理

人口の変化や、合併処理浄化槽の設置などにより、し尿処理施設の処理対象物の量や性状が変化することが予想される。

こうした処理対象物の性状や搬入量の変化は、施設の運転に大きく影響を及ぼすことから、処理施設の再整備に合わせ、性状や搬入量の変化に対応した運転管理・処理システムの構築が必要である。

7-5 し尿処理体制

組合における処理実績等を踏まえ、し尿処理体制の変更等に柔軟に対応できるし尿処理体制を構築していくことが必要である。

第3節 生活排水処理計画

1. 基本方針

1-1 生活排水処理の基本方針

本町では、組合とともに住民に対し生活雑排水処理の重要性について積極的な啓発を行うことで、より一層の農業集落排水処理施設等の整備普及、合併処理浄化槽の設置推進に努める。また、水洗化されていない家庭及び単独処理浄化槽の家庭からの生活排水についても衛生的に処理することを基本理念とし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公用水域の水質保全を図り、より快適で潤いのある環境空間づくりを目指すものとする。

◆図表 4-3-1 生活排水処理の基本方針

①生活排水処理の推進

- ・ 農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備・普及を進め、生活雑排水処理を推進する。
- ・ 水洗化されていない家庭及び単独処理浄化槽の家庭からの生活雑排水については、合併処理浄化槽への転換を啓発する。

②し尿・浄化槽汚泥の適正処理

- ・ 浄化槽の適正な維持管理について、住民・事業者に啓発し、無意味な汚泥の排出や汚泥への油分の混入を防止し、志谷苑での適正処理を促進する。
- ・ 志谷苑の適正な維持管理により、公用水域等周辺環境の保全を図る。また、発生する余剰汚泥は、再生処理により資源化を進める。

1-2 生活排水処理設備の基本方針

生活排水処理対策の基本として、生活排水処理施設の整備を図るとともに、生活排水処理の必要性について、啓発していくものとする。

集合処理型施設の整備

農業集落排水処理施設について、各家庭からの管渠への接続が円滑に行われるよう、啓発・促進等を行う。

個別処理型施設の整備

合併処理浄化槽について、今後も加入促進や補助制度活用等について広報等を行う。

し尿汲み取り家庭や単独処理浄化槽の設置者については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の促進等を行う。

生活排水対策の啓発

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について住民の理解を深めるとともに、台所等の発生源における汚濁負荷削減対策について啓発を行う。

2. 処理主体

本町の生活排水の処理主体は、以下のとおりである。また、生活排水の計画処理区域は、本町全域とする。なお、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業は、本町において許可し、その許可業者がし尿処理施設等へ運搬するものとする。

◆図表 4-3-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本 町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個 人 等
単独処理浄化槽	し尿	個 人 等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥 (一部の集排汚泥を含む)	組 合

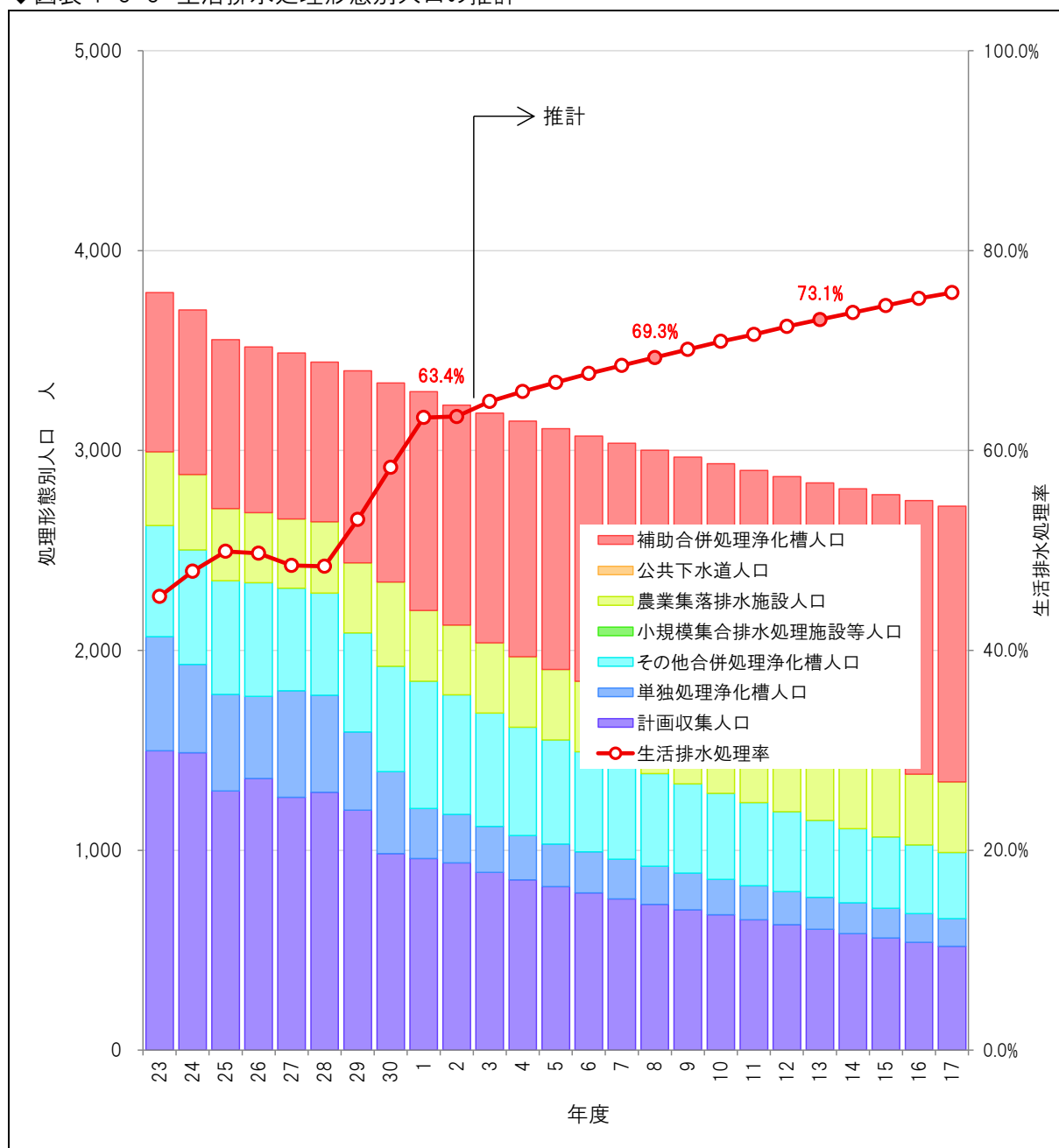
3. 生活排水処理形態別人口等の将来見込み

3-1 生活排水処理形態別人口の推計

本町において、台所や風呂といった生活排水をトイレ排水とともに処理している生活排水処理人口（農業集落排水人口、合併処理浄化槽人口、その他合併処理浄化槽人口）は、生活排水処理施設の整備によって増加すると見込まれ、目標年度の令和8年度において生活排水処理率は、69.3%まで上昇すると見込まれる。

一方で、生活排水を処理していない人口（し尿収集人口、単独浄化槽人口）は減少する見込みであり、令和8年度において920人と見込まれる。

◆図表 4-3-3 生活排水処理形態別人口の推計



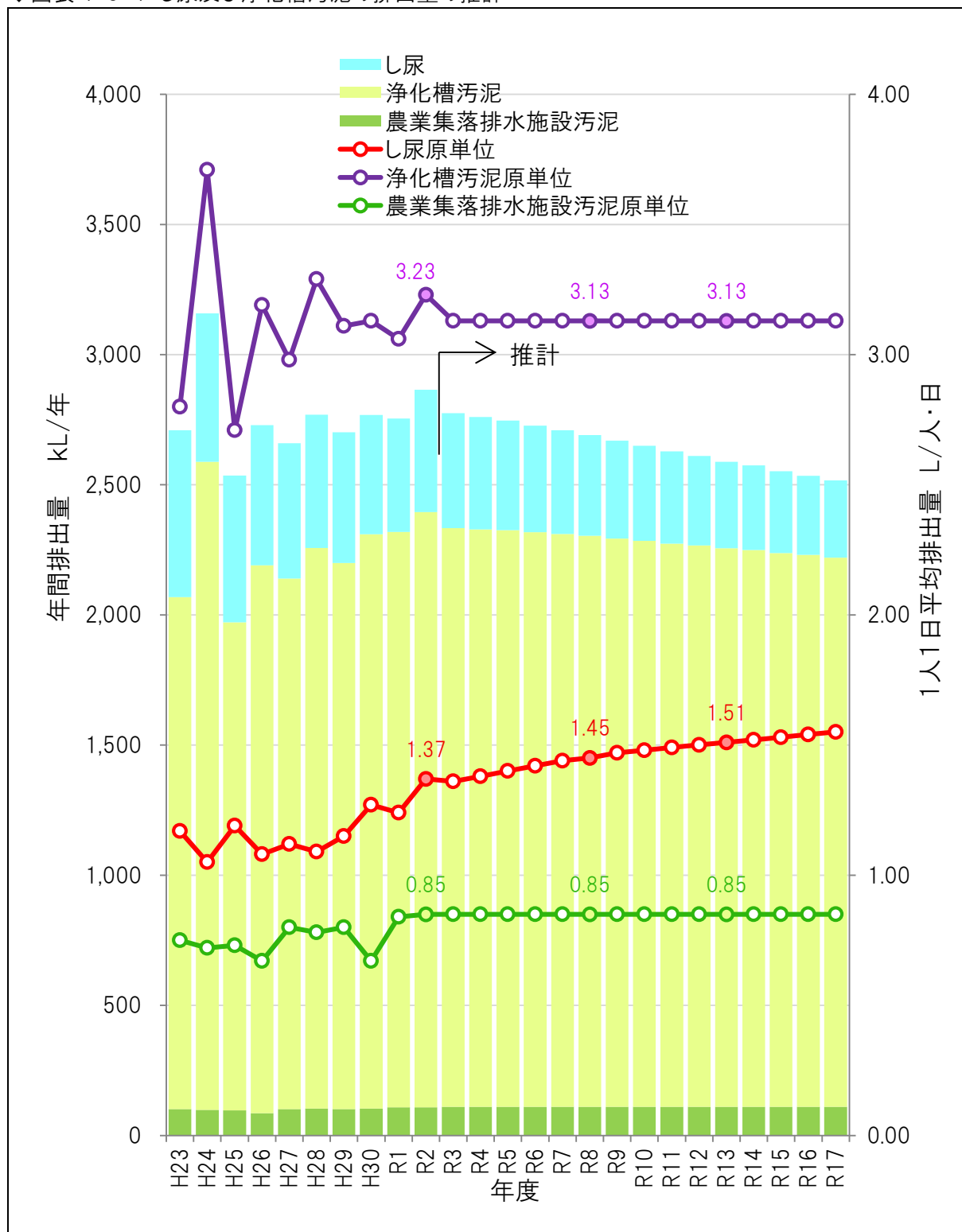
注) 生活排水処理率=生活排水処理人口/計画処理区域内人口

3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

し尿及び浄化槽汚泥排出量の排出量合計は、人口の減少とともに減少する見込みである。

内訳でみると、し尿の排出割合は減少し、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥の排出割合は増加する見込みである。

◆図表 4-3-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計



4. 生活排水の処理計画

4-1 生活排水の処理の目標

本計画の基本理念及び目標を達成するため、令和8年度において生活雑排水の処理人口を2,081人とし、生活排水処理率は69.3%とする。

◆図表 4-3-5 生活排水の処理の目標

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
生活排水処理率	63.4%	69.3%	73.1%

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
行政区域内人口	3,227人	3,001人	2,838人
計画処理区域内人口	3,227人	3,001人	2,838人
水洗化・生活雑排水処理人口	2,047人	2,081人	2,074人

4-2 生活排水処理区域及び人口

本町における生活排水処理区域は、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備事業ごとに区域が分けられている。こうした各処理施設や地域の特性を踏まえた効率的な生活排水処理を推進していくものとする。

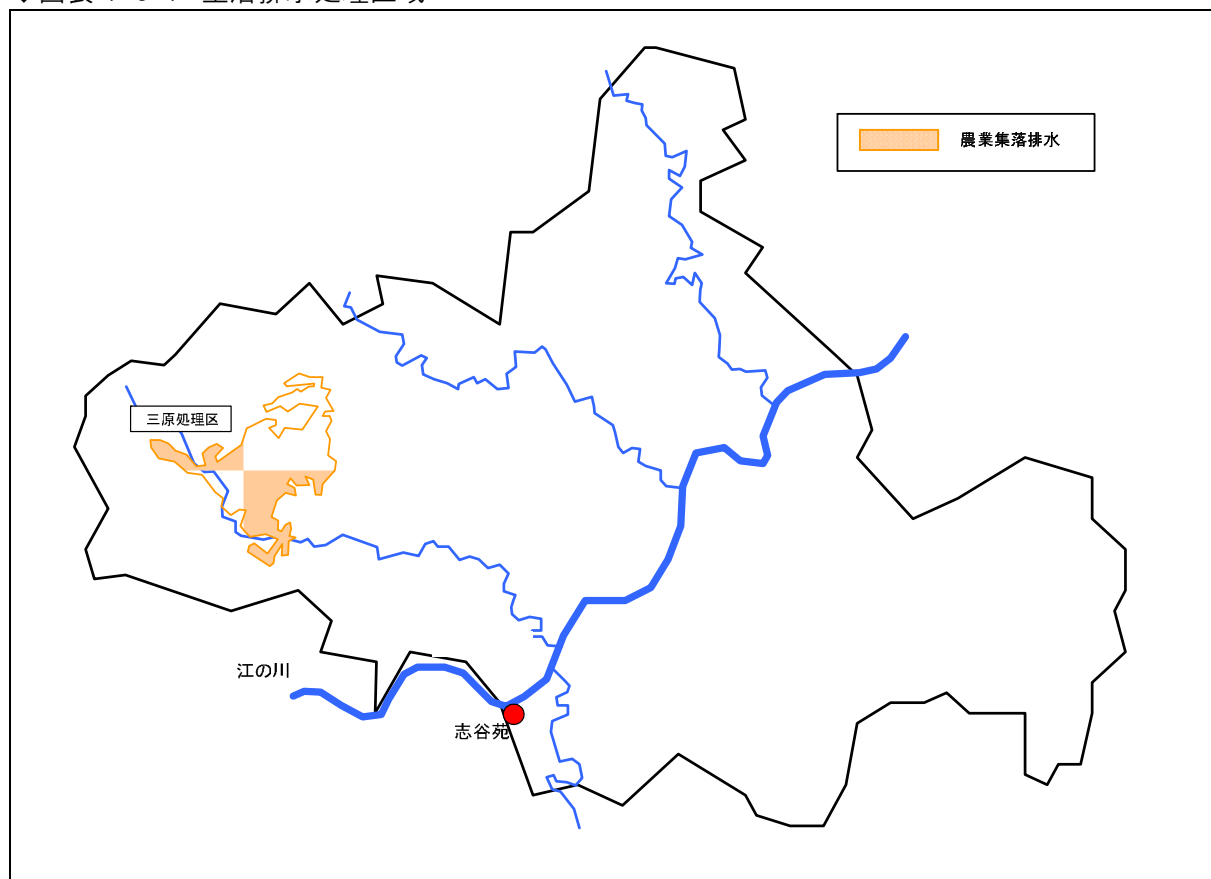
◆図表 4-3-6 生活排水処理区域及び人口

処理施設の種類	処理計画区域	中期目標年度 (令和8年度)
農業集落排水処理	三原地区	353人
合併処理浄化槽	集落排水認可区域以外の区域	1,264人 (464人)

注) 合併処理浄化槽の()内は、補助事業以外による。

計 2,081人

◆図表 4-3-7 生活排水処理区域



4-3 生活排水処理施設の整備計画

本町において、今後、し尿及び生活雑排水を処理する施設の整備は、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽について行うものとする。

◆図表 4-3-8 生活排水処理施設の整備状況

整備事業別	川本町
農業集落排水事業	●
補助事業合併処理浄化槽設置整備事業	○ (個人設置型)

注)●:整備済み ○:整備予定

4-3-1 農業集落排水

農業集落排水処理施設は、整備事業が完了しており、今後、新たに整備される計画はない。

今後、事業完了している施設への接続について広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。

4-3-2 合併処理浄化槽

本町で整備されている合併処理浄化槽は、個人設置型である。これらについては、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」及び「污水处理施設整備交付金」を活用して整備が進められている。

整備地区は、集落排水処理施設の処理区域以外の地区を対象としている。

現時点の事業計画の概要は図表 4-3-9 に示すとおりである。

事業期間は令和 6 年度で、合計 50 基、130 人の整備を行う予定としている。加えて、合併処理浄化槽の設置についての広報を行うとともに、単独処理浄化槽からの転換を推進していくこととする。

◆図表 4-3-9 合併処理浄化槽の整備事業

事業	事業期間	整備基数	整備人口
浄化槽設置整備事業(個人設置型)	R2～R6	50基	130人

4-4 生活雑排水の適正処理推進

風呂や台所の生活雑排水は、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備により適正処理を推進する。具体的な施策は、以下のとおりである。

施策1.「取組に向けた啓発・支援」

継続・充実

〔行政の役割〕(本町)

- ・ 川などの公共用水域の環境を保全するため、水にやさしい生活を送る情報について、広報やチラシ等により広く提供する。
- ・ 地域学習や環境教育の場における取組を推進・支援する。

〔住民・事業者の役割〕

- ・ 住民は生活雑排水の適正処理について理解を深める。
- ・ 地域学習や環境教育の場に積極的に参加する。

施策2.「水洗化の普及・啓発」

継続・充実

〔行政の役割〕(本町)

- ・ 公共下水道や農業集落排水処理施設の整備地区では未接続の家庭等に対し、早期の接続を、その他の地区では合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。
- ・ また、省エネ型浄化槽の普及を促進し、CO₂排出量の削減を図る。

〔住民・事業者の役割〕

- ・ 公共下水道や農業集落排水処理施設の整備地区で未接続の家庭等は、接続を検討する。
- ・ その他の地区で単独浄化槽や汲み取りの家庭等は、合併浄化槽への転換を検討する。

施策3.「浄化槽の適正管理」

継続

〔行政の役割〕(本町)

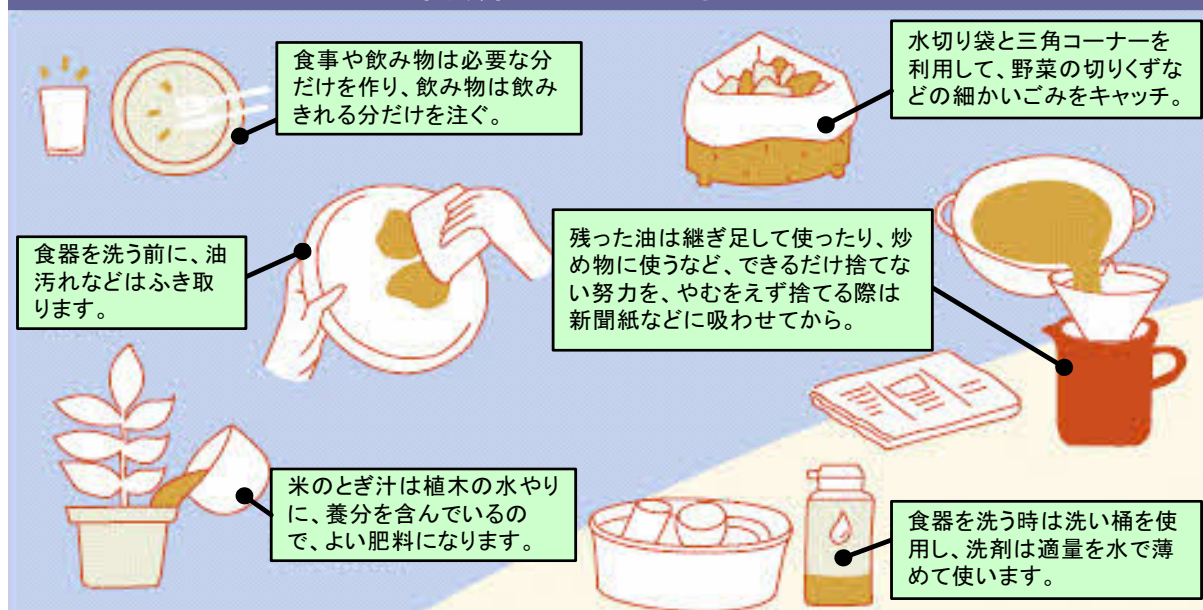
- ・ 合併処理浄化槽の機能を発揮させるためには保守・点検、清掃等が不可欠である。そのため、浄化槽の保守・点検や清掃等について、適正管理を促す。また、清掃事業者、保守・点検事業者に対しては、適正な管理や、住民への説明等を行うよう協力を呼びかける。

〔住民・事業者の役割〕

- ・ 住民は、浄化槽の保守・点検、清掃等の徹底に努める。
- ・ 清掃事業者、保守・点検事業者は、浄化槽を適正管理し、住民への説明等も行う。

◆水にやさしい生活を送りましょう～

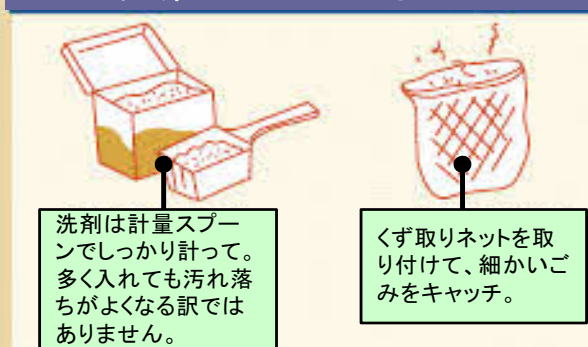
台所ではこんなこと



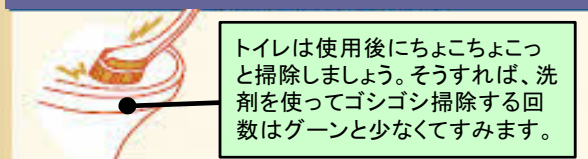
お風呂ではこんなこと



洗濯ではこんなこと

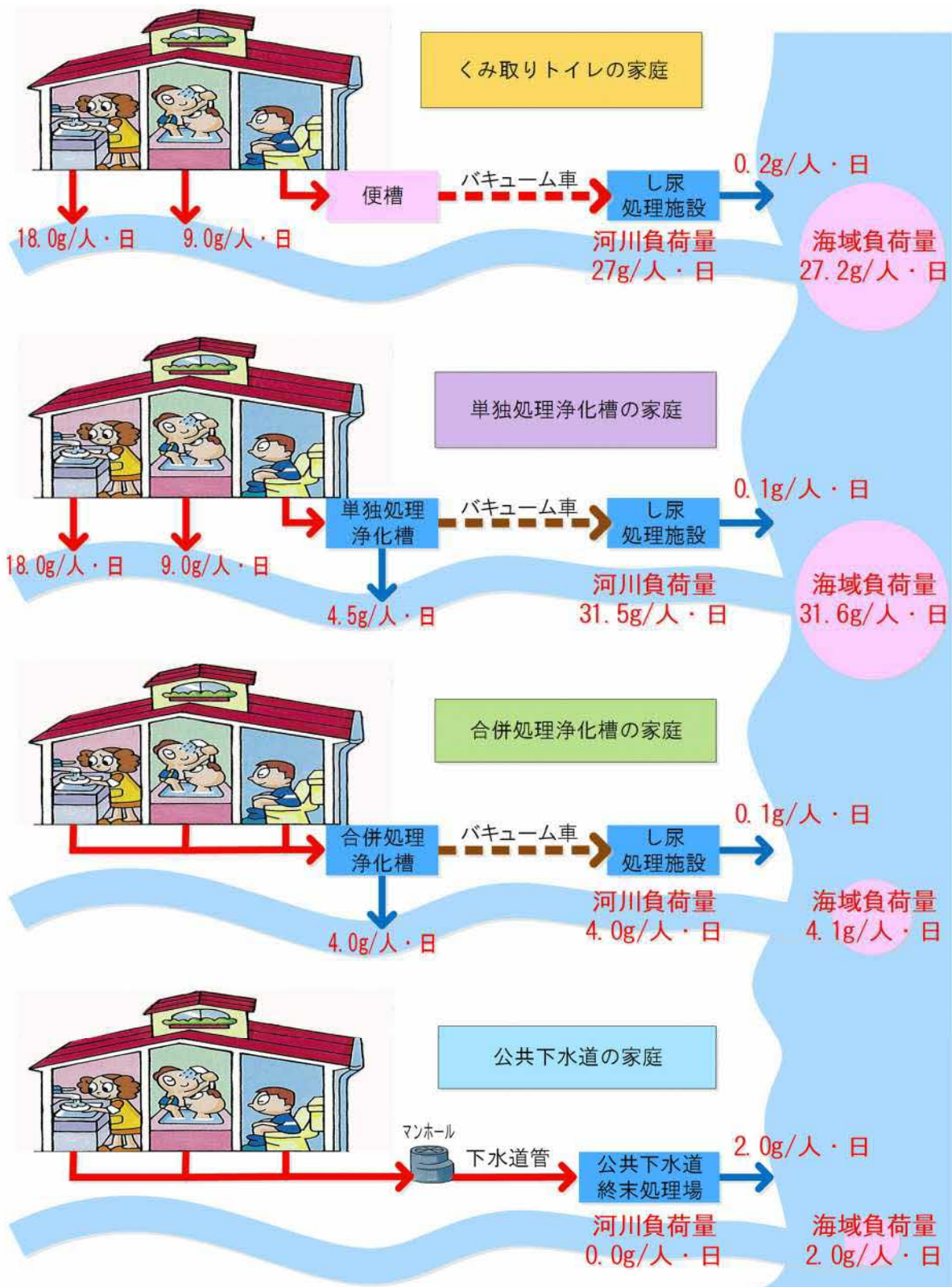


トイレではこんなこと



資料：環境省「生活排水読本」

◆公共下水道や合併処理浄化槽の活用により、河川等の環境を保全しましょう～



- 平均的な家庭(世帯)が排出する汚濁物質(BOD)量を前提に、河川や海域にどの程度の影響を与えるかを負荷量として試算した。
- 負荷量とは、生活排水を水量×水質で表したものである。
※海域負荷量は、円●の面積(大きさ)で大小を表している。
- 合併処理浄化槽を設置している世帯や公共下水道を利用している世帯は、それ以外の世帯に比べ 10 分の1程度の負荷量である。

5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

5-1 排出抑制・再資源化計画

5-1-1 排出抑制・再資源化に関する目標

- 組合と協力し、浄化槽の清掃に関する認知度の向上に努める。
- 浄化槽清掃業者への指導に、組合と協力し、無意味な量の排出（汚泥の引き抜き等）抑制に努める。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で排出される脱水汚泥は、委託処理による有効利用を継続していく。

5-1-2 再資源化量の見込み

脱水汚泥は、セメント原料化または肥料として委託業者にて再資源化を継続していく。し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生する汚泥の有効利用量は、令和8年度において369tとする。

◆図表 4-3-10 有効利用の将来見込（組合全体）

	現在 （令和2年度）	令和8年度 （中期目標年度）	令和13年度 （計画目標年度）
汚 泥	413t/年	369t/年	336t/年

5-1-3 排出抑制・再資源化に関する施策

施策1.「住民に対する啓発」

継続

〔行政の役割〕（本町）

浄化槽は、定期的に清掃時に汚泥を引き抜くことが必要である。汚泥の引き抜きについては、浄化槽法第4条第6項の規定により行うこととされている。その量については、浄化槽の形式により異なるため、浄化槽の形式や清掃方法について、住民に情報提供を行っていくものとする。具体的な啓発は、本町で行うとし、組合は、その施策の実施に協力していくものとする。

施策2.「清掃業者への指導」

継続

〔行政の役割〕（本町）

浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）に関し、法に基づく適正な汚泥の引き抜きについて清掃業者への指導を行う。具体的な指導は、本町が行うとし、組合は、その施策の実施に協力していくものとする。

施策3.「脱水汚泥の有効利用」

継続

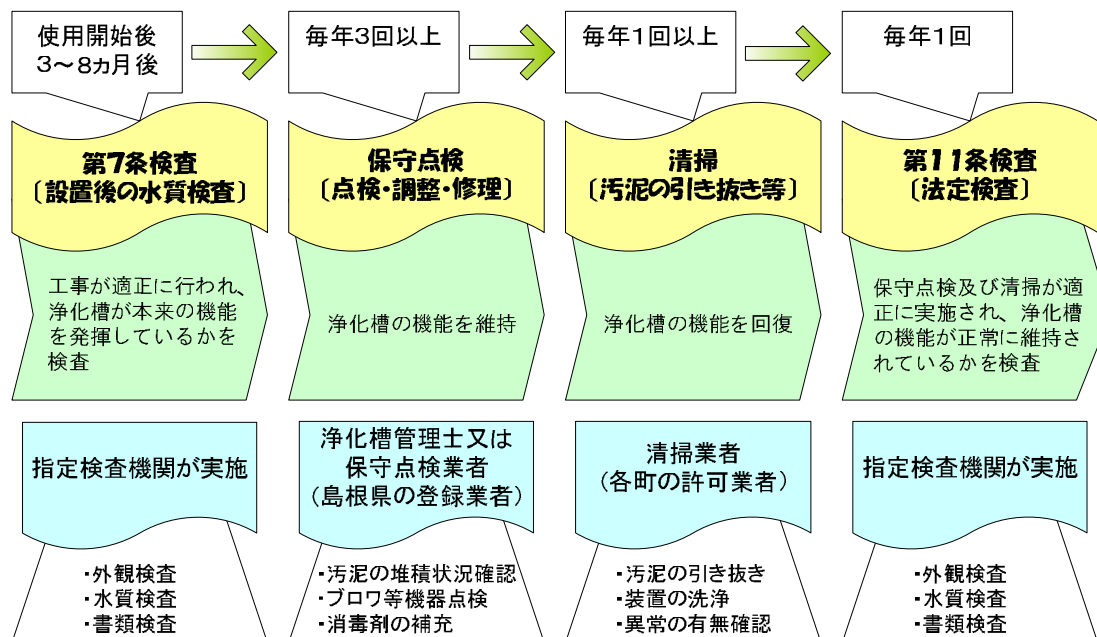
〔行政の役割〕（組合）

現在、組合のし尿処理施設から排出される脱水汚泥は、民間業者に引き渡したうえでセメント原料として有効利用されている。

よって、今後とも外部搬出による民間委託処理を継続していくものとする。

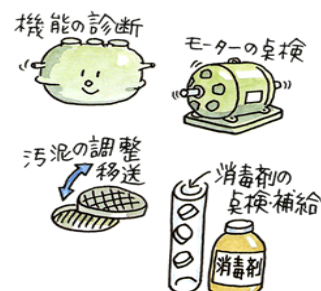
◆浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょう～

① 浄化槽管理の流れ



② 保守点検

- 浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されています。**保守点検は、鳥根県の登録を受けた保守点検業者に委託**してください。
- 浄化槽の色々な装置が正しく働いているかを点検し、水質検査により汚泥の状態を確認します。
- 汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検を行います。



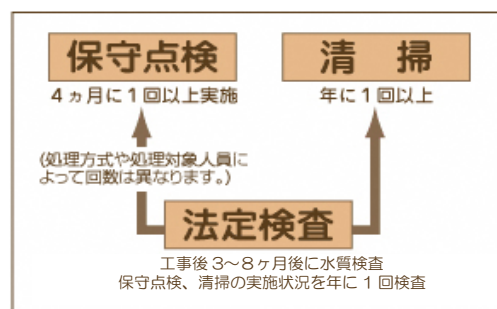
③ 清 掃

- 浄化槽の清掃は、**町の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託**してください。
- 浄化槽に、処理によって生じた汚泥がたまりすぎると処理が不十分になり、悪臭の原因になります。
- 汚泥などを引き抜き、付属装置を洗浄したり、掃除することが必要です。



④ 法定検査

- 法定検査は、**鳥根県の指定する検査機関**が実施します。
- 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。
- 「**保守点検**」、「**清掃**」とは別に、法定検査を年に一回必ず受けなければなりません。



⑤ 記録の保存

- 保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。

5-2 収集・運搬計画

5-2-1 収集・運搬に関する目標

- 現行の収集・運搬体制を維持していく。
- 収集・運搬許可業者への指導により、し尿等の安定した搬入に努める。

5-2-2 収集・運搬の範囲

収集・運搬を行う範囲は、本町全域とする。

5-2-3 収集・運搬の方法及び量

収集・運搬する種類は、し尿（汲み取りトイレ）と浄化槽汚泥、一部の農業集落排水処理施設から排出される汚泥とする。収集・運搬方法は、現行どおり本町が許可する収集・運搬許可業者により行うものとする。

収集・運搬量は、令和8年度においてし尿 387kL/年、浄化槽汚泥（農業集落排水処理施設汚泥除く）2,194kL/年、組合処理分の農業集落排水処理施設汚泥 110L/年の合計 2,691kL/年と見込む。

◆図表 4-3-11 収集運搬量の将来見込

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
し尿	470kL/年	387kL/年	332kL/年
浄化槽汚泥	2,287kL/年	2,194kL/年	2,146kL/年
農業集落排水施設汚泥(組合)	108kL/年	110kL/年	110kL/年
農業集落排水施設汚泥(本町)	0kL/年	0kL/年	0kL/年
合計	2,865kL/年	2,691kL/年	2,588kL/年

5-2-4 収集・運搬に関する施策

施策1.「収集・運搬体制の維持」

継続

〔行政の役割〕(本町)

収集運搬量は、し尿が減少、浄化槽汚泥が増加するものと見込まれる。し尿等の収集・運搬は、本町において現状の収集運搬許可業者により行うものとする。

なお、長期的には、集合処理施設の供用及び合併浄化槽の整備推進によりし尿量は減少する見込みであることから、今後のし尿等の排出量を注視しつつ、本町で行う体制維持について組合と協力していくものとする。

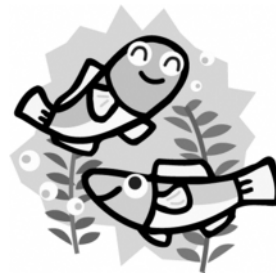
施策2.「許可業者指導」

継続

〔行政の役割〕(本町)

し尿の収集運搬は、本町で許可する収集運搬許可業者が、住民からの汲み取り依頼により行い、組合の志谷苑（し尿処理施設）へ搬入している。し尿処理施設での処理において、し尿と浄化槽汚泥のバランスが変動すると、施設の運転が難しくなる。

よって、処理施設での処理が円滑に行えるよう、組合と協力し、収集・運搬から搬入に至る運行計画について、業者指導していくものとする。



5-3 中間処理計画

5-3-1 中間処理に関する目標

- し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進していくため、し尿処理施設の再整備について計画的に検討していくものとする。

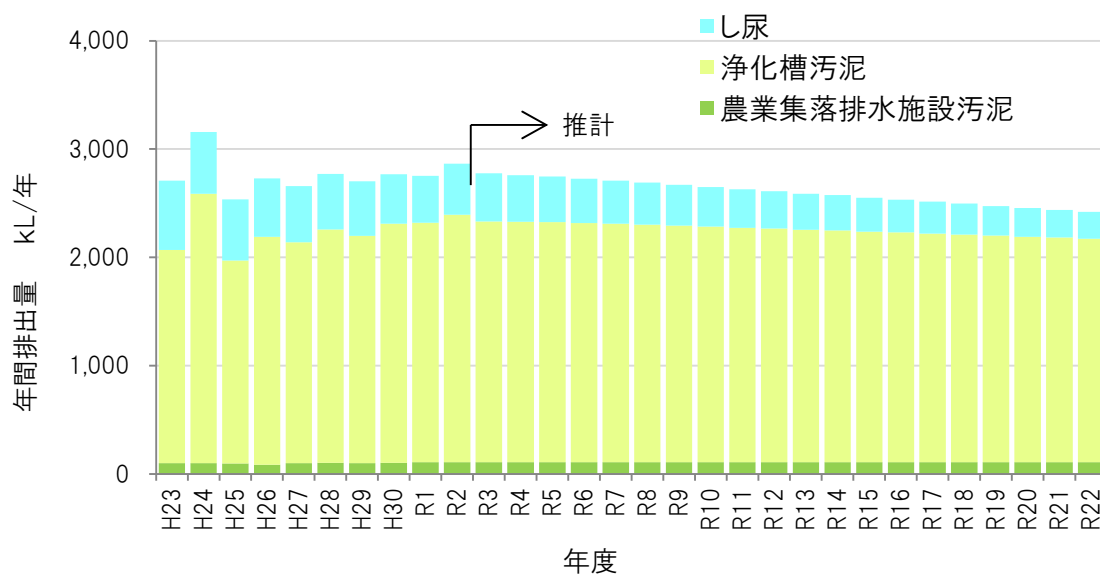
5-3-2 中間処理の方法及び量

中間処理する種類は、し尿（汲み取りトイレ）と浄化槽汚泥、集排汚泥とする。中間処理の方法は、現行どおり組合の志谷苑による処理とする。

本町による中間処理量は、令和8年度においてし尿 387kL/年、浄化槽汚泥（一部の農業集落排水処理施設汚泥除く）2,194kL/年、農業集落排水処理施設汚泥 110kL/年の合計 2,691kL/年と見込む。

◆図表 4-3-12 中間処理量の将来見込

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
し尿	470kL/年	387kL/年	332kL/年
浄化槽汚泥	2,287kL/年	2,194kL/年	2,146kL/年
農業集落排水施設汚泥	108kL/年	110kL/年	110kL/年
合計	2,865kL/年	2,691kL/年	2,588kL/年



5-3-3 中間処理に関する施策

施策1.「施設の再整備」

継続

〔行政の役割〕（組合）

組合のし尿処理施設である志谷苑は、供用開始以降 20 年あまりが経過しており、今後、安定した適正処理を行っていくためには、施設の再整備が必要である。

具体的な手法は、施設の長寿命化を図ることを基本とし、現設備の老朽化状況等を踏まえて事業方式を選定していくものとする。

なお、本施策については、本計画期間の中期（令和 8 年度）までの間において長寿命化計画を策定し、この計画を基に基幹的設備の改良事業実施を想定していくものとする。

◆図表 4-3-13 施設の再整備手法の概要

手 法	基幹的設備改良事業	施設リニューアル事業
概 要	➤ 施設の長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて基幹的設備の改良事業を実施する。 ➤ 事業採択には、事業実施後の二酸化炭素排出量の削減が求められる。	➤ 現設備を活用しつつ、必要となる処理機能等を整備する。 ➤ 基本的には新設扱いとなるため、「汚泥再生処理センター」と位置付けられる。

施策2.「施設の維持管理」

継続

〔行政の役割〕（組合）

志谷苑の再整備までの間、定期的に機能検査を実施し、施設の機能維持に努めていくものとする。特に、今後も、予期しない破損等により大規模な補修等がないよう、施設の運転を委託している専門業者との協議により、計画的な補修計画・設備更新計画を立案し、安定的な処理を行っていくものとする。

また、効率的な運転を行うため、処理対象物の性状や量の変化を把握し、現有設備の能力が発揮できる運転方法（土曜日・日曜日の停止等）を検討していくものとする。

5-4 最終処分計画

5-4-1 最終処分に関する目標

- 中間処理後に発生する汚泥は、有効利用することで最終処分の減量を図る。
- 資源化できないし渣は焼却による減量を行い、沈砂とともに適正に処理する。

5-4-2 最終処分の方法及び量

沈砂の最終処分は、現状どおり組合によるものとする。

◆図表 4-3-14 最終処分量の将来見込(組合全体)

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
沈 砂	2t/年	2t/年	2t/年

5-4-3 最終処分に関する施策

施策2.「安定した最終処分の推進」

継続

〔行政の役割〕(組合)

し尿処理過程で発生するし渣は、邑智クリーンセンターで焼却処理し、焼却残渣は埋立処分を行い、沈砂は直接埋立処分している。新可燃ごみ処理施設建設工事及び最終処分場延命化工事完了後も同様の処理を継続する。

埋立物を安定化するため焼却施設の安定燃焼に努め、安定的な最終処分を行うものとする。

5-5 その他

5-5-1 住民に対する広報・啓発活動

本町では、農業集落排水事業、さらには合併処理浄化槽整備事業が進められていることから、公共用水域の水質保全が達成されると期待できる。しかし、実際には、整備された集落排水処理施設への接続、さらに、合併処理浄化槽の設置など、住民の協力等があって初めて達成できる。また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理が行われないと逆に水質悪化を招く恐れもある。

集落排水処理施設整備地区では未接続の加入、その他の地区では合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換、さらに、合併処理浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び定期検査の実施について、組合及び保健所と連携したうえで、住民、事業者、さらには清掃業者に対し、啓発・指導等を行い、その徹底に努めるものとする。

5-5-2 地域の諸計画との関連

本町における公共下水道計画、集落排水処理施設整備事業計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な計画見直しや対策を講じていくものとする。



検 討 資 料

1. ごみ

(1) 行政区域内人口の将来見込

川本町（以下「本町」という。）における行政区域内人口は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）に計上している住民基本台帳人口（10/1 現在、外国人を含む）を基本データとした。

一方で、本町における将来人口は、将来ビジョンを示す総合計画に示されている。加えて、厚生労働省に所属する国立の研究機関である国立社会保障人口問題研究所（以下「人口問題研究所」という。）において、国勢調査結果による人口動態（出生・死亡、人口移動）を基に、コーホート要因法により、全国市町村における将来人口を示している。

本検討では、住民基本台帳人口の近年の実績値を反映した推計値（トレンド法）と総合計画等並びに人口問題研究所による推計値を鑑み、適正なごみ処理において妥当となる推計値を採用するものとした。

1) 総合計画における将来人口

本町の総合計画における将来人口は、図表 1-1 のとおりである。なお、本町では平成 27 年に人口ビジョンを策定しており、令和 42 年（2060 年）において 2,500 人としている。

◆図表 1-1 総合計画における将来人口

町別	目標年度・将来人口	計画名等	策定年月
川本町	2030 年 約 2,890 人 2050 年 約 2,510 人	第 6 次川本町総合計画 (令和 3 度～令和 12 年度)	R3.3
	2060 年 2,500 人	川本町人口ビジョン	H27.10

2) 人口問題研究所による将来人口

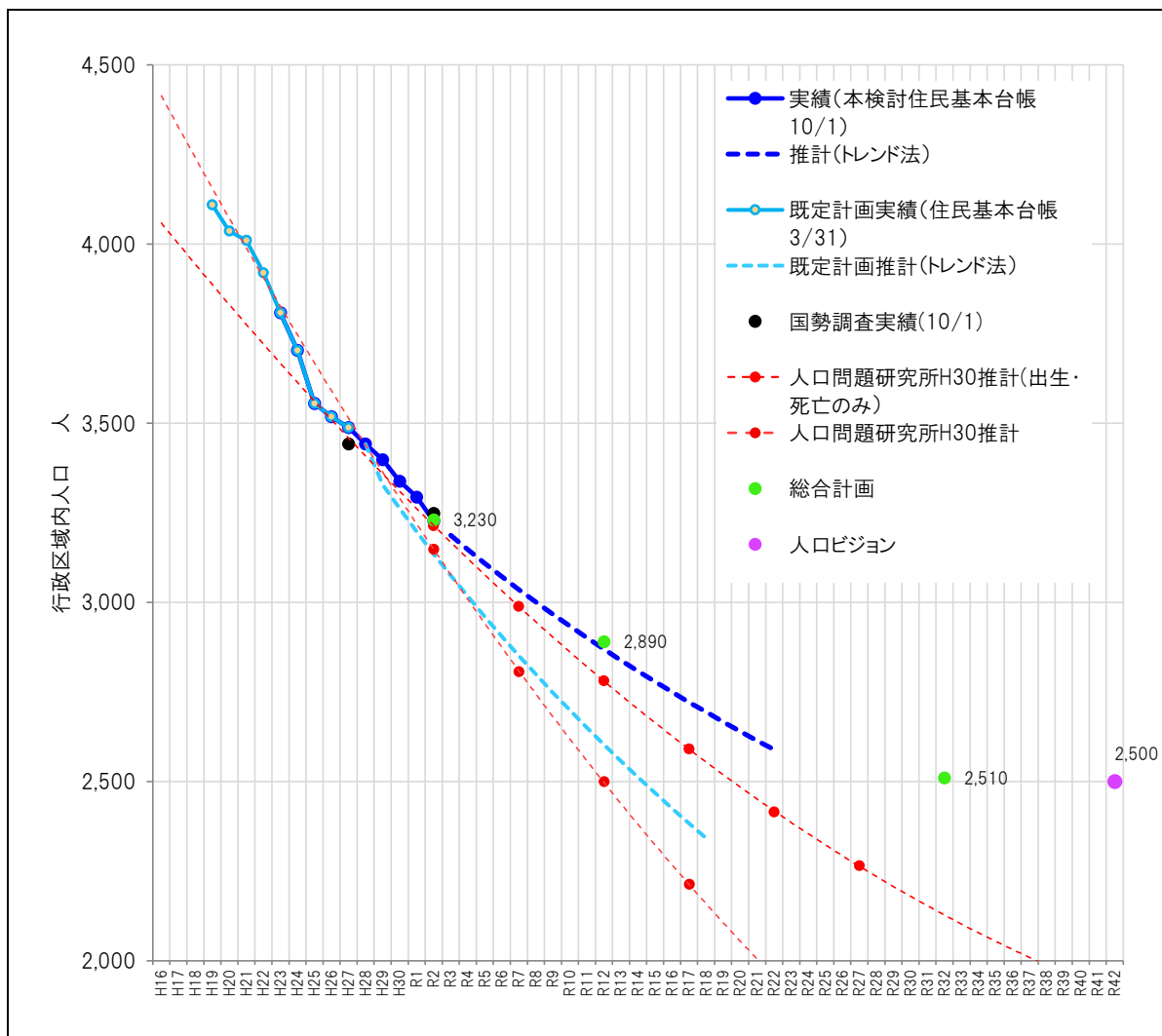
人口問題研究所において、「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3 月推計）が平成 30 年 3 月に公表されている。これは平成 27 年までの実績値を基に推計されたものである。その結果は後述の図表 1-2 に示すとおりである。

3) 実績値による推計

本町の過去 10 年間の人口実績を基に、対数回帰式を用いて推計した。対数回帰式は、増加あるいは減少が直線的に継続するものではなく、徐々に傾向が緩和する傾向を示すもので、人口問題研究所の推計値と似た傾向を示す。

推計結果は図表 1-2 に示す通りである。

◆図表 1-2 本町の行政区域内人口の実績と将来見込



4) 本計画における採用値

本計画における行政区域内人口は、ごみ処理の適正処理を行うため、処理施設の処理能力が過大、過小とならないよう、各町の実績値を基に総合計画、人口ビジョン、人口問題研究所の推計値を考慮したうえで、適正な傾向を示す値とした。

本計画における長期計画目標年度となる令和 13 年度の人口は、2,838 人と見込んだ。平均年増減率は、マイナス 1.2%である。

◆図表 1-3 本町の行政区域内人口の実績と将来見込

実績	推計値	平均年増減率
令和 2 年度	令和 13 年度	
3,227 人	2,838 人	-1.2%

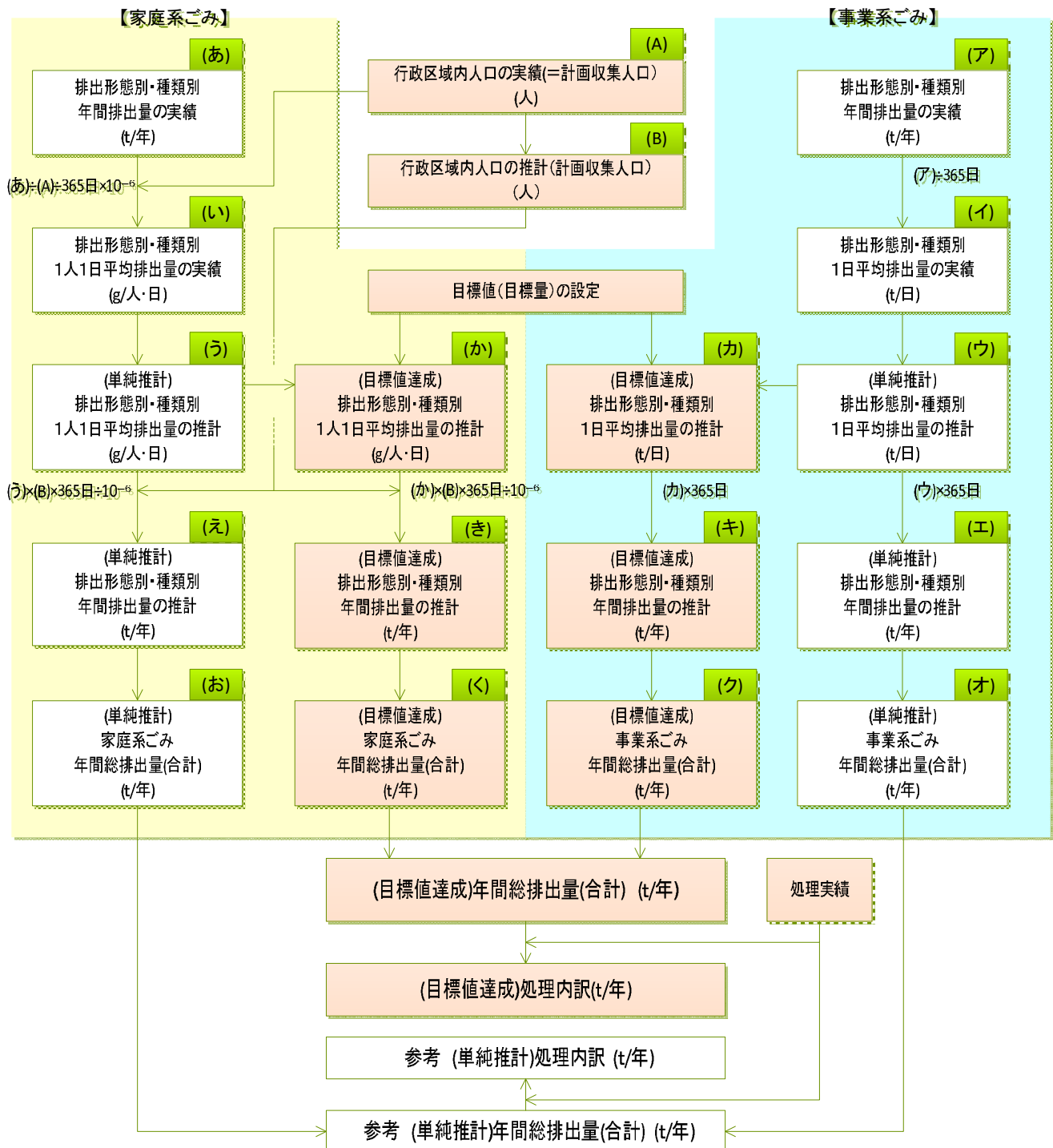
注) 平均増減率 = $(R2 \div R13)^{(1 \div 11)} - 1$

(2) ごみ排出量の将来見込

1) 推計方法等

本計画における人口及びごみ排出量の将来見込みは、図表 1-4 に示す手順で算出した。

◆図表 1-4 ごみ排出量の将来見込算定手順

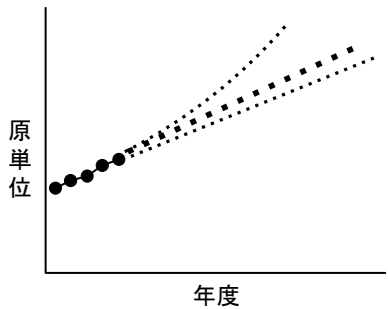
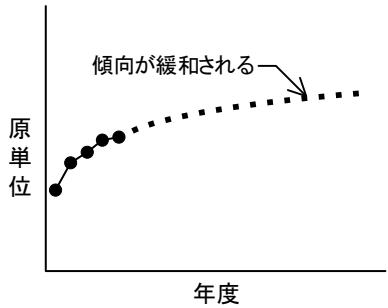
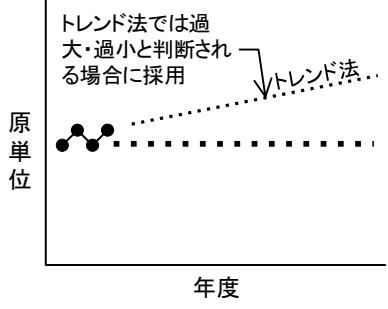
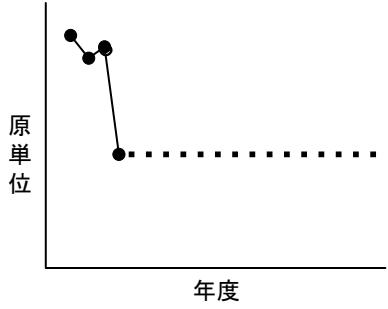


2) 単純推計

本町の過去 10 年間の人口実績を基に、トレンド法を用いて推計した。

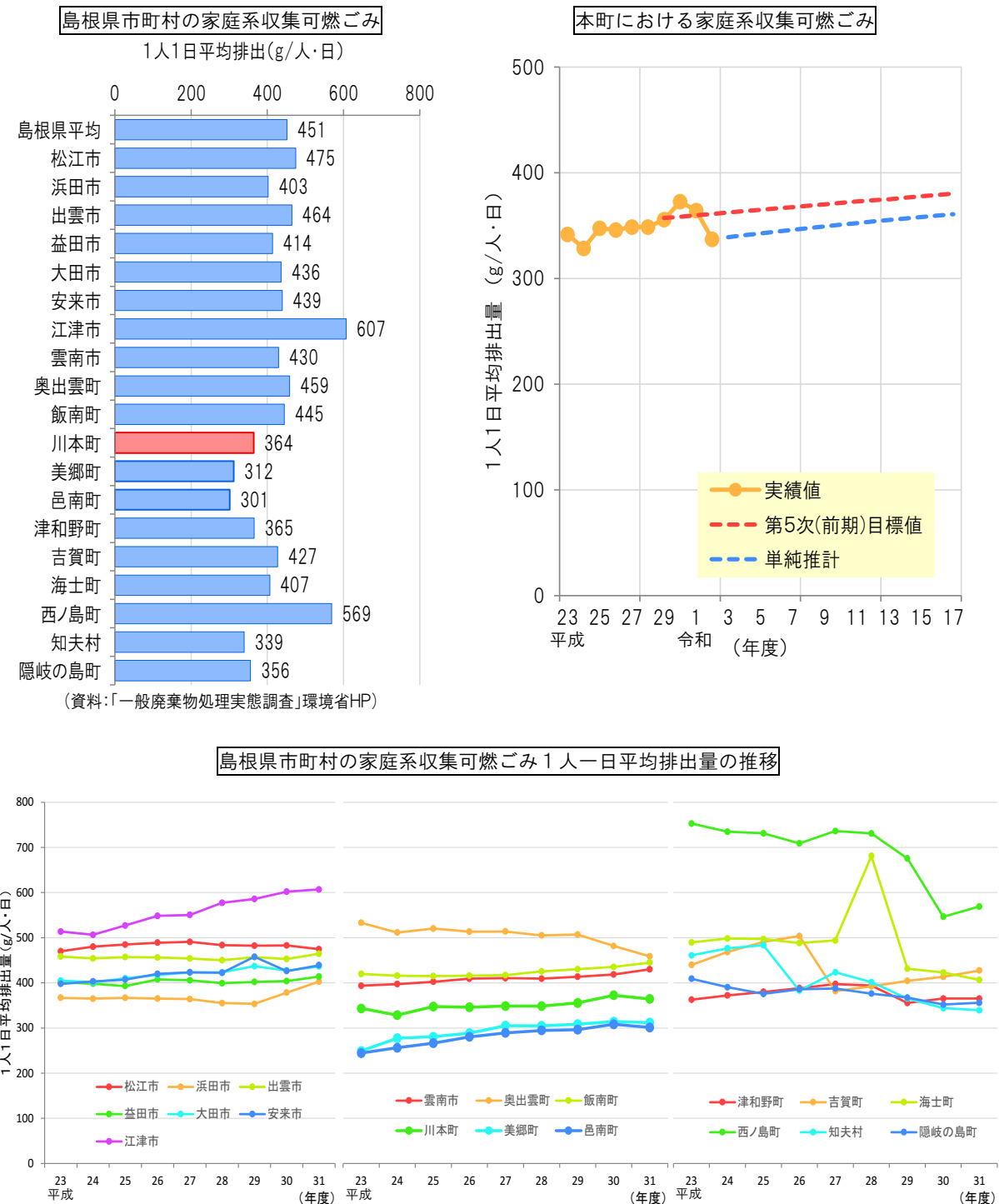
この推計結果は、現状の施策等を継続した場合の将来ごみ排出量を示すものであると考え、本構想においては「単純推計」と定義した。具体的な推計方法（式）の採用は、図表 1-5 に示す考え方を基本とし、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を選択した。

◆図表 1-5 採用する推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用する。 ○ 過大過小とならないよう、3方法の中位を採用する。 
対数回帰法	○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用する。 ○ 前出の推計は、直線的に増減するため、長期的にみると過大となったり、減少傾向の場合にゼロとなったりする可能性があるが、こうしたことは起こり得ないと判断できる場合等に採用する。 
平均	○ 長期的には横ばい傾向で、各年では増減を繰り返しているような場合で、最小二乗法では実績値を反映した推計が困難と判断される場合に採用する。 ○ 最新年のデータが増加している場合に増加傾向を示す推計となり、長期的に不合理となる場合がある。 
指定年	○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならないと判断される場合に最新年をもって将来推計値とする場合等に採用する。 

既定計画においては、家庭系可燃ごみ排出量の増加傾向が継続すると予測していたが、令和元年度以降、減少に転じている。しかし、本町の1人1日平均排出量は、図表1-6に示すとおり364グラムであり、依然として島根県平均に比べ90グラム程度少ない状況にあることから、令和元年度以降の減少は一時的なものであり、長期的には増加傾向が継続するものと予測した。

◆図表 1-6 家庭系収集可燃ごみ1人1日平均排出量の実績等



注) 島根県内市町村の実績値をみると、概ね400～500グラムの範囲にあり、減少傾向から横ばいあるいは微増する傾向にある。ただし、排出量の少ない自治体は、組合構成町と同様に増加傾向にある。

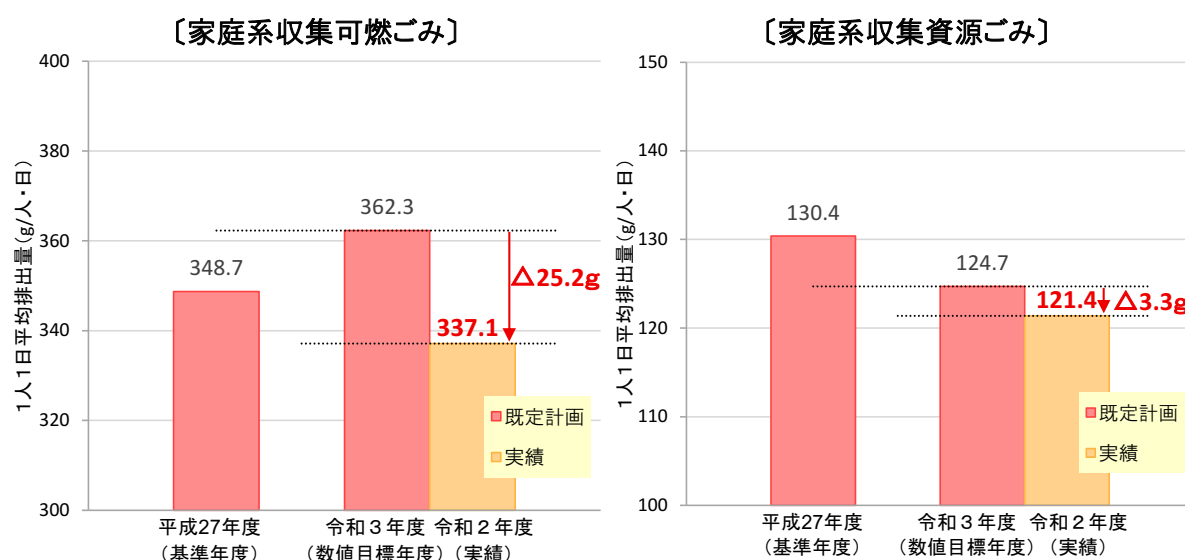
3) 目標値達成

既定計画では増加傾向にある単純推計値のごみ排出量を基本に、計画目標年度（令和 13 年度）において家庭系収集可燃ごみを 25 グラム排出抑制し、うち 5 グラムは分別徹底により資源ごみへ移行するものとした。また事業系可燃ごみについては 5 %削減を目標とした。

前述のとおり、組合の可燃ごみ排出量は、令和元年度に減少に転じたため、令和 2 年度実績において既定計画目標値を達成している。

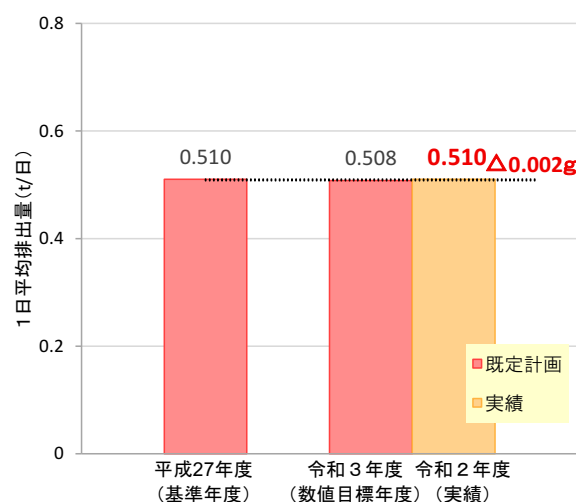
◆図表 1-7 川本町一般廃棄物処理計画（第 5 次計画）における排出抑制目標値（抜粋）

- 家庭系収集可燃ごみの排出抑制目標は、長期的な排出量として適正処理の目安を 400g/人・日とし、排出抑制及び分別徹底により単純推計より約 25 グラムを排出抑制するものとして令和 13 年度の目標量を 375.0g/人・日、令和 3 年度の目標量を 362.3 g/人・日とする。
- 家庭系収集資源ごみの排出抑制目標は、分別徹底により単純推計から令和 13 年には 5 グラム増(120.2g/人・日)、令和3年度には 3 グラム増(124.7 g/人・日)を目標とする。



- 事業系可燃ごみの排出抑制目標は、令和 13 年度までに平成27年度実績より概ね 5%削減するものとし、令和 13 年度に 0.48トン、令和3年度に 0.51トンとする。

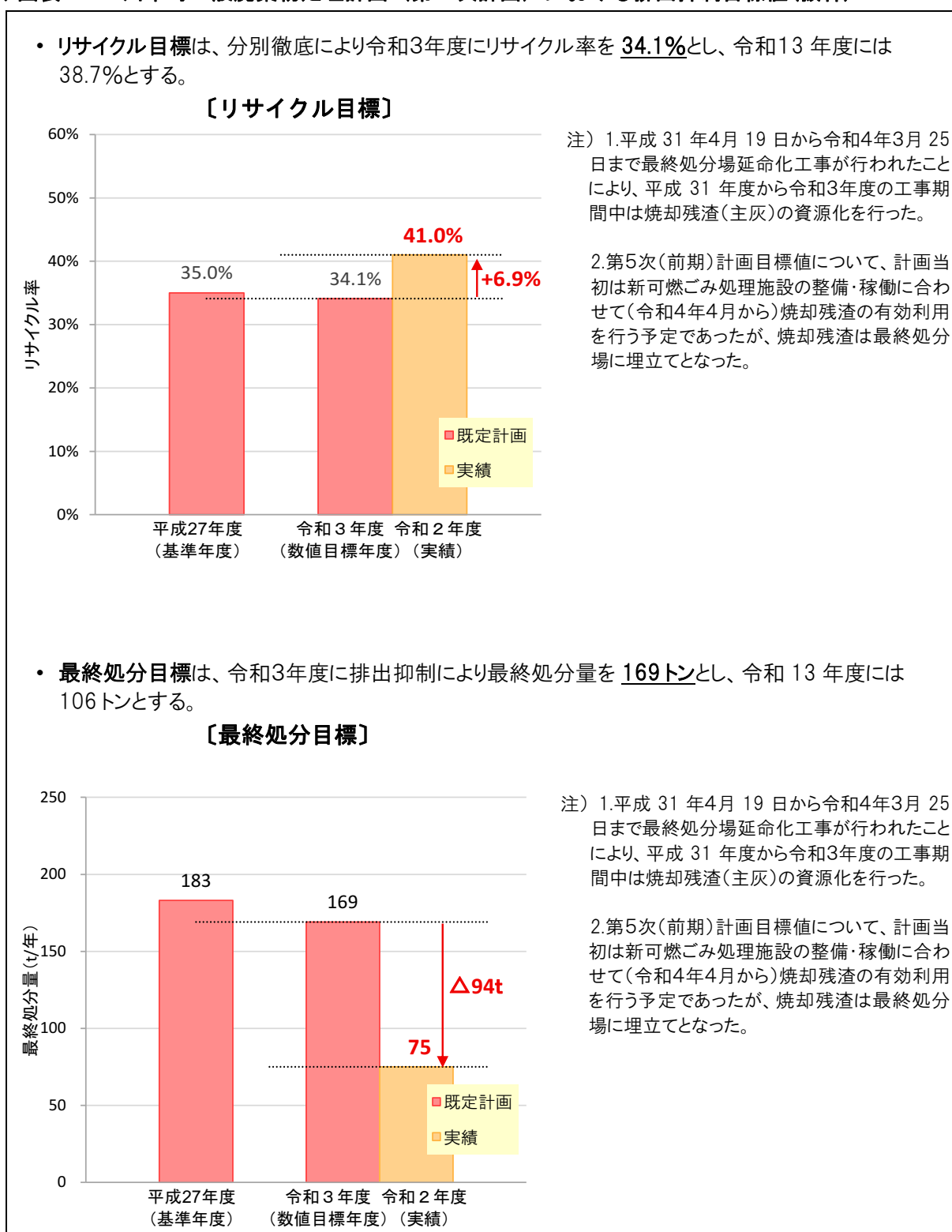
〔事業系可燃ごみ〕



既定計画では、分別徹底によりリサイクル率の低下を抑制し、新焼却施設の稼働に合わせ焼却残渣（主灰）の有効利用を行うことで、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を目標とした。

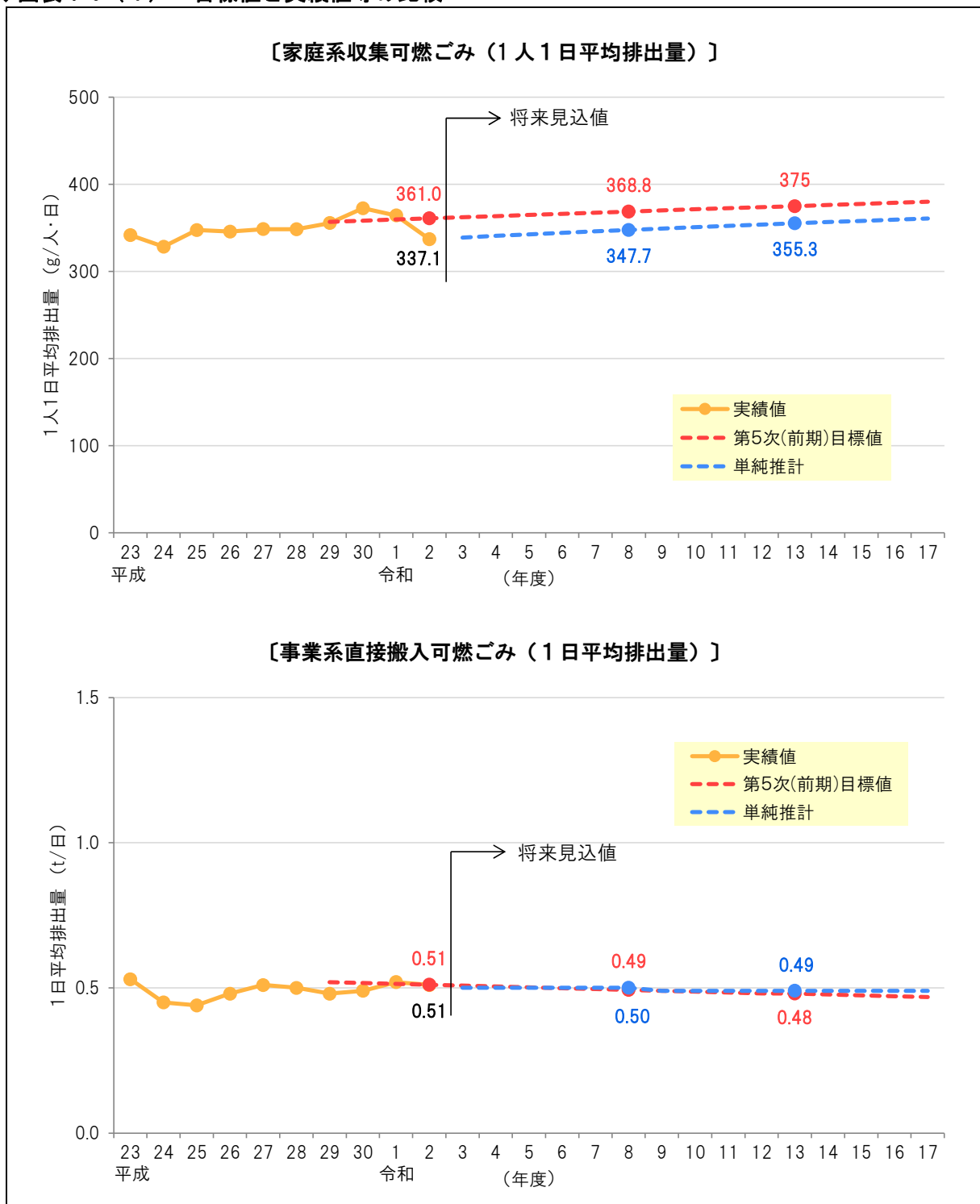
令和2年度実績は、最終処分場の延命化工事により埋立作業ができなくなったことから一時的に焼却残渣（主灰）の資源化を行ったことにより、リサイクル率は大幅に増加、最終処分量は大幅に減少している。

◆図表 1-8 川本町一般廃棄物処理計画（第5次計画）における排出抑制目標値（抜粋）

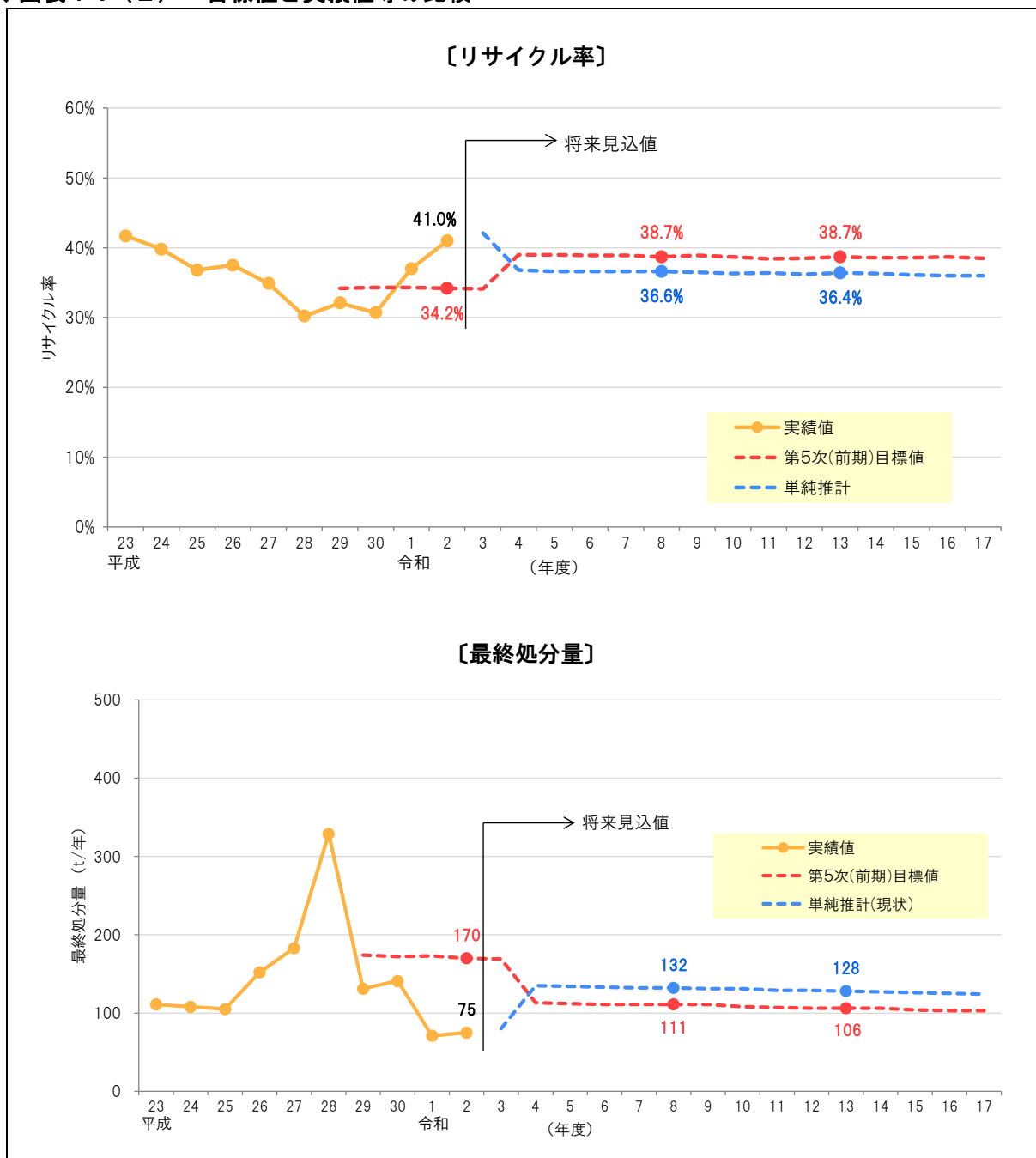


家庭系収集可燃ごみ排出量、事業系直接搬入可燃ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量はすべて既定計画の目標値を達成しており、既定計画期間における施策等の取り組みの成果が発揮されたものと考えられるが、令和4年度以降焼却残渣（主灰）を埋め立てる方針となったことから、リサイクル率、最終処分量については目標値の見直しが必要である。

◆図表 1-9（１） 目標値と実績値等の比較



◆図表 1-9（２） 目標値と実績値等の比較

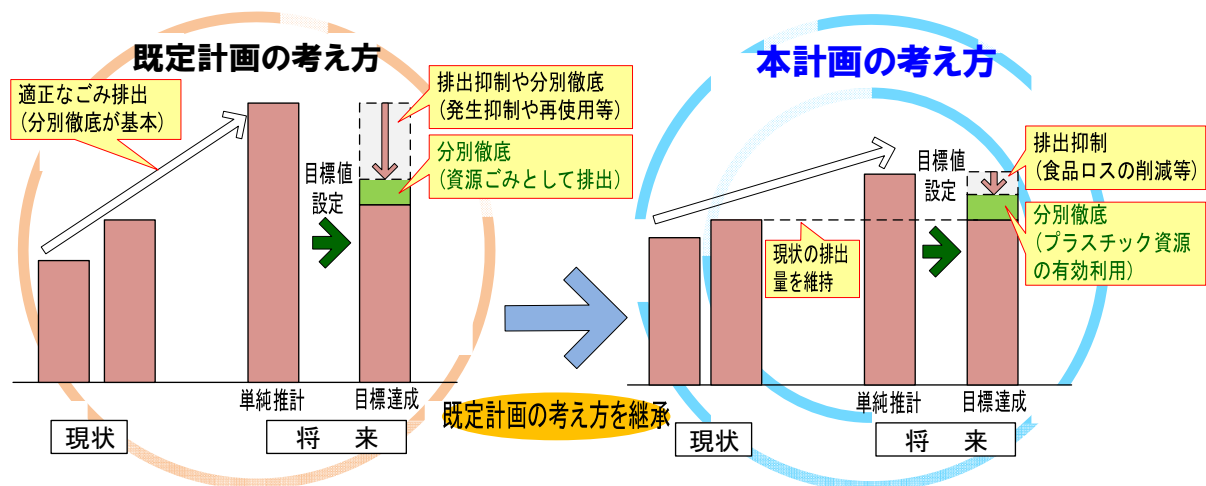


こうした状況から、家庭系収集可燃ごみの1人1日平均排出量（目標量）は、他市町村に比べ少ない排出量であり、長期的には微増傾向が継続すると考えられることを踏まえ、現状維持を目標とした。

具体的には、今後の家庭系収集可燃ごみの1人1日平均排出量が微増傾向で推移するものとした単純推計値から、計画目標年度である令和13年度に18グラム（6%程度の削減）と見込み、そのうち、12グラムを資源ごみとして分別排出するものとした。

なお、事業系可燃ごみについては、単純推計において減少が予測されることから、現状推移の維持を目標とし、あらたな削減目標値は設定しないこととした。

◆図表 1-10 可燃ごみ排出量に係る目標値の考え方



注）この目標値は、長期的な目標であるため、組合構成各町共通の概略的な考え方とした。

（3） 処理対象量・処理内訳の将来見込

本町における単純推計の将来見込を図表 1-11、処理内訳を図表 1-12 に、目標値を達成した場合の将来見込を図表 1-13、処理内訳を図表 1-14 に示す。

なお、処理内訳は、令和2年度の実績値より資源物ごとの比率を求め、処理対象量に乘じて求めた。

◆図表1-11 ごみ排出量将来見込み(単純推計)【 川本町 】

				年度	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	備考		
人口	行政区域内人口				[人]	3,808	3,703	3,555	3,518	3,488	3,442	3,398	3,338	3,294	3,227	3,187	3,147	3,109	3,072	3,036	3,001	2,967	2,934	2,901	2,869	2,838	2,808	2,779	2,750	2,721	資料1	
	計画処理区域内人口（計画収集人口）				[人]	3,808	3,703	3,555	3,518	3,488	3,442	3,398	3,338	3,294	3,227	3,187	3,147	3,109	3,072	3,036	3,001	2,967	2,934	2,901	2,869	2,838	2,808	2,779	2,750	2,721		
家庭系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	475	444	451	444	444	438	441	454	438	397	394	391	389	386	383	381	378	376	373	371	368	366	363	361	358			
			一日ごみ量	[t/日]	1.30	1.22	1.24	1.22	1.22	1.20	1.21	1.24	1.20	1.09	1.08	1.07	1.07	1.06	1.05	1.04	1.04	1.03	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98				
			原 単 位	[g/人/日]	341.7	328.5	347.6	345.8	348.7	348.6	355.6	372.6	364.3	337.1	339.0	340.8	342.6	344.3	346.0	347.7	349.3	350.8	352.4	353.9	355.3	356.7	358.1	359.5	360.8	資料2		
		燃えないごみ （不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	65	30	31	34	34	37	8	47	16	11	25	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	22	22	22	22			
			一日ごみ量	[t/日]	0.18	0.08	0.08	0.09	0.09	0.10	0.02	0.13	0.04	0.03	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06		
			原 単 位	[g/人/日]	46.8	22.2	23.9	26.5	26.7	29.5	6.5	38.6	13.3	9.3	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	資料3
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	163	193	182	170	166	161	187	130	149	143	141	139	137	135	134	132	130	129	127	125	124	123	121	120	118			
			一日ごみ量	[t/日]	0.45	0.53	0.50	0.47	0.45	0.44	0.51	0.36	0.41	0.39	0.39	0.38	0.38	0.37	0.37	0.36	0.36	0.35	0.35	0.34	0.34	0.34	0.33	0.33	0.32			
			原 単 位	[g/人/日]	117.3	142.8	140.3	132.4	130.4	128.2	150.8	106.7	123.9	121.4	121.2	121.0	120.8	120.6	120.5	120.3	120.2	120.0	119.9	119.8	119.7	119.6	119.4	119.3	119.2	資料4		
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	9	8	8	8	8	8	9	7	7	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6		
			一日ごみ量	[t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		
			原 単 位	[g/人/日]	6.5	5.9	6.2	6.2	6.3	6.4	7.3	5.7	5.8	6.8	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	資料5
	収集ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	712	675	672	656	652	644	645	638	610	559	567	562	558	552	548	544	539	535	530	526	522	517	512	509	504				
		一日ごみ量	[t/日]	1.95	1.85	1.84	1.80	1.78	1.76	1.76	1.75	1.67	1.53	1.56	1.54	1.54	1.52	1.51	1.49	1.48	1.46	1.45	1.44	1.43	1.42	1.41	1.40	1.38				
		原 単 位	[g/人/日]	512.3	499.4	517.9	510.9	512.1	512.6	520.0	523.7	507.4	474.6	487.4	489.3	491.7	492.3	494.5	496.6	497.7	499.6	500.5	502.3	503.9	504.4	504.8	507.1	507.5				
	直接搬入ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	156	136	132	123	142	156	138	138	159	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142			
			一日ごみ量	[t/日]	0.43	0.37	0.36	0.34	0.39	0.43	0.38	0.38	0.44	0.43	0.43	0.43	0.42	0.42	0.42	0.41	0.41	0.41	0.41	0.40	0.40	0.40	0.39	0.39	0.39			
			原 単 位	[g/人/日]	112.2	100.6	101.7	95.8	111.5	124.2	111.3	113.3	132.2	133.3	134.2	135.1	136.0	136.7	137.4	138.1	138.7	139.3	139.9	140.4	140.9	141.4	141.8	142.3	142.7	資料6		
		燃えないごみ （不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	36	7	11	84	105	242	10	19	14	17	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15	14	14			
			一日ごみ量	[t/日]	0.10	0.02	0.03	0.23	0.29	0.66	0.03	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04		
			原 単 位	[g/人/日]	25.9	5.2	8.5	65.4	82.5	192.6	8.1	15.6	11.6	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	資料7
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	6	41	36	40	28	42	67	56	68	47	57	56	56	55	54	54	53	53	52	51	51	50	50	49	49			
			一日ごみ量	[t/日]	0.02	0.11	0.10	0.11	0.08	0.11	0.18	0.15	0.19	0.13	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.13			
			原 単 位	[g/人/日]	4.3	30.3	27.7	31.2	22.0	33.4	54.0	46.0	56.6	39.9	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	資料8	
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	10	10	10	10	10	19	8	8	11	14	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
			一日ごみ量	[t/日]	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.05	0.02	0.02	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03		
			原 単 位	[g/人/日]	7.2	7.4	7.7	7.8	7.9	15.1	6.5	6.6	9.1	11.9	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	資料9
	直接搬入ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	208	194	189	257	285	459	223	221	252	235	241	239	237	235	233	232	230	227	225	223	222	220	219	216	215				
		一日ごみ量	[t/日]	0.58	0.53	0.52	0.71	0.79	1.25	0.61	0.60	0.70	0.65	0.67	0.66	0.64	0.64	0.64	0.63	0.63	0.62	0.62	0.61	0.61	0.61	0.60	0.60	0.59				
		原 単 位	[g/人/日]	149.6	143.5	145.7	200.1	223.9	365.3	179.8	181.4	209.6	199.5	207.2	208.1	208.9	209.6	210.3	211.8	212.4	212.0	212.5	213.0	214.3	214.7	215.9	215.2	216.5				
	家庭系ごみ合計				年間ごみ量	[t/年]	920	869	861	913	937	1,103	868	859	862	794	808	801	795	787	781	776	769	762	755	749	744	737	731	725	719	
					一日ごみ量	[t/日]	2.53	2.38	2.36	2.51	2.57	3.01	2.37	2.35	2.37	2.18	2.23	2.20	2.18	2.16	2.15	2.12	2.11	2.08	2.07	2.05	2.04	2.03	2.01	2.00	1.97	
					原 単 位	[g/人/日]	661.9	642.9	663.5	711.0	736.0	878.0	699.8	705.0	717.0	674.1	694.6	697.3	700.6	701.9	704.8	708.4	710.1	711.5	713.0	715.3	718.2	719.1	720.7	722.3	723.9	
許可業者等搬入ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]																													

◆図表1-12 ごみ処理内訳の将来見込み（単純推計）／川本町

数值目標年度

長期計画目標年度

長期計画目標年度

[illegible]

◆図表1-13 ごみ排出量将来見込み(目標値達成)【 川本町 】

図表1-13 ごみ排出量将来見込み(目標値達成)【川本町】											←実績→		中期目標年度										長期計画目標年度														
		年度	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	備考				
人口	行政区域内人口	[人]	3,808	3,703	3,555	3,518	3,488	3,442	3,398	3,338	3,294	3,227	3,187	3,147	3,109	3,072	3,036	3,001	2,967	2,934	2,901	2,869	2,838	2,808	2,779	2,750	2,721	2,694	2,667	2,640	2,614	2,589	資料1				
	計画処理区域内人口(計画収集人口)	[人]	3,808	3,703	3,555	3,518	3,488	3,442	3,398	3,338	3,294	3,227	3,187	3,147	3,109	3,072	3,036	3,001	2,967	2,934	2,901	2,869	2,838	2,808	2,779	2,750	2,721	2,694	2,667	2,640	2,614	2,589					
家庭系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ (可燃ごみ)	年間ごみ量	[t/年]	475	444	451	444	444	438	441	454	438	397	394	389	384	379	375	370	366	362	357	353	349	346	342	338	335	331	328	325	322	319			
			一日ごみ量	[t/日]	1.30	1.22	1.24	1.22	1.22	1.20	1.21	1.24	1.20	1.09	1.08	1.07	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91	0.90	0.89	0.88	0.87			
			原単位	[g/人/日]	341.7	328.5	347.6	345.8	348.7	348.6	355.6	372.6	364.3	337.1	339.0	338.8	338.6	338.4	338.2	338.1	337.9	337.7	337.5	337.3	337.1	337.1	337.1	337.1	337.1	337.1	337.1	337.1	337.1	337.1	337.1	目標設定	
		燃えないごみ (不燃ごみ)	年間ごみ量	[t/年]	65	30	31	34	34	37	8	47	16	11	25	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21		
			一日ごみ量	[t/日]	0.18	0.08	0.08	0.09	0.09	0.10	0.02	0.13	0.04	0.03	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06		
			原単位	[g/人/日]	46.8	22.2	23.9	26.5	26.7	29.5	6.5	38.6	13.3	9.3	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	資料3
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	163	193	182	170	166	161	187	130	149	143	141	140	140	139	139	139	138	138	137	137	136	135	134	132	131	130	128	127	126	124			
			一日ごみ量	[t/日]	0.45	0.53	0.50	0.47	0.45	0.44	0.51	0.36	0.41	0.39	0.39	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.36	0.36	0.35	0.35	0.35	0.34	0.34			
			原単位	[g/人/日]	117.3	142.8	140.3	132.4	130.4	128.2	150.8	106.7	123.9	121.4	121.2	122.3	123.3	124.4	125.4	126.5	127.5	128.6	129.6	130.7	131.7	131.7	131.7	131.7	131.7	131.7	131.7	131.7	131.7	131.7	131.7	目標設定	
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	9	8	8	8	8	8	9	7	7	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
			一日ごみ量	[t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
			原単位	[g/人/日]	6.5	5.9	6.2	6.2	6.3	6.4	7.3	5.7	5.8	6.8	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	資料5
		収集ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	712	675	672	656	652	644	645	638	610	559	567	561	556	549	545	540	535	530	524	520	515	509	504	498	494	488	483	479	475	470			
			一日ごみ量	[t/日]	1.95	1.85	1.84	1.80	1.78	1.76	1.76	1.75	1.67	1.53	1.56	1.54	1.52	1.51	1.50	1.48	1.46	1.45	1.44	1.42	1.41	1.40	1.39	1.37	1.36	1.34	1.33	1.32	1.30	1.29			
			原単位	[g/人/日]	512.3	499.4	517.9	510.9	512.1	512.6	520.0	523.7	507.4	474.6	487.4	488.4	490.0	489.6	491.8	493.0	494.0	494.9	494.9	496.6	497.2	496.6	496.9	496.1	497.4	496.3	496.2	497.1	497.8	497.4			
	直接搬入ごみ	燃えるごみ (可燃ごみ)	年間ごみ量	[t/年]	156	136	132	123	142	156	138	138	159	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137			
			一日ごみ量	[t/日]	0.43	0.37	0.36	0.34	0.39	0.43	0.38	0.38	0.44	0.43	0.43	0.43	0.42	0.42	0.42	0.41	0.41	0.41	0.41	0.40	0.40	0.40	0.39	0.39	0.39	0.39	0.38	0.38	0.38	0.37			
			原単位	[g/人/日]	112.2	100.6	101.7	95.8	111.5	124.2	111.3	113.3	132.2	133.3	134.2	135.1	136.0	136.7	137.4	138.1	138.7	139.3	139.9	140.4	140.9	141.4	141.8	142.3	142.7	143.1	143.5	143.9	144.2	144.6		資料6	
		燃えないごみ (不燃ごみ)	年間ごみ量	[t/年]	36	7	11	84	105	242	10	19	14	17	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
			一日ごみ量	[t/日]	0.10	0.02	0.03	0.23	0.29	0.66	0.03	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
			原単位	[g/人/日]	25.9	5.2	8.5	65.4	82.5	192.6	8.1	15.6	11.6	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	資料7
		資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	6	41	36	40	28	42	67	56	68	47	57	56	55	54	54	53	53	52	51	51	50	50	49	49	48	48	47	47	46				
			一日ごみ量	[t/日]	0.02	0.11	0.10	0.11	0.08	0.11	0.18	0.15	0.19	0.13	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	
			原単位	[g/人/日]	4.3	30.3	27.7	31.2	22.0	33.4	54.0	46.0	56.6	39.9	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1	資料8
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	10	10	10	10	10	19	8	8	11	14																							

区 分		年度	実績→推計																						
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
A 可燃ごみ	処理	t/年	740	733	726	720	713	708	702	696	691	685	679	674	669	664	659	656	650	646	642	637	633		
		収集可燃ごみ	t/年	397	394	389	384	379	375	370	366	362	357	353	349	346	342	338	335	331	328	325	322	319	
		焼却施設	t/年	397	394	389	384	379	375	370	366	362	357	353	349	346	342	338	335	331	328	325	322	319	
		直接搬入可燃ごみ(許可+家庭系直搬+事業系直搬)	t/年	343	339	337	336	334	333	332	330	329	328	326	325	323	322	321	320	319	318	317	315	314	
		焼却施設	t/年	250	247	246	245	243	242	241	240	239	238	237	235	234	233	232	231	230	229	228	227	226	
		ごみ燃料化施設	t/年	93	92	91	91	91	90	90	89	89	88	88	88	87	87	87	86	86	85	85	85	85	
		リサイクルセンター	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		不燃ごみ	t/年	49	64	64	63	62	62	62	62	60	60	60	60	60	59	59	58	57	57	57	57	57	
		収集不燃ごみ(カン・ビン・不燃運搬)	t/年	11	25	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	23	22	22	22	21	21	21	21	21	
		リサイクルプラザ	t/年	11	25	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	23	22	22	22	21	21	21	21	21	
B 不燃ごみ	処理	0.0%	38	39	39	38	38	38	38	38	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36		
		直接埋立	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		ごみ燃料化施設	t/年	21	22	22	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
		リサイクルプラザ	t/年	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16		
		資源ごみ	t/年	245	253	247	247	245	244	242	242	240	239	238	236	231	228	227	225	223	221	220	217		
		収集資源ごみ	t/年	143	141	140	140	139	139	138	138	137	137	137	136	135	134	132	131	130	128	127	126	124	
		直接資源化(ストックヤード)	t/年	115	113	113	113	112	112	111	111	110	110	109	109	108	106	105	105	103	102	101	100	100	
		リサイクルプラザ	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		破砕選別①	t/年	28	28	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	26	26	26	25	25	25	25	24	24	
		リサイクルセンター	t/年	102	112	107	107	106	105	105	104	104	103	102	102	101	97	96	96	95	94	94	93	93	
C 資源ごみ	処理	17.6%	18	25	24	24	24	24	24	23	23	24	23	23	22	22	22	22	21	21	21	21	21		
		直接資源化(ストックヤード)	t/年	47	52	49	49	49	48	48	48	48	47	47	47	45	44	44	44	44	43	43	43	43	
		ごみ燃料化施設	t/年	32	35	34	34	33	33	33	33	33	32	32	32	32	30	30	30	30	30	30	29	29	
		リサイクルプラザ	31.4%	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
		リサイクルセンター	4.9%	38	33	33	33	33	33	33	33	32	32	32	32	31	31	31	31	30	30	30	30	30	
		粗大ごみ	t/年	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	
		収集粗大ごみ+有害ごみ	t/年	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	
		リサイクルプラザ	100.0%	30	26	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24	
		直接搬入資源ごみ(許可+家庭系直搬+事業系直搬)	t/年	30	26	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24	
		リサイクルプラザ	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D 粗大ごみ	処理	0.0%	1,072	1,083	1,070	1,063	1,053	1,047	1,041	1,033	1,025	1,017	1,010	1,004	995	985	976	972	963	957	950	944	937		
		ごみ燃料化施設	t/年	161	166	162	161	161	159	158	157	156	155	155	155	152	151	151	150	149	148	148	148	148	
		可燃ごみ	t/年	60	77	76	76	74	74	74	73	72	72	72	71	69	68	67	67	67	67	67	67	66	
		焼却施設	t/年	60	77	76	76	74	74	74	73	72	72	72	71	69	68	67	67	67	67	67	67	66	
		焼却施設	t/年	38	33	33	33	33	33	33	32	32	32	32	31	31	31	31	31	31	30	30	30	30	
		資源化	t/年	61	68	68	68	67	67	67	65	65	65	65	63	62	62	62	61	61	60	60	60	60	
		処理内訳	t/年	61	68	68	68	67	67	67	65	65	65	65	63	62	62	62	61	61	60	60	60	60	
		埋立②	t/年	47	52	52	52	52	52	52	50	50	50	50	49	48	48	48	47	47	46	46	46	46	
		粗大アルミ	t/年	9	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	
		粗大アルミ	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
E 排出量計= (A~D) の合計	処理・処分内訳	23.0%	14	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14		
		ガラス類	t/年	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
		白色ビン	t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
		茶色ビン	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		その他ビン	t/年	37	42	41	41	40	40	40	40	40	39	39	39	38	37	37	37	37	37	37	37	36	
		埋立④	t/年	33	33	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	31	31	31	31	30	30	30	29	29	
		資源ごみ	t/年	0	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
		選別②	t/年	28	28	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	26	26	26	25	25	25	25	25	25	
		資源物	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		容器包装ブラ	t/年	18	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	
最終処分場	処理・処分内訳	21.4%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
		容器包装紙	t/年	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
		残渣(焼却)	t/年	0	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
		埋立④	t/年	133	138	137	137	136	136	136	134	134	134	133	132	131	130	128	127	126	124	123	122	121	
		資源ごみ	t/年	133	138	137	137	136	136	136	134	134	134	133	132	131	130	128	127	126	124	123	122	121	
		資源化	t/年	132	137	136	136	135	135	135	133	133	133	133	132	131	130	129	127	126	125	123	122	121	120
		新聞紙・折込広告	t/年	29	30	30	30	29	29	29	29	29	29	29	28	28	28	28	27	27	27	27	26	26	26
		広告・雑誌・書籍	t/年	63	65	64	64	65	65	65	63	63	63	63	63	62	62	60	60	58	58	58	57	57	57
		段ボール	t/年	40	42	42	42	41	41	41	41	41	41	40	40	40	39	39	38	37	37	37	37	37	
		紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
資源物	処理・処分内訳	0.8%	75	80	134	134	132	131	130	129	129	127	126	125	123	121	121	120	119	119	118	117	117		
		最終処分場	t/年	0	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
		直接埋立	t/年	38	38	93	93	92	91	90	89	88	87	86	86	85	84	84	83	82	82	81	81	81	
		焼却残渣(集じん機捕集灰)	t/年	37	42	41	41	40	40	40	40	39	39	39	39	38	37	37	37	37	37	37	37	36	
		不燃物	t/年	279	290	232	232	230	230	228	226	226	226	225	224	220	218	216	215	212	210	208	207	206	206
		資源物	t/年	26%	26.8%	21.7%	21.8%	21.8%	22.0%	22.1%	22.0%	22.2%	22.3%	22.3%	22.3%	22.1%	22.1%	22.1%	22.1%	22.0%	21.9%	21.9%	21.9%	22.0%	22.0%
		資源化②	t/年	222	234	232	232	230	230	228	226	226	226	225	224	220	218	216	215	212	210	208	207	206	206
		資源化	t/年	57	56	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
		資源化(マテリアルリサイクル)	t/年	440	456	394	393	391	389	386	383	382	380	379	375	370	367	366	366	362	360	357	355	354	354
		資源化(マテリアルリサイクル+RPF)	t/年	41%	42.1%	36.8%	37.0%	37.1%	37.2%	37.4%	37.4%	37.6%	37.6%	37.7%	37.7%	37.7%	37.6%	37.6%	37.7%	37.6%	37.6%	37.6%	37.6%	37.8%	37.8%
最終処分場	処理・処分内訳	0.0%	161	166	162	161	1																		

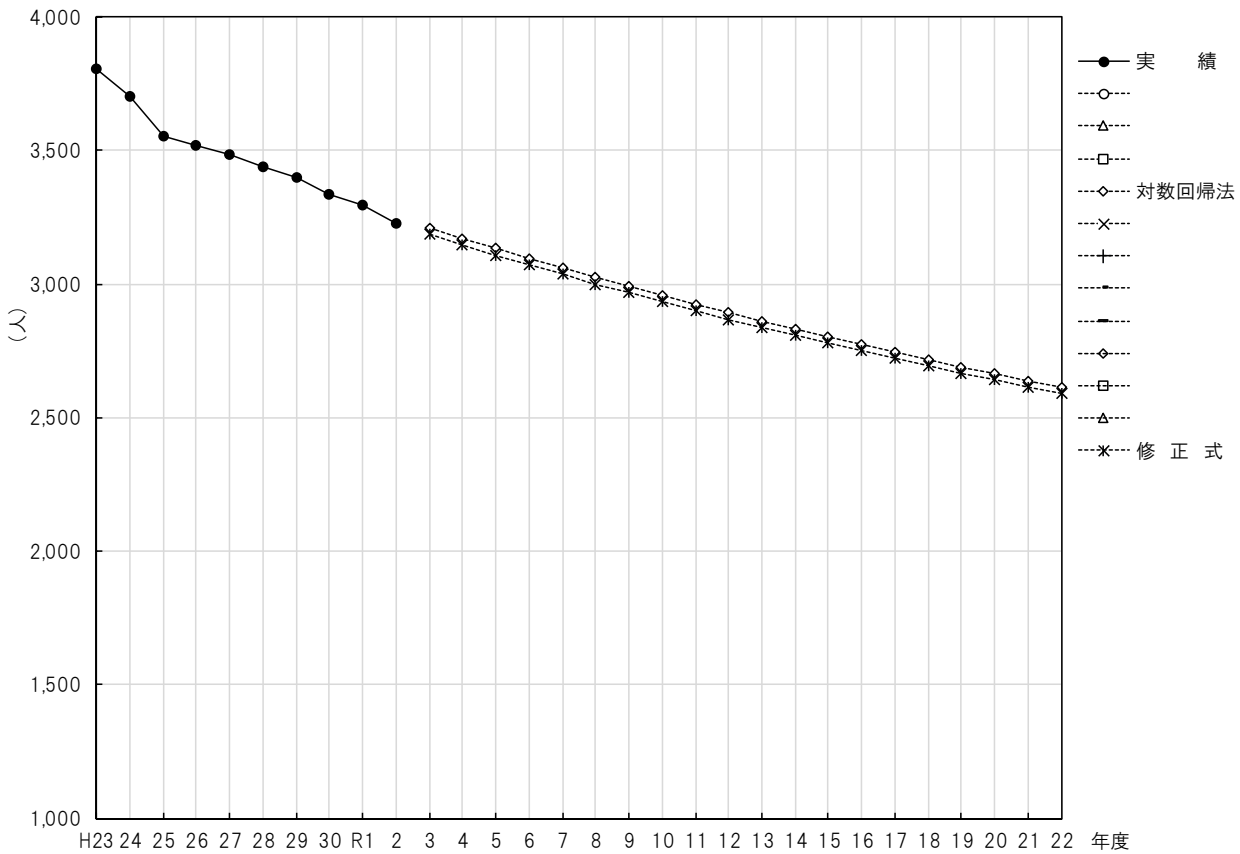
行政区域内人口の実績

(人)					
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口	3,808	3,703	3,555	3,518	3,488
前年差	-	-105	-148	-37	-30
前年比	-	0.97243	0.96003	0.98959	0.99147
不採用データ	不採用	不採用			

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
行政区域内人口	3,442	3,398	3,338	3,294	3,227
前年差	-46	-44	-60	-44	-67
前年比	0.98681	0.98722	0.98234	0.98682	0.97966
不採用データ					

推計式及び推計結果

(人)						
推計方法	推 計 式	R13	順位	相関係数	順位	採用(大小)
最小二乗法	-	-	-	-	-	-
等差級数法	-	-	-	-	-	-
等比級数法	-	-	-	-	-	-
対数回帰法	$Y=7,809.2-1,315.2 \times \ln(\text{平成年度0})$	2,862	1	0.9905011	1	○
指数回帰法	-	-	-	-	-	-
分 数	-	-	-	-	-	-
ル ー ト	-	-	-	-	-	-
ベ き 乗	-	-	-	-	-	-
修正指数	-	-	-	-	-	-
ロジステック	-	-	-	-	-	-
ゴンベルツ	-	-	-	-	-	-
修 正 式	$Y=7,809.2-1,315.2 \times \ln(\text{平成年度0})+-24$	2,838	-	-	-	-



家庭系収集ごみ(家庭系収集可燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

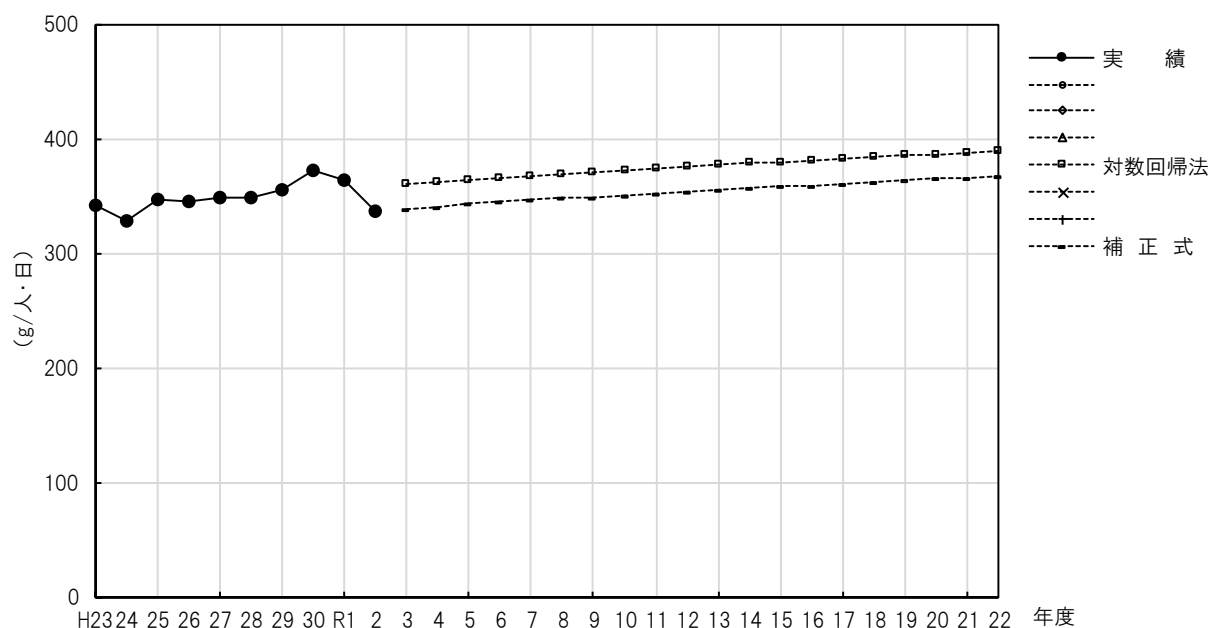
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	341.7	328.5	347.6	345.8	348.7
前年差	-	-13.2	19.1	-1.8	2.9
前年比	-	0.96137	1.05814	0.99482	1.00839
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	348.6	355.6	372.6	364.3	337.1
前年差	-0.1	7.0	17.0	-8.3	-27.2
前年比	0.99971	1.02008	1.04781	0.97772	0.92534
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y = 144.65 + 61.78 \times \text{Ln(平成年度)}$	377.0	○	0.5372679
-	-	-		-
-	-	-		-
補正式	$Y = 144.65 + 61.78 \times \text{Ln(平成年度)} + -21.7$	355.3	◎	-



家庭系収集ごみ(家庭系収集可燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系収集ごみ(家庭系収集不燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

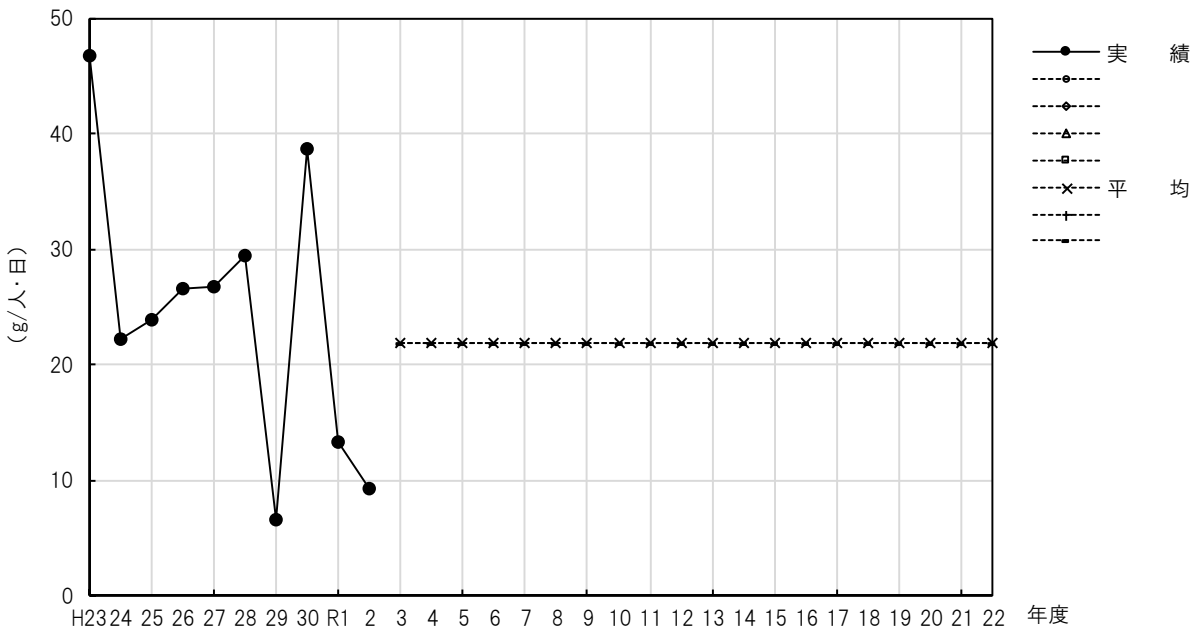
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	46.8	22.2	23.9	26.5	26.7
前年差	-	-24.6	1.7	2.6	0.2
前年比	-	0.47436	1.07658	1.10879	1.00755
採用データ	不採用	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	29.5	6.5	38.6	13.3	9.3
前年差	2.8	-23.0	32.1	-25.3	-4.0
前年比	1.10487	0.22034	5.93846	0.34456	0.69925
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
平 均	Y=21.8	21.8	○	-
-	-	-		-
-	-	-		-



家庭系収集ごみ(家庭系収集不燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

資料 4 家庭系収集資源ごみ1人1日平均排出量の推計結果【川本町】

家庭系収集ごみ(家庭系収集資源ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

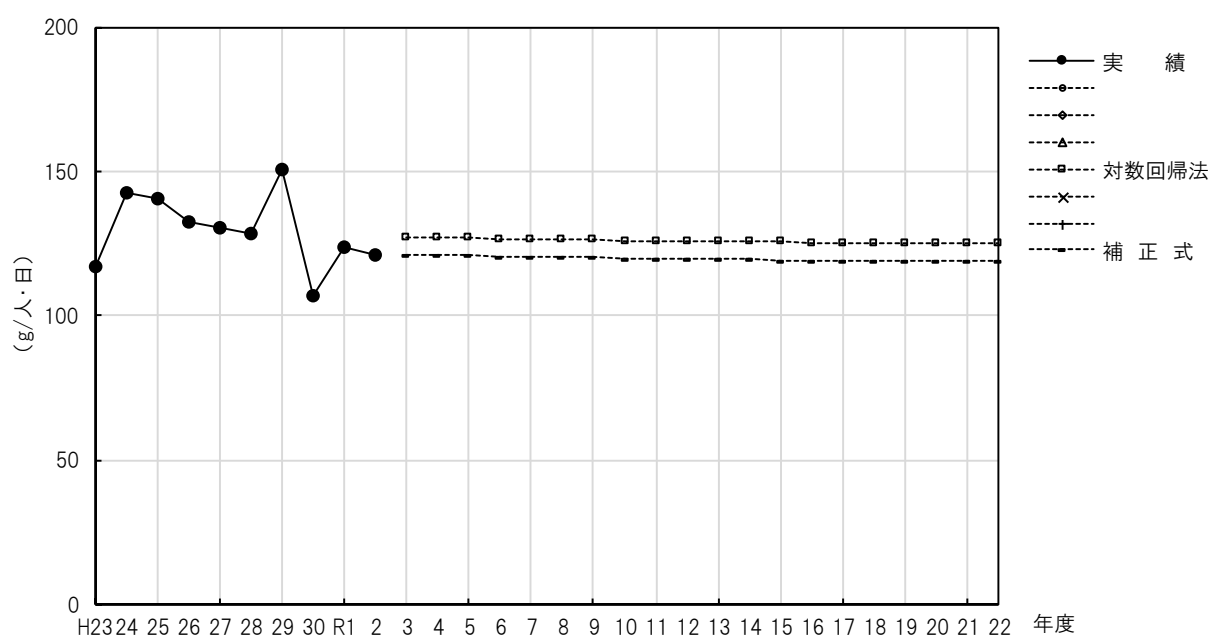
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	117.3	142.8	140.3	132.4	130.4
前年差	-	25.5	-2.5	-7.9	-2.0
前年比	-	1.21739	0.98249	0.94369	0.98489
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	128.2	150.8	106.7	123.9	121.4
前年差	-2.2	22.6	-44.1	17.2	-2.5
前年比	0.98313	1.17629	0.70756	1.16120	0.97982
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y = 133.01 - 2.38 \times \ln(\text{平成年度} - 22)$	125.8	○	0.1358982
-	-	-		-
-	-	-		-
補正式	$Y = 133.01 - 2.38 \times \ln(\text{平成年度} - 22) + -6.1$	119.7	◎	-



家庭系収集ごみ(家庭系収集資源ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

資料 5 家庭系収集粗大ごみ1人1日平均排出量の推計結果【川本町】

家庭系収集ごみ(家庭系収集粗大ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

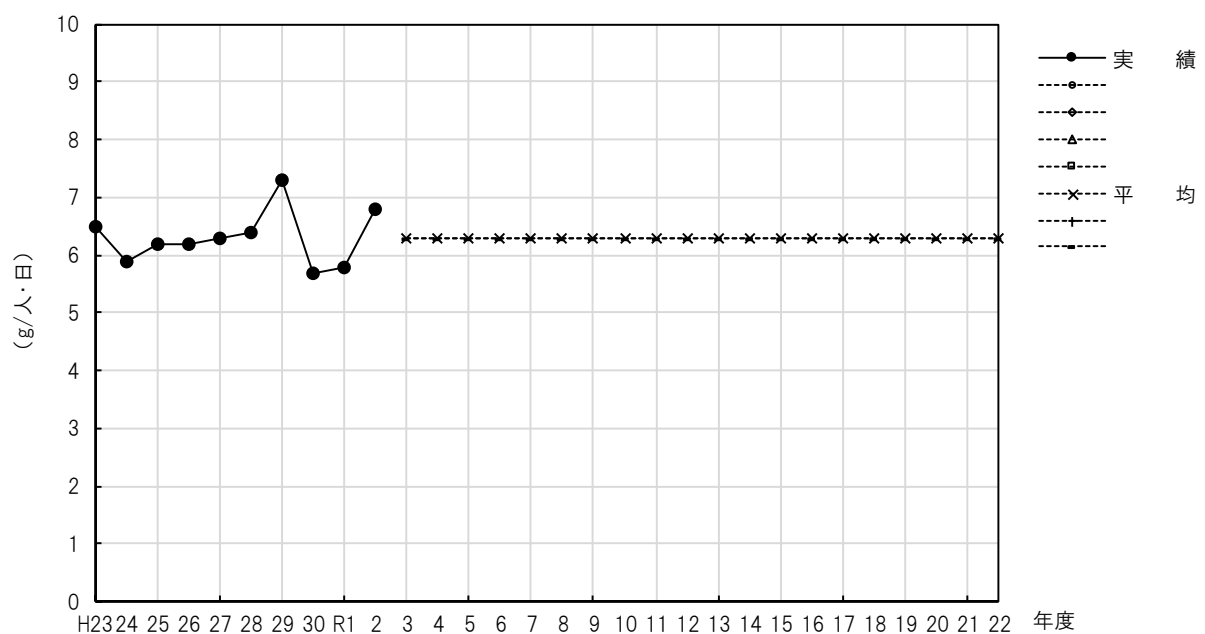
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	6.5	5.9	6.2	6.2	6.3
前年差	-	-0.6	0.3		0.1
前年比	-	0.90769	1.05085	1.00000	1.01613
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	6.4	7.3	5.7	5.8	6.8
前年差	0.1	0.9	-1.6	0.1	1.0
前年比	1.01587	1.14063	0.78082	1.01754	1.17241
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
平 均	Y=6.3	6.3	○	-
-	-	-		-
-	-	-		-



家庭系収集ごみ(家庭系収集粗大ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入可燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

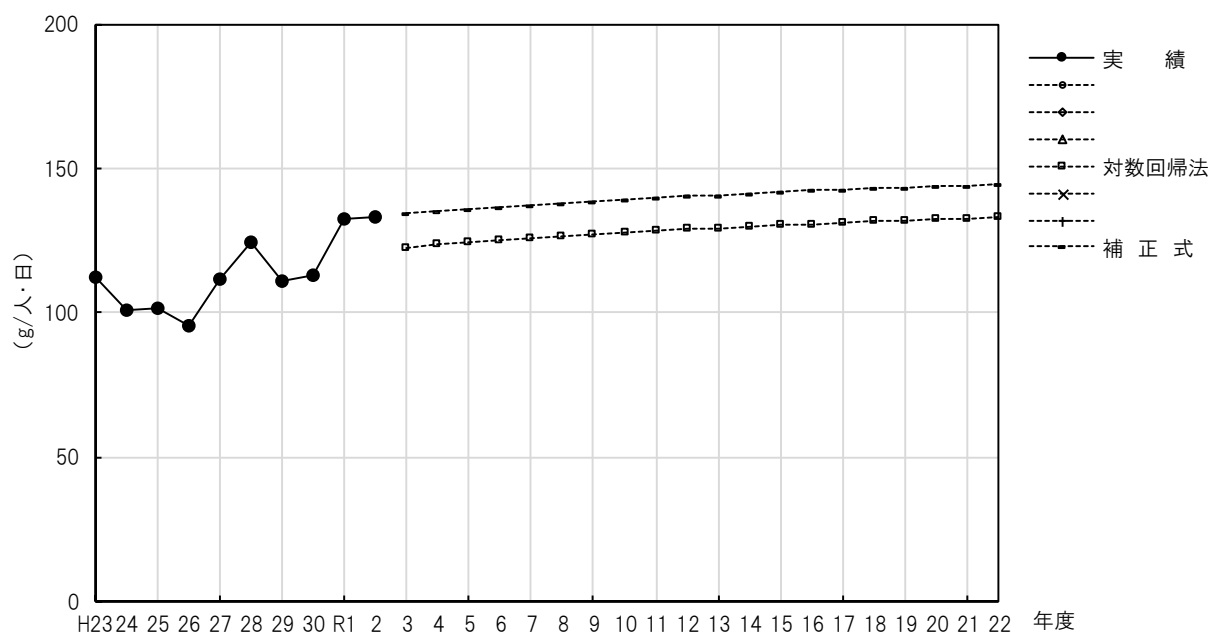
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	112.2	100.6	101.7	95.8	111.5
前年差	-	-11.6	1.1	-5.9	15.7
前年比	-	0.89661	1.01093	0.94199	1.16388
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	124.2	111.3	113.3	132.2	133.3
前年差	12.7	-12.9	2.0	18.9	1.1
前年比	1.11390	0.89614	1.01797	1.16681	1.00832
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y=98.05+10.30 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	129.4	○	0.5893644
-	-	-		-
-	-	-		-
補正式	$Y=98.05+10.30 \times \ln(\text{平成年度}-22)+11.5$	140.9	◎	-



家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入可燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入不燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

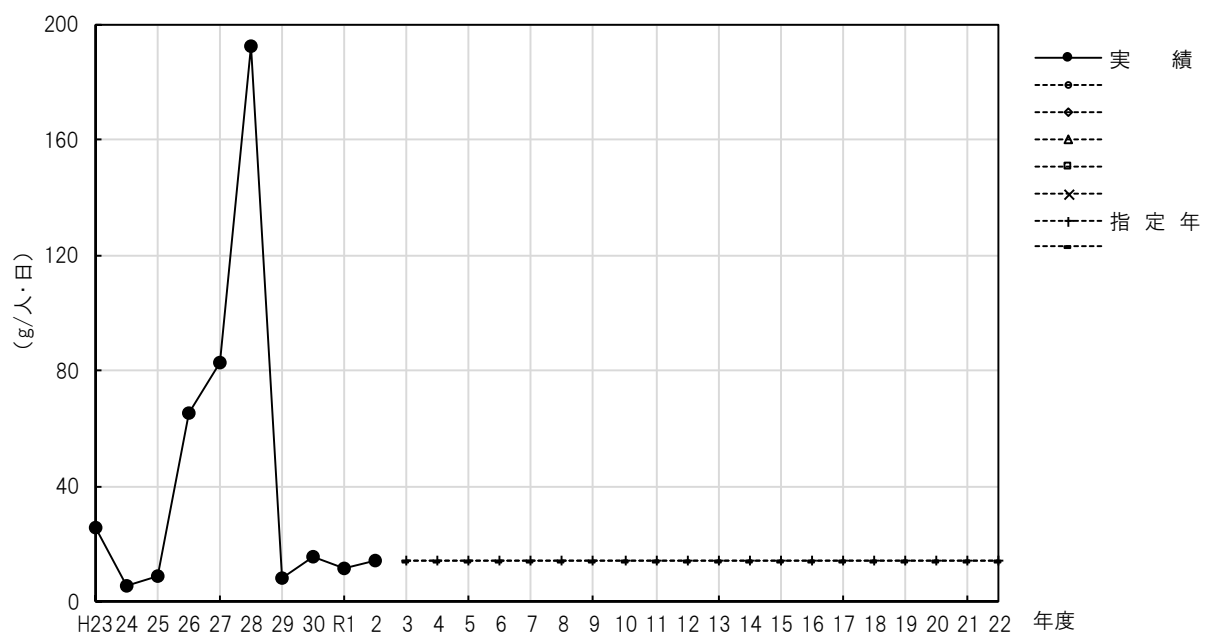
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	25.9	5.2	8.5	65.4	82.5
前年差	-	-20.7	3.3	56.9	17.1
前年比	-	0.20077	1.63462	7.69412	1.26147
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	192.6	8.1	15.6	11.6	14.4
前年差	110.1	-184.5	7.5	-4.0	2.8
前年比	2.33455	0.04206	1.92593	0.74359	1.24138
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
指 定 年	Y=14.4	14.4	○	-
-	-	-		-



家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入資源ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

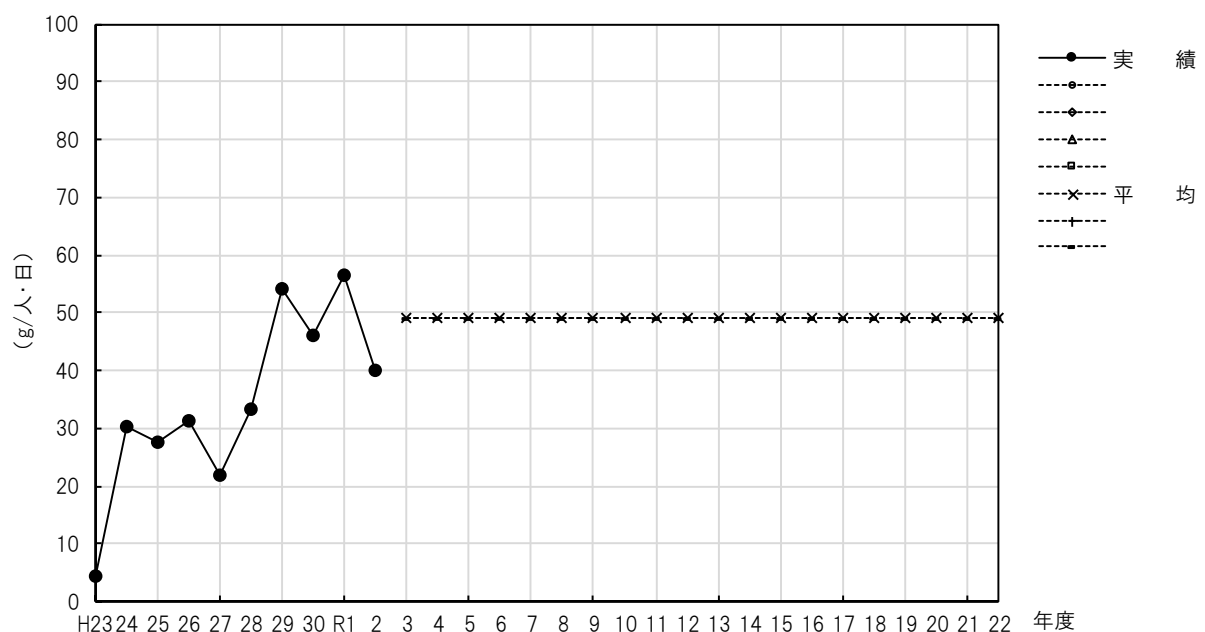
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	4.3	30.3	27.7	31.2	22.0
前年差	-	26.0	-2.6	3.5	-9.2
前年比	-	7.04651	0.91419	1.12635	0.70513
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	33.4	54.0	46.0	56.6	39.9
前年差	11.4	20.6	-8.0	10.6	-16.7
前年比	1.51818	1.61677	0.85185	1.23043	0.70495
採用データ	不採用	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
平 均	Y=49.1	49.1	○	-
-	-	-		-
-	-	-		-



家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入資源ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入粗大ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

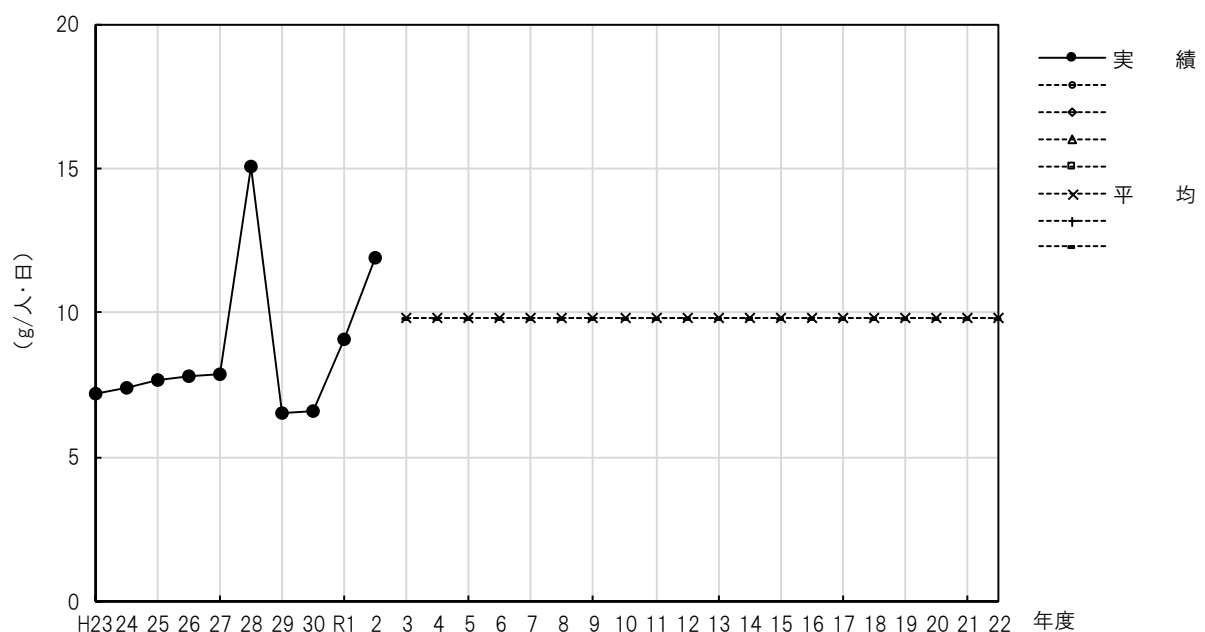
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	7.2	7.4	7.7	7.8	7.9
前年差	-	0.2	0.3	0.1	0.1
前年比	-	1.02778	1.04054	1.01299	1.01282
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	15.1	6.5	6.6	9.1	11.9
前年差	7.2	-8.6	0.1	2.5	2.8
前年比	1.91139	0.43046	1.01538	1.37879	1.30769
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
平 均	Y=9.8	9.8	○	-
-	-	-		-
-	-	-		-



家庭系直接搬入ごみ(家庭系直接搬入粗大ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入可燃ごみ) 1日平均排出量の実績

(t/日)

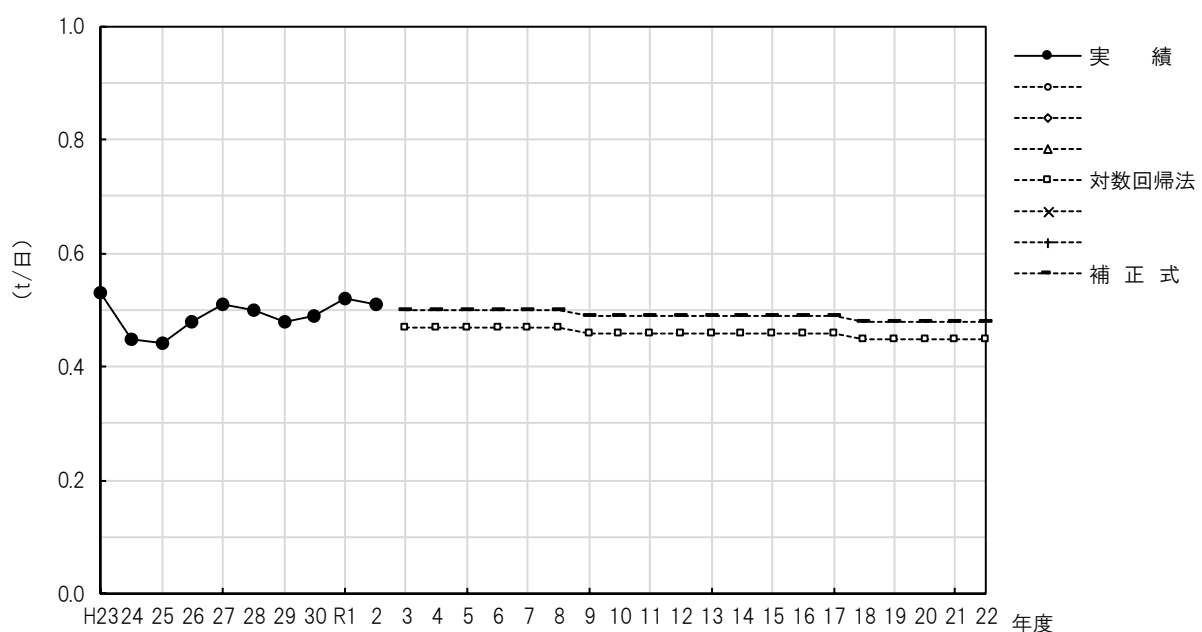
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	0.53	0.45	0.44	0.48	0.51
前年差	-	-0.08	-0.01	0.04	0.03
前年比	-	0.84906	0.97778	1.09091	1.06250
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	0.50	0.48	0.49	0.52	0.51
前年差	-0.01	-0.02	0.01	0.03	-0.01
前年比	0.98039	0.96000	1.02083	1.06122	0.98077
採用データ	○	○	○	不採用	不採用

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y=0.510-0.018 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-26)$	0.46	○	0.9438798
-	-	-		-
-	-	-		-
補正式	$Y=0.510-0.018 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-26)+0.03$	0.49	○	-



事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入可燃ごみ) 1日平均排出量の推計結果

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入不燃ごみ) 1日平均排出量の実績

(t/日)

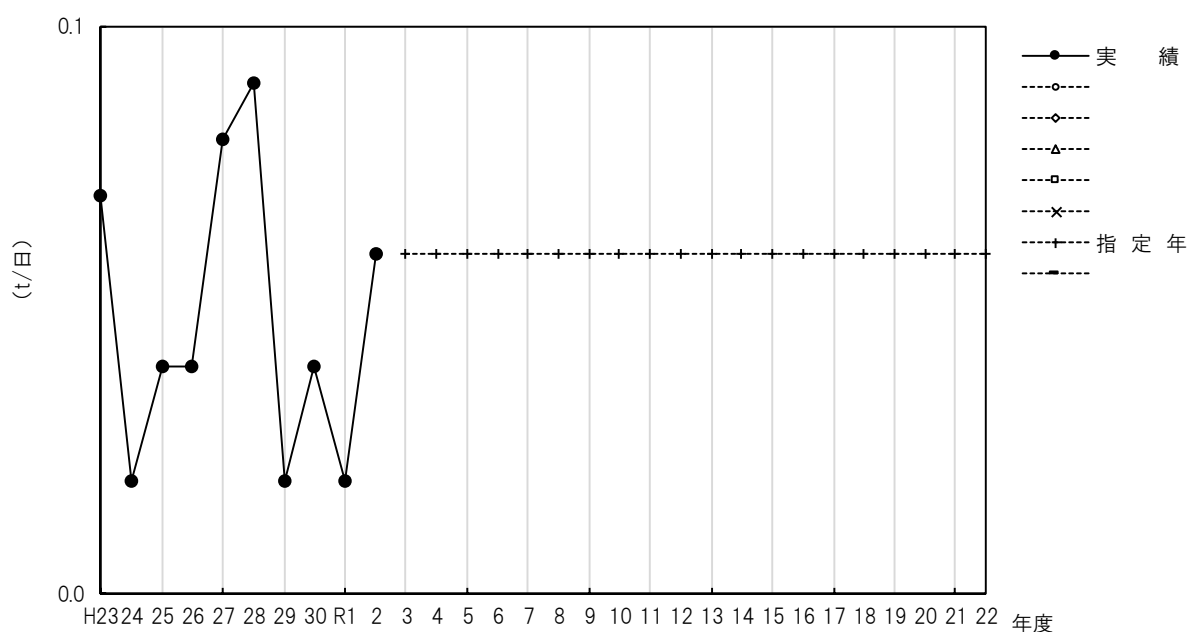
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	0.07	0.02	0.04	0.04	0.08
前年差	-	-0.05	0.02		0.04
前年比	-	0.28571	2.00000	1.00000	2.00000
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	0.09	0.02	0.04	0.02	0.06
前年差	0.01	-0.07	0.02	-0.02	0.04
前年比	1.12500	0.22222	2.00000	0.50000	3.00000
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
指 定 年	Y=0.06	0.06	○	-
-	-	-		-



事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入不燃ごみ) 1日平均排出量の推計結果

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入資源ごみ) 1日平均排出量の実績

(t/日)

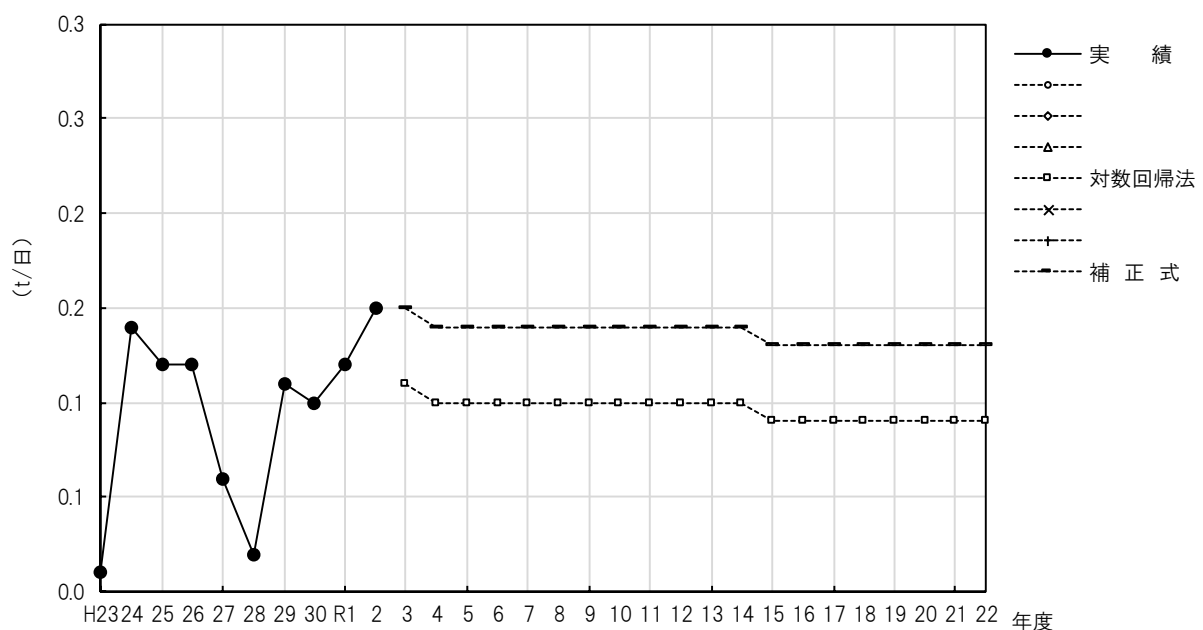
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	0.01	0.14	0.12	0.12	0.06
前年差	-	0.13	-0.02		-0.06
前年比	-	14.00000	0.85714	1.00000	0.50000
採用データ	不採用	○	○	○	不採用

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	0.02	0.11	0.10	0.12	0.15
前年差	-0.04	0.09	-0.01	0.02	0.03
前年比	0.33333	5.50000	0.90909	1.20000	1.25000
採用データ	不採用	○	○	○	不採用

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y=0.135-0.013 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-23)$	0.10	○	0.8327042
-	-	-		-
-	-	-		-
補正式	$Y=0.135-0.013 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-23)+0.04$	0.14	○	-



事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入資源ごみ) 1日平均排出量の推計結果

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入粗大ごみ)1日平均排出量の実績

(t/日)

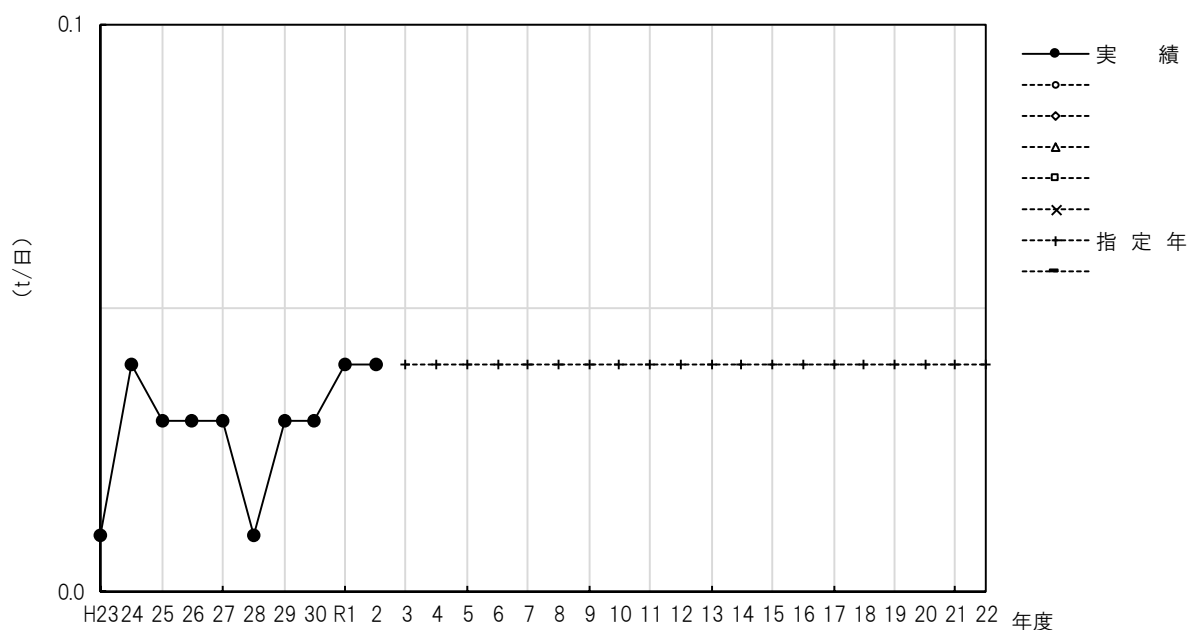
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
実績値	0.01	0.04	0.03	0.03	0.03
前年差	-	0.03	-0.01		
前年比	-	4.00000	0.75000	1.00000	1.00000
採用データ	不採用	○	不採用	不採用	不採用

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	0.01	0.03	0.03	0.04	0.04
前年差	-0.02	0.02		0.01	
前年比	0.33333	3.00000	1.00000	1.33333	1.00000
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
指 定 年	Y=0.04	0.04	○	-
-	-	-		-



2. 生活排水

(1) 行政区域内人口及び生活排水処理形態別人口の将来見込

行政区域内人口の将来見込は、ごみと同一とした。

生活排水処理形態別人口については、各々の人口実績等を踏まえ、行政区域内人口と同様に過去の実績値を基にトレンド法により推計して将来見込とした。トレンド法の考え方は前出の図表 1-5 のとおりである。

農業集落排水施設は整備完了している。以下の方法のうち、将来人口が適切であると考えられる方法を選択した。

区分	概要
方法1	処理人口の実績値を基にトレンド法で推計して将来値とする。
方法2	処理区域人口と接続人口割合(接続率)の実績値を基にトレンド法で推計し、推計結果を乗じて将来値とする。

(2) し尿及び浄化槽汚泥量の将来見込

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水施設汚泥の将来見込は、形態別人口の将来見込に、実績値を基にトレンド法により求めた 1 人 1 日平均排出量を乗じて求めた。トレンド法の考え方は前出の図表 1-5 のとおりである。

本町の生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の推計結果を図表 2-1 に示す。

◆図表2-1 生活排水処理形態別人口およびし尿・浄化槽汚泥量の推計【川本町】

項目		年度	実績 ← → 推計																						推計算出根拠等									
			23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			15	16	17	18	19	20	21	22
人口等	行政区域内人口	[人]	3,790	3,703	3,555	3,518	3,488	3,442	3,398	3,338	3,294	3,227	3,187	3,147	3,109	3,072	3,036	3,001	2,967	2,934	2,901	2,869	2,838	2,808	2,779	2,750	2,721	2,694	2,667	2,640	2,614	2,589	(1) =トレンド法による(ごみ計画と同値)	
	計画処理区域内人口	[人]	3,790	3,703	3,555	3,518	3,488	3,442	3,398	3,338	3,294	3,227	3,187	3,147	3,109	3,072	3,036	3,001	2,967	2,934	2,901	2,869	2,838	2,808	2,779	2,750	2,721	2,694	2,667	2,640	2,614	2,589	(2) =行政区域内人口	
	非水洗化人口	[人]	1,498	1,488	1,297	1,359	1,266	1,290	1,200	983	958	937	889	852	818	787	757	729	702	677	652	628	605	583	561	540	520	501	483	464	446	429	(3) =(4)+(5)	
	計画収集人口	[人]	1,498	1,488	1,297	1,359	1,266	1,290	1,200	983	958	937	889	852	818	787	757	729	702	677	652	628	605	583	561	540	520	501	483	464	446	429	(4) =(38)×(39)	
	自家処理人口	[人]																															(5)	
	水洗化人口	[人]	2,292	2,215	2,258	2,159	2,222	2,152	2,198	2,355	2,336	2,290	2,298	2,295	2,291	2,285	2,279	2,272	2,265	2,257	2,249	2,241	2,233	2,225	2,218	2,210	2,201	2,193	2,184	2,176	2,168	2,160	(6) =(7)+(8)+(9)	
	公共下水道人口	[人]																															(7) 該当なし	
	コミュニティプラント																																(8) 該当なし	
	浄化槽人口	[人]	2,292	2,215	2,258	2,159	2,222	2,152	2,198	2,355	2,336	2,290	2,298	2,295	2,291	2,285	2,279	2,272	2,265	2,257	2,249	2,241	2,233	2,225	2,218	2,210	2,201	2,193	2,184	2,176	2,168	2,160	(9) =(10)+(17)	
	合併処理浄化槽人口	[人]	1,722	1,773	1,775	1,748	1,690	1,667	1,806	1,945	2,085	2,047	2,068	2,074	2,078	2,080	2,081	2,081	2,081	2,080	2,078	2,076	2,074	2,071	2,069	2,067	2,063	2,061	2,057	2,054	2,051	2,048	(10) =(11)+(12)+(15)+(16)	
	小規模集合排水処理施設等人口	[人]																															(11) 該当なし	
	農業集落排水施設人口	[人]	369	378	362	350	347	357	350	421	354	349	352	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	354	354	354	354	354	354	354	354	(12) =(13)+(14)	
	組合処理対象人口	[人]	369	378	362	350	347	357	350	421	354	349	352	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	354	354	354	354	354	354	354	354	(13) 別紙1による	
	組合処理対象外人口	[人]																															(14) 該当なし	
	補助合併処理浄化槽人口	[人]	796	823	845	829	830	799	960	996	1,094	1,100	1,149	1,178	1,204	1,226	1,246	1,264	1,281	1,296	1,310	1,323	1,336	1,347	1,358	1,369	1,378	1,388	1,396	1,405	1,413	1,421	(15) 別紙2による	
	その他合併処理浄化槽人口	[人]	557	572	568	569	513	511	496	528	637	598	567	543	521	501	482	464	447	431	415	400	385	371	357	344	331	319	307	295	284	273	(16) =(38)×(42)	
単独処理浄化槽人口	[人]	570	442	483	411	532	485	392	410	251	243	230	221	213	205	198	191	184	177	171	165	159	154	149	143	138	132	127	122	117	112	(17) =(38)−(4)−(5)−(16)		
計画処理区域外人口	[人]																															(18) =(1)−(2)		
生活排水処理率			45.4%	47.9%	49.9%	49.7%	48.5%	48.4%	53.1%	58.3%	63.3%	63.4%	64.9%	65.9%	66.8%	67.7%	68.5%	69.3%	70.1%	70.9%	71.6%	72.4%	73.1%	73.8%	74.5%	75.2%	75.8%	76.5%	77.1%	77.8%	78.5%	79.1%	(19) =((7)+(8)+(10))÷(1)	
排出量	し尿	年間排出量	[kL/年度]	641	570	564	538	519	512	502	458	435	470	442	431	420	409	398	387	376	365	354	343	332	325	314	303	296	285	274	266	256	248	(20) =(21)×365
		一日排出量	[kL/日]	1.75	1.56	1.54	1.47	1.42	1.40	1.38	1.25	1.19	1.28	1.21	1.18	1.15	1.12	1.09	1.06	1.03	1.00	0.97	0.94	0.91	0.89	0.86	0.83	0.81	0.78	0.75	0.73	0.70	0.68	(21) =(22)×(4)÷10^3
		原単位	[L/人日]	1.17	1.05	1.19	1.08	1.12	1.09	1.15	1.27	1.24	1.37	1.36	1.38	1.40	1.42	1.44	1.45	1.47	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.54	1.55	1.56	1.56	1.57	1.58	1.58	(22) =トレンド法による(資料2)
	浄化槽汚泥 (農業集落排水施設汚泥除く)	年間排出量	[kL/年度]	1,967	2,489	1,874	2,105	2,039	2,154	2,098	2,207	2,211	2,287	2,223	2,219	2,216	2,208	2,201	2,194	2,183	2,175	2,164	2,157	2,146	2,139	2,128	2,121	2,110	2,102	2,091	2,081	2,073	2,062	(23) =(24)×365
		一日排出量	[kL/日]	5.38	6.82	5.14	5.77	5.59	5.90	5.75	6.05	6.06	6.27	6.09	6.08	6.07	6.05	6.03	6.01	5.98	5.96	5.93	5.91	5.88	5.86	5.83	5.81	5.78	5.76	5.73	5.70	5.68	5.65	(24) =(25)×(9)÷10^3
		原単位	[L/人日]	2.80	3.71	2.71	3.19	2.98	3.29	3.11	3.13	3.06	3.23	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	3.13	(25) =トレンド法による(資料3)
	農業集落排水施設汚泥	年間排出量	[kL/年度]	101	99	97	86	101	103	101	103	108	108	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	(26) =(29)+(32)
		一日排出量	[kL/日]	0.28	0.27	0.26	0.23	0.28	0.28	0.28	0.28	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	(27) =(30)+(33)
		原単位	[L/人日]	0.75	0.72	0.73	0.67	0.80	0.78	0.80	0.67	0.84	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	(28) =(31)+(34)
	志谷苑処理	年間排出量	[kL/年度]	101	99	97	86	101	103	101	103	108	108	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	(29) =(30)×365
		一日排出量	[kL/日]	0.28	0.27	0.26	0.23	0.28	0.28	0.28	0.28	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	(30) =(31)×(13)÷10^3
		原単位	[L/人日]	0.75	0.72	0.73	0.67	0.80	0.78	0.80	0.67	0.84	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	(31) =トレンド法による(資料4)
	その他	年間排出量	[kL/年度]																															(32) =(33)×365
		一日排出量	[kL/日]																															(33) =(34)×(18)÷10^3
		原単位	[L/人日]																															(34) =トレンド法による(該当なし)
	合計	年間排出量	[kL/年度]	2,709	3,158	2,535	2,729	2,659	2,769	2,701	2,768	2,754	2,865	2,775	2,760	2,746	2,727	2,709	2,691	2,669	2,650	2,628	2,610	2,588	2,574	2,552	2,534	2,516	2,497	2,475	2,457	2,439	2,420	(35) =(20)+(23)+(26)
一日排出量		[kL/日]	7.41	8.65	6.94	7.47	7.29	7.59	7.40	7.58	7.55	7.85	7.60	7.56	7.52	7.47	7.42	7.37	7.31	7.26	7.20	7.15	7.09	7.05	6.99	6.94	6.89	6.84	6.78	6.73	6.68	6.63	(36) =(21)+(24)+(27)	
原単位		[L/人日]	1.96	2.34	1.95	2.13	2.09	2.21	2.18	2.27	2.29	2.43	2.39	2.40	2.42	2.43	2.44	2.46	2.46	2.47	2.48	2.49	2.50	2.51	2.52	2.52	2.53	2.54	2.54	2.55	2.56	2.56	(37) =(35)÷((4)+(9))÷365×10^3	

前年割合	行政区域内人口—政策的将来人口	2,625	2,502	2,348	2,339	2,311	2,286	2,088	1,921	1,846	1,778	1,686	1,616	1,552	1,493	1,437	1,384	1,333	1,285	1,238	1,193	1,149	1,108	1,067	1,027	989	952	917	881	847	814	(38) =(1)-(7)-(8)-(11)-(12)-(15)-(16)		
	し尿収集人口		57.1%	59.5%	55.2%	58.1%	54.8%	56.4%	57.5%	51.2%	51.9%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	52.6%	52.7%	52.6%	52.6%	52.6%	52.6%	52.7%	52.7%	52.7%	(39) =前年の(4)÷前年の(38)			
	自家処理人口																																(40) 該当なし	
	単独処理浄化槽人口		21.7%	17.7%	20.6%	17.6%	23.0%	21.2%	18.8%	21.3%	13.6%	13.7%	13.6%	13.7%	13.7%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.9%	14.0%	13.9%	14.0%	13.9%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	(41) =100.0%-(39)-(40)-(42)		
	その他併処理浄化槽人口		21.2%	22.9%	24.2%	24.3%	22.2%	22.4%	23.8%	27.5%	34.5%	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	33.5%	(42) =前年の(16)÷前年の(38)	
	合 計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	(43) =100.0%	

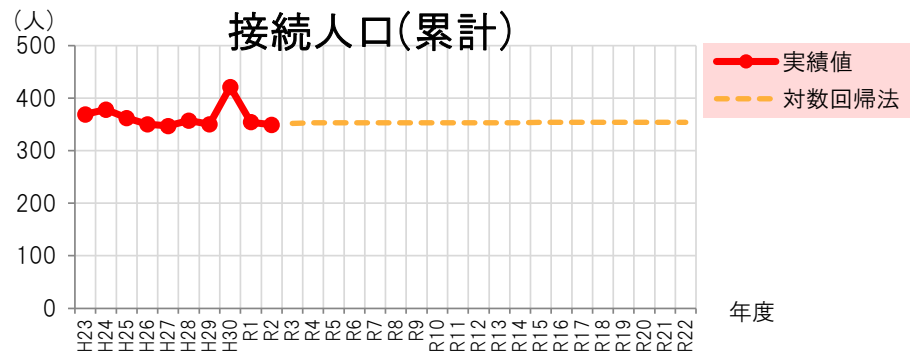
別紙1 農業集落排水施設人口

1) 三原地区

方法
1

年 度	R27	R28	R29	R30	R1	R2
実績値	347	357	350	421	354	349
採用	○	○	○		○	○

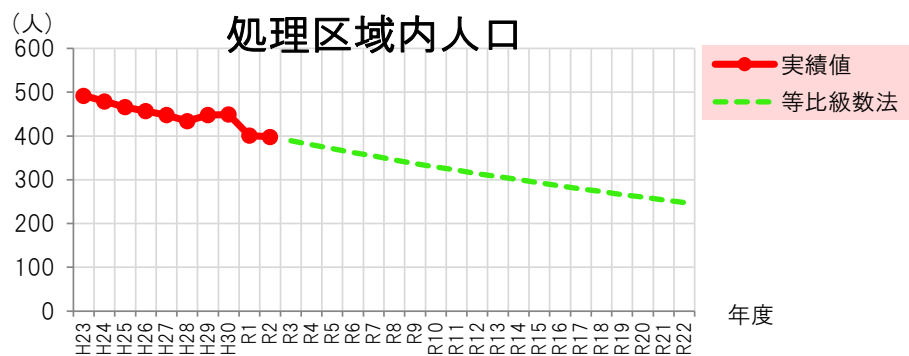
採用式：Y=350.3+1.1×Ln（年度-26）



方法
2

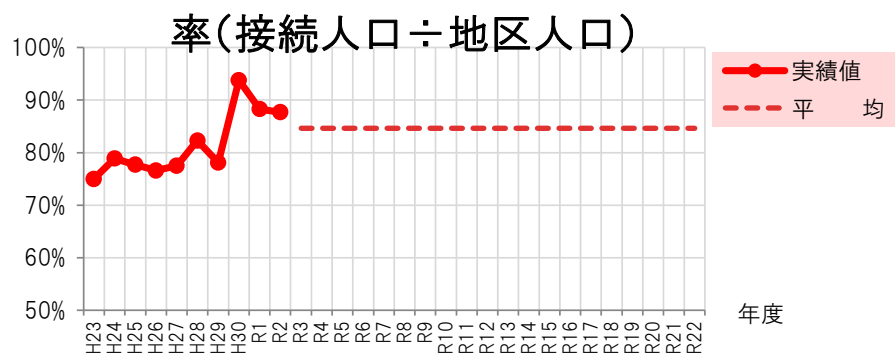
年 度	R27	R28	R29	R30	R1	R2
実績値	448	434	448	449	401	398
採用	○	○	○	○	○	○

採用式：Y=398×0.97661[^]（年度-32）

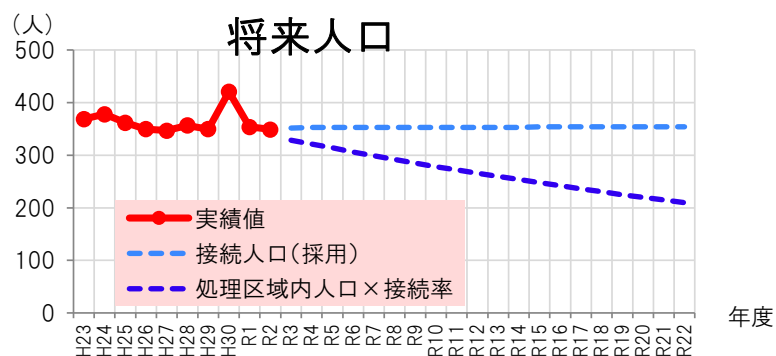


年 度	R27	R28	R29	R30	R1	R2
実績値	77.5%	82.3%	78.1%	93.8%	88.3%	87.7%
採用	○	○	○	○	○	○

採用式：Y=84.6%



採用



別紙2 補助合併処理浄化槽人口

補助事業合併処理浄化槽人口の将来見込については、実際に使用している将来人口とするため、以下により推計した。

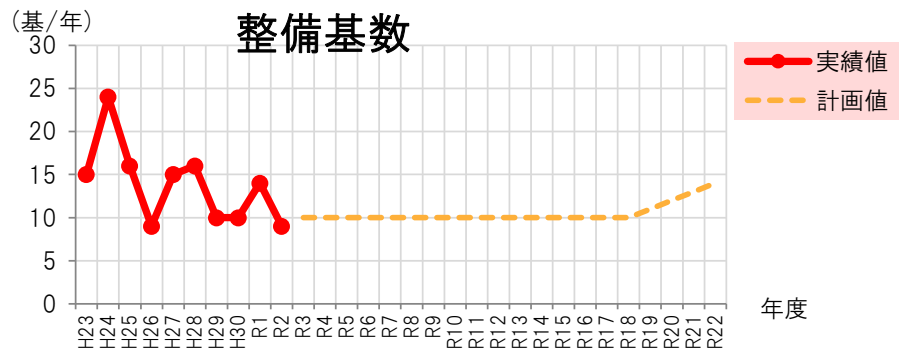
手順	区分	算定方法等
1	整備基数の設定	担当課による計画値 計画基数／ 10 基/年
2	1基あたり人口の算定	実績値(整備人口÷設置基数)を基にトレンド法により推計
3	整備人口の算定	設置基数×1基あたり人口
4	整備人口(累計)	整備人口を順次合計
5	人口率の算定	実績値(浄化槽人口実績÷整備人口(累計)実績値)を基に トレンド法により推計
6	将来浄化槽人口の算定	整備人口(累計)×人口率

実績値

◆補助事業合併処理浄化槽人口

			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
補助事業合併処理浄化槽人口（A）	人		796	823	845	829	830	799	960	996	1,094	1,100
	整備基数	基/年	15	24	16	9	15	16	10	10	14	9
	整備基数（累計）	基	333	357	373	382	397	413	423	433	447	456
	整備人口	人/年	33	64	42	24	39	48	37	30	39	17
	1基あたり人口	人/基	2.20	2.67	2.63	2.67	2.60	3.00	3.70	3.00	2.79	1.89
	整備人口(累計)（B）	人	1,191	1,255	1,297	1,321	1,360	1,408	1,445	1,475	1,514	1,531
	率(A÷B）（C）		66.8%	65.6%	65.2%	62.8%	61.0%	56.7%	66.4%	67.5%	72.3%	71.8%
採用	B×C	人	796	823	846	830	830	798	959	996	1,095	1,099

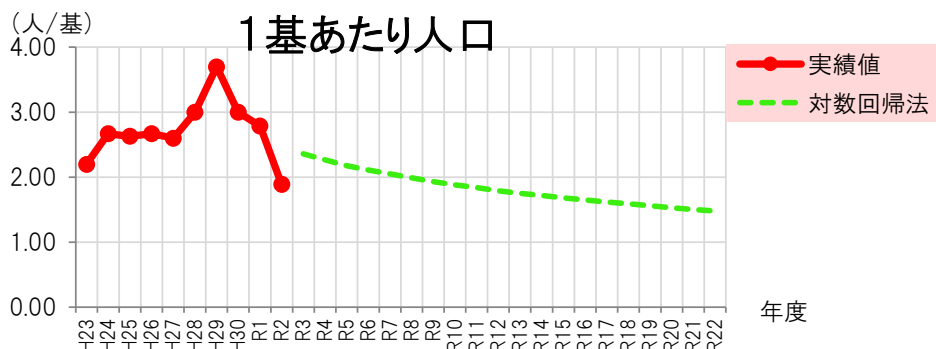
手順
1



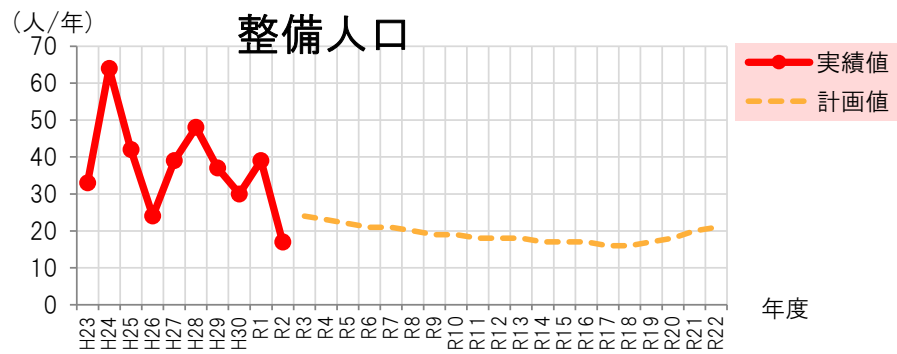
手順
2

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	2.20	2.67	2.63	2.67	2.60	3.00	3.70	3.00	2.79	1.89
採用						○	○	○	○	○

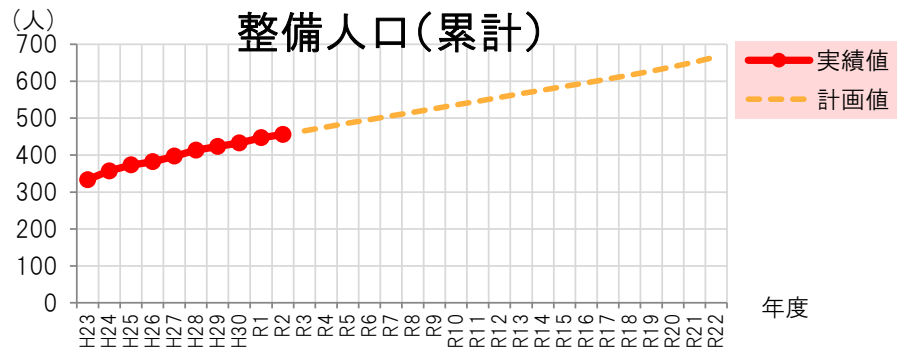
採用式：Y=3.468-0.618×Ln(年度-27)



手順
3



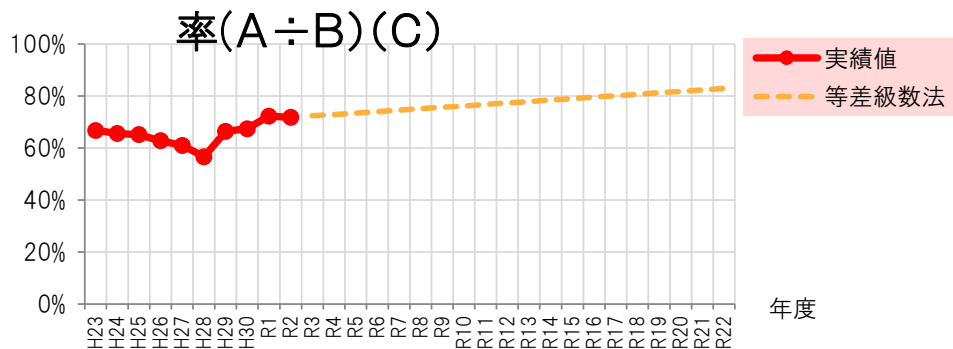
手順
4



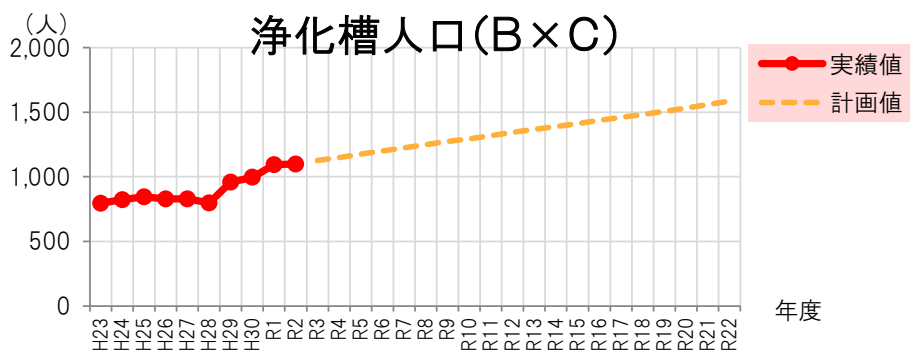
手順
5

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	66.8%	65.6%	65.2%	62.8%	61.0%	56.7%	66.4%	67.5%	72.3%	71.8%
採用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

採用式 : $Y = 1 + 0.00556 \times (\text{年度} - 32)$



手順
6



推計表

◆補助事業合併処理浄化槽人口

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	
補助事業合併処理浄化槽人口 (A)	人	1,126	1,150	1,176	1,200	1,225	1,248	1,273	1,295	1,319	1,344	1,366	1,390	1,413	1,437	1,459	1,482	1,507	1,531	1,559	1,586	
	基/年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	12	13	14	
	整備基数 (累計)	基	466	476	486	496	506	516	526	536	546	556	566	576	586	596	606	616	627	639	652	666
	整備人口	人/年	24	23	22	21	21	20	19	18	18	18	17	17	17	16	16	17	18	20	21	
	1基あたり人口	人/基	2.36	2.27	2.18	2.11	2.05	1.99	1.93	1.88	1.84	1.79	1.75	1.72	1.68	1.65	1.62	1.59	1.56	1.53	1.50	1.48
	整備人口(累計) (B)	人	1,555	1,578	1,600	1,621	1,642	1,662	1,681	1,700	1,718	1,736	1,754	1,771	1,788	1,805	1,821	1,837	1,854	1,872	1,892	1,913
	率(A÷B) (C)		72.4%	72.9%	73.5%	74.0%	74.6%	75.1%	75.7%	76.2%	76.8%	77.4%	77.9%	78.5%	79.0%	79.6%	80.1%	80.7%	81.3%	81.8%	82.4%	82.9%
採用	B×C	人	1,126	1,150	1,176	1,200	1,225	1,248	1,273	1,295	1,319	1,344	1,366	1,390	1,413	1,437	1,459	1,482	1,507	1,531	1,559	1,586

◆資料1 その他合併処理浄化槽人口の推計結果【川本町】

その他合併処理浄化槽人口の実績

(人)

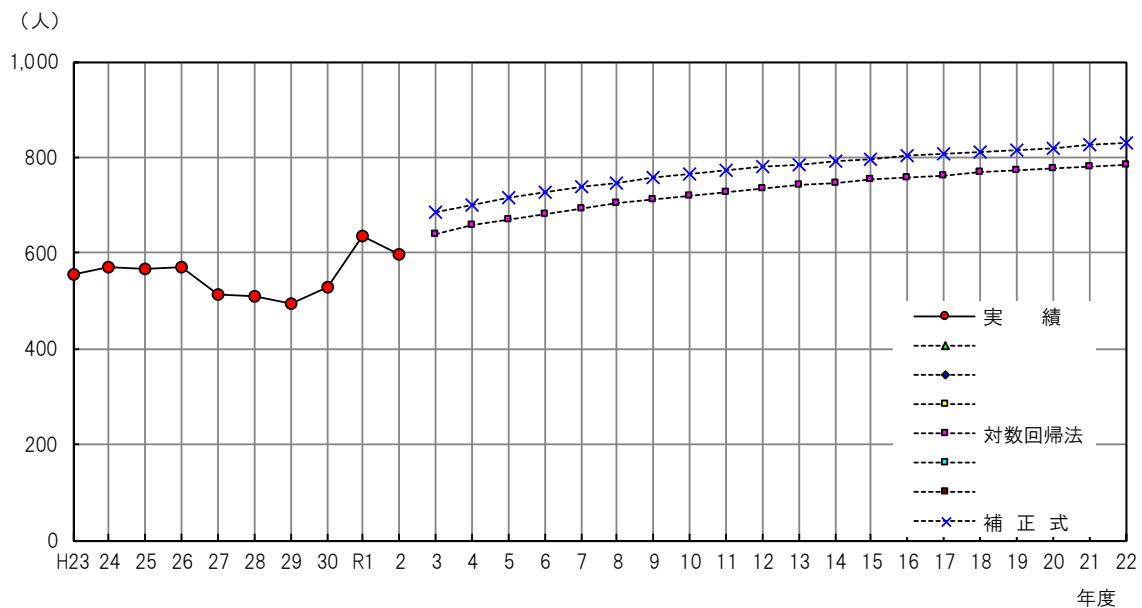
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
その他合併処理浄化槽人口	557	572	568	569	513
前年差	-	15	-4	1	-56
前年比	-	1.02693	0.99301	1.00176	0.90158
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
その他合併処理浄化槽人口	511	496	528	637	598
前年差	-2	-15	32	109	-39
前年比	0.99610	0.97065	1.06452	1.20644	0.93878
採用データ	不採用	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(人)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y = 491.5 + 92.2 \times \ln(\text{平成年度} - 28)$	741	○	0.8650622
-	-	-		-
-	-	-		-
補 正 式	$Y = 491.5 + 92.2 \times \ln(\text{平成年度} - 28) + 44$	785	◎	-



その他合併処理浄化槽人口の推計結果

◆資料2 し尿原単位の推計結果【川本町】

し尿原単位の実績

(L/人日)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
し尿原単位	1.17	1.05	1.19	1.08	1.12
前年差	-	-0.12	0.14	-0.11	0.04
前年比	-	0.89744	1.13333	0.90756	1.03704
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

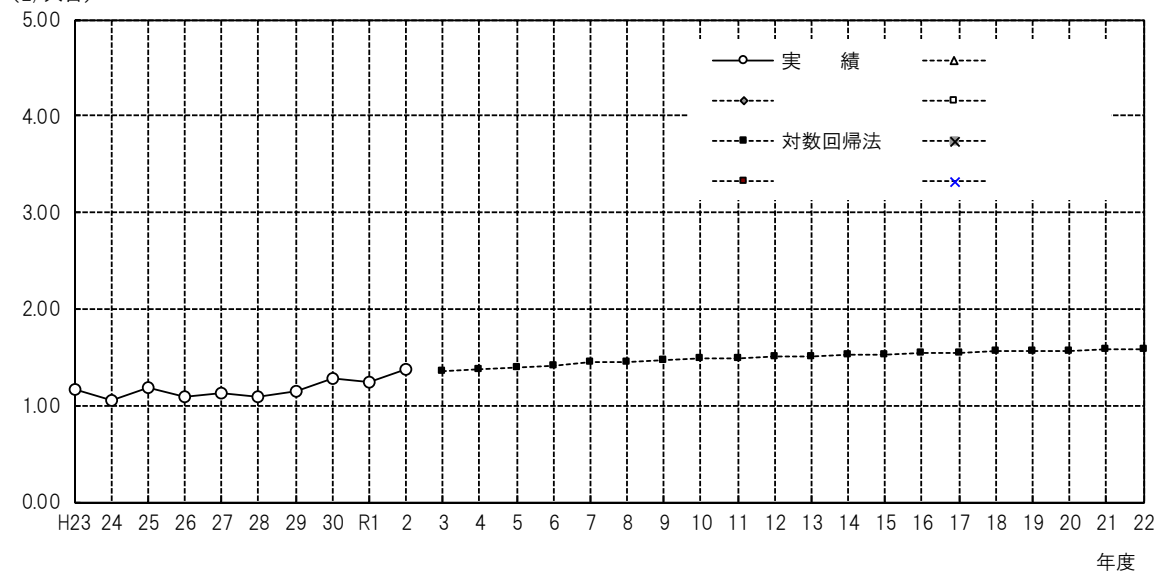
年 度	H28	H29	H30	R1	R2
し尿原単位	1.09	1.15	1.27	1.24	1.37
前年差	-	0.06	0.12	-0.03	0.13
前年比	-	1.05505	1.10435	0.97638	1.10484
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(L/人日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y=1.072+0.159 \times \text{Ln(平成年度-27)}$	1.51	○	0.9364591
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-

(L/人日)



し尿原単位の推計結果

◆資料3 浄化槽汚泥原単位の推計結果【川本町】

浄化槽汚泥原単位の実績

(L/人日)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
浄化槽汚泥原単位	2.80	3.71	2.71	3.19	2.98
前年差	-	0.91	-1.00	0.48	-0.21
前年比	-	1.32500	0.73046	1.17712	0.93417
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

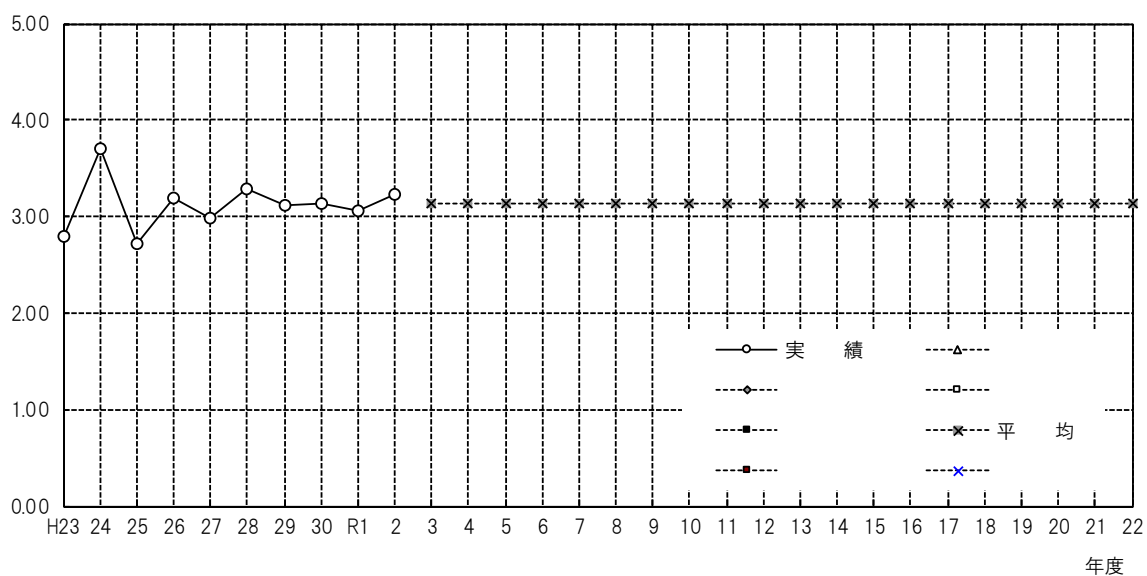
年 度	H28	H29	H30	R1	R2
浄化槽汚泥原単位	3.29	3.11	3.13	3.06	3.23
前年差	—	-0.18	0.02	-0.07	0.17
前年比	—	0.94529	1.00643	0.97764	1.05556
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(L/人日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
平 均	Y=3.13	3.13	○	-
-	-	-		-
-	-	-		-

(L/人日)



◆資料4 農業集落排水施設汚泥(志谷苑処理)原単位の推計結果【川本町】

農業集落排水施設汚泥(志谷苑処理)原単位 の実績

(L/人日)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
農業集落排水施設汚泥(志谷苑処理)原単位	0.75	0.72	0.73	0.67	0.80
前年差	-	-0.03	0.01	-0.06	0.13
前年比	-	0.96000	1.01389	0.91781	1.19403
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

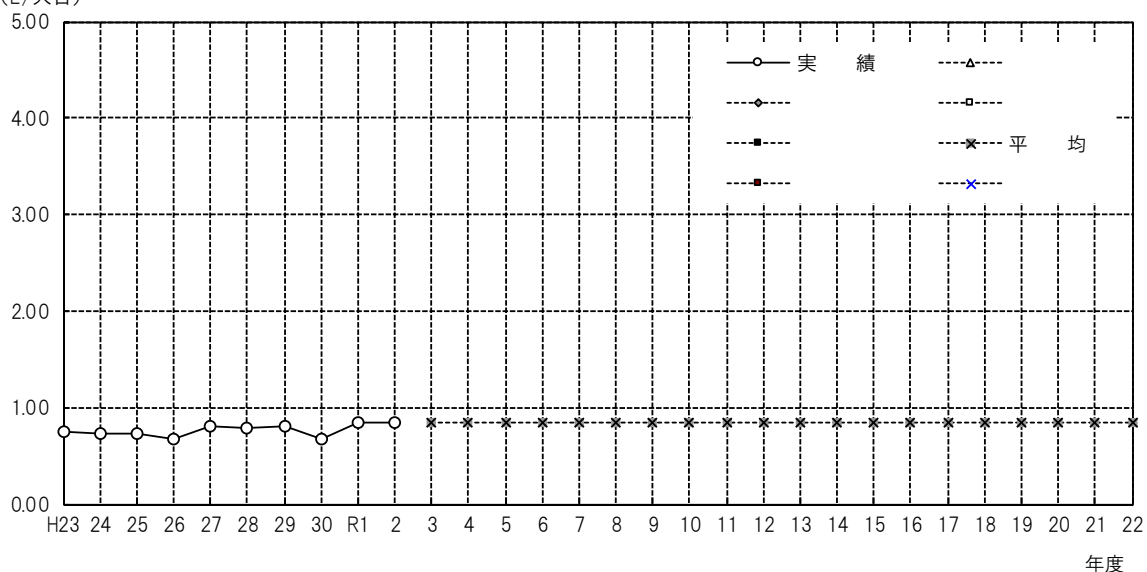
年 度	H28	H29	H30	R1	R2
農業集落排水施設汚泥(志谷苑処理)原単位	0.78	0.80	0.67	0.84	0.85
前年差	—	0.02	-0.13	0.17	0.01
前年比	—	1.02564	0.83750	1.25373	1.01190
採用データ	不採用	不採用	不採用	○	○

推計式及び推計結果

(L/人日)

推計方法	推計式	R13	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
平 均	Y=0.85	0.85	○	-
-	-	-		-
-	-	-		-

(L/人日)



農業集落排水施設汚泥(志谷苑処理)原単位の推計結果